

平成29年第7回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 招集日 平成29年12月 8日
2. 場 所 西会津町役場

第1. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成29年12月 8日
2. 閉 会 平成29年12月14日
3. 会 期 7日間

第2. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

|    |     |     |     |     |     |     |     |     |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1番 | 三 留 | 満   | 6番  | 猪 俣 | 常 三 | 11番 | 青 木 | 照 夫 |
| 2番 | 薄   | 幸 一 | 7番  | 伊 藤 | 一 男 | 12番 | 荒 海 | 清 隆 |
| 3番 | 秦   | 貞 継 | 8番  | 渡 部 | 憲   | 13番 | 清 野 | 佐 一 |
| 4番 | 小 柴 | 敬   | 9番  | 三 留 | 正 義 | 14番 | 武 藤 | 道 廣 |
| 5番 | 長谷川 | 義 雄 | 10番 | 多 賀 | 剛   |     |     |     |

2. 不応招議員

な し

平成29年第7回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

平成29年12月 8日（金）……5～8頁

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告  
陳情の受理、委員会付託
- 日程第4 管外行政調査実施報告
- 日程第5 例月出納検査報告
- 日程第6 付議事件名報告
- 日程第7 提案理由の説明

平成29年12月11日（月）……9～63頁

- 日程第1 一般質問（三留満、秦貞継、薄幸一、三留正義、猪俣常三）

平成29年12月12日（火）……65～122頁

- 日程第1 一般質問（小柴敬、伊藤一男、長谷川義雄、多賀剛、青木照夫）

平成29年12月13日（水）……123～173頁

- 日程第1 一般質問（荒海清隆、清野佐一）
- 日程第2 議案第1号 西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第2号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第3号 議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第5号 西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第6号 本町財産区財産の管理及び処分に関する条例等を廃止する条例
- 日程第8 議案第7号 平成29年度西会津町一般会計補正予算（第5次）
- 日程第9 議案第8号 平成29年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第3次）
- 日程第10 議案第9号 平成29年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3次）
- 日程第11 議案第10号 平成29年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第3次）

平成29年12月14日(木) ……175~214頁

- 日程第1 議案第11号 平成29年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第1次)
- 日程第2 議案第12号 平成29年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算  
(第3次)
- 日程第3 議案第13号 平成29年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第3  
次)
- 日程第4 議案第14号 平成29年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算  
(第3次)
- 日程第5 議案第15号 平成29年度西会津町水道事業会計補正予算(第1次)
- 日程第6 議案第16号 地方創生拠点整備交付金事業菌床培養施設整備工事請負  
契約の変更契約について
- 日程第7 議案第17号 西会津町ケーブルテレビ施設の管理に係る指定管理者の  
指定について
- 日程第8 議案第18号 西会津国際芸術村の管理に係る指定管理者の指定につい  
て
- 日程第9 議案第19号 喜多方地方広域市町村圏組合規約の変更について
- 日程第10 報告第1号 委任専決処分事項
- 日程第11 政策提言調査特別委員会の設置について
- 日程第12 政策提言調査特別委員会委員の選任について
- 日程第13 陳情第3号 町道向原川口線の改良工事に関する陳情
- 日程第14 陳情第4号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書採択に関する  
陳情
- 日程第15 総務常任委員会の継続審査申出について
- 日程第16 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第17 議会広報特別委員会の継続審査申出について
- 日程第18 小中一貫教育調査特別委員会の継続審査申出について
- 日程第19 政策提言調査特別委員会の継続審査申出について



平成29年第7回西会津町議会定例会会議録

平成29年12月 8日(金)

開 会 10時00分  
散 会 11時28分

出席議員

|    |         |     |         |     |         |
|----|---------|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 三 留 満   | 6番  | 猪 俣 常 三 | 11番 | 青 木 照 夫 |
| 2番 | 薄 幸 一   | 7番  | 伊 藤 一 男 | 12番 | 荒 海 清 隆 |
| 3番 | 秦 貞 継   | 8番  | 渡 部 憲   | 13番 | 清 野 佐 一 |
| 4番 | 小 柴 敬   | 9番  | 三 留 正 義 | 14番 | 武 藤 道 廣 |
| 5番 | 長谷川 義 雄 | 10番 | 多 賀 剛   |     |         |

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職指名

|        |         |            |         |
|--------|---------|------------|---------|
| 町 長    | 薄 友 喜   | 会計管理者兼出納室長 | 長谷川 浩 一 |
| 総務課長   | 新 田 新 也 | 教育長職務代理者   | 五十嵐 長 孝 |
| 企画情報課長 | 矢 部 喜代栄 | 学校教育課長     | 会 田 秋 広 |
| 町民税務課長 | 五十嵐 博 文 | 生涯学習課長     | 石 川 藤一郎 |
| 健康福祉課長 | 渡 部 英 樹 | 代表監査委員     | 佐 藤 泰   |
| 商工観光課長 | 伊 藤 善 文 |            |         |
| 農林振興課長 | 玉 木 周 司 |            |         |
| 建設水道課長 | 成 田 信 幸 |            |         |

会議に職務のため出席した者の職指名

|        |         |         |       |
|--------|---------|---------|-------|
| 議会事務局長 | 渡 部 峰 明 | 議会事務局主査 | 物 永 毅 |
|--------|---------|---------|-------|

## 第7回議会定例会議事日程（第1号）

平成29年12月8日 午前10時開会

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告  
陳情の受理、委員会付託

日程第4 管外行政調査実施報告

日程第5 例月出納検査報告

日程第6 付議事件名報告

日程第7 提案理由の説明

散 会

（全員協議会）

（議会広報特別委員会）

○議長 おはようございます。

ただ今から平成 29 年第 7 回西会津町議会定例会を開会します。(10 時 00 分)

開会にあたり一言あいさつを申し上げます。

議員各位には、公私まことにご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望いたしますとともに、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げまして開会のあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、渡部峰明君。

○議会事務局長 おはようございます。

ご報告いたします。本定例会に、町長より別紙配付のとおり 19 件の議案及び 1 件の報告事項が提出され、受理しました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、陳情 2 件であり、陳情の要旨等はお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

本定例会の一般質問の通告は、12 議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査結果については、監査委員から報告があり、その写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育長職務代理者、監査委員に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育長職務代理者からは学校教育課長、生涯学習課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理いたしました。以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、3 番、秦貞継君、13 番、清野佐一君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 14 日までの 7 日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 12 月 14 日までの 7 日間に決定しました。

日程第 3、議長諸報告を行います。

9 月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

次に、陳情の受理、委員会付託について申し上げます。

本日までに受理しました陳情は 2 件であります。会議規則第 93 条の規定により、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、委員会に付託いたします。

日程第4、管外行政調査実施報告を行います。各常任委員長の報告を求めます。

報告は総務常任委員会、経済常任委員会の順で行ってください。

総務常任委員会委員長、多賀剛君。

○総務常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 経済常任委員会委員長、荒海清隆君。

○経済常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

まずはじめに、総務常任委員会。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 続いて、経済常任委員会。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって管外行政調査実施報告を終わります。

日程第5、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、佐藤泰君。

○監査委員 (例月出納検査結果報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第6、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配布の議会定例会議案付議事件の記載のとおりであります。

日程第7、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。(11時28分)



平成29年第7回西会津町議会定例会会議録

平成29年12月11日(月)

開 議 10時00分  
延 会 16時00分

出席議員

|            |            |             |
|------------|------------|-------------|
| 1番 三 留 満   | 6番 猪 俣 常 三 | 11番 青 木 照 夫 |
| 2番 薄 幸 一   | 7番 伊 藤 一 男 | 12番 荒 海 清 隆 |
| 3番 秦 貞 継   | 8番 渡 部 憲   | 13番 清 野 佐 一 |
| 4番 小 柴 敬   | 9番 三 留 正 義 | 14番 武 藤 道 廣 |
| 5番 長谷川 義 雄 | 10番 多 賀 剛  |             |

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職指名

|        |         |            |         |
|--------|---------|------------|---------|
| 町 長    | 薄 友 喜   | 会計管理者兼出納室長 | 長谷川 浩 一 |
| 総務課長   | 新 田 新 也 | 教育長職務代理者   | 五十嵐 長 孝 |
| 企画情報課長 | 矢 部 喜代栄 | 学校教育課長     | 会 田 秋 広 |
| 町民税務課長 | 五十嵐 博 文 | 生涯学習課長     | 石 川 藤一郎 |
| 健康福祉課長 | 渡 部 英 樹 | 代表監査委員     | 佐 藤 泰   |
| 商工観光課長 | 伊 藤 善 文 |            |         |
| 農林振興課長 | 玉 木 周 司 |            |         |
| 建設水道課長 | 成 田 信 幸 |            |         |

会議に職務のため出席した者の職指名

|        |         |         |       |
|--------|---------|---------|-------|
| 議会事務局長 | 渡 部 峰 明 | 議会事務局主査 | 物 永 毅 |
|--------|---------|---------|-------|

## 第7回議会定例会議事日程（第4号）

平成29年12月11日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（各常任委員会）

（一般質問順序）

- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 三留 満   | 2. 秦 貞継   | 3. 薄 幸一   |
| 4. 三留 正義  | 5. 猪俣 常三  | 6. 小柴 敬   |
| 7. 伊藤 一男  | 8. 長谷川義雄  | 9. 多賀 剛   |
| 10. 青木 照夫 | 11. 荒海 清隆 | 12. 清野 佐一 |

### 【常任委員会会場】

- 総務常任委員会…… [議員控室]（第1会議室）
- 経済常任委員会…… [議会委員会室]

○議長 おはようございます。

平成 29 年第 7 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席につき、発言を求めてください。

1 番、三留満君。

○三留満 皆さん、おはようございます。

1 番、三留満です。2 件、質問事項を提出しております。順次質問をいたします。

まず最初に、旧尾野本小学校講堂に関する町長発言と若者定住化促進住宅基本構想についての整合性について伺います。

9 月 24 日に旧尾野本小学校講堂において、和太鼓コンサートが行われました。大変多くの方々がお集まりになり、盛会裏に行われ、西会津中学校の生徒さんが、初めて和太鼓の演奏を行い、大変な喝采をあびて、今後の将来に期待を持たせるような内容でありました。

その場において、薄町長が招待者としてのあいさつをされたわけではありますが、このなかで、この講堂を保存し、コンサート等で活用を検討していきたいというような趣旨の発言をされております。この発言の真意をお伺いいたします。

この旧尾野本小学校跡地利用については、平成 29 年度予算において、若者定住化促進住宅として整備するための基本構想策定事業が予算計上され、全会一致で承認をされております。この若者定住促進住宅整備構想は、喫緊の課題である人口減少対策に、現在最も具体的な成果が期待できるものと私は考えておりますが、講堂をコンサート等で活用となれば、当事業の実施は困難になると考えられますが、町長の見解をお伺いいたします。

2 点目は、小学校プールについてであります。9 月定例議会全員協議会において、白紙化として屋根付き、屋根なし、設置場所を含め再検討するとのことでありましたが、その後どのような検討がなされているのか伺います。特に 9 月議会で 3 番、秦議員が問題提起をされました、40 年、50 年後を見据えた地域や子どもたちに愛されるプールと、これについてはどのような検討がなされましたか、お伺いをいたします。

以上であります。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 1 番、三留満議員のご質問のうち、旧尾野本小学校講堂と若者定住促進住宅基本構想についてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、旧尾野本小学校の講堂の活用方針につきましては、本年 3 月の町議会定例会一般質問において、三留議員の旧尾野本小学校跡地の利活用についてのご質問に答弁申し上げたところでありますが、旧尾野本小学校の講堂は、老朽化の進行やコンサートが行える施設に改善するには、消防法や建築基準法に適合させる必要があり、多額の改修費用が見込まれること等により、有効な活用方法がない場合は、平成 24 年度に策定いたしました廃校施設等利活用計画に基づき、解体することも視野に入れ検討するとしているところでございます。

しかしながら一方では、木造である講堂の建造物としての希少性や、音楽ホールとして優れてい

る点に価値を見出し、有効活用を図りたいという音楽に関する活動団体からの要望もあることから、利活用の可能性についても十分に調査・検討したうえで判断してまいりたいと考えております。

次に、今年度当初予算において計上いたしました旧尾野本小学校跡地を活用した若者定住促進住宅基本構想策定事業であります。本事業は、保育から小、中学校まで連携した施設が森野地区に整備されたことにより、子育て世代の利便性の向上が図られることになったことから、子育て世代の移住・定住を促進するため、旧尾野本小学校跡地に若者定住促進住宅の整備に向けて、規模や敷地配置などの基礎的な調査を実施する事業として計画したところであります。

一方で、町内の企業等では雇用の確保が大きな課題となっており、特に町外からの若い世代の雇用が確保できるように、町に対して居住環境整備への支援が望まれているところであります。このようなことから、町では、これまでどおり若者定住に向けた住宅整備の方針に変わりはありませんが、その整備場所については、子育て世代の利便性のほか、雇用の確保の面から町内企業等へのニーズ調査を行いまして、その結果を踏まえ、旧尾野本小学校跡地がよいのか、あるいは別の場所がよいのかを総合的に判断する必要があるとしたところであります。

そのため、当初予算に計上いたしました若者定住促進住宅基本構想策定事業につきましては、今年度は見送りいたしまして、ニーズ調査等により基本的な課題を整理した上で、改めて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 1番、三留満議員のご質問のうち、小学校プール整備事業についてお答えいたします。

まず、西会津小学校プールの建設場所や形態等につきましては議員ご指摘のとおり、関係者のご意見等をお聴きしながら決定することとしております。このことから、10月26日には小学校のPTA役員を対象に、11月28日と12月6日は保護者を対象に説明会を開催し、ご意見をいただいたところであります。

いただいた意見の中には、緊急時の避難口の設置など、実施設計に盛り込むべき意見などもあり、有意義な説明会になったものと考えております。しかし、残念ながら説明会に出席された保護者の数は少ない状況でありました。

このことから、新たに意見をいただく方法としてアンケート調査などの実施を今後検討してまいる考えでありますのでご理解願います。

次に地域に愛されるプールについてのご質問ですが、プールという学校の一施設より、まず、地域に愛される学校であることが重要であると考えております。地域に愛される学校であれば、その付属施設であるプールもおのずと地域の方々に愛着を持っていただけるものと考えております。このためには地域の方々に学校を理解していただくことが重要であり、これまでも学校運営状況や各種行事などの情報を発信し、保護者や地域の皆さんにご理解をいただく努力をしてきたところであります。今後とも地域に根差した、愛される学校づくりに取り組んでまいる考えでありますのでご理解願います。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 それでは再質問をさせていただきます。まず、この講堂をコンサートホールとして利用

するという場合に、建築基準法、消防法に基づく設備、構造とする必要があるというような指摘がありました。このような構造にする場合に、では、いまの現状の原形は、そのまま保存できるということなのかどうか、まずお伺いいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまの質問でありますけれども、いまのままでは、私はあのままでは使えないと、あの施設をやっぱり活用するには、やっぱり相当の手直しをしないといけませんし、いろんな不足する部分の整理もあわせてやらないといけませんし、それだけではなくて、例えばそういうふうな施設に使うとなれば、当然、駐車場の整備とか、いろんな外構工事もあわせてやらないといけなくて、そんなふうに思っております。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 私もあそこのコンサートには何度か参加をさせていただいたわけですが、女性ミュージシャンが来られたときなんかは、トイレがない、衣装の着替える場所もないという、そんな話もありました。要は、あの建物以外はほとんど何もないというような状況のなかで行われてきたわけです。これをコンサートホールとする場合、先ほど町長お話されたように、トイレ、楽屋、小道具部屋、あるいは照明関係だって問題ありますよね。電気だって、前回ブレーカー落ちたみたいな状態もありました。音響設備、空調設備、管理棟や事務室といえますか、そして、おっしゃったような駐車場、こういうものをみな整備するということになったら、相当な大金が、私はかかるんじゃないのかなと思っていますけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 お答えをいたしますが、コンサートホールに限定したものの使い方という、私はそのような限定した考えは持っておりません。確かにあそこの施設を、いまお話されたように、もう控室もなければ、トイレもなければ、事務室もなければ、完全な形にするには相当な、やっぱり財源が必要になってきます。このことは非常に大きな課題になるわけでありましてけれども、ただ私は、壊すのはもう簡単です。壊すのはいつでも壊せる。しかし、あの木造の建物は、ほかに類を見ない建物でありますし、何とか利用する方法がないのか。やっぱりその努力をまず最初にしないとイケない。例えばの例でありますけれども、旧新郷中学校の木造校舎、あの施設が、いま国際芸術村で年間5,000人くらいの人が入る施設になっていますよね。

やっぱり第一次的には、やっぱり活用する方法をまず検討して、その後、いろんな判断のもとで、それが無理であれば、それは取り壊しという選択肢も、それは当然あることでありますけれども、いまは財源まで、どこまであの施設を使えるようにするには、どれだけのお金がかかるかというのは、全く試算も何もしていませんから、果たしてどれだけ金額がかかるか分かりません。それも非常にやっぱり大きな課題になるわけでありましてけれども、とにかく、いまは使う方法で、まず検討をしてみると、利活用できる方法で検討してみて、それで最終的に判断をさせていただきたいなど、そんなふうに思っています。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 いま年に1回か2回のコンサートなんかに使われているわけですが、実際にこれを活用する方法を考えたとした場合に、どの程度の利用が見込まれるのなかということになったときには、私は非常に危惧をする。そして、本当にあそこを利用して、それだけの維持費を賄えるような事業

に育てることができるのかと、町が毎年のように財源を補充しなければならないというようなことになりかねないのではないかと、そんな危惧を私はしておりますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 確かにいま現在の施設は、年に数回の利用であります。でも、それは整備されることによって、いろんな方法で人を呼び込める、私は施設になる可能性は、私はあると思っています。しかも、やっぱりあの施設を若い人たちが、何とか利用したいと、そういう若い人たちの夢ですね、それはやっぱり夢や希望をかなえてやるということも、やっぱり本気になって私は考えていく必要があるだろうと、そんなふうに思っております。

確かに建物を維持するには維持管理費はかかりますよね。それは将来の負担に残るようなことでは、そこもやっぱり将来考えなければなりませんけれども、まず、いまのコンサートに限った建物だけじゃなくて、もっともっといろんな、文化面のそういう事業といいますか、行事に私は使える施設ではないのかなと、そんなふうに考えております。

ですから、いまして来年度から整備をするというようなことではなくて、その可能性を最大限努力をしてみて、そして最終的な結論を出させていただけたいと、そういう考えでおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 古い家屋といいますか、このようなものの改修というのは、多くの場合、当初の見積もりどおりいくなんてことは、まず考えられない。大抵は何割増し、場合によっては倍もかかるというようなことも珍しくないことであります。

私は、いまいろんなイベントにせよ、西会津中学校の、あの素晴らしいホールもあります。町の公民館もあります。町の公民館は、もう既に耐用年数が過ぎているような状態で、耐震もDランクだと、建て替えを考えなければならない時期に来ているわけです。もしそれだけの、どのくらいかかるか分かりませんが、財源を投入するということであるならば、まちなかの活性化のためには、むしろ私は公民館をきちんとした改修をして、本当に町民の皆さんの、あの野沢のまちなかに集まれるような施設をつくることのほうが、私は大事じゃないのかと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 それは、まあいろんなお考えがおりますけれども、当然、町全体の活性化を考えるのは、これ当然のことですけれども、ただ、新しい公民館を建てるにしても、取り壊しの財源、あるいは建てる敷地の問題、あるいは、その新しい建物の財源、みんな財源が必要ですよね。将来的には、やっぱり財政計画を立てたうえで、必要とあれば、それは今後、そういう長期構想といいますか、長期的な考え方から、やっぱりそれは検討していかないといけませんけれども。だからといって、いまある施設を全て、全部取り壊してしまっているのか、私はあれは有効な財産だと思っています。

だからその財産をどうやって有効活用を図るか、ここが私はやっぱり、そちらのほうの考え方をやっぱり優先にしたうえで、将来的な町全体の計画をするというのが、そちらのほうは私は、私の考えですよ、私はそういう基本的な考えを持っております。

それで、西会津中学校のホールがあるとか、それはありますよね、公民館もありますけれども、ただ、木造の施設だということでの価値というのは、私はほかにはないわけですから、だからあとはその施設を、今度どう活用していくか、どれだけ活用して人を呼び込める施設にするか、それはこれからの先の話であって、いまからそんな施設をつくっても、人が1年に2、3回しか、例えばね、コンサートやらないところに、それだけの金をかけるのかというような議論になるわけですが、私はそれをすることによって、またそこに新たな若い人たちの夢や実現を、また新たなものが出てくるのではないのかなというような、そういう期待をこう持っているわけでもありますけれども、いまこれ、私が、あそこは完全に残しますと断定したものの言い方はしていないわけでありまして、これから活用できる方法をまず検討させていただきたいと、そのうえで財政的な問題とか、いろんな問題がありますから、それを考えたときに、果たして保管しておいたほうがいいのか、あるいは取り壊したほうがいいのか、それは最終的に判断をさせていただきたいというお願いをするわけですが、

あとは公民館については、これはやっぱり、いま統合小学校の建築、それから認定こども園、そして役場の庁舎ということで、いろんな大規模な財政投資をしていますから、その将来的なことも考えて、果たして、いつの時点で公民館を建てたらいいのか、あるいはどうしたらいいのかということを、やっぱりこれからその辺は十分に検討していかないといけないと、そんなふうに思っておりますので、あそこをやめて、すぐ公民館というような、私はそういう早急な考え方は、やっぱりちょっとここでじっくりものを考える必要があるのかなと、こんなふうに思っています。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 町長も町政の最優先課題は人口減少対策だと所信でも述べておられます。いまこの、私は若者定住促進住宅というのは、いま具体的に、そしてなおかつ、町が取り組もうとすれば、土地は町のものでありますから、取り組もうとすればそんなに難しい問題ではないはずだと私は考えております。

先般、ケーブルテレビを見ておりましたら、地域おこし協力隊の活動紹介があつて、塩川から通っている若い女性が、冬期間の通勤が心配だから、町内に住めればいいなみたいな、そんな話をされていましたが、

私は、おそらく町内の企業においても、そういう方が相当数いるんだろうと、いま企業は、西会津の企業は、そういう外からの人材を求めて、そしてそういう人たちの必要として、はじめて成り立っているというようなことも随分と聞きます。町がいま優先的に、そして重点的に取り組まなければならない課題は、私はここにあるのではないのかなと考えてこういう質問をしているわけですが、その辺はどうですか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 確かに、いま西会津町の最大の課題は、私は人口減少だと思っています。それで、その対策は、これからやっぱり早急に全力をあげて対策をしないといけないというふうに思っております、その1つとして、やはり若い人たちの定住住宅の整備というのは、私はその必要性は十分に理解しておりますし、先日ある企業の社長さんたちとお話をしたときにも、やっぱりその住宅の整備を、環境を整えていただきたいというようなお話もいただいております。

ただ私は、そこで、これは1番議員と違うところでもありますけれども、全て1箇所に集中すると

いうものの考え方は、私はどうなのかなと。それで、いま町のなかには、いろんな遊休施設、あるいは空き家があるわけですね。そういう施設をやっぴり有効に使うこともあわせて、やっぴりこれ検討しないといけないなど。それで、やっぴりこれからいろんなことをやるうえで、地域のバランスというか、全てあそこの尾野本の地区に、一局に整備をするというものの考え方は、私はこれはちょっと、それでいいのかなと。もう少しやっぴり各地区にバランスの取れたものの考え方をしないといけないのではないのかなという、そんなふうにも思っております、ただ、いまお話されたように、住宅の整備は確かに、これは急を要することだなというふうに思っております、このことをやらないわけではないので、これから平成30年度に向けてその作業をしまいたいと思っていますけれども。

それで、若い人たちの話を聞くと、それぞれ皆さんマイカーを持っていますよね。通勤にやっぴり20分、30分間、自分の車で運転するという時間が非常に大切なんだそうですよ。すぐめの前に歩いて行けるというのも、それも便利であるかもしれませんが、やっぴりそういう若い人たちの感覚のなかには、そういう何と言うんですかね、考え方もあって、必ずしもそういうふうに1箇所に全てまとめるということではなくて、私はもうちょっと地域的なバランスを考えたいので、住宅の環境を整備したいなど、そんなふうに思っておりますけれども、これは、いずれにしても早急にこのことについては、整備方針について策定をしないといけないなど、そんなふうに思っています。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 私は、あの尾野本小学校跡地の活用については、やはりあの認定こども園から中学校まで、あの素晴らしい教育ゾーンが存在を抜きにしては考えられない。それは若い人たちだけのことを考えれば、それもいいのかもしれないしね。あちこちにつくるのも。しかし、子どもたちやお母さんたちが、安心して、すぐ近くにそういう施設があるということは、私は非常に重要なことだし、町の大きなセールスポイントになる。せつかくのあれだけの素晴らしい施設をね、若い人たちが、じゃああそこなら子どもを預けるのもたやすい、そして安心して任せられる。そういう施設を私はあそこにつくるべきではないのかと、それによって子どもたちや、結婚して、じゃあそんなに素晴らしい施設や、そして整備された若者が住めるような環境があるなら、じゃあ西会津に住んでみようかと、そういう人たちを招き呼ぶ、あるいは地域からほかに出て行っている人たち、そういう人たちだって、じゃあ西会津にそういう環境があるのなら戻ろうかと。あるいは、いま西会津に育てている子どもたちが出て行く可能性だってたくさんあるわけですよ。そういう子どもたちが、じゃあ西会津に定住しようかと、そういう環境整備が、私は町の一つのシンボリックな町の取り組みとして、私はそれが必要だと。

確かに、いろんなところでバランスよくということはいいますけれども、私はもう少し、町としての方針として、あの教育ゾーンを活用しない方法はないんじゃないのかなと。そしてそれを目指して、人を呼ぶような政策が必要ではないのかなと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 お答えをいたしますけれども、そこが私と1番議員の見解の相違といたしますか、だと思っておりますが、いま中学校が統合して、小学校も総合して、保育所も統合しました。それで、統合しているいろんな弊害が出ていますよね。西会津町は別ですよ。いろんなことが統合して、その後にいる



んな問題が出てきている場合が、いろんな話を私も聞いています。必ずしも全て1箇所にとどめるというのは、皆さんそれは非常に、何と申しますか、いい方向にものを考えているところもありますけれども、私は一方で、逆に弊害になっている部分もあるのかなというふうにちょっと考えておりますけれども。

それで、確かにあそこに教育ゾーン、1箇所にとどめるというのは、それは確かに環境としてはいいかもしれませんが、果たして本当にあそこに全て1箇所にとどめることが、果たして本当にいいのかなと。あそこに、それじゃあコミュニティが創設と申しますか、コミュニティができますかと。やっぱりこれから地域のなかに入って、そのなかで子どもさんたちをみんなで育てるといふ環境を、やっぱり私はこれから必要ではないのかなと、そんなふうに思うと、やっぱりもう少し範囲を広げたなかで、そのなかで将来的なことをやっぱり私は考えたほうがいいのかなというふうに、これはその辺の考え方が、これはちょっと違うなというふうに、いまお考えを聞いていて感じましたけれども。

ただ、これからやっぱり構想をつくらないといけませんし、この構想をつくるには、それこそ皆さんの意見をお聞きしながら構想をつくらないといけませんし、私の考え、一方的な考え方だけではできませんけれども、ただ、やっぱりもう少し。そうじゃないと、私は地域が、もう崩壊してしまうと。このことをやっぱり考えないといけないと思うんです。

ですから、どちらに重点を置くか、この辺は議論の分かれるところでありましてけれども、もう少しやっぱり範囲を広めたなかで考えないといけないなというふうに私は思っていますが、ただ、この若者定住住宅の必要性については、もう本当にこのことは、いろんなところからお話をいただいていますから、早急にやっぱりその方針と申しますか、計画をつくらないといけないなというふうに思っているところは、ここは一緒でありますから、あとはそれを、これからの構想を決めるなかにおいて、皆さんのご意見をこれからお聞きして策定をしていきたいなど、そんなふうに思っています。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 構想を立てて、それが実際に実現化していくのに、どれくらいの時間を考えておられるか分かりませんが、私は、やはり早急にこの問題には対応すべきだと、これから計画を立ててどうするかというようなね、こととはちょっと違うんじゃないのかと。まず、具体的な成果が期待できることから取り組む、そして、もちろん町外のほかの部分、一局だけではまずいのではないかと町長はおっしゃいますけれども、まず現状、可能なことをまずやっていく、その過程のなかから新しいいろんな方法を見出していく。私はいまやらないとね、本当に手遅れになるんじゃないのかと、そんな思いをしています。本当に時間的な余裕があってやれるなら、それもいいでしょう。

我々も、いわゆる団塊の世代が、もう6、7年、5、6年、6、7年で、いわゆる後期高齢者という時代がきます。先日もある集落で、我々と同年代の方と話をしたときに、我々がもう現場離れたとき、どうなるんだろうと。この村、どうして維持していくんだろうと、そんな話が随分と出ました。それはいろんなね、地域の問題を含めて考えれば、少なくとも若い人たちの定住対策を、早急にまずやるべきことであって、やれる可能性のある部分にまず手を付けることのほうが、私は優先課題じゃないのかなと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 若い人たちの定住のためには、私は住宅だけじゃなくて、そのほかのいろんなこともやっぱり総合的に進めないといけないと、そう思っております。確かに住宅の部分は、ほかから呼び込むには、その必要性は十分考えておりますけれども、ただそれだけではなくて、もっとほかの部分でも、住宅だけできて、若い人たちが入れるか、来てくれるか、私はそうじゃないと思うんです。住宅も必要でありますけれども、そのほかの部分も含めて、仕事も含め、いろんなことを総合的に考えたうえで、やっぱり若者定住対策というのはしていけないといけないなど。住宅を建てればそれで若い人が来てくれるかという問題では、私はないと思っていますので、そこはやっぱり、もう必要性は十分に認識しておりますから、その辺は総合的に、これから早急に構想を決めていきたいなというふうに思っております。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 私とすれば、やはりあの教育ゾーンの活用と。せっかくね、あれだけの町の財源を投入し、そして時間をかけてつくった素晴らしい施設をね、やはりそれを最大限利用するような方法は、私はあそこをそういう若者定住化に考えるべきだということだけは述べさせていただきます。

次ですね、小学校プールについて伺います。先日、議会の初日に、全員協議会で、このプールに関しては相当な議論があったわけではありますが、私はこの議論のなかで、やはり抜け落ちていることは、前回のお話を伺っていると、小学校の授業のためのプールだというのが全面に出てきている。しかし、プールの問題は、実はそれだけじゃないということなんです。子どもたちの夏休みの過ごし方の問題なんですよ、これ。子どもたちにとって、夏休みのプールっていうのは、居場所であり水遊びの場であって、運動場でもあり、そういうもっと広い意味での捉え方をしていけないと、このプールの問題はいくら議論してもかみ合わない。そんな議論、意見はありませんでしたか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

夏休みのプールの利活用ということではありますが、平成24年に小学校、野沢小学校（の校舎）に統合となりました。その段階から、昔のような、夏になったらみんながプールに来て遊ぶと、そういった形ではなくて、プールと学習会をあわせ持った、そういった対応を進めてきたところであります。

ですので、さゆりに移った部分であっても、平成27、28、29、今年度も含めて、こういったプールと学習会、学習会には町内の先生方の、OBの先生方をお願いしまして、学力向上策もついでに実施してきたと、そういった経過がございます。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 私も、学校の授業のためのプールであるならば、屋根なんか必要ないです。必要ありません。十分それで対応はできると思います。しかし問題は、夏休みのあの土用の暑い時期のね、子どもたちがどう過ごしていくのかということを考えていけないと、この問題はなかなか見えてこない。

新しい小学校が出来て、一夏が過ぎて、保護者の皆さんが何人か私に言ったことがございます。子どもたちが行き場をなくしてしまったと。週何回か行っていたプールも行けない。そうすると、結局、家でゲーム三昧みたいな生活になると。午後になるとそれも飽きて、家のなかを走り回って、子どもがかわいそうだ。じゃあ、さゆりのプールに行けばいいといったって、みんながみんな保

護者が送り迎えできるわけではありません。そしてなかには、周りに仲間もいない子どもさんだっ  
てたくさんおられるでしょう。いま地域のなかで子どもがどんどん減っています。そういう子ども  
たちにとっては、もう行き場所がない、学校が、学校というよりも、プールが一つの子どもたちの  
居場所であり、自分たちの仲間と過ごす時間でもあるわけですね。だから、そういう捉え方をし  
ていかないと、このプールの問題は見えてこないですよ。

それで、私は、これ 40 年、50 年後を考えた、そのプールって一体何なのかということ伺いま  
したけれども、この、いま地球温暖化がこれだけ進んできて、いろんなことで教育環境も変わっ  
てきた。社会環境も変わってきた。2000 年の前後かと思うんですけども、東京の中学で、生徒たち  
が授業に集中できない、暑さのために。クーラーを取り付けてほしいと、保護者と一緒に教育委員  
会に要望したときに、教育委員会はあの当時、そういう環境のなかでも、自然環境に適応してい  
くことが大事なんだと、そういうところで育つということが、子どもにとっては大事なことだと、そ  
ういう返答をしたんですよ、あの当時。しかし、そしてたぶんあのときはクーラー入らなかったと  
思います。それから十数年経って、いまは多分ほとんどのところにクーラー入っていると思いま  
すね。

この西会津中学校もそうでしょ。いま 15 年前ですか、新設、新校舎、あの素晴らしい、周りから  
見て、みんな羨ましがったような、自治体関係者、教育関係者が、西会津はとんでもない素晴らし  
いものをつくりましたね。そんなことを皆さんおっしゃっていた。あれだけ素晴らしい施設のなか  
で、でもなかったのなんでしたか。空調設備なかったですよ。それが、2、3年前に取り付けら  
れましたよね。それだけ教育環境は変わってきたんです。

いま学校のプールにしても、私はさっきも言いましたように、学校の授業のことだけ考えるなら  
ば、屋根なんかいらないと、何とかあります。しかし、子どもたちは学校の授業の何倍も、土用の  
あの暑さのなかで過ごすことになるわけですよ、これから。そして、今世紀末には地球の温暖化が  
3℃だと、3℃以上あがると。あるいは予測によれば、もう 4℃以上あがると。いま国連のなかで  
は、何とか 2℃まで抑えましょうというような努力目標を掲げている。

ですから、これから 40 年、50 年の先を考えたときに、本当に子どもたちがそういう屋外で、土  
用のあの暑さのなかで、運動できる環境にあるのかなと。私はそんなことを非常に心配するとい  
いますか、危惧する。そんなことは、やっぱり教育現場では考えてはいないんでしょうか、伺います。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 プールなどの授業に利用します施設でございますが、こういった施設を整備する  
際は、これまでもご説明申し上げましたとおり、例えば小学校であれば、小学校の施設整備指針、  
文部科学省から出ておりますこの指針に則って進めてまいったところでもあります。このなかで、屋  
外プールという項目もございます。

いまほど三留議員がおっしゃられたように、上屋をかけるというような項目もございます。ただ、  
これは利用期間の延長や見学者等のために上屋をかけることも有効だということで、財政的に余裕  
のある部分とか、そういったところにつきましては、この上屋をかけることについて文科省とし  
ては、特に異論は挟みませんということで、実際、この施設に必要な部分につきましては、重要だ  
というような書き方で載っております。

今回の上屋につきましては、有効と。あくまでも子どもたちの安全安心、そういった部分につい

ては重要だということで、ここは抜け落としてはいけないよと、そういった形での指針が提示されておりました、これに則って西会津町のプールにつきましても整備を進めていきたいと、そのように考えております。

○議長 1 番、三留満君。

○三留満 今年の夏でしたか、若者の海離れですか、そんなことが言われて、海の家が成り立たなくなってきたなんてことをニュースでやっていました。これは私なりに解釈をすれば、まず若い女性たちが海に行かなくなった。当然、若い女性たちが行かなくなれば、若い男性も行こうとはしなくなりません。そして、そういう人たちは、いまどこに行っているのか。屋内プールや、そして最近ではナイトスイミングといわれているそうです。

じゃあその若い女性たちが、なぜ海に行こうとしないか。さんざん気象情報のなかでも、紫外線のことを指摘され、そして、特に土用、暑い時期になれば、外に出るときは紫外線対策を十分にしてお出かけましょうと。紫外線の対策をしたような衣服をまといましょとか。そういうさんざん宣伝されるわけですね。そして、直射日光に当たると肌が傷みます。将来的には皮膚がんの恐れもありますなんていうことを指摘されれば、女性たち、特に若い女性たちは行こうとしなくなるのは当たり前なんですよ、これ。

問題は、そういう女性たちが、今度はお母さんたちになって、そういうお母さんになった人たちが、真夏のがんがん浴びるような、体温を上回るような暑い温度帯の直射日光のなかで、子どもたちが土用の日々を過ごす、プールで過ごすということに対して、決して私は彼女たちが問題提起をするような時代が遠からず来るだろうと。我々は決してそういうことを、女性のそういう視点というものを軽くみではいけないと思いますよ。遠からず、私はそういう時代が来ると。

こういうことは、確かに行政の仕事として、判断としては、そこまで考える必要がないのかと思われるかもしれませんが、やはりそういう長期的な視点、3 番議員が言ったように、40 年、50 年、子どもたちに、本当にこのプールをつくってもらってよかったなと思えるようなプール。本当にそこまで考えていかないと、いずれ 20 年、30 年経ったときに、ああ、失敗だったと、私はそうなる可能性のほうがはるかに高いと考えていますけれども、そういうことは考えておりませんか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 40 年先、50 年先、子どもたちに愛されるプールということで、ただいまご質問をいただきました。そういった部分につきまして、まず、このプールを建設にあたったといいますが、建設がどうしてこれから始まったのかということになりますと、平成 28 年 1 月に子ども議会がありました。あのときに、6 年生の女子から、プールをつくっていただきたい。それはなぜか、それは、さゆり公園で自分たちのプールをすることで、一般の利用者に対して不便をかける。あと、我々も自由なプールがあれば、一生懸命勉強といいますが、体力向上もできるというようなことから始まったところであります。そういった部分でいきますと、まず、学校独自のプールをつくるのが先決であります。

それにつけて、あとは先ほど紫外線対策等もございます。確かに東京のほう、周りがコンクリートで固められたところ、あと保護者の方々が紫外線の部分で、十分に考えておられるところにつきましては、長袖のものを着用してプール活動をしているということがございます。ただ、あくまでも夏場、この太陽のもとでプールの授業を行うというのは、やはりカルシウムを取り、あとビタミン

ンDを取り、骨の生育を促すという部分もございます。

あと、1時間みっちり炎天下のなかで過ごしているだけではございません。いま想定しておりますのが、学年ごとにプールというものをやりまして、1クラスと2クラスが交互にやるわけなんです。1クラスがプールやっているときは、2クラスは日よけシェルターのなかでいて、その状況なり、あと、それからの先の部分については、先生方から指導を受けるということで、過度な日光に当たるような、そういった教育、授業の進め方ということも十分に考慮しながら進めていくということで、少なくなっているということで想定していると考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 40年、50年先のことを考えるというのは、これは、どちらかというと行政の問題というよりは、政治の判断なんです。我々も地方議会の末端であれ、やはり政治家の私は一人だと思っています。このような施設を40年、50年使う施設をつくらうとしたときに、やはりその将来の時代に耐えるような施設をつくるということは、我々の仕事でもあり責任でもあるんですよ。将来、失敗したというようなことを言われるような施設であってはならない。

私は、この地球温暖化というのは、決して我々が想定できるような簡単なものではないだろうと思っています。我々の想像できないようなことが起きる時代です。天候不順が、今回もあのような、耐雪型ハウスがあつという間に潰されるということが起きるわけです。我々はそういうことも想定したうえで、特に子どもたちの健康や安全に対しては最大限の配慮をしなければならない。それが、やはり我々の責任でもあるわけです。

私はそういう意味で、本当に将来的な視点に立ったときに、将来、悔いを残さないためにも、やはり屋根を付けたほうが間違いがない、そういうことになるだろうと私は考えていますけれども、これはどちらかというと、やはり町長の考え方を伺いたいと思います。いかがですか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 お答えをいたします。

プールについては、いろいろ議論がありました。確かに将来の予測、はたしてこれから気象がどんなふうになるのかと、このことも予測することは非常に難しいわけで、三留議員が言ったような、そういうふうになるのか、あるいは将来の予測のもとに改善されるのかどうか分かりませんが、ただ、私、思うには、確かに将来のことを考えたうえで施設の整備というのは、これは考えるのは当然のことだと思いますけれども、ただ、小学校の、いわゆる義務教育で使うプールについては、いわゆる文部科学省の定めた基準に基づいて、そこでもし健康被害があるとすれば、これは文部科学省から、いわゆる屋根を付けなさいとか、というような指示が当然あっていいわけですが、

ですから、やっぱりその辺は、これまた議論が非常に分かれるところでありましてけれども、私はやっぱり、西会津町のなかに、いわゆる学校のプールしかないということであれば、これはやっぱりものの考え方を変えないといけないなというふうに思いますけれども、西会津町には、いわゆるさゆり公園のプールが、屋内の、しかも365日使える温水プールがあるわけでありまして、そのことを考えたときに、やっぱり小学校のプールというのは、私は、いろいろ心配される点は十分理解できますけれども、文科省の定めた基準に合致していれば、そして、1年間にどれだけ、私、その

プールを使うのか詳しいあれは分かりませんが、もうちょっとその辺の考え方を、やっぱり基本に戻すというか、基本でいいのかな、原則論でいいのかなと、そんなふうに思っておりますし、確かに将来の予測まで、将来というのも、まさか天候の被害まで、私はちょっとそこまでは考えませんでしたけれども、やっぱりこれから維持管理の問題が出てくるわけでありまして、それで、何よりもやっぱり屋根付きにすることによって、いろんな課題が出てきているわけでありまして、ですからやっぱり、その課題を解決するためには、屋根付きでいいのかなというようなことで、これは再度アンケート調査等の調査をしたうえで結論を出すということにということになっていきますので、そこは、その結論を、ちょっと先延ばしになりますけれども、もう少し時間をいただいて、最終的な判断をさせていただきたいなど、こんなふうに思っています。

○議長 1 番、三留満君。

○三留満 それでは、最後になりますけれども、私はこのプールというのは、小学校の授業のためのプールではないと、小学生のためのプールだと、そういう立場に立って、そして、経費がかかると言いますが、それは子どもたちの健康や安全のための必要経費だと、私はそんなふうに考えを述べさせていただいて、私の一般質問を終わります。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 皆さん、こんにちは。

3 番、秦貞継です。本日は事前の通告に従い、町側に以下の点について質問いたします。

まずはじめに、町内の空き家についてであります。現在、町内にある空き家の状況について、以下の点をお伺いいたします。

1 つ目として、町は、周辺に危険を及ぼす可能性のある空き家の状況をどこまで把握しているか。また、危険と思われる空き家に対して、どのような対策を講じているか。

2 つ目として、有効活用できる空き家に対し、町はどのような活用対策を講じているか。

3 つ目として、今後、空き家対策の体制をどのように考えるのか、であります。

次に、町内の文化財の利活用についてであります。町内には多数の文化財が存在するが、その文化財の現在の状況と今後の利活用について伺います。

1 つ目として、町内から発掘された文化財の現在の状況は。

2 つ目として、町内に緊急に保存の手立てが必要な文化財はあるのか。

3 つ目として、今後、新たな指定文化財はありうるのか。

4 つ目として、町が考える今後の文化財利活用の方向性は、であります。

町側の明解な答弁、よろしくお願ひいたします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 3 番、秦貞継議員のご質問のうち、町内の空き家についての第 1 点目、第 3 点目のご質問にお答えをいたします。

町内の空き家につきましては、平成 27 年 6 月に自治区長の皆様のご協力をいただきながら、実態調査を実施したものをベースに、空き家となった家屋を追加し、その把握に努めております。

所有者に対しましては、固定資産税の納税通知書送付の際に、適正管理の文書を同封するなど、所有者の責任・責務について注意喚起をしているところであります。

平成 28 年度には、特に危険と思われる空き家 15 棟に対し適正な管理をお願いしてきましたが、

解体等の行為がなかったことから、建築の専門家による空き家の危険度評価を実施したところであり、この結果、11棟が空き家対策法に定める特定空家等と診断されたところでもあります。

危険空き家であります特定空家等と判定された建物の所有者等には、空き家対策の推進に関する特別措置法及び西会津町空き家等適正管理に関する条例に基づき、現在、指導を実施しているところであり、それでも適正な管理がされない場合は勧告、命令へと進むこととなります。

次に、今後、空き家対策の体制をどのように考えるのかとのご質問にお答えいたします。

空き家は、財産権で保障された個人財産であると同時に、一方で適正な管理が行われない場合は、危険物という一面を持ち合わせているものと認識しております。行政は、所有者の財産権を尊重しながらも、住民の安全な生活、生活環境の保全に努めなければなりません。そのためには、建物の保全管理を促し、また一方で、利用可能な空き家についての利活用が重要であると考えます。

1つ目の生活環境に関する空き家対策を町民税務課で、2つ目の地域活性化に関する空き家の再生については、商工観光課で対応する体制としており、いずれも空き家所有者のご意見を聞きながら、空き家等の適正管理、利活用に努めてまいりますので、ご理解願います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 3番、秦貞継議員のご質問のうち、第2点目の空き家の活用対策についてお答えいたします。

町は危険家屋の実態把握と空き家活用に向けて、平成27年度に空き家調査を実施し、491件の住宅の空き家を把握したところでもあります。その空き家の所有者に対して空き家バンクへの登録の有無について意向調査を行い、このうち、売買・賃貸の希望があり、かつ空き家の相続や建物・土地の不動産登記など売買に必要な手続きが満たされている物件をこれまで登録してきたところでもあります。

また、一昨年10月より設置しました定住・移住総合支援センターにおける移住コーディネート、空き家バンクホームページの内容の充実のほか、定住促進助成事業補助金、空き店舗及び空き家利活用事業補助金、お試し移住住宅の設置などの各種事業を総合的に推進し、町内外の空き家を買いたい・借りたい方への情報提供、PRを行ってきたところでもあります。

このような取り組みの結果、これまで、空き家バンク事業においては登録物件は9件で、うち3件について売買契約が締結され、定住促進助成事業補助金の中古住宅取得・清掃費用の補助金は10件、空き店舗・空き家活用補助金については2件が活用されたところでもあります。また、定住・移住総合支援センターでは、現在まで相談件数は95件、10組16人の移住をコーディネートしております。

今後も空き家情報を収集し、効果的な情報発信と移住コーディネートを行いながら、さらなる移住・定住の促進と空き家の活用につながるよう取り組んでまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 3番、秦貞継議員の町内の文化財の利活用についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、町内から発掘された文化財の状況ですが、町内には89箇所の遺跡が確認されており、内16遺跡で発掘調査を行っています。その内、町が調査を行った13遺跡の遺物については、旧新郷小学校で保管し、県が調査を行った3遺跡の遺物については、福島県文化財センター白河館「ま

ほろん」に保管してあります。

次に、緊急に保存の手当てが必要な文化財につきましては、平成 27 年度に町内に存在する国・県・町指定重要文化財の現況調査を一斉に行いました。その結果を受け、杉木之覚碑の扉の修理や、地境の柿の木の倒壊防止策を速やかに行ったところであります。

今後とも老朽化などで修繕等が必要な文化財が発見された場合は、所有者と協議しながら適切に対処してまいります。

次に、新たな指定文化財についてであります。本年 10 月に開催しました西会津町歴史文化講演会・シンポジウムの中で専門家の先生方から、芝草・小屋田遺跡及び上小島遺跡から出土した土器等は、県指定重要文化財に相応しいとの評価をいただいております。これを受け、町としましては、2 遺跡の出土品を県指定の候補として関係書類を提出したところであり、県指定を目標に必要な手続きを踏んでまいります。

最後に、今後の文化財利活用の方向性についてであります。現在、町では文化財保護・活用のマスタープランとなる歴史文化基本構想を年度内完成に向け、策定中であります。完成後は、基本構想の方針に則り、文化財を地域の宝として保存・継承して行くとともに、地域づくりの資源として活用してまいる考えでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 私もちよっと町内を歩くことがあつときに、あちこち歩いて、私がまだ 20 代の頃はあんなにいっぱいあった家や人がいなくなって、人が住んでいたはずの家が、がらんとしているのを何件も何件も見て、寂しいなと思っているところに、町と議会との懇談会で、空き家に対してどうなっているんだというお話が出たところから、この話が始まったのか経緯です。

いろんな問題、空き家に関しての問題があると思いますが、まず、空き家が増えたこの背景というんですか、また要因というんですか、私が調べた喜多方市の空き家対策基本方針というのを見せてもらったんですけれども、喜多方の近隣町村なんかの空き家率なんかも出ているんですけれども、西会津町、かなり高いと思うんです、空き家率が。この増えた原因というんですか、確かに少子高齢化もあるとは思いますが、それだけではないと思うんですけれども、そういった背景とか要因というのは、町側はどのように捉えていらっしゃるんですか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

空き家増加の要因ということでございますけれども、担当課といたしましては、やはり議員おっしゃいましたように、第 1 は人口減少による増加ということで、やはり後継者の方、お子さんが、やはり町外に出てらっしゃったりという関係で、そのやはり空き家、お年寄りの方が亡くなられて増えているというのが実態であると認識しております。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 分かりました。ただ、答弁いただきましたけれども、空き家で 491 件の住宅が空き家になっているということなんです。空き家になっているだけならまだいいんですけれども、周辺に、要は悪影響を及ぼすような空き家の事例も何件かお聞きしていますが、この、要は倒壊も含めてなんですけれども、それ以外にもそうですけれども、例えば地域住民から、こういう迷惑な、空き家のせいでこういう迷惑を被っているんだというようなお話や、そういった状況といのは、町側は



捉えていらっしゃるんですか、どこまで把握されていますか。そこをお聞きします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

先ほどご答弁のなかで、特定空き家という部分で申し上げました。これにつきましては、町で空き家の調査を実施して、その後、それらの該当物件につきまして、これは中に入ることはできませんので、目視による現地調査をさせていただきました。その結果、15棟が、やはり外観上、ちょっと相応しくないような物件だということで、その15棟に対して、所有者の同意を得て、中に立入等させていただいて、その結果、11棟が特定空き家というふうな部分で診断をさせていただいたところでございます。

あと、ほかに特定空き家に限らず、例えば建物等はしっかりしておりますけれども、窓が割れて、中に有害鳥獣等が入り込んで、迷惑になっているというような情報もいただいております。これらにつきましては、やはり危険案件ではございませんけれども、その所有者の方に連絡を取って、その適正な対処を促しているというような事例もございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 この特定空き家という言葉の意味について詳しくお聞きしたいと思うんです。私も最初、これ聞いたときに、じゃあ特定空き家と空き家の違いがどうなのかなとか、例えば、特定空き家に指定されたら、今後どうなるのかなということ、町民の皆さんになかなか理解されていないと思うんです。その特定空き家になるか、ならないか、なったとしたらどうなるかということ、例えば税金の面とか、例えば行政代執行というお話もお聞きしておりますけれども、そこに、最終的には行政代執行に行くとは思いますが、そこに行き着くまでの流れというんですか、それだけちょっと簡単に説明していただけますか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

まず、特定空き家という部分でございまして、簡単に申し上げまして、その危険、ほかへの危険を与えるようなもの、あとは景観上、やはり周囲の景観を阻害してしまうようなもの、これらについて特定空き家というふうに国のほうでも定めております。

その特定空き家につきましての対処ということでございまして、簡単に流れということでご説明をしたいと思いますけれども、まずその特定空き家に認定された場合に、やはり行政側の手順といいますか、そういうのがございます。まず、ご相談等をその前段でお知らせをしておりますけれども、その後、指導、助言、いま現在行っていますその特定空き家に対しての指導、助言という部分。それがされましても、なかなか手当していただけない場合については、行政での勧告という部分になります。その勧告で、また適正に対処されない場合ということで、今度は命令というような形になりまして、だんだんその権限といいますか、それを強めていくような形になります。その命令をしても対処されない場合は、議員おっしゃいましたように、行政代執行というような形で、行政側がその解体等を実施しまして、その請求費用につきましては、所有者に請求するというような流れになってございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 1つ心配なのが、いま、要は危険を及ぼしている空き家なので、持ち主の方に、いまも

町の方々がいろいろアクションを起こして、例えば取り壊すなり、売っていただくなり願いますということをしているにも関わらず、なかなか進んでいないというのが実情ですね、400 何十件もあって、まだほとんど、もう 100 件にも満たない、10 数件しか、例えば、あとで商工観光課さんにも質問しますが、例えば他人に貸したりとか、売ったりしてもいいよという、そういうふうに譲って、町の発展のために役立ててくださいなんていう人がいっぱいいるのかなと思うと、なかなか進んでいない。じゃあ取り壊すのかと思うと、取り壊すわけでもない。もともとは確かに個人の財産ですから、その壊す、壊さないの判断は個人なのかもしれませんが、それが周辺住民に危険を及ぼして、それを早く、こういうふうにしたらどうですか、こうしたらどうですかという町の提案に対してもやらない。たぶんそれというのは、倒壊の、例えば恐れがあるとか、こういう危険があるよと、どうしましょうか、要は壊さないとまずいですよというお話をしても、なかなか壊していただけない。

それで、たぶんだと思いますが、その二の足を踏む、壊そうかどうか、でもなかなか倒壊しそうな家を壊していただけない理由のなかというのは、やっぱり解体にかかる費用というのが非常に大きいと思うんです。たぶん 2 万円、3 万円のできるのであれば、皆さんさっとやると思うんですが、そんな金額で、なかなか倒壊建屋を壊すことはできない。それで、二の足を踏んで、結局、お金をなかなか出していただけない、壊していただけない人の家を、町が行政代執行で壊して、じゃあ費用を本人に請求した場合って、私はそれって回収できるのかどうか非常に不安なんです、その辺は町側はどのようにお考え、もしくは条例等があるのであれば教えていただきたいと思います。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

費用請求の部分についてでございますけれども、これは法律にも明記されておまして、強制徴収ができるということが定められております。これにつきましては、税、国税徴収法に基づいてでございますけれども、その関係で、代執行法、行政代執行法の第 6 条で強制徴収が定められておまして、これに基づいて、税のように、例えば預金、財産の差し押さえ等で強制徴収ができるということでされておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 3 番、秦貞継君。

○秦貞継 そこまでであれば大丈夫だとは思いますが、やっぱりそういったことも含めて、この議場の場でももちろんですけども、やっぱりある程度の分かりやすい情報として、その空き家の持ち主だけではなくて、やっぱり町民に知らしめることも大事だと思うんです。その空き家の持ち主だけが知っていたりとか、関係者だけが知っているんじゃないかと、周りの方々も、こういうふうな、例えば自分の家でも、例えば今後、放っておくとかいうふうになっちゃうんだよ、後で、町で壊してもらえるのかと思ったら、その費用は必ず財産差し押さえでしたか、預金の調査もされて、行く行くは徴収される、要はいつかは払わなくちゃいけなくなるんだよということに関しては、よく、やっぱりパンフレットをつくるなり、ホームページ上で説明するなりして、公開して、皆さんの共通認識として持つべきだと私は思うんですが、そういったことは、いまは、例えばホームページ上とか、以前、各戸に配布していただきました、こういったところにはあまり詳しく書いてなかったと思うんですけども、そういった資料等というのは公開されていらっしゃるでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長　　お答えをいたします。

秦議員もいまほどご提示いただきましたように、平成26年10月に町の条例できましたときに、その条例の内容等、明記したものを各家庭のほうに配布させていただきました。そのなかには、読んでいただくと、なかに行政執行といますか、代執行の部分も出てくるわけでございますけれども、空き家については、いろいろ近年も、全国的にそうですけれども、いろいろな問題が起きております。議員のご提言も踏まえながら、例えば広報紙等で、詳しく説明するですとか、あと、ホームページで掲載するですとか、そういった手法も今後検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　　3番、秦貞継君。

○秦貞継　　分かりました。ぜひ分かりやすく、要は、我々が知っている行政の単語だけを並べるんじゃないくて、この意味というのはどういうものかというのを、やっぱり読んでいただける方にも分かりやすく掲示して、理解していただくことが大事だと思いますので、なるべく早急に取り組みられたほうがいいと思います。

その内容に続くと思うんですが、私も昨日、何箇所か歩いて、実際にその空き家を見てきました。危険といわれる場所も、その地域の方々からいわれている、ここの家、困っているんだよねなんていう話に関して、やっぱり自分で見なくちゃ気が済まないものですから、見に行ってきたんですが、その危険じゃないかなと思われる家を見ていて、その共通したところなんですけれども、これもうちょっと早く手を打ってれば、例えば早いうちに、売っていただけませんかとか、例えば、こういう補助金制度があって、譲ってもらえるんだとこういうふうに、所有者さんの負担もなく進められますとか、そういった手を打つことによって、早いうちから、例えば第三者ですかね、移住・定住の方々に使ってもらおうとか、町内の方々が中古物件を買うのに利用してもらおうとかという手を早く打ってれば、私、こんなにガタガタになるまでならなかったのになと思うところが多々ありました。

それ、売ってもらおうか、売ってもらわないかもそうですけれども、やっぱり、早いうちに、スピーディーな要は調査をして、この物件がなぜ空き家になっているのかとか、じゃあこの空き家を利活用するにはどうしたらいいのかという、まず第1番目の調査を早めにやるのが、私は重要だと思ったんですけれども、それに関して町側はどういうふうに捉えていらっしゃるんですか。

○議長　　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　　空き家に対する利活用というか、意向調査の実施ということに関してお答えしたいと思います。

商工観光課としては、利活用という部分から、平成27年に調査しました491件の空き家があるということが判明しました。そのデータに基づきまして、商工観光課といたしましては、その空き家バンクへの登録の意向について、その491件の方々に対して、全部アンケート調査を平成27年の12月から平成28年の8月にかけて調査を実施いたしました。その結果を踏まえまして、その結果なんですけど、まず、空き家バンク事業の登録を希望しているという方は52件、ですので、491件に対して、割合としては10.6パーセント程度と言う形になっております。またそこには、解体したいという方もいらっしゃるんですけど、その方は、13件ということの形となっているということでございます。

その結果を踏まえまして、その52名の方々に対しまして、空き家バンクへの案内を行いました。そのの方々に対しては、電話、あとはヒアリング等、あとその物件について現状を把握いたしまして、物件の掘り起こし作業をこれまで進めておりました。それとあわせまして、福島県の宅建協会の喜多方支部と共同で、その物件を、住める物件かなという部分をあわせて調査もしてまいりました。

その結果、これまで、本年の12月1日現在でございますが、所有者が空き家バンクへの登録申請件数としては、22件。申請件数です。対して、先ほども申し上げましたが、その全ての条件が整いまして、空き家バンクに登録した件数は、先ほどご答弁申し上げましたが、9件というような結果になったということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 分かりました。非常に詳しいデータ、ありがとうございます。

ちょっと質問がとびますが、本町の空き家対策においてなんですが、平成26年の10月からスタートすると、このパンフレットはいただきましたけれども、それ以外に、例えば空き家対策に関して、例えば、うちの町はこういうふうに、例えば利活用していきますよ、こういうふうに進めていきますよという基本方針みたいなものは作成されましたでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

まず、空き家等の適正管理に関する条例につきましては、議員おただしのおり、平成26年から施行してございまして、それに基づいた管理等を実施しているところでございます。ただ、その利活用の部分につきましては、空き家情報の共有、町民税務課と商工観光課のほうで共有を図りながら、その利活用等については、今後も、どういった部分ができるのかということも含めまして協議しながら、検討しながら作成をしていきたいというふうを考えてございます。

それとあと、議員、先ほど税という部分で、ちょっと1点、すみません、私、答弁漏れがございまして、その空き家に対しても、当然、固定資産税が課税されるわけでございますけれども、それ、よく新聞報道等でもありますが、危険空き家等になった場合に、その固定資産税が高くなるというような報道、お耳にしたかもしれませんが、これにつきましては、その危険空き家等に該当し、助言、指導、勧告、命令というふうに行くわけでございますけれども、勧告がなされた時点において、その優遇制度が外されるという法律に沿った形でありますので、現在、宅地につきましては、住宅が建っていれば200平米までは6分の1、200平米を超えた部分については3分の1という特例がありますけれども、その特例が取り外されます。ですから、固定資産税が6倍というような報道がありますけれども、そういった部分での、税に関しての特例が、勧告を受けた時点で撤廃されるという部分でございます。ご理解いただきたいと思っております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 税の説明は分かりました。

手前の基本方針はつくっていなかったということですね。

参考までに、私、資料を調べていて、この喜多方市の空き家対策基本方針、一度ご覧になってください。ホームページ上で公開してございまして、印刷もできますし、19ページぐらいの資料なんですが、これすごく分かりやすかったです。喜多方市は、空き家の対策の目標と目的まで立てて、いまの現在の喜多方市はどういう状況で、全国はどうで、福島県はどうで、それで、そこに行き着くま

での流れといいますか、こういうの、結局、なぜこうなったのかの要因まで入っています。さらに、その要因に対して具体的にどう対処していくのか、市としてどう対応するのか、市民に対してはどういう説明を行っていくのかまで、すごく分かりやすく書いてあります。

我々もそうですけれども、これを見ると、こういう制度がありますという説明は確かにあるんですが、そうじゃなくて、やはり町民の方にも、先ほどから再三申し上げていますが、やっぱり分かりやすい資料をいつでも見られるような形で、共通認識として町民の方々に持ってもらうということが、今後、空き家を増やさないため、もしくは有効な利活用につながる要因だと考えますので、ぜひ、この基本方針というのは、今後、検討されてはいかかかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

議員おっしゃいました空き家等の、たぶん基本計画といいますか、その対策計画のようなものかと思えますけれども、これにつきましても、今後、町のほうで、その対策計画を策定してまいりたいと思えますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 ぜひそうしていただきたいと思えます。最後にそこに関してですが、先ほども出ましたが、壊れるか、壊れないかだけの問題じゃないんです。例えば雪崩が落ちてきて、隣の家のある部分を壊してしまったりとか、それで請求しようにも住んでいる人がどこにいるかわからない、連絡がなかなか取れないとか、確かに倒壊はしないかもしれないんですけども、その家のトタンやら何やらが通行人に、通行というか、通行する通路がある、歩道か何かに飛んできて、人がいなかったからよかったものの何ていうような事例もありました。

あと、先ほども申し上げましたが、サルの棲み処になったり、ハクビシンの棲み処になって、直接じゃないかもしれませんが、そのサルたちが近くの田畑を荒らしたりとかという事例もあります。これはやっぱり、確かに所有者の責任なんです。確かにそれは分かるんですが、先ほど言ったような条例や法律もありますので、そういったことをやっぱり理解していただく、すみません、町民の生命と財産を守るために、町の方々、すみません大変だと思えますけれども、ぜひ、今後努力させていただいて、対処、先ほども言いましたけれども、スピーディーな、ある程度、緊張感を持って、スピード性を持って取り組んでいただきたいと思えますので、それに関してお考えをお伺いいたします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

議員、いま申されましたように、例えば、先ほど申しましたように、有害鳥獣の棲み処になっていたり、あと一例ですけれども、今回あったんですが、雪によって雨樋が落下したというような情報を、町の私ども担当課のほうでは受けております。これにつきましては、やはり所有者の部分がございまして、町のほうからその所有者の方に対して、このようなことがありますよというような実情をお話して、その対処をしていただいているところがございますし、またその、行政の安全安心という部分につきましては、条例のほうにも緊急安全措置という部分がございまして、やはり、その所有者の方、遠くにいらっしゃる方もいらっしゃいますので、緊急安全措置で、これについては除雪であったり、危険物の撤去であったりと、これについてもやることができます。もちろんそ

のかかった経費については所有者の方にご請求をして、お支払いをいただくというようなことになっておりますけれども、その緊急安全措置についても、本当に緊急な場合については、行政として対応してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 危険空き家、特定空き家に関しては、そういうことですので、なるべく早い対応をよろしく願いいたします。

また、一番いいのは、空き家のまま、私が考えるのは、先ほども言いましたけれども、本当は使いたいなという人たちに気持ちよく使ってもらえることが一番いいと思うんです。人口の拡大にもつながりますし、ただ、現状を見ていますと、私の目から見ると、空き家の件数が増える割には、利活用があまり進んでいないように思えるんです。先ほどの件数、説明ありましたが、何か希望者数も思ったほど多くもないし、じゃあ利用している人がこれだけいっぱい空き家があるのに、どんどんどんどん広がっているのかと思うと進んでいないんですけれども、これ、利活用が進まない理由とか、例えば背景、要因というのは分析されていますでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 利活用が進まない要因と申しますか、課題ということで、ご答弁申し上げたいと思います。

まず、先ほども申し上げましたが、22件の申請がありまして、いま9件しか空き家バンクには登録していないという部分でございます。その件数の少なさという部分でございますが、まず、登録にあたりまして、やっぱり障害が何件かございます。やっぱり一番大きな部分は、先ほど答弁で申し上げましたが、やはりその土地とか建物の相続が済んでいないと、その辺の整理に手間がかかっているという部分がまず大きな要因となっております。

2点目といたしまして、物件の所有者の方が、やはり遠方に住んでいると、こちらで言いますと、もし首都圏に住んでいる方がいらっしゃるという部分で、なかなか手続き、郵送等の手続きになりますので、それで時間がかかっているという部分があります。

また、確かに売買したいと、賃貸をしたいというふうになったとしても、なかなか修繕が必要な物件が多くて、所有者が費用の負担を避けたいというのも要因なのかなという部分で考えているという部分でございます。

それにしがいまして、そういう大きな主要3点ほどが、やはりなかなか登録が進まないという現状なのかなということで、担当課としては把握しているところでございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 時間もありませんので、まとめてですけれども、私この問題を調べていて思ったんですけれども、事情もお伺いしました。いま言った土地建物の相続の問題や遠方に住んでいるとか、修繕費用を避けてほしい。ただ、補助金とかもあるんですよね。こういったものに関して、やはり町単独で、この西会津町の例えば住んでいる方々の建物とはいえ、やはり間に入った人の責任というのも考えると、町がなかなか動きづらい、要は慎重にならざるを得ない部分も私は多々あると思うんです。ただ、こういう部分を、先ほどからお話いただいています町民税務課さんと商工観光課さんが、どんなにこう手を合わせても、なかなか難しいところがあると私は感じました。

そこで、やはり借りるべきというのは民間の力じゃないかなと思うんです。それで、ここまで何

百件という空き家が、いまもう存在しているわけですから、今後、同じ対応をずっと続けても、なかなか進まないことが私は見込まれます。であれば、民間の知識や活力、そういったものも含めたうえで、今後、西会津町の空き家対策に取り組んでいくべきだと思うんですが、これは、できれば町長にお伺いしたいと思います。課をまたいでじゃなくて、町の方針だと思いますので、町長、どのようにお考えかお聞きいたします。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　お答えをいたします。

空き家の利活用、本当に重要なことをございまして、これからますます高齢化が増えていくと空き家はどんどん増えていくということになり、そのときに、どういう利活用をしないといけないかということで、本当に、何と言いますか、知恵を出さないといけないなというふうに思っています。

それで、町のいまの対策、いろいろやっておりますけれども、なかなか片手間になっている部分があるなというふうに思っていますので、これをどういう組織で、どういうふうにやれば、もっともっとスピードのある対策が出せるかなというふうに考えているわけでありましてけれども、いまこの空き家は全国的な課題で、どの市町村もその空き家対策でいろんなことをやっていますよね。そのなかで、西会津町の空き家を活用して入ってくださるためには、何かやっぱり特色を持たせないといけないなというふうに思っておりますが、これはやっぱり町の、いまの情勢では、私はなかなかそんなに簡単にと言いますか、思い切った対策が取れないのではないのかなというふうに思っております。そのためには、ちょっと別な組織を考えないといけないなと。それは民間がいいのか、新たに何かそういう組織を立てたほうがいいのかということ、その方法もあるわけでありましてけれども、いま現在、国際芸術村のなかに空き家対策の担当者が、協力隊がいて、その方がいろんなことをやっていて、これまで何件かの方が空き家に入っておりますけれども。

先日、西会津町に定住された方の、あれは自治功労者表彰式、自治区長大会、納税貯蓄組合長大会のなかで、トークセッションをしていただきましたけれども、あの人たちのやっぱり考え方というのは、これからしっかり参考にしないといけないなというふうに思っています。

その際に、どういう体制でやればいいのかと、ここがやっぱり早く立ち上げないといけないなという、方針を出さないといけないなというふうに思っておりますので、ただいまのお話を選択肢に入れて、できるだけ早い機会に、この空き家対策をしっかりと、町としてのやっぱり方針を出していきたいなと、そんなふうに考えております。

○議長　3番、秦貞継君。

○秦貞継　私も同感だと思います。やっぱりいままでで、例えばやり方が、町の方々が一生懸命やっておりますのは非常によく理解しました。詳しい情報も教えていただきまして、本当にありがとうございました。

ただ、やはりそれで進まないのであれば、いま町長がおっしゃったとおり、いまのやり方ではだめなので、じゃあ次のやり方はどうしようか、こうしようかというのを考えていく。それで、借りるべき力を借りる。自分たちでできることはできる。これをきちっと力を合わせてやっていかなければいけないと思います。ましてや、その確かに個人の財産とはいわれますけれども、それが他人に悪影響を及ぼしたり、迷惑をかけるということは、やっぱりあってはいけないし、そこを管理といいますか、守るべき町が、いま言ったように対策を考えなければいけないと思う時期にきて

いると思いますので、いま町長おっしゃいましたけれども、これに関しては、急ぐ必要はないと思います。いつも私、言いますけれども、急ぐ必要はないと思います。やっぱり、矛盾しているようですけれども、慎重かつ早く、スピーディーに、対策をぜひ、組織を含めて検討していただければ、ありがたいと思います。本当に困っている方々がいまもいらっしゃいます。その人たちの立場に立って、早い対応をお願いして、次の質問に移りたいと思います。

次に、町内の文化財の利活用についてなんですが、正直に申し上げますが、私も実は、これ苦手の分野で、自分も議員研修で、大杉山村慶長地震遭難者供養塔のいわれを議員管内調査で行ったときに、小杉山の田崎さんのお話を聞いて、感動して、そこから、こういうことがうちの町でもあったんだということで、興味を持ち始めたところから、ちょっと、これも同じく議員懇談会でお話いただいたところなんですが、ちなみに、うちの町では、縄文時代の土器が発見されて、これ非常に歴史的にも価値のあるものだというふうに聞いているんですけれども、その土器の現在の保存状況というのはどのようになっていますか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

縄文土器の保存状況ということでございます。現在、先ほども触れましたが、旧新郷小学校のほうに復元された品物、約240点ほど、あと、破片のものが天箱で入った形で、きちんと保管してございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 復元というのは、いろんな形があると思うんですけれども、採掘というんですかね。見つけて、地上に出したのはいいんですけれども、そのまま置いておいただけでは、私は復元といわないと思うんですよ。全てが全て復元できるとは思いませんけれども、元の、要はどういう形があったのかとか、要は我々がぱっと見て、こういう欠片を見ても、これ何だろうとなっちゃいますけれども、組み立てて、その大きなものや小さな土器を組み立てて、ああ一つの形になったときに、私も見たとき、ああ、縄文時代の人とはこんなすごいものをつくったのかと、やっぱり感動を覚えると思うんですが、そこまでの、例えば展示公開できるような形に復元されているんですか、それともそれ以外の形なんでしょうか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

展示公開できるような形になっているのかと、全部が全部、復元できるものではございませんので、それはご理解いただきたいと思います。現在そのなかでも、非常に保存状態がよかったもの、それが全体的に一つの形になるまで復元したものが、先ほど申し上げましたように、240点ほどございます。

参考までに申し上げますと、昨年6月から約3カ月にわたりまして、その復元したものの、本当に数十点ほどでありますけれども、より西会津町の特徴的な復元された土器につきまして、芸術村のほうで、ロングランで展示公開させていただきました。以前もご報告したとおり、町内、県内、県外、合わせて1,400人ほどおいでいただきました。そんななかで、やっぱり町内の方も数百人おいでいただきました。その意見というか、感想は、やっぱり素晴らしい、感激したというような言葉もいただいたものですから、ある意味、町民の皆さんのほうにも周知ができたのかなと、また情



報発信ができたのかなというふうに感じております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 芸術村で公開された土器以外のものは復元できないんですか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 繰り返しになりますが、復元できる、形になるものを240点ほど、現在ございます。そのうちの一部を展示公開したということでございまして、あと、本当に、全部が全部、復元できるものではございませんので、そのあくまでも破片というような形であるものについては、そのまま保管していると。可能なものについては復元してきたというようなことでございます。

これまで過去にも、専門の方を雇い、それから補助員の方も雇い、継続してきました。近年でいいますと、平成27年から3年間も、数カ月ほど取り組んできて、なるだけそういったものを形にできるものはする、整理するものは整理するというようなことで進めております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 可能なものは復元したということであれば、いま復元していないものは、じゃあ復元不可能だったというふうに理解いたしました。

次に、縄文土器ももちろんですが、今回の提案理由説明でもありましたけれども、楊貴妃桜が枯れてしまって、枯れ死寸前で、指定解除になるという悲しいお話を聞いたんですけれども、町が、町内の文化財を、全てを常に監視し続けるというのは難しいと思うんですけれども、実際、全ての自治区とは言いませんけれども、いま自治区の皆さんが必死に自分の村や自治区にある文化財を一生懸命守っていただいているんですが、これ、自治区にたげお願いするだけじゃなくて、これ町は、やっぱり自治区と連絡を取り合って、保存状況を確認したり、例えば保存状況が悪化するのが見込まれたり、ちょっと問題点が発生したときなんかは、やっぱり密に連絡を取り合って、文化財を守っていくべきだと思うんですが、そういった体制は、いまありますか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

文化財保護の体制というようなことでございます。町には、文化財保護審議会という組織がございまして、先ほど申し上げました平成27年の町内の一斉調査も、その先生方、それから、現在進めております歴史文化基本構想の関係者というようなことで、手分けして調査をしました。ほかに確立した体制というのは、現在、正直ございませんけれども、やはり地域の宝、地域遺産ということから考えますと、区長さんばかりでなく、やはりその地域遺産、文化財のある地域の皆さんとともに保護、監視していくのが、いまの時代といえますか、必要なことではないのかなと。当然、町としましても、支援する部分は支援する、それから、住民の皆さん、地域の皆さんが守る部分は守っていただくというような役割分担、すみ分けのなかでやっていけば、将来的につながるのかなというふうには感じております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 この西会津町の指定文化財マップですが、これは何年前に作成されたものだけか教えてもらえますか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

そのマップは、概ね15年程度前に作成したものだと言っています。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 これ私見ているんですけども、先ほどの大杉山の慶長地震の遭難者供養塔もそうですが、これ見ると分かるんですが、どこどこにあって、いつ指定されて、名前はどうかでぐらしか書いていないんです。それで、今後、文化財を守っていくにしてもそうですけれども、あるから守らなければいけないというだけじゃなくて、やっぱり皆さん、興味を持ってもらわなければだめだと思うんです。町民の方々が、ああ、うちの町にある文化財というのは、こういう理由で文化財になっていて、こういういわれがあったのかと。だったら自分の自治区に限らず、町内の文化財、私は宝物だと思いますけれども、そういったものを守らなければという意識を皆さんに持っていただかなければいけないと思うんです。そのきっかけというのは、やっぱりこの文化財のマップ等だと思います。

これ、私の提案なんですけれども、ただここに名前を書くだけでなく、こういういわれだったとか、こういう理由で、実は貴重なんだとか、そういった注釈文を入れて、新しいマップをつくるべきだと私は思うんですけども、ここでつくる、つukれないは言えないと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

現在あるマップ、先ほども申し上げましたように、新しいとは言いません。それで、現在、歴史文化基本構想策定事業を行うなかでも、意見もございました。それで、新たな町指定文化財も若干増えてまいりました。ですので、この歴史文化基本構想の策定のなかでも、そういった新しい視点もございましたので、今後、やっぱり新しいものは必要であろうというような委員の皆さまの意見でもございましたので、議員のいまのご指摘のとおりでございます。今後、予算化も含めて十分検討していきたいと思っております。

あと、内容のもう少し説明とかあったほうがいいんじゃないかという点でありますけれども、やっぱり、過去には、例えばこういった冊子になるものも、これも相当古いんですけども、ここにはいわれなんかも、実際、書いて、もう少し詳しいものがございました。それらも含めて、十分、文化財保護審議会もごございますので、先生方と相談しながら、また教育委員会内部でも十分検討していきたいと考えております。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 本当はもう1つ提案があったんですけども、パンフレットをつくるのはもちろん大事だと思うんですが、これも印刷屋さんをお願いするんですよね。たぶんデータでもこういった書類というのはつくれると思います、1ページずつでも。それで、そういったものを西会津町のホームページに載せるなどして、これは町内にももちろん発信するのは大事だと思いますが、町外にも発信をする。要は、日本のあちこちに、やっぱりこういうものに関して興味を持っている方がいっぱいいらっしゃると思うんです。こういった方々にも情報というのは発信していったほうがいいと思います。

あと、最後にもう1点だけ提案ですが、これ、紙面やホームページとか、そういった目に見える形だけでなく、私はそれを理解したうえで、言葉で伝えていく、要は、いまいろんな語り部とかいろんな形で、一生懸命ボランティア活動で町の歴史や文化というものを伝えようとして頑張っ

ていただいている方がいらっしゃると思いますが、ああいった方々に続く方々を育てていくことも、私は課題だと思います。

時間がないので提案だけして終わりますが、私もやっと最近、勉強して分かってきましたが、文化財というのは、やはり西会津町の先人の宝だと、やっと分かりました。ですので、今後、守っていくことももちろん大事だと思いますが、継承して、大切に西会津町の宝を、ぜひ守っていただきたいと切望して、私の一般質問は終わりいたします。

○議長 暫時休議します。(12時02分)

○議長 再開します。(13時00分)

午前中に引き続き、一般質問を行います。

2番、薄幸一君。

○薄幸一 皆さん、こんにちは。2番、薄幸一でございます。2つの項目で一般質問をさせていただきます。

1項目目は、提案理由の説明のなかから、雪対策基本計画に基づく今年度の取り組みについてであります。説明のなかで、道路除雪のため貸し出ししている小型除雪機の運用見直しなどの実施する方針とありますが、どのように見直すのか。

2項目目は、議会懇談会で出された質問ですが、スポーツ振興に関する予算について伺います。我が国では、高齢化人口の増加と少子高齢化が成果的にも類のない勢いで急速に進んでおります。老人医療費の財源をいかに軽減するか、最大の関心でもあります。自らの健康維持のため、健康とスポーツに対する期待は大きいと思われまます。老若男女が楽しめるスポーツ振興は、積極的に進めてほしいものであります。

1項目目、雪対策基本計画に基づく本年度の取り組みについてであります。

1つ目、本町は降雪地帯であり、安心安全に暮らすには、冬期間の除雪問題は避けて通ることはできません。除雪機を貸し出す制度はありますが、集落全体が高齢化になっており、機械操作がままならない状況でもあります。自助・共助・公助による互いに助け合いは基本ですが、高齢者が多い集落の除雪について、町の対応を伺います。

2つ目、県道・町道などの除雪にあたり、雪崩箇所・危険箇所などを町は確認しているか伺います。

3つ目、空き家が年々増えていくなか、危険家屋の除雪対策は適切に行われているか伺います。

2項目目、スポーツ振興についてであります。

1つ目、町が行うスポーツ振興についての予算はどのようになっているか伺います。

2つ目、町の代表として国・県の大会などで参加したとき、町からの支援金はあるか伺います。

3つ目、今後のスポーツ振興について町の考えを伺います。

よろしく願いいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 2番、薄議員の雪対策基本計画に基づく今年度の取り組みについてのご質問のうち、高齢者が多い集落の除雪についてのご質問にお答えをいたします。

昨年12月に策定いたしました西会津町雪対策基本計画については、雪処理対策や道路除雪全般、利雪を含めた冬の快適な生活環境づくりなど、総合的な雪対策の計画として策定したものであり、

今年度より雪対策基本計画推進委員会を組織して、計画に掲げる具体的な施策について実施に向けた検討を行っております。今年度は、主に流雪溝、消融雪設備の検討、町道除雪用として貸与している小型除雪機械の運用方針の見直し、自治区や地域の除排雪体制の検討、除雪できない高齢者世帯等への支援策について検討を行ったところであります。

議員おただしのとおり、雪対策は自助・共助・公助による互いの助け合いによる雪対策が基本ですが、高齢者が多い集落においては、地域除雪組合などの共助による雪処理の体制づくりは難しい現状にあります。

このようなことから、町では平成27年度より雪処理支援隊を配置し、除雪できない高齢者等の支援を行っているところです。また今年度は、雪対策基本計画推進委員会において、除雪できない高齢者世帯等へのさらなる支援策として、一定の基準を設けたうえで事業者などへ除排雪作業を依頼できるよう、新たな助成制度の創設について方針を出したところであり、それにかかる費用を平成30年度予算へ計上する予定としております。

今後も引き続き、計画の推進に向けて関係機関との調整を図りながら、高齢者世帯等に対する支援等を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 2番、薄幸一議員のご質問のうち、除雪の際の雪崩箇所・危険箇所の確認についてお答えをいたします。

町道など及び受託している県道の除雪での雪崩等の危険箇所は、道路パトロールや除雪作業の際に確認をし、その把握に努めております。特に、以前、雪崩が発生した箇所や、崩れがある箇所については、雪崩危険注意等の注意喚起の看板やバリケードを設置し、道路利用者に周知をしております。また、特に危険と判断される箇所は、未然に重機等で雪庇を除去するなど、安全な交通の確保に努めておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 2番、薄幸一議員のご質問のうち、危険家屋の除雪対策についてのご質問にお答えします。

空き家の状況につきましては、3番、秦議員にご答弁申し上げたことと重複する部分がございますが、改めて申し上げます。

空き家データは、平成27年6月の実態調査をベースに、毎年空き家となった家屋を追加しながら空き家の把握に努めておりますが、近年は増加傾向にあるところであります。空き家については、その所有者の個人財産であることから、所有者や管理者に管理責任が生じることとなります。降雪期には、雪庇や大量の屋根雪の落下、家屋の倒壊など、隣家や付近の通行人にも危害を及ぼすことが予想されます。こうした事故が起きないように、空き家の所有者や管理者には、責任ある適正な管理が求められているところであります。

町といたしましては、こうした事故が発生しないよう、所有者に対し、適切な管理に努めるよう促すとともに、自治区長の皆さんや地域の方々と連絡を密にしながら、事故が発生しないよう努めてまいりますので、ご理解願います。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 2番、薄幸一議員のご質問のうち、スポーツ振興についてお答えいたします。

はじめに、スポーツ振興の予算であります。本年度当初予算の総額は1,587万1千円です。その内訳は、町が管理する社会体育施設の修繕費や光熱水費等の維持管理費、町体育協会や奥川健康マラソン大会、市町村対抗の3大会、スポーツ少年団などに交付する補助金、備品購入費などとなっております。

次に、町の代表として国・県の大会などに参加した時の支援金についてであります。例をあげますと、町の代表として出場する県大会の市町村対抗駅伝など3大会については、所管する実行委員会に補助金を交付しております。また、本年度のゲートボール競技においては、全国大会に出場する際、代表チームに激励金を贈り、その活動を支援してきたところであります。

最後に、今後のスポーツ振興の考えについて、お答えいたします。

町では、スポーツ活動の推進にあたり、誰もが、いつでも、どこでも主体的にスポーツに親しめる環境を整備するとともに、一人一スポーツを提唱しているところであります。また、各種スポーツ団体等の自主的な活動を支援し、町民の皆さんの健康づくりや、競技力の向上を図るなど、積極的に町内のスポーツ振興を推進しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 いまほどの雪対策基本計画に基づいての説明がございましたが、お年寄りが多い地区ですが、小型除雪機を貸し出しますということは何年も前からやっておると思うんですけども、機械を貸し出してもらっても、機械を使って動かせる人がなかなかいないという状況であります。この除雪機は冬でしか使わないものですから、なかなか操作が難しい。そういうときは、町ではどのような対応をしていただけるか伺います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 除雪の機械の使用についてということでございます。建設課のほうでは、主に町道などを除雪するため、いわゆるハンドガイドの除雪機械を集落等に貸与しております。その際には、使用方法、長年、毎年やっている集落ですと、当然、知ってらるわけですが、初めてであれば、その使い方について、こうこうこういうふうに使ってやるんですよということで、ご説明を申し上げてから貸与をするというふうにしております。

特に、うちの建設水道課のほうの機械はダブル型のかなり大きなハンドガイドでございますので、家庭用の小さいものと違って、結構、馬力もございまして、またそれだけ効率的な機械ですので、そういう点を注意していただくように貸与はしております。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 大きな機械で貸し出すということでありますが、いまほど私も話しましたけれども、毎日使っている機械ではないものですから、貸していただいても、雪だと前が分からないんですよ。危険が伴う、集落だと、みんなお年寄り、年をだんだん取っていきますから、専門に機械を、雪支援隊みたいな形で、機械だけを持ってそこを除雪するということは考えていないでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 機械の使い方ということで、実は除雪機械、ハンドガイドの機械については、うちの建設水道課でやっています、主に道路をやるための大きな機械と、あと、社会福祉協議会さんのほうで、実はもう少し小さいタイプの機械というのをお貸ししております。それで、うちの町道

のほうについては、当然、ある程度幅員なり、効率性を重視した大きな機械でありますので、その点、注意すべき点、多々ございますが、それは特に地区内で、運転される方というのは決まっておりますが、その方に十分注意してやるように説明しております。

なお、その状況に応じて、その機械については、いまとにかく効率性を重視して、いま大きいのを使っておりますが、社会福祉協議会さんあたりですと、軽トラに載るような小さい機械なんかも準備しておりますので、それについては状況に応じて、様々な機会、また団体ございますので、それでやっていけるものというふうに考えております。

○議長 機械だけ貸されてもできないから、そのときはどうするんですかということ。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 建設課で貸す機械は、大型で、それはちゃんとしたオペレーターを配置してやるということでありますので、作業する方がいない集落であれば、うちの社会福祉協議会で貸し出している分ですとか、あとは、雪処理支援隊が行って、その雪処理支援隊の対象者の世帯については、雪処理支援隊が、機械が必要であればその機械を持って行ってやりますし、あと、それ以外の部分では、貸し出すときは、見守り協力員ですとか、あと、シルバー人材センターですとか、そういった方々にも作業していただけるような仕組みにはなっております。

また、それもいないという部分につきましては、いろいろな状況に応じて支援をしていきたいというふうに考えております。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 分かりました。いろいろな形で支援する、本当に、いま私が言いたかったのは、機械だけ貸してもらっても運転する人がなかなか難しい、お歳をめしている方が多いものですから、シルバー人材センターや、そういう見守り隊の方がお手伝いする。そういう方も、またできないときというんですかね、大雪降ったときには、一緒に降りますから、西会津は。一緒に大雪になりますから、メインの道路じゃなくて、自分の家がちょっと町道から離れているところとか、細かいところを雪処理支援隊みたいな形で、1つか2つのグループをつくって、機械と人で一緒に除雪できないかということですね。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

現在、雪処理支援隊、今年度は6人体制で行うようにしておりますし、そういった雪処理支援隊の皆さんと、あと見守り協力員の皆さんということで、その方々については、家から公道まで出られるような態勢づくりということで、それについては協力してもらうように話をしておりますので、今後もそういったところで支援をしていきたいというふうに考えております。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 2つ目に入りますが、除雪するにあたり、雪崩箇所・危険箇所というのは、町では把握しているということでありましたが、本当に道路の凹み具合とか、破損具合の箇所、あとガードレール、毎年そうですけれども、除雪が終わるとガードレールがほとんどみんなあっち向いたり、こっち向いたりして、ほとんど復旧してくれないものですから、除雪している人は毎年同じだから大丈夫だなという感覚かもしれませんが、以前も話しましたが、この前、明神橋から先、ちょっと壊れたところ、一応、木のポールで直してもらいましたが、除雪機械で1回押すと、

また1回で壊れてしまうような箇所でもあります。本当にその前の、危ないですよとか、何か雪崩箇所がありますよとか、そういうものがないんですよ、どこでも。私も以前運転したことがありますから分かりますけれども、除雪したときに、脇から雪が、雪崩が落ちてくると、それは相当雪が積もったときであります。表層雪崩というものが有りますから、そういう危険箇所を本当に町で確認しているかなということなんですけれども、本当に確認しているでしょうか。逆に何箇所くらいありますか。もし分かれば。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 冬期間の雪崩箇所、いわゆる危険箇所ということで、先ほど答弁申し上げましたが、その確認についてはパトロールや、また除雪作業を行うなかで確認をしております。議員もご存知のように、そのときの積雪の状況や、また降雪の状況によって、ある程度危険な箇所というのは決まっているわけなんです、それ以外の箇所でも、やはり雪崩的な、小さな雪崩ですが、表層的な形で落ちてくる場合がございます。

それで、その際は、大きなものについては未然に雪庇を取るなど、そういう作業をしておりますが、小さなものについては、やはり日常的な除雪のなかでそれを片付けるような形でやっております。あと、箇所によっては、議員おっしゃったのは、たぶん県道の関係だと思っております、あそこも崩れまして、いまバリケードをさせていただいております。管理をしております県のほうに確認しましたところ、先週のうちにある程度、もう少し処置をしようかなということがあったんですが、今週のうちに、さらにH鋼等を使ってもう少し広げて、危険性を少なくする。県も町もそのような形で、その場所、場所に依りまして、できるだけ危険性がなくなるように対処しております。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 分かりました。いま本当に、道路脇には紅白のポールが立っておりまして、ここが除雪するんだという目安にはなると思っています。本当にやってくれているんだと分かりますけれども、除雪するとき、倒木とか、積雪によって枯れ木が倒れてきたりとか、そういうときの、また処理というんですかね、どのようにされるか伺います。誰がされるかといったら持ち主がされるというのは決まっていますけれども、持ち主ができないときがあるじゃないですか、そのときは誰が処理しますか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 倒木、なかには枝ということで、道路交通を遮るものが、やはり冬期間ですと特にございます。基本的には、木や枝、それぞれ所有者がございますので、所有者にやっていただくというのが原則ですけれども、やはり町、県、道路管理者ということで、その道路の交通は支障がないようにすべきであるということがございますので、その交通に支障のある部分については、所有者にお話をしながら、道路管理者として、所有者ができなければ代わりに除去、撤去等はさせていただきます。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 そうすると、倒木とか、そういう枯れ枝、処理ができないときは町が対応するというところでよろしいでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 基本は所有者ですが、道路管理者としてやるわけですので、町道については町、

県道については福島県ということで、各々の監理者で道路交通が支障のないように対処してまいります。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 空き家対策についてですけれども、危険家屋が増えている、除雪は本当に適切に行われていますかということで、個人財産であるから、なかなかできないということではありますが、本当にできないときはできないなりに、どのようにまた考えているのでしょうか、できないときは。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

空き家等の管理につきましては、先ほど来、ご答弁申し上げているように、その所有者というのが第一でございますが、町内、空き家はかなりございます。そうしたなかにおきまして、やはりその所有者の方におきましても、例えば親戚の方に頼んでいらっしゃる方もおりますし、あとその自治区とお話なされて、その自治区にちょっと管理の部分をお願いしているという方もいらっしゃいます、なかにはですね。ただ、やはり全てか全てそのような部分ではございませんので、やはりその空き家の所有者の方には、その注意喚起というのは必要であると思っておりますし、注意喚起をしております。

それで、その危険空き家という部分でございますけれども、これについても、本当に安全安心の部分で緊急措置が施さなければならないときは、空き家等の適正管理条例にもありますように、緊急安全措置ということで、町のほうで代執行のような形になりますけれども、除雪を含めた部分が可能でございます。もちろんその部分については、所有者の方にご請求はいたしますが、昨冬でもありましたが、ある、やはり危険空き家の除雪についてということで、あれも自治区長さんを通じてお話あった部分ございました。地区の議員の方にもご協力いただきながら、その所有者の方に連絡を取りながら、その除雪をしていただいたという経緯もございますので、やはりその連絡の部分で、やはり所有者の方に、第一には、適切にやっていただきたい。どうしてもという場合は、やはり行政側でその除雪の部分についても対処してまいりたいと考えております。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 分かりました。

それでは、2つ目のスポーツ振興について伺います。今回、本年度の総額1,587万1千円となっております。町が管理する社会体育施設、本当に維持管理、奥川マラソンとか、そういうときの経費でかかっていると思いますが、スポーツ団体というのは何チームくらいあって、お金の配分というのはどのように考えられているのでしょうか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 スポーツ団体の質問にお答えいたします。

現在、体育協会のほうでは、体育協会の本体のほかに、野沢支部、尾野本支部など、各支部が5つございます。あと、野球協会など、単位協会ですが、この体育協会に付属されていますが、それが7協会、単位協会がございます。あと、スポーツ少年団、現在登録されている団は、単位団が7つというようなことで、我々と体育協会と一緒に活動をしていると、または支援しているというような状況でございます。

配分でありますけれども、まず体育協会に関しましては、全体で110万1千円ほど、そのなかで、



各それぞれ支部の活動状況に応じた形で配分をしております。それは毎年の実績によって、翌年で反映するというような、そのサイクルでやっております。あと、単位協会、野球協会ですとか、ソフトボール協会の、こういった単位協会に関しましては、各3万円ほど体育協会のほうから支援していると。あと支部のほうは、13万円ですか、基本的には13万円。それから、さっき申し上げましたように、それぞれの活動状況に応じた部分というような配分でございます。あとスポーツ少年団に関しましては、今年から本団に、本部ですか、50万円、そのなかで50万円全部ということではないんですけれども、各団、スポーツ少年団の単位団には、5万円ずつ。その残りで全体的な本団として横の連携を取るための交流活動ですとか、例えば資格認定を取る際に、その支援をすると、そういった全体的な活動に使わせていただくのが全体で50万円というような状況です。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 いまの団体という、西会津町に全部登録してある団体ですよ。登録してなくて、自分たちで、ゲートボールというのは団体には登録されていないんですか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

先ほど体育協会のなかに、野球協会のほか7つあると、そのなかに含まれてございます。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 今回ここにゲートボール競技において、全国大会に出場なさる代表チームに激励金を贈りを書いてありますけれども、チームで全国大会に出場するものですから、どれほどの支援金といえますか、メンバーが1人、2人じゃないものですから、ほとんど自分の自腹で行っているのかなと思うんですけれども、これからスポーツを推し進めるにあたり、金額の見直しとか、そういうことは考えていないんですか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

いまここで答弁で申し上げましたゲートボールに関しての全国大会のお話でありますけれども、社会体育といいますか、我々のほうでは、体育協会を経由して、それぞれ先ほど3万円ずつというようなお話は申し上げました。この激励金につきましては、どちらかという健康福祉課のほうで贈っていただいたという経緯があったので、ちょっと金額までは把握していなかったんですけれども、その大会に出場する、今回は北海道だったと思いますけれども、そこに行くために必要な経費を差上げたというふうに聞いております。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 ゲートボール協会の大会に対する激励金ということですが、ゲートボールの大会で、結構、何年かに1回、全国大会に出場するチーム、当然、出てきますので、基本的には、その際は旅費の部分について支援をするというようなことで、近いところだと車、町の車を貸し出して、それを利用していただくというようなことで対応しておりましたが、今年度につきましては、北海道ということで、車では当然行けませんので、その旅費のうちの一部を激励金という形で支援をしたというようなところでございます。ですので、ケースバイケースでいろいろ支援をしているところでございます。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一　いま一部という、旅費の一部と言われましたけれども、旅費のだいたい何割くらい、半分とか、3分の1とか、そういう金額じゃなくても、ゲートボール、自腹で行くもんですから、なかなか積極的に北海道まで行きたいなという気持ちがなくなってしまうんじゃないかなと思いますけれども。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　お答えをいたします。

今回は5名の方が、ゲートボールですので、選手だけ本当に5名だけの参加でありましたが、旅費の4割、ちょっといま手元に数字持ってきていないものですからあれですが、4割か5割程度の助成をしたというところでございます。

○議長　2番、薄幸一君。

○薄幸一　旅費ということは、宿泊と交通費と全て含まれているということでしょうか。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　旅費、本当に純粋な旅費だけです、交通費だけ。交通費に対する助成と。先ほど言いましたように、近隣でやる場合は車を貸すとかということで、その交通費に対する助成ということで、宿泊費等への助成はしておりません。

○議長　2番、薄幸一君。

○薄幸一　北海道ということになりますと、行って帰ってくるというわけにいきませんから、やはり宿泊もないと、なかなか大会に出場するのも難しくなってくるのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　お答えをいたします。

このゲートボール協会、県の代表ということで行くものですから、県のゲートボール協会のほうからの支援もございまして、そういうのも含めて、町でもそこに上乗せして出すような形で支援をしております。それで、いままでもそうでしたが、基本的に交通費に対する助成だけでありまして、宿泊費に対する助成はいままでもしていなかったということで、今回につきましても旅費に対する支援ということでさせていただいたというところでございます。

○議長　2番、薄幸一君。

○薄幸一　分かりました。そうすると、本当に、逆にこれだけくださいとか、支援、お金を出してくださいということはないんですか。はじめから団体にお金がこれだけ、スポーツ団体にいくら行くから、そこから割り振っていただいて、あと県からの助成金をいただいてスポーツしているということですか。

○議長　ゲートボールに限ってでいいんですか、それとも全体、全体の町の支援の仕方。

生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長　全体的な支援の仕方ということでございます。スポーツに関しましては、先ほど申し上げましたように、各団体、体育協会については、その全体的な補助金を体育協会のほうに交付しまして、その体育協会のほうから各支部、それから各単位協会、ゲートボール協会も含めて補助金を交付して、金銭面ではそういった支援をしていると。あとは、自主的な活動を、先ほど申し上げましたように、方向性としては、その自主的な活動、それを町としてはバックアップするとい

うようなことをございまして、町の支援する部分、それから、それぞれの単位団といいますか、協会ですか、またはスポーツ少年団、それぞれが自主的にやるというようなことで、これにつきましても、それぞれの役割分担、すみ分けのあるなかでやっていく形が理想かなというふうには感じております。

例えば、そういう環境を整備すると、先ほど申し上げましたけれども、そういった意味では、さゆり公園の体育施設、それから社会体育施設、運動場ですとか体育館などの、そういった適切な管理、そういう場所を使用していただくために、適切な管理。あとはソフト面と言いますと、総合型の地域スポーツクラブ、これも7種目くらいやっていますけれども、そういったところでソフト面での支援と。そういった形で、様々なハード、ソフト、兼ね備えまして、町民の皆さまがスポーツに親しみやすい、それから取り組みやすい環境を整備していくという考えでございます。

○議長 全国大会とか何か行くときの支援はどんなふうに行っているんだということ。

生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

全国大会に出場という関係ですけれども、現在、ここ数年内では、先ほどのゲートボール大会というようなことでございます。あと、県大会が多いですけれども、例えばスポーツ少年団であれば、補助金なんかの関係、あとは必要に応じてバスとか、そういったものについてはご相談に応じて支援するというようなことでやっております。全国大会に関しては、ちょっと例がないものですから、ここでいまお答えした内容でございます。

あと、空手のほうで全国大会がございました。その時点では、まだ今年からスポーツ少年団に対する補助金というのが復活したというような状況でありましたので、今年度からは、そういった先ほど申し上げましたように、単位団のほうに、本部のほうから配分するような形での支援というようなことでやっております。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 加えまして、町長交際費のほうから、激励金というような形で、それぞれ個人であったり、団体であったり関わらず、お贈りして支援しているということでございます。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 なんとなく分かりましたけれども、私は危惧するところは、本当に一生懸命にスポーツやった人が、遠くまで行くと自腹で行かなければならない、そうなるとなかなかスポーツにもブレーキがかかってしまうかなと思っております。

本当に高齢者の方々が元気で生き生きできる西会津にするには、やはりそういう姿を、お年寄りの姿を見せれば、子どもさんも、お孫さんも、この西会津で住みたいなということがあるかもしれませんから、生き生きできる高齢者が多くなればいいかなと思って、今回このスポーツ振興についての提案をさせていただきましたけれども、本当に前向きに、これから健康いちばんのまちづくりにしてほしいなと思っております。

質問は以上でございます。ありがとうございました。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 皆さん、こんにちは。9番、三留正義です。今回、2つ、大きなテーマで2つ通告しておりますので、順次質問してまいりたいと思います。

1つは、野沢まちなかの整備についてというくくりで、本町野沢中央線の路面と宅地に大きな段差や貨物車両等が通行する際に生ずる大きな振動と音などの不具合がある場所が多いようだが、今後これらの解消に向けた考え方、方針について伺います。

あわせて、道路整備計画での位置付けや考え方についても伺います。

この括りのなかでもう1つ、まちなみ景観づくりとまちなか活性化に向けて、どのような取り組みを考えているのか伺います。

大きな2つ目のテーマで、町民との意見集約の場についてというテーマを設けました。これは何かと言いますと、まちづくり基本条例第5条、まちづくりは、町民の参加・参画により進めるものとします。とありますが、町では町民の意見集約をするときの会議開催はどのようなものがありますか。その基本条例施行後の工夫、どのような工夫がなされてきたのかを伺います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 9番、三留正義議員のご質問のうち、野沢まちなか整備における、町道本町中央線、野沢中央線の整備に関しお答えをいたします。

町道本町中央線、野沢中央線は、平成28年9月議会で答弁申し上げましたよう、車両通行の際に振動や騒音が出るのは、下水道工事で道路と直角方向に掘削施工し、それが圧密沈下し段差ができた事が主な原因であります。また、路面と宅地の段差は、旧国道・県道時代に、路面の経年劣化を解消するため舗装を重ねたことが主な原因であります。

路面上の段差は、昨年度、補修材等で施工し、一定の効果を確保しております。しかし、路面と宅地の段差を抜本的に解決するためには、大規模な改良や修繕が必要であると認識をしております。

このように本路線の整備は今後とも課題であり、道路の整備計画のなかで財源の確保も含め整備を検討してまいります。それまでの間は、路面の状況を確認しながら、宅地と道路の段差をすりつけなどの対応をしてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 9番、三留正義議員の野沢まちなか整備についてのご質問のうち、まちなみ景観づくりとまちなか活性化に向けての取り組みについてのご質問にお答えいたします。

町では、野沢地区のまちづくりにつきまして、商店街の活性化や暮らしやすい環境づくり、空き家・遊休地対策などの課題に対応するため、野沢まちなか再生プロジェクトでの話し合いなどを基に、屋号板の設置や、まちなかマップの作成などに取り組んでまいりました。また、都市再生整備計画事業により、ふるさと自慢館整備支援、たかはし桜公園や野澤宿ポケットパーク整備、町道上原中央線整備などを実施し、今年度事業が完了したところであります。

おただしの、今後の野沢地区のまちづくりの取り組みについてであります。今年度より平成31年度を初年度とする次期総合計画の策定に着手していきたいと考えており、まずはそのなかで、町の中心である野沢まちなかの整備方針については、町全体から見た視点で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

続きまして、2つ目の質問、町民との意見集約の場についてのご質問にお答えいたします。

三留議員のご質問にありました、まちづくり基本条例第5条は、まちづくりは、町民の参加・参画により進めるものとしますという規定は、基本条例が掲げるまちづくりの基本原則であり、それを進める具体的な仕組みとして、基本条例第22条から第26条で規定する町民参加のしくみがござ

います。

まず、第22条は、町民参加による検討組織の設置でありまして、町長や教育委員会が、総合計画や重要な政策を検討する際は、町民による検討組織を設置することにしており、実際に現行の総合計画の策定の際は、総合計画検討会議を設置し、また、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の際は、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定町民会議を組織して、町民の皆さんが主体的に計画策定に関わっていただいたところであります。

第23条は、審議会等委員の公募でありまして、町の附属機関であります審議会等は、本来その分野の有識者に調査・審議をお願いするものでありますが、町民の視点も重要であるため、町民参加の仕組みの1つとして審議会等委員の一部を公募することとしたものであります。町ではこの規定に基づきまして、町長や教育委員会などが審議会等を設置する場合は、公募がなじまない場合を除き、当該規定に基づき公募を行っているところであります。

第24条は、町民懇談会の開催でありまして、町長や教育委員会は、総合計画や重要な政策等を定めるときは、広く町民の意見を聞くため、町民懇談会を開催できることを規定しております。町では、現行の総合計画を策定した際に当該規定に基づき町民懇談会を開催したところであります。

第25条は、意見公募でありまして、町長や教育委員会は、総合計画や重要な政策等を定めるときは、決定する前に広く町民に意見を求める意見公募を実施することができると規定しております。町では、現行の総合計画を定めた際や個別計画を定めた際に、当該規定に基づき意見公募を実施しているところであります。

第26条は、住民投票に関する規定であります。これにつきましては条例制定以来、この規定に該当する重要な案件がありませんでしたので、実施されたことはございません。

このように町では、まちづくり基本条例の、町民参加のしくみの規定に基づきまして、町民の皆さんの意見を伺う場をその都度設けているところであります。また、それ以外にも第5条のまちづくりへの町民参加という基本原則に則り、様々な機会を通じまして町民の皆さんの意見をお聞きし、町政に反映しておりますので、ご理解をお願いします。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 まちなか整備、最初、道路のほうですが、9月定例会のなかで、基本的な考え方、幹線道路と大きな道路の考え方を逆にしたというような、確か答弁だったかと思います。それはそれで、いまも構想というか、考え方のなかで、それは間違いなく、幹線、まちなかのほう、細い道路でも、その重要度合いによってそっちを優先していくという考え方に、それは変わりはないんでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答え申し上げます。

いわゆる道路の整備について、改良、修繕等ございますが、議員おっしゃったように、9月の議会のなかで、道路の整備については、基本的に地域の方からいただいた様々なご意見、またそういった障害、交通の状況を見ながら、やはり一番住民の皆さんに近い道路を、まずやっついこうということから、大きな改良ではなく、現在ある道路の改良、また、もしくは修繕をやっついこうということを進めております。

そういったなかで、野沢の中央道路、いわゆる本町中央線、あと野沢中央線、先ほどお話しまし

たが、道路としては、基本的にはいいわけでございますが、議員から話があったように、やはりどうしても段差という大きな課題がございます。道路上の小さな段差については、これまでも、昨年すりつけをしてやってきたわけですが、宅地と道路の間、これについては、なかなか厳しい状況があるということから、これについては将来的な課題ということで、これからもずっと検討させていただきたいということでございます。

以上です。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 確かにすりつけの段差は、かなり高さがあるので、それも延長、相当なものがあるので、確かにそれは理解するところです。

ただ、平成28年の9月下旬でしたか、町のなかのすりあわせのところ、ラバーコールか何かで手当したかと思うんですが、町のなかの皆さん、皆さんといっても限られた方だったんですけれども、評価がよくなかった方もいらっしゃると思いますが、一定の評価をされた方も多かったです。何もやらないよりずっといいという評価の方もいらっしゃる。というのは、振動音はいくらかは軽減された。あともう1つ、町は、町のなかを注目しているという姿勢が感じられるというような意見が多かったように思います。

そして、時間が経って、いま劣化して、またひび割れ、クラックが出始まってきている状態なので、一定の期間でまた手当ができるタイミング、そういったものも図っていただいて、段差解消、一気にできないということであれば、まず一定の損傷の度合いを見て、やはり手当はしていただきたいなと思います。

あと、段差解消についてですが、同僚議員の方たちがいろいろな質問のなかで、当然、流雪溝絡みでパニックにやるんだと、その道路計画そのものというのが、私、70万円（正しくは700万円）の予算だかでコンサルに出すとか何かという、確かやり取りがあったかと思うんですが、その後、ちょっと私もうつろであれだったんですが、その経緯についてちょっとお話いただきたいんですが、その70万円（700万円）の。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 道路の関係ということでお答えいたします。

道路整備についての調査費ということで、実は700万円ほどですか、取らせていただいたんですが、これは前お話ししましたように、大きな改良ということで、そういった際には、やはり内部だけではなかなかできないだろうということがありましたので、その金額によって、ある程度調査費ということで、外部の調査機関のほうにやっていくという金額でございます。

ただ、9月にお話ししましたように、いまある道路、いまある道路を基本的にやっていくということで、より身近な道路の修繕、改良にしたことから、そちらの調査費のほうは、現在、使わない形で考えておまして、それで、いまある道路、特に野沢の中央線については、議員からありましたように、細かな形で去年からやらせていただいておりますが、大きな、今後、段差の解消、いわゆる宅地と道路の段差の解消、こういったものは、ただ舗装を削ってやるだけという形ではできないわけでございますので、そちらについては、これとまた別個に、十分検討させていただきながら、大きな課題ということで進めさせていただきたいと思っております。その間は昨年やったように、小さな段差については引き続き状況を見ながらやらせていただきたいというふうに考えております。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 委託するんじゃなくて、自分たちの手のなかで調査してやっていくんだという内容だと思いますが、であれば、ずっとだいぶ前になります。私、2回くらい、ちょうどこの秋に2回くらいお話したかと思うんですが、警察署（交番）の先に下水道の横段した跡ですか、こちらから新潟方面に向かって切った跡があるんですが、あそこでお米をセシウム検査に持っていくわけなんですけれども、大変、農家の方たぶん、難儀をなさっていると思うんです。少量の場合はいいんですけれども、一定の数量を積載して持っていくと、あそこでかなり崩れる。慣れた人でも、最初、序盤はついついいつもの速度で行くと、1回目あたりはかなり崩れてしまうという。あとトラクター類ですか、農機具類は、サスペンションというのがないんですよ。あれであそこを行くと、もうトレーラーなんかとんでいっちゃうくらい跳ねます。

やはりそういったことを考えていただくと、やっぱりできることからということであれば、あそこはスパン的には1メートル20センチくらいかな、およそ。長さですればそのくらいだと思うんですが、ただ隆起高がかなりある。今年、一定の手当はなされたようなんですけれども、やはり通って歩くと、今年の手当はそれほど効果があまり見られなかった、薄いような、私自身のね、あまりいい車じゃないものですから、かなりね、その緩衝力というか、手当の効果があまり見られないのかなというふうに私は感じています。農家仲間の方も、ちょっとはよくなったのかなというふうな程度のお話でした、やっぱり皆さんね。

ですから、やはりもう少しこう、何年も何年も何年もわたって言われているところというのは、やはり一定の時期で切削、1回思い切って切削するか、アスファルトだと両側の圧で、どうしてもなかの土が盛る。であれば、コンクリートをかけちゃうか。一定の技術があるかと思うんですが、そういった方向も検討されているのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答え申し上げます。

いまの質問のなかで、いわゆる芝草の道路ということで、中央線ですが、あそこもかなり段差が大きい箇所でありまして、実はうちのほうも少しすりつけということでさせていただいたんですが、少しは効果があるのかなということで期待しておったんですが、いまのお話からいきますと、あまり効果がなかったということでありますので、そういう皆さんのお話を十分に考慮させていただきながら、すぐできる方策、それについて、まずは検討させていただきたいと思います。

それが終わりましたから、あそこについて、根本的には、やはり厚みの大きくなった舗装、これをまず全て削ってしまわないと根本的な解決にはならないということは認識しておりますので、それができる、いわゆる国の交付金等を使った事業、そういったものも検討させていただきながら、抜本的解決策は今後も検討してまいりたいと思います。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 1つ大事なことを言うのを忘れていました。いまの同じ芝草地内の同じ場所ですけれども、シニアカーですか、歩行補助具、電動車椅子というのかな、あの類で利用されている方が結構いらっしゃるんですね。そうすると、あれ運悪いと引っかかってしまうんですよ、高さがあまりあるために。その苦情も私のほうに何件か寄せられました。やはり、立場というか、もう歩くのに難渋な方は、どうしても利用せざるを得ない。そういう、いまこの町の姿である以上は、やは

り一定の道具なり、そういったアイテムに不具合があるということは、やはり生活に安心安全、そこに少し問題があると私も思います。できるだけ早い段階で解決できるもの、延長が何百メートルじゃないですよ、あそこ。できるだけ検討、上位で検討していただきたいなと私も心から願っています。

あと、野沢まちなかの道路状況というのは、中央線と、またその副線というか、両側も、まちなか全体も傷みが激しい。これは都度都度お話しているなかで、町長自身も地元なので、南浦線なんか当然お分かりかと思います。ですから、やはり本当に、道路機能が本当にこれでいいのと言えるぐらいの状態になってきている、野沢だけではないでしょうけれども、やはりできるものから早め早めにしないと、やはりどんどん沈下、そのクラックとかはひどくなっていく。水が入って凍れば、また広がる。

ですから、一定の段階で、やはりやれるところからやる。やはりそういった予算措置というんですか、平成30年に向けて、よしんば道路をある程度できるような予算措置を考えていただきたいと切に願っていますが、建設課としては、心意気としてはどうでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答え申し上げます。

道路の状況ということで、いま野沢ということで、ある程度限定されたお話になっている部分がございますが、実は町全体といたしましても、道路をつくりましてから、もうかれこれ何十年という道路が大半になっております。

したがいまして、小さな穴ぼこみみたいな補修については、その都度やっているわけですが、やはり舗装全体としてやり直していくということが、町としては必要だろうということで認識しております。

そういったなかで、なかなか全面舗装というのは、かなり財源的にも、やはり国の交付金なりを使っていくというような方法を使わないと難しい部分がございますので、特に道路の状況を見ながら、また交通の状況を見ながら、優先度を決めながら、できるだけうちとしては、やはり安全に、そして安心してやはり走行できる道路というのが最も大事であるというように考えておりますので、今後、努力してまいりたいと思います。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 分かりました。切り貼りでもいいんです。歩きやすい、通行しやすい、ママさんダンプで雪が平に押し持っていける。本当に隆起が大きいと、ママさんダンプでも引っかかりますからね。ですからやはり、切り貼りでもいいです。やっぱり手当できることは、やっぱり進んでやっていただきたいと思います。

余談ですけども、奥川マラソンでも、何か道路状態がよくないなんていう選手の方からの声も、私、耳にしていたので、やはり本当に西会津町の道路、考えなければいけないというのは、私も胸に思っています。鋭意取り組んでいただきたいと思います。

では、まちなかの整備のもう1つ、まちなみ景観のほうに話題を移していきたいと思います。先ほど答弁で、総合計画、全員協議会でも説明がありました総合計画のなかで、具体的に、全体のなかで町のなかをイメージしていく、全体から見た視点で野沢を、整備方針を煮詰めていくというような回答だったかと思います。



全体から見た野沢、全体から見た群岡、確かに描きは全体のなかでという言葉になるんでしょうけれども、実際には、ブロック、ブロックの積み重ねが全体になってくるのかなと、パーツというんですか、大きく言ったらエリアごとのパーツ、パーツの組み合わせが全体に、私はなるのかなと。仕上がりというのは、たぶん逆で、各地区ごとの計画のより集めが全体のイメージを調整してくるというような、私の認識なんですけれども、卵とニワトリ、どっちが先かみなたいな話になってしまいますので、それはいいんですが。ただ、私、今回は野沢のまちなかということで通告しましたので、まちなかに区切ってお話します。

全体のなかからの野沢と、こう表現されると、商店街区と住宅地区との話で私考えると、ちょっとこのイメージしているなかの話とちょっと私違うんですが、商店街区でどういう描き方をしていくのかなと考えていくと、関係の方も何人かいらっしやいますけれども、やはりそちらの商工会系の方の意見とのすり合わせで最終的には商店街区はもってこなければいけないし、住宅街区であれば、住宅街区のみの話になってくるのかなと。でも、野沢はそれが混在している地区なんですよね。

ですから、まだ着手前ですけれども、これは町長にお聞きしたいんですけれども、野沢のまちの町長自身の描きというか、構想、どういった特出した商店街区にしたい、そういったものが、もし胸のなかにあるのであれば、一言お話いただきたいなど、考え方として、姿勢としてこういうふうに思っているよというのがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 野沢のまちなかの、いわゆる活性化のおただしでございますけれども、いまいろいろお話がありました。野沢のまちなかの活性化を考えるときに、野沢の人たちだけでものを考えるのではなくて、例えば、群岡から見て野沢のまちなかが活性化するにはどういうまち、商店になってもらった方がいいのか、何を望むのか。群岡の人と、新郷の人と、奥川の人は、みんなそれぞれ、やっぱり私は違うと思うんですよね。

ですから、やっぱり全体的ななかから野沢の商店はどうあるべきかということを考えないと、私はいけないのではないのかなというふうなことで、これから作業を始めます総合計画のなかで、やっぱり検討しないとイケないと思いますし、それから、このことは、やっぱり、私、よく商工会の皆さんにもお話をしているんですけれども、商工会として、野沢のまちなかの商店はどうあるべきか、ここをやっぱり商工会としても知恵を出してくださいよと。町も一生懸命やりますけれども、商工会の皆さんも知恵を出してくださいよと。それで、こんなふうな商店街にしたいから、この部分は商工会で役割を担いますから、この部分は町のほうでと、そういう関係にぜひしてほしいなということで、商工会の皆さんにはお話をしているわけですが、まだいま、具体的には、こうします、ああしますというのは、これから関係者の皆さんとよくお話をして結論を出したいと思っておりますけれども、全体でやっぱり知恵を出していかないと、野沢のまちなかだから、野沢の人たちだけでというわけには、私は、それでは本当の活性化にはつながらないのではないのかなと、そんなふうに思っていますので、これもいろいろ議論の分かれるところですから、これからいろんな方とお話をさせていただきたいなど、こんなふうに思っています。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 私町長が言っている全体に結び付けていく考え方というのは、私も同じです。

あと、ただ、ちょっと私の質問、通告にもう1回戻りますけれども、活性化に向けた野沢を軸

にしていくということと、いま町長が、群岡から見た野沢、奥川から見た野沢というお話が当然ありました。それに私、通告にちょっと歴史文化構想とか、そういった大きなところも触れていただきたいということで、暗に示しておいたわけなんですけれども、やはり交流人口を野沢まちうちにね、こうある程度一定のお客さんが来ていただけるような構想、何がどうだというわけではないんですが、それがまずあったとすると、やはりこの町の目玉の部分という、今回、皆さんがいろいろ文化財のお話をなさるようなので、詳細までは私申しませんが、まさに火焰土器だとか、そういったもの、展示をどうしていくのか。仮にですよ、国道からタッチのいい群岡地区に置くんだという、群岡の人たち、野沢の人たち、そういった意見が出ていて、その通過点が野沢であれば、やはり野沢の活性化、そして群岡の活性化、全体が活性化してくるのかなと思いますけれども、その全体で考えていくなかで、各そのブロック、ブロックごとの役割、そういったものを非常に重視して欲しいなど、総合計画のなかでどのくらい、どういう形になるかも分かりませんが、各地区ごと、その一番大事なものを大切に活かしていただきたいと思うばかりです。総合計画はまだ未着手なので、この部分についてはお話をこの辺にしたいと思います。

もう1つのテーマ、町民との意見集約の場、簡単にいうと会議は、どういうふうな、町の会議というのはどういうふうなものがある、進め方はどうだというような私の問いかけに、非常に詳細にお答えいただきました。条例の条文ごとに、条項ごとにお答えいただいたところです。これは、私も3番議員と同じで、議会報告会のなかで、最後に区長さんに言われたんですね。大きな計画の策定とかそういったときに、もっと広く意見を言わせてもらいたいという、たった一言だったんですが、やっぱりこの年代の方も参画したいという方がいるんだなという、私もちょっと感動したところだったんですけれども。

では、どういうふうに町の人に関われるのか、私も総合計画の後ろですか、ずっと追って行って、だいたい計画が、総合計画ができて、町民懇談会というのを最後にもって行って、そこで皆さんにお知らせしてくる。だから、お知らせしてくるときに、当然ご意見も預かってくるのかなとは思いますが、この町民懇談会のあり方についてなんです、やっぱり広く参画したいというときに、先ほどの説明のなかでは、こういったところを変えてきたとか、開催時刻をこの辺にしてきたとか、そういった、いまの小さな会議の内容でも、やっぱり参加者がだんだん少なくなってくる。高齢の方も出歩きが悪い。お勤めの方は、多様化して土日、出られない方もいらっしゃいますよね。そういったところで、会議のあり方、もち方について、今後、やはりもう少し柔軟な開催、そういったものを目指す考えはありますか。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 三留議員の会議の開催のあり方についてのご質問にお答えします。

先ほど答弁のなかで、まちづくり基本条例第24条の町民懇談会を条例に基づいて開催しているというお話いたしました。これにつきましては、総合計画の策定の際に、この条例に基づいて開催したわけですが、それ以外には、町民懇談会と呼ばれるものは、この24条に沿って開催したというのは把握しておりません。

ですが、ちょっと名前似ているんですが、町政懇談会というものは、各自治区からの要望なりに従って開催してございます。これは自治区より課題を出していただいて、町より、それについて回答したり、広く、そのなかで自由討論といいますか、自由に意見交換させていただくような場は設

けてございます。これは自治区の要望に従いまして開催日、たいがい休日の日中にということですので、開催は休日が多いわけですが、要望に応じまして、もし夜間に開催してほしいというような要望があれば、それにも対応してございます。

町政懇談会だけではなくて、それ以外についても、各部署で座談会なり、説明会なりと、いろいろそれぞれの施策に応じまして、町民の皆さんと意見交換する場は設けているかと思っておりますので、それにつきましても、要望に沿って開催していくという考え方、やろうと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 大筋で分かりました。24条は、その会議をやっていく、22条からずっと、分かりやすく、参加、住民に意見を求めていく、どんどん参画してくださいよという、ざっくり言うとそういう内容ですよ。ですから私、いままでと会議、工夫してきた点が何かあるかなと、あったらお願いしたいというような言い方をしたというのは、まちづくり基本条例ができて、やはり行政側、町側で行う会議、そういったもののスタンスという、教育の場もそうですけれども、こういう工夫をしている、取り組み、会議、いままでずっと通り一遍、同じスタイルできたけれども、こここのところ変えたとか、回数を変えたとか何かね、そういった特色のある変化、そういったものが見られてきたのか、一番聞きたかったのはそこだったんですが、私の目から見ると、私だけじゃないんですけども、ずっとなんかスタイル的には変わらない。いついっか来てね、みたいな形に受け取れるんですが、いまの課長級の方たちの会議の持ち方のなかで、そういった検討、そういったものは、いままでの政策検討会議でしたか、そういったなかでも話題として、事務レベルのなかで出てこないのかなと、その辺が私、疑問だったので、そういった話というのは、いままではあまり語られてきませんでしたか。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

会議の持ち方について、庁内の議論はということかと思っておりますけれども、特にそういったことで、具体的に話したことは記憶にございませんが、ただいま、まち・ひと・しごと総合戦略の町民会議をやっております。こういった会議は、単に町が取り組みの説明をして、意見をいただくだけではなくて、集まっていた町民の皆さんが主ですが、それぞれに意見をグループに分かれて、それぞれ具体的に、お一人お一人意見を言っていたような機会も設けてございますので、そういうやり方も、これからは、何かの計画を立てたり、そういった場合は、こういうやり方もしていきたいというふうに考えております。

この基本条例の趣旨ですが、そこまでは、会議に毎回参加することはできないけれども意見を言いたい、まちづくりに参加したいという方でも、いろんな参加の関わり方を持たせるという意味で、意見公募なり、町民懇談会に出るなり、そういったいろんなチャンネルを用意しているという意味で、バリエーションを持たせて、いろんな町民の方にまちづくりに参加していただくというような考え方であると考えておりますので、これに従って、これからは基本条例の趣旨に従ってやっていきたいというふうに考えております。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 会議に参加という括りで、いまお話ししました。ただ、テーマの意見集約の場というこ

とで、ちょっと広げさせてもらおうと、総合計画の一番後ろ、ずっと私見て、平成21年11月の4日、意見公募開始というところで、14日間、意見を募集したというような記載があったんですが、やはり重要施策であれば、この間、全員協議会で学校の内容でちょっとアンケートというような話も出ましたけれども、皆さん、人口が一定数ある程度取りまとめる可能性がある、取りまとめる時間が短くてできるのかなと思うので言うんですが、全体に意見書、発付して回収でも、私は時期的にいいのかなという、私個人の認識なんですが、そういった方向もご検討されてはいかがかなとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

先ほどより会議のあり方については、これから工夫してやっていきたいということですが、町がやっている取り組み、それから、会議をいつ開催するのか、どういう会議を開催するのかにつきましても、そういった周知も十分とはいえなかったかと思っておりますので、それらも含めて、今後、丁寧にやっていきたいというふうに考えております。

意見公募につきましても、これは最終案について意見をいただくという制度ですので、これによらなくても、アンケート等、いろいろな使える手段は、いろいろ工夫しまして特りに組みたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 一応、工夫していくという回答だと思います。本当に工夫していただきたいと思いません。特に若いお母さんとか、出てみたいなという、小さな言葉で、小さな口で言う方はいらっしゃる。でも、生活のなかで、なかなかそれはかなわないんでしょうけれども、やはりもっと踏み込んで、カモン、カモンと言えるような、やはり皆さんの話を聞くよと、やっぱりそういう実現だとか、そういったものは別として、聞くよという、そういうスタイルは探求し続けていただきたいなと私も思います。本当に町に一言言いたいんだという方は数多くいらっしゃる。だから、そういった意見は大切にしていっていただきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わります。

○議長 暫時休議します。(14時34分)

○議長 再開します。(15時00分)

6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 皆さん、こんにちは。6番、猪俣常三です。今次の議会は、薄町政になって5カ月を過ぎようとしております。町政に、緩み、弛みがあってはなりません。町政に取り組む考え方や町政の要となる布陣をどのように進めていくのか、根幹にかかる課題や安心安全なまちづくりを進めていくための対策など、町民、地域、住民がよくなることを願い、町の考え方を伺ってまいりたいと思っております。

さて、町長の姿勢についてであります。町長は、このままでは西会津町はだめになってしまうと心配されておりますが、今後の町政運営についてお尋ねをいたします。

1つ、副町長・教育長の人選をどのように考えているのか伺います。

2つ、町長が、自ら公務に対応できなかった場合、どのように対処しているのか伺います。

3つ、交際費の考え方について予算措置も含めて考えを伺ってまいります。

4つ、町長は、7月の町長選挙後、ケーブルテレビで、お友達やご家族が話し合える施設について話されておりましたが、どういう施設なのか伺います。

次に、安全対策についてであります。今年、11月25日未明に降った雪、水分を含んだ雪で、県道や町道及び林道などでの脇にある立木や枝が、通行に影響を及ぼしました。これらの立木や枝等の対応をどのように町は考えているのかどうか伺います。

以上、私の一般質問といたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 6番、猪俣議員の町長の姿勢についてのご質問にお答えをいたします。

はじめに、副町長及び教育長の選任についてであります。私が公約として掲げている政策を実現するためには、その果たす役割は重要であると考えおります。このことから、現在、その適任者について鋭意人選を進めているところであります。来年の3月議会定例会において人事案件を提案したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、町長自らが公務に対応できない場合の対処についてお答えをいたします。

公務につきましては、休日等を含め極力対応をしておりますが、公務が重なる場合には、私の代理として担当課長等にその対応をさせております。

次に、交際費の考え方についてお答えをいたします。

議員もご承知のとおり、町長交際費につきましては、町政の発展や円滑な運営を図るために必要な経費であります。本町の最重要課題である人口減少の歯止めや地域の活性化を図るためには、国・県等のパイプと人脈のネットワークを最大限に活用し、新たな事業の導入や時代を先取りした先見性のあるまちづくりを、強力に進めなければなりません。

したがって、平成30年度当初予算には、必要な額を予算計上してまいりたいと考えております。

次に、お友達やご家族が話し合える施設についてのおただしであります。これは、ケーブルテレビの町長選挙開票速報のなかで、私の街頭演説の一部として放映されたものであります。実際には、皆さんが安心して老後の生活ができるように、奥川の地域にそういう施設があれば、お友達やご家族がその施設にお話し合いに行くことができるといった発言でありました。具体的に申し上げますと、空き家や空き施設を利用した小規模多機能型居宅介護施設などを想定したものであります。

なお、現在策定作業を進めております第7期の介護保険事業計画のなかで、町の実態を適切に把握するとともに、将来に向けてどのような施設整備が必要なのかを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 6番、猪俣常三議員の安全対策についてのご質問にお答えをいたします。

11月25日から26日にかけて降り続いた雪は、水分を多く含んだ重い雪であったため、各地で倒木等が発生をいたしました。

まず、立木は個人の所有物でありまして、その財産権と管理義務はその個人にございます。したがって、倒木などの処理も、本来は所有者にしてもらうこととなりますが、町は、道路交通に重大な支障のある倒木は、道路法に基づき道路管理者として速やかに撤去をしております。また、

県道等の倒木の際には、道路管理者である福島県に連絡するとともに、電線にかかった倒木は東北電力に連絡し対処していただいております。

また、除雪作業に支障を及ぼす枝などは、所有者が処理できない場合は、所有者に説明をしたうえで、事前に町や業者で対処をしており、今後もこの方針のもと進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町長、課長から答弁をいただきました。再質問をさせていただきます。新しく薄町政になられまして、ここいろいろと聞いておりますと、町長の発言、それから執行者の発言、それぞれ食い違うところもあるなということが、ちょっと私なりに伺ってみましたところであります。

しかしながら、いずれにしても、やり難いような状況ではいけませんので、私は、いま現在、前へ前へと進めていかなければならない、その気持ちで私なりに、この場に立っているわけでありませう。さらに進めていただきたいということを願いつつ、再質問をさせていただきますと思っております。

まず、このままではこの町がだめになってしまうということをご心配になっておられます町長の、その根拠、または要因とするところを、私なりにまだ分かっておりませぬので、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 お答えをいたします。

猪俣議員もご承知のとおり、いまの西会津町の現状、どんどん人口が減って、このままいったらどうなんだろうかと、いま地方創生の総合戦略計画ができてはいますけれども、この人口減少をどうやって止めるか、いまやらなければならないこと、いろんなことがたくさんあります。そのことを、いま本気になってやらないと大変なことになってしまうな、そのことはずっと選挙の期間中も申し上げてきました。

それには、いろんなことをしないといけませんよね。若い人たちがここにしっかり定住してもらうような、そういう環境の整備もしないといけませんし、そのための仕事をどうするか、あるいはどんどん人口が減っていくなかで、それを止めるには、若い人たちがしっかり結婚できて、そして子どもさんをつくっていただいて、さらには都会からいろんな若い人たちが、あるいは年配の方でも、西会津町に移住していただけるような、そして高齢者の皆さんには、安全安心に老後を安心して暮らせるようなまちにしないといけない。あるいは農業もしっかり守らないといけない。いろんなことをやっぱり総合的に、いま本当に大変な状況になっていますので、このことをやっぱり早急に全力をあげてやらなければいけない。

それで、このずっと8年間、私もいろいろ勉強させてもらって、町のなか、ずっと歩かせていただいて、いろんなことを感じてきましたけれども、まだまだちょっと力を入れるところが違うのかなという、これは私の感想ですから、皆さんはどう思っておいでになるか分かりませんが、私の目からは、そういうふうに見えましたので、それをやっぱりしっかりやって、そして西会津町が将来とも、このふるさと西会津町が西会津町として存続できるようにしないといけないなど、そんなふうにならざると思ってまいりましたので、これをやらないと、こういうことをやらないと、西会津町は本当に人口が3,000人くらいの町になってしまうたら大変なことになってしまう、その、いわゆる将来への危惧といいますか、そんなことを強く感じてきましたので、そのことをちょっとそ

ういう言葉で表現をさせていただきましたので、これは皆さんそれぞれ感じ方が違うわけでありま  
すから、私の所信のといいいますか、思う部分を、その表現にさせていただいたということですから、  
ご理解といいいますか、私の意図とするところはそういうところですか。よろしくどうぞご理解をいた  
だきたいと思ひます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 それでは、その人口減少の問題につきましては、まち・ひと・しごとで、何年から町  
当局でいろいろと作業を進めてきたか、町長に伺ひます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 私はその当時、その計画をつくった当時はおりませんから、ただ、議会のお話を聞いたり、  
周りの人たちのお話を聞いたりして、その作業をしてきたというのは分かっております、理解して  
おりますけれども、計画ができたからそれでいいということではないですよ。その計画をいかに、  
やっぱり実効性のあるものとして、それを行動に移すかと、それはやっていないと私は言ってい  
ませんけれども、まだまだ不十分ではないのかなと、そんな思いをしておりまして、その経緯とい  
いますか、これまでの作業の流れは、ある程度理解はしているつもりであります。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 平成27年やったわけであります。その5年間のなかで、いろいろと平成32年度まで  
やらなければならないということで、懸命に努力をしているわけであります。

しかしながら、これを実際に行政に活かすわけでありますから、何もやっていないわけではない  
とは思ひますが、私はそれなりに評価はしてあげべきだと、私は思っております。

それならば、思いは同じだと思ひます。人口減少は、何といたって解消しなければならない施  
策をどうしても打ち出さなければならないということですから、これはみな、それぞれ問題は同じ  
だと思ひます。

じゃあ、前町長と比べたときに、何が、じゃあいけなかったのか、それを町長に伺ひます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 私は、やっていないなんていうことは一言も言っておりませんよ。それは、そのことだけ  
は誤解をしないでいただきたいと思ひますし、私はやっぱり、もっとそこに重点的に、やっぱり町  
が本気になってやらないといけないなという思いを申し上げたわけであって、前の町長がやって  
いないとか、そんなことは一言も言っておりませんので、そこは誤解をしないでいただきたい。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町長の思いを私なりに受け止めましたし、それなりに比較したいという気持ちはあり  
ませんが、私としては、もっともっと前へ進めますよという考え方が、私の生き方でありますので、  
その点につきましては、逆に言ってご理解を賜りたいと、こんなふうと思ひます。

じゃあ、しかるに副町長の問題と教育長の問題につきましてお話に入っていきますが、まず、教  
育長の空白は過去にあったのだろうか、その点について町長に伺ひます。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 平成21年8月の4日から、21年9月の25日まで、およそ1カ月半弱ですか、半  
ほど教育長の空白期間がございました。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　そこで伺いたいんです。私はこの教育長の人選ほど、急いでいただかなければいけない要件ではなかったかなと、こんなふうに思うんであります。かといって副町長はいらないという意味ではございません。あえて一番大事なときに、教育界のトップがいないというのは、これはやっぱり適正ではないと私は考えます。

そういう意味合いを持って、教育委員会の制度も変わってきた。そして町長の使命感、あるいは選ぶ権限もついてきている。そういうふうになってきましたときに、教育長が不在だということは、これはあってはならないと私は思います。そのなかで、どんなことがあっても、3月議会まで待つということではなくしても、これは前へ進める関係上、薄町長として手腕を振るうべきではないかと私は思います、お尋ねします。

○議長　　町長、薄友喜君。

○町長　　教育長の人事でございますけれども、できれば早い機会にということで、その作業を進めてまいりました。現在、なかなか非常に難しいことであって、いま職務代理には大変ご迷惑をかけておまして、まさに教育のことですから、一日も早く決めないといけないという思いを持っておりますけれども、私、いま考えているのは、西会津の教育、やっぱり将来のことを考えたら、ここをもっともっと改革をしないといけないなど、そんな思いですとございましたし、そのために、年度中途の人事というのは非常に難しいし、なかなかやっぱり適任者といえますか、いますぐお願いできる人というのはなかなか難しい。そういうことで、これは副町長についても同じでありますけれども、やっぱり新たな年度からということでお願いしたほうが、より素晴らしい人をお願いすることができるのかなというふうに、私の思いはそこにあるわけでありまして、これからやらなければならないこと、特に教育長については、いわゆる来年の人事があるわけでありまして、そういう面では、大変、やっぱり教育長がいるといたないとでは、そんなに大変な、支障をきたすようなことはできるだけしないようにということで、これは町長が自らお願いしに行かないといけない部分があるのかなと、そんなふうに思っております。

この人事、なかなかそう皆さんが思うように、これは相手の方との意思の疎通もありますから、そんなことでちょっといま遅れてはおりますけれども、できるだけ早くやりたいなということでありまして、遅くとも来年の4月からは、しっかりした人事でもって教育行政をお願いをするようにしたいなというふうに思っております。

いま申し上げたように、素晴らしい中学校がある、統合小学校がある、そして認定こども園ができていくということで、将来は本当にあそこの施設は、素晴らしい教育のエリアになっているわけでありまして、それをやっぱり将来の西会津町の建設のために、私はもっともっと教育に力を入れないといけないという思いから、なかなかやっぱり決められないといえますか、難しい、いま状況になっていますので、6番議員のお考えは、全くそのとおりだと思いますけれども、その部分、私ができることは一生懸命やらせていただきたいと思います、そんなふうに思っています。

○議長　　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　なぜ私はこれを言うのかというと、私は4年間言い続けてきて、町は一つもやっていないと言った言葉は忘れてはいないと思います。あるところで、そうですよ、バスですよ、バス。このことも4年前から言ってきたんだ、何で皆さんが困っているときに、町はやってくれないんだ。こういったことの言葉が、いまにでも通じるわけですよ。だから、こういうふうに言っている限り



は、一生懸命になって、町長、体制をつくらなければいけないんだという思いでものを言っているわけですよ。そういうことを、体制づくりが大切ではないのかということでもありますから、どのように。これは3月まで待てということではなくしても、教育長の人事については、やはりいち早くやるべきではないかと、こんなふうに思うわけです。町長、どうですか。

○議長　教育長に限ってでいいですね。バスは別ですから。

町長、薄友喜君。

○町長　お答えをいたしますけれども、言葉尻をおっしゃっておりますけれども、猪俣議員がおっしゃっている言葉は、私は正確ではないというふうに思っています。私は4年間何もやっていないなんていうことは一言も言っておりませんし、ただ、皆さんが期待されて、いろいろ問題があつてお願いしたいことが実現されていないような、私はそういう捉え方をしておりますけれども、何もやっていないなんていう言葉は、私はそんなことは一言も言っておりませんので、まず、その言葉は、ひとつ訂正をしていただきたいと思いますし、本当に教育は大事ですよ。本当は空白があつてはならないと思います。だけでも、いま急いでそういう人選するよりも、将来に向けて、やっぱり西会津町の教育を考えたときに、やっぱりしっかりした教育長をお願いしたほうが、私は、それは西会津町にとって必要な考え方ではないのかなというふうに思っておりますけれども、この考え方は、ちょっとその辺は猪俣議員とちょっと違うところかもしれませんけれども。

本当に私は、教育は大事だと思っております。教育にお金と、やはり力を入れないような町は、私は滅びると、そういうことをずっと言ってきました。これから西会津町を守り育てていくのは次の世代の人ですから、その人たちの教育をやらなければいけないわけですから、やっぱりしっかりした人をお願いしたいなど、そういう思いでありますから、なかなか私の思いの通じる部分と、相手の方がありますから、そこがなかなか一致をしないといえますか、ですから、いまちょっと時間がかかっていますけれども、できるだけ早く、それは、一応3月というようなことで申し上げましたけれども、できるだけ早く、そのことについては対応してまいりたいという本音の部分がありますけれども、いま、いついつまでにやるということとは、なかなかこう確定的なことは言えませんから、3月の議会にはご提案申し上げたいと、そういう私の気持ちを申し上げたわけでありますので、おっしゃることは十分、私は理解をしておりますし、その方向で、これから鋭意その作業をさせていただきますと思っております。

○議長　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　何で私はここまで言うのかというと、町長1人で教育行政のこと、また副町長のほうの立場の事務方の仕事まで、何でもできるというわけにはいかないということを申し上げているわけなんです。それと健康のこともあるでしょう、いろいろなことがあるから、この多忙な職をこなすには、それぞれ副町長ないし、教育長をしっかりと、組織体制をつくりあげて、そしてこの町を進めてもらいたいと、運営を進めてもらいたいという思いでお話をしたわけであります。

だから、今後、進めるにあたって、私が教育長の人選は急いでくださいと言う意味は、教育行政が一番西会津町にはいい条件が揃っているからものを申し上げているんです。この状態と、それから人づくりなんですから、要は、立派な生徒を育てることです。これを忘れてやっていたら、この町は本当にだめになってしまうということになるんじゃないでしょうか。

だから、3月とは言わずに、ぜひとも太いパイプを持った薄町長だとすれば、できないことはな

いと、私はそれを訴えて、判断をくだしてくださいと申し上げているわけです。どうですか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 大変、健康まで気遣いいただいてありがとうございます。それで、思いは一緒だなと、やっぱり人づくりがやっぱりね、大事だというのは、まさにそのとおりでありますから、本当に教育長、いま不在で、職務代理が一生懸命頑張っていていただきますから、ついつい甘えているところはありますけれども、本当にこれから、鋭意その作業は進めさせていただきたいと思っています。これからもひとつ、ご指導いただければありがたいです。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町長の思いも分からないわけではありませんし、まずは私ども、取り組んできたことも踏まえて理解をしていただきたいということでもあります。極端に言って、教育長の人選は、やはりいち早くやるべきであったのではないのかというふうに思うわけです。そこを何度も言っておきたいと、こんなふうに思います。

次に、町長が自ら公務に対応できなかった場合ということは、先ほどお話申し上げましたけれども、事務方の執行部の長の方々だって、いろいろと自分の仕事を持ちながら、そしてそこに町長からいろいろと指示が出されれば、それなりの仕事をこなす。非常に大変だろうと、こんなふうに思うわけであって、そういったところに副町長がいないということは、これは非常に自然な形ではないというふうに思ったわけであります。

だから、そういったところを考えてみますと、誰が町長の代理を務めておられるんですかということで、先ほど、各担当課長がやっておるというお話であります。それがずっと続くとなると、これまた執行部のほうの長たる方々も大変ではないかと、こういうふうに感じるわけですが、そこら辺のところ、町長、感じる点がありましたらお答えください。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 大変ご心配をいただいております。本当に申し訳ないなというふうに思いますけれども、いま私も、できる限りのことはしておりますけれども、やっぱり1人では限界があります。でも、その代わりという、ちょっと言葉は適当ではないかもしれませんが、優秀な職員の課長さんたちに、その代理といいますか、やっていただいております。そういう意味では、ちょっと申し訳ないなという気持ちもありますけれども、でも、ここはやっぱりみんなで力を合わせて乗り切れないといけないなというふうに思っております。

これから西会津町が生き残るためには、本当に大変な作業が、これからたくさん出てくるわけありますから、そういうなかで、副町長ができるまでの間、あと3カ月間、しっかり健康に留意をして、町民の皆さんにご迷惑をかけないように頑張っていきたいと思っておりますので、これも副町長、教育長と同じものの考え方でありまして、そういうところでご理解をいただきたいなというふうに思います。

何か代理で不都合があれば、ひとつ遠慮なく言っていただきたいなと、そんなふうに思っています。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 代理でいったとしても、判断力を示すことができないわけであって、そこに当事者として臨むとなると、町長以上の方はいないわけでありまして。そうになりましたときの判断が、すぐで

きるかできないかというお話ができるのは、町長なんです。だからこそ、私は心配をしてもものを申し上げているわけでありませぬ。

何でもそうですけれども、副町長であったにせよ、それから教育長であったにしても、副町長の場合であれば、地方自治法の第161条では、副町長を置くことができると書いてあります。しかし、条例では置かなくてもいいというふうにはなっていない、やはり原則的には、どうですかといえ、やっぱり必要になってくるということでありませぬし、また、教育行政のなかでも、教育長というのは第16条のなかにありますように、人選はしなければならぬというふうに書いてございませぬ。また、教育委員会の指揮監督下に置いて、教育委員会の権限に属するべきの事務を司っていかねばならぬという、重要なポジションがあるわけだ。そういうことを考えたときに、代理というばかりではなくして、執行部の長たる方々ばかりではなく、早くその体制づくりに着手してほしいと、こういう意味合いでお話を申し上げたわけでありませぬ。

次、交際費のほうに移りますが、なぜ私、この交際費というふうにお話をしたということは、重要なことだと思ひませぬ、これは当然。あるところでは、この交際費を使った使わないうで、表と裏が違っていたという話でありませぬけれども、そんなふうな取り方をした方も、面白い取り方だなどというふうに思ひませぬが、そうじゃなくして、これは今後、新しい町長として、交際費というのは、内規のなかにも書いてありますように、いったい交際費というのはどういう性質のものなのかということ、ちょっと伺っておきたいと思ひませぬ。町長、どうですか。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　交際費のことで、これは先ほども答弁申し上げたように、町政を円滑に運営するために必要な経費ということだよね。この考え方については、私は変わってはおひませぬし、前の町長時代からも、そのことについては、私は決して違つたものの考え方はしてはおひませぬし、そのとおりのことでやっておりますけれども、いまの話のなかで、表と裏が違つていたというのは、よく私は、それは分かりませぬが、交際費はやっぱり町政運営に必要な経費、それはいろんな使い方がありませぬよね。それで、町内においてはいろんな総会とか、会議とか、あるいはいろんな会議に出たときに、ちょっと飲食を伴う場合には、そういうところにも交際費は使わせていただひしておりますけれども、さらにいろんな、いわゆる人的な、そういうネットワークのために必要な経費の一部に充てているわけでありませぬし、私、町長になってから、変わった点というのは、私は変えているといふ部分は、私はないと思ひませぬけれども、どのような評価をされているのか、交際費については全て公開されているわけだから、そこはご覧になっていただひ、どこが不適切なのかご指摘をいただければなというふうにおひしております。

○議長　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　表と裏という話を私はしましたけれども、多い使い方、少ない使い方というようなことだろうというふうには私は意味合いのもとで使わせていただひわけだと思ひませぬけれども。要は、交際費、いま町長言われたように、重要な外部との交流の関係で経費も必要でありますでしょうし、また、弔慰費でもありますでしょうし、あるいは懇談費の使い方もあるでしょうし、贈答費の関係もあるでしょうし、それは庁内の規約に定められた範囲内で決められたように使用されるのが交際費であろうと、こんなふうにおひはいるわけだ。

それをやはり有効に使ひていただひするためにも、町長いわく、太いパイプという話をされている関

係上、もっと太いパイプになるためには、交際費は、通常の交際費よりも増やして、そして対応できる考えは持っておられるのかをお尋ねしたかったということでもありますから、お答えください。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 お答えをいたしますけれども、交際費については、その使う内容によっていろいろ判断をさせていただいております。これからも、やっぱりその内容の重要度によっては、金額も当然違ってきますし、あるいはいろんな、本当に一般社会通念上のお付き合いの部分がありますし、これは交際費といえども税金でございいますから、私的なことに使うわけにはいかないわけでもありますので、全て公的な、そういう町政運営のために、伸展のために使わせていただいておりますし、今後もその使用については、慎重にして判断をしていきたいなというふうに思っております。

さらに交際費の増額については、いまのところ、これは考えておりませんが、今年の8月から町長にならせていただいて、交際費がいま現在どの程度使って、来年の3月までどのくらい残るか分かりませんが、これは予算があるわけですから、その予算の内部で消化をさせていただきたいなど。

それで、交際費の補正というのは、私はないというふうに、そういう判断をしておりますけれども、実際には、どうなるかというか、その予算の範囲内で3月まで、私は慎重に使わせていただきたいなど、そんなふうに思っております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町長の思いを聞かせていただきました。私もそうだと思います。交際費を使ったから成果があがったの、あがらないのことは多々あるかと思えます。精一杯やった結果、使わなくても成果があがってきたやつもあるかと思えます。前者か後者が別としましても、そういう交際費の有効な活用を願って、そしていい町政を司っていただきたいと、こんなふうに思って交際費の内容をお尋ねしたわけでもあります。

次に、4番目の、町長が7月の町長選挙後に、ある施設のことをお話されておりましたら、小規模多機能の居宅介護の施設であったというご答弁でありました。そういうニュアンスというのは、私もこれは、当時、7月の9日の選挙、投票終わった後で流されたときにお聞きした内容であったものですから、そういうようなニュアンスであったかなと、こんなふうに私は、どういう施設なのかなというふうに感じ取ったわけであって、いまご答弁もらったときの施設、そういう施設だったと。

私は、前回9月のときに、入浴施設でちょっと説明を申し上げて、どういう施設なのかな、こういう施設なのかなというふうにやったときには、そういう考えは持っていませんよという話であったので、再度この施設についてお尋ねをしたかったわけです。

なぜこれをお話をしたかったというのは、当初の冒頭に、なぜいまのさゆりの公園、実際お話をされている内容なんです。さゆり公園周辺じゃなく、奥川の地域に、皆さんの近くに、そういう施設、とても小規模多機能の居宅介護施設とは思えない節回しであったと私は思ったものだから、再度お尋ねいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 お答えをいたしますけれども、前段のお話があったんですね。それは、これから高齢化が進むと、介護を要するときに、いまのさゆり公園の周辺のあそこに介護老人施設から、特別老人

ホーム、あるいはグループホームといろいろな施設がりますよね。そこに全ての施設をまとめてしまうのも、それは、私は決して悪いことではないかもしれませんが、これからは、やはり例えばの話として、奥川にそういう小規模の施設があれば、野沢だとなかなか皆さんが来られなくても、奥川にあれば、奥川の人たちが、あるいはお友達の人たちがその施設に行って、お茶を飲んだり、お話をしたりすることができる施設をこれからはしないといけないよと、それを私は考えていますよと。それを小規模多機能型の居宅介護施設。

だから、そういう意味で私は表現をさせてもらいましたけれども、それが、あそこのさゆり公園の、西林の周辺に、全ての施設をまとめるというのは、それは効率性からいっていいかもしれませんが、これから、なかなかやっぱりその施設を維持していくためには、人材の確保も非常にいま難しいです。介護をする人がいないと。そういうふうになったときに、やっぱりこれからの時代は、地域の人、周りの人たちが、やっぱりみんなで支え合うような、そういう社会にしないと。そのためには、あそこに施設を増設するだけじゃなくて、例えばの話、奥川なら奥川にそういう施設があればと、そういうふうにはしないといけないなという、そういうことでありますので、その辺のその前後の話を、ひとつ判断をしていただいてほしかったなというふうに思っております。

ただ、お友達や家族がお話できる場所というようなことじゃなくて、そういう老後のことを考えたときに、奥川にそういう施設が、遊休の施設があるわけですよ。あるいはまた、空き家があるわけですから、そういう施設をつくって、整備をして、そしてその人たちみんなで支え合うというような、これからそういう社会に、いま日本の流れとしては、そういう方向に行っているんですよ。だから、それを西会津町もこれから取り入れていかないといけないということでお話をしたので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 ニュアンス的には空き家とか、それから空き施設という話は出ていなかったような気もいたしましたが、今日はそのように、具体的に言葉がのせられて、ご説明を受けましたが、実際はこの中身に、私としてはなかったために、この施設の理解がすごく苦しかったということでもあります。これが新町長のもとでできるのであれば、それはそれとしてお聞きしておきたいと思っております。

あと、2番目の安全施設対策のなかの問いに移りますが、実際、これは11月の25日、24日か25日に、湿った雪が一山に降ってきて、それぞれ倒木、あるいは枝が折れたりして、曲がったりして、通行に支障が出たというのがあったわけでありまして。それは国道や、あるいは県道、あるいは町道の、それぞれ管理というのはあるかもしれませんが、取り除くのは、それぞれの今日の説明で分かりました。

ただ、こういう道路に曲がってきているような立木のこういう除去については、さらに進めていかなければならないと私は思っているわけですよ。何人かの議員の方が設問されておりましたけれども、私もこの安全対策については、もう少し踏み込んだ、抜本的な対策が必要ではないかというふうに思います。

その前に、もう1つは、これに関連するようなことがあったのは、ある県道だというふうにちょっとお聞きしましたけれども、そのなかで、大型自動車が通ったときに、木に接触して、部品の損

傷が生じたという話もあったので、ただそのイメージは、こういうイメージであったそうです。この西会津地に来るといことは怖いですと、本来であると、こういう立木なんていうのはきれいにしてもらいたいものだという話をされていたと。そういうふう感じておられる方がいるとなると、やっぱり行政のほうにお願いして、その対策なんかは考えてもらわないといけないということで、この問題を出したわけでありませう。

それについて、町としては、どこら辺までが可能なのか、町独自としてどういう対策が取れるのか、支援策が取れるのか、そういったところをお聞かせください。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答えを申し上げます。

倒木、また枝等、うちの町、町道、県道に限らず、どうしても林のなかを通っている道路が多いものですから、そういうのはございます。まずは、やはりその木というのは、基本的には植林された自然木に限らず、その土地にあるものということで、できればその道路にかかっているものは、その所有者が処理していただくのが一番いいわけなんですけれども、やはり道路を管理するものとしては、まず、できるだけ交通に支障にならないように、例えば枝ですと、本当にちょっとしたものですから、所有者にお話をして、ちょっと背が高い車はぶつかりますから切ってくださいよというふうに申し上げるんですが、なかなか手が回らない場合には、道路管理者として、町なり県なりがお話をして、それをやっております。

あと、木の本体については、すぐ道路の脇辺りで、例えばですよ、本当に死んでいるような木というのは、なかに枯れ木のようなものがございます。そういうものについては、道路管理者として、町もそうなんです、基本的には所有者にお話をして、切らせていただいてもいいですかということで処理をさせていただいております。ただ、実際使える木ですね、本当、道路の近くの木もあるわけですが、それについては、まだ生きていますし、また所有者にとっても、当然、財産の1つでありますので、それについてはお話をしながら、特に今回の場合、思い雪で垂れ下がったというようなこともありまして、木の本体というよりも、どちらかというとも枝とか、そちらのほうが多かったものですから、そういう点は、やはり道路パトロールなどをしながら、日常的にうちのほうも確認しておりますし、また福島県さんも、国も、同じく道路管理者としてそのようなことを日常的に行っておりますので、できるだけ交通には支障のないようにということで、今後も心掛けていきたいなというふうに考えております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そこで、実際ことが、車に損傷があつて、逆にこれを補償してくれと言われたことが実際あつたという話なんです。そういう場合に、どこら辺まで行政が、その話までのれるのかということと、どんな対応が考えられるのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 道路上によく物が落ちたりとか、いまありましたように木があつたということで、やはりそういうふうに、基本的には通行するドライバーの方に十分に注意していただくというのがあれなんです、そういうなかでも、どうしても接触をしてしまい、車が損傷したなり何なりということは、これまでも決してないことではございません。その際には、やはり道路管理者としての責任、当然ございますので、そういうなかでは、その損傷度に応じまして、そのドライバーの

方とお話をしながら、場合によっては保険の適用なり何なりも十分に検討させていただきながら対応していくということでございます。

○議長 暫時休議します。(15時57分)

○議長 再開します。(15時58分)

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答えを申し上げます。

いまほどの話のなかで、ケースバイケースということで、そのケースによっていろいろ様々なものがございます。議員ちよっとご質問されたのが、具体的な内容がちよっと分からないもので、その保険の適用について、町の保険なのか、それともその車の保険なのか、また、所有した木ですね、木であってもその所有は個人がたいがい多いわもですけども、その個人の木で損傷を受けた場合には、その方がやはり賠償責任を負うということでございます。町が賠償責任を負うのは、例えば道路施設でなった場合、またはそういうものが落ちていて、既に落ちてしまって、それを気付かずにずっといった場合はなるというようなケースがございますので、ちよっと具体的なケースがあれば、それをおっしゃっていただいてご答弁を申し上げたいなというふうに思います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 その程度に承りたいと思います。ありがとうございます。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(16時00分)





平成29年第7回西会津町議会定例会会議録

平成29年12月12日(火)

開 議 10時00分  
延 会 16時22分

出席議員

|            |            |             |
|------------|------------|-------------|
| 1番 三 留 満   | 6番 猪 俣 常 三 | 11番 青 木 照 夫 |
| 2番 薄 幸 一   | 7番 伊 藤 一 男 | 12番 荒 海 清 隆 |
| 3番 秦 貞 継   | 8番 渡 部 憲   | 13番 清 野 佐 一 |
| 4番 小 柴 敬   | 9番 三 留 正 義 | 14番 武 藤 道 廣 |
| 5番 長谷川 義 雄 | 10番 多 賀 剛  |             |

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職指名

|        |         |            |         |
|--------|---------|------------|---------|
| 町 長    | 薄 友 喜   | 会計管理者兼出納室長 | 長谷川 浩 一 |
| 総務課長   | 新 田 新 也 | 教育長職務代理者   | 五十嵐 長 孝 |
| 企画情報課長 | 矢 部 喜代栄 | 学校教育課長     | 会 田 秋 広 |
| 町民税務課長 | 五十嵐 博 文 | 生涯学習課長     | 石 川 藤一郎 |
| 健康福祉課長 | 渡 部 英 樹 | 代表監査委員     | 佐 藤 泰   |
| 商工観光課長 | 伊 藤 善 文 |            |         |
| 農林振興課長 | 玉 木 周 司 |            |         |
| 建設水道課長 | 成 田 信 幸 |            |         |

会議に職務のため出席した者の職指名

|        |         |         |       |
|--------|---------|---------|-------|
| 議会事務局長 | 渡 部 峰 明 | 議会事務局主査 | 物 永 毅 |
|--------|---------|---------|-------|

## 第7回議会定例会議事日程（第5号）

平成29年12月12日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1. 小柴 敬  | 2. 伊藤 一男 | 3. 長谷川義雄 |
| 4. 多賀 剛  | 5. 青木 照夫 | 6. 荒海 清隆 |
| 7. 清野 佐一 |          |          |

○議長 おはようございます。

平成 29 年第 7 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席につき、発言を求めてください。

4 番、小柴敬君。

○小柴敬 皆さん、おはようございます。4 番、小柴敬であります。今次、大きく 2 つの項目について質問をさせていただきます。それでは順次読み上げます。

まず、1 項目目といたしまして、ふるさと応援寄附金についてであります。昨年 12 月定例会におきまして、同様の質問をいたしましたが、1 年経過し、どのような検討や対策を講じてこられたかについてお伺いをするものであります。

1 つ目は、平成 29 年 11 月末現在のふるさと応援寄附金の件数と寄附金額についてであります。

2 つ目、ネットへの無料掲載については、どのように対応してこられたのかお伺いします。

3 つ目、各種サイトの内容やほかの自治体の事例など、調査検討する旨の答弁が、昨年 12 月にありました。その検討結果についてお伺いをします。

4 つ目、ふるさと応援寄附金は、一般財源であり、自由に利活用でき、全国的に各市町村が力を入れている事業でもあります。薄新町長もふるさと納税に力を入れるとの公約があり、次年度に向けた町の考え及び今後の対応についてお伺いをいたします。

次の項目で、西会津町雪対策基本計画のその後についてをお伺いします。

西会津町雪対策基本計画については、推進委員会を立ち上げ、今年度における実施に向けた検討が行われていると伺っております。去る 11 月 25 日には、雪害対策本部が早速設置され、今年度の取り組みにスピード感が感じられております。そこで、次の点についてお伺いをするものであります。

1 つ目、冬の暮らしガイドについて、9 月議会に作成や配布期日についてお伺いをしましたが、その後の対応についてお伺いするものであります。これにつきましては、先週、各 1 戸宛て、1 部ずつ配布されたように思います。

2 つ目、気象に関する情報が進んでいる現在、豪雪や雪害が予想される場合の、町民に対して防災無線やケーブルテレビによる早期告知についての考えをお伺いいたします。

3 つ目、町が貸与している除雪機について、柔軟な運用が可能になったとお伺いをいたしております。どのように変わったのかをお伺いいたします。

4 つ目、雪処理支援隊事業に関する見直し検討等について、今年度の方針についてお伺いをいたします。

5 つ目、夜間における緊急の場合の対応について、町の考えをお伺いいたします。

以上、私の質問であります。明快な答弁よろしくお願ひいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 4 番、小柴敬議員のご質問のうち、私からは、ふるさと応援寄附金についてのご質問にお答えをいたします。

まず、11月末現在の寄附金は、35件、金額で86万5千円となっており、昨年度同時期と比較いたしまして、5件、44万円の減となっているところであります。議員もご承知のとおり、本年4月に総務省から、ふるさと納税の趣旨が本来の目的に沿うように、また、返礼品については寄附額の3割以内に抑えるようにとの通知がありました。近隣の市町村では留意事項に沿った形で返礼率を下げたところ、寄付金額は昨年度と比較して下がったとのこととあります。本町でも、通知の余波を受けたような形で、寄附金額が下がったものと考えております。

次に、ネットへの無料掲載についてのおたがしであります。現在、ふるさとチョイスというサイトに無料掲載をしております。

次に、各種サイトの内容や近隣自治体の事例についてであります。サイトごとに決済システムや受付、配送システム等に違いがあり、それぞれに一長一短があります。また、事例については、インターネット掲載を実施した大部分の市町村は寄附額が伸びたとのこととありますが、なかには、あまり変わらないという市町村もありました。

さて、私の考えるふるさと納税制度、町のふるさと応援寄附金についてであります。本町にとって自主財源の確保は大変重要な課題であると認識しております。そのうえで最も期待できる財源の1つが、ふるさと応援寄附金であると考えております。現在の寄附金額は、町の規模からしても決して十分ではないと考えております。もっと増やす対策を取らなければならない、増やせる要因となる町の産品があります。これらを返礼品とし、町のPR、ひいては町内産業の活性化にもつなげてまいりたいと考えております。いま、その準備に、新たな仕組みづくりを、いま検討しているところであります。

来年度からは、有料サイトへの掲載を含め、返礼品を見直し、寄附金額においても高い目標を掲げながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたします。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 4番、小柴敬議員の西会津町雪対策基本計画のご質問のうち、冬の暮らしガイドについてのご質問にお答えします。

家庭での安全な除排雪の方法や除排雪のルール・マナー、町や関係団体等が行っている冬期間の福祉サービス事業など、冬期間の生活に必要な様々な情報をまとめた、にしあいつ冬の暮らしガイドにつきましては、役場の庁内検討組織である雪対策部会が中心となり、雪対策基本計画推進委員会での意見を踏まえて、編成作業を進めてきたところであります。

この度、印刷・製本作業が終了し、12月上旬に自治区長さんを通じて町内全戸へ配布したところであります。こちらが配布した冊子でございます。

内容につきましては、昨年度、雪害による高齢者等の事故が発生したことから、除雪作業時の注意事項や冬期間の生活における注意点などに重点をおき、イラストなどを入れ分かりやすく掲載したところであり、配布に合わせてケーブルテレビや町ホームページでもその内容を詳しく伝えているところであります。また、この冬の暮らしガイドは、町内外の関係機関や団体、事業者などへも配布しております。

今後も引き続き内容の周知・啓発に努めてまいりますのでご理解願います。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 4番、小柴敬議員のご質問のうち、豪雪や雪害が予想される場合の町民に対して防災無線やケーブルテレビによる早期告知についての考えのご質問にお答えします。

気象情報の収集につきましては、テレビ・新聞等のメディア情報はもとより、平成16年度より民間の気象情報サービス会社の株式会社ウエザーニューズと気象情報提供業務の委託契約を締結し、1年を通して気象に関する情報を提供していただいております。

また、福島気象台からは、大雨や大雪等の警報発令や、注意報から警報への切り替え時期などの情報が市町村へ伝達されるなど、重要な情報が確認できる体制が整っております。

これまでも、屋根からの落雪による事故防止対策・なだれ情報・交通情報など、防災行政無線により町民の皆さんへの注意喚起などを行ってまいりました。さらに今年度からは、防災行政無線がケーブルテレビと連動したことから、屋内においてもテレビを通じての情報伝達が可能となりました。

なお、本日、いま警報が発令されておりますけれども、昨日、昨日の夕方に、大雪にこれから注意してくださいという告知をさせていただいたところでございます。

12月に入り、降雪を迎える時期となりましたことから、雪害の恐れがある場合には、早期に防災行政無線やケーブルテレビを活用し、町民の皆さんに情報の提供を図るとともに、消防署や警察署、消防団、民生委員、自治区長の皆さんなど関係機関との連携強化を図りながら、被害の防止に努めてまいりますので、ご理解願います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 4番、小柴敬議員のご質問のうち、町が貸与している除雪機械の運用見直しの内容について、お答えをいたします。

町は、生活道路のうち、大型の除雪機械が入らない町道を除雪していただくため、西会津町除雪機械貸与事業実施要綱に基づき、除雪組合等に除雪機械を貸与しております。今年度は、11組織に13台の除雪機械を貸与いたします。

ご質問の運用の見直しは、平成28年の西会津町雪対策基本計画の策定委員会での議論及び本年度の推進委員会の議論を踏まえ、その運用を拡大することといたしました。具体的には、町道に加え、生活道路として利用している赤道や独居高齢者世帯等の自力で除雪が困難な世帯の進入路を利用可能といたしました。また、集会所の出入口や消防施設にも利用ができるよう拡大いたしましたところがあります。このことによりまして、より快適な冬期間の生活を送ることができるものと考えております。

本事業は貸与されている組合等に限定されるため、試行期間としての運用により、本年度の実施結果を評価検証し、次年度からの運用を検討してまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、夜間における緊急の場合の対応についてお答えを申し上げます。

町は、夜間でも、大雪警報等が発令された際には、警戒態勢として担当課の職員が待機しております。また平常時には宿直が常駐しており、事案に応じて、関係する課の職員に連絡する体制ができておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 4番、小柴敬議員の、雪処理支援隊事業に関するご質問にお答えします。

9月議会定例会でもお答えしましたとおり、雪処理支援隊員は、冬期間高齢者等が安心して住み

慣れた地域で生活できるよう、自力での除雪が困難で、子どもや兄弟等の支援が受けられない非課税世帯に対して、玄関から道路までの除排雪や安否確認など行うものであります。

降雪前に体制づくりをするため、10月に隊員の募集を行い、11月に面接等を実施しました。今年度は支援対象世帯の増加が予想されたことから、1名増員し、6名を採用することとし、去る12月6日に辞令交付を行ったところであり、本日より出動しております。

作業体制につきましては、支援対象世帯の場所や条件によって、6人全員で行ったり、3人ずつの2班体制で行うなど臨機応変に対応してまいる考えであります。また、小型除雪機につきましても、今まで同様作業場所や降雪状況に応じて、町社会福祉協議会や町所有の除雪機を使用することとしておりますので、ご理解をお願いします。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは、順次再質問をさせていただきます。まず、1点目の件数、35件、86万5千円、昨年と比べて、やはりネット掲載等の手段を講じていないということもありまして、減っているということでもあります。このなかで、ちょっとお伺いしたいのは、あくまで目標金額が500万円という設定のなかにおいて、やはりこの金額、もう既に年度があと3カ月で終わるということでもありますので、今後どのようなことを対応して、この目標金額に近づけていくのかということについて、1点お伺いをします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

いま議員おただしのとおり、予算額につきましては、500万円ということで計上させていただきました。現在のところ、金額では申し上げましたとおり、86万円ということでございます。目標金額につきましては、皆さまにもご協力いただきながら、例えばイベントでの配布ですとか、同級会でのパンフレットの配布等を実施しながら取り組んではきましたんですけれども、今年度につきましては、金額が昨年度よりもまだ少ないような状況でございます。

ふるさと納税、ふるさと応援寄附金につきましては、年中、年中と申しますか、取り組んでおりますので、今後も引き続き、少しでも寄附金額が増やせるように努力をしてまいりたいというふうに考えておりますが、なかなか現時点では500万円の数字というのは、ちょっと厳しいかなとは思いますが、努力はしていきたいというふうに考えてございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 ネットへの無料掲載、これについては、ふるさとチョイスというところに無料掲載をしたということで、私も確認はしました。しかしながら、ふるさとチョイスというコーナー、皆様ご存知から思いますが、ネットでお金を払って掲載しているところは、各市町村赤字で記載されております。それで、西会津の場合、それからお隣のところも黒い文字で掲載されており、そこをクリックしますと、その市町村のふるさと応援寄附金の項目、何がお返しになるのかというような項目が、非常に詳しくなされています。

それから、もう1項目の、さとふるというネットがあるんですが、これは非常に厳しいものです。ネット掲載、無料掲載は一切受け付けておりません。ですから、福島県内のネットに掲載される項目等は、10数市町村というようなことで確認を取っております。

それで、まず1点聞きたいのは、そのふるさとチョイスの無料掲載、これに載せて、西会津町に

直接、役場にアクセスをしてくださいと、そこで申し込みをしてくださいというふうになっておりますが、この35件のうち何件くらい、そのネットを通して注文というか、ふるさと納税の項目がなされたかについてお伺いをします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

議員おただしのとおり、無料掲載部分につきましては、ふるさとチョイスはそのような仕組みで、市町村のホームページのほうに飛ぶというような形になっております。

現在まで寄附件数で35件いただいておりますけれども、そのうち何件がというような集約はしてございません。だいたいにおきまして、寄附者につきましては、昨年度と同じような人たちでございまして、新たな人というのはなかなかいらっしゃらないという部分がございますので、このサイトを通してのという部分につきましては把握はしておりませんので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 西会津町のホームページをクリックしますと、ふるさと応援寄附金の項目があります。

それを全て写したものが手元にありますけれども、このなかで、納税希望の方、そして返礼品ですね、返礼品について、もっと大きく詳しく載っているのかと思ったら、町がつくった申し込み用紙ですか、申し込みのパンフレット、あれが映し出されるだけでありまして、その写真たるや、なかなかこうはっきりと読み取れないみたいな感じに見受けられました。

やはり、もしホームページに掲載するのであれば、返礼品はこういうものですよということで掲載していただければ、もう少しネットを見る方々がそれを見て、じゃあ、おいしい米だったら申し込んでみようというようなことになる可能性もゼロではないというふうに思っておりますので、このホームページ、これのほうも少し変えていただきたいと思うんですが、その辺いかがですか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

議員もおただしのように、無料掲載分のふるさとチョイスにつきましては、やはりその仕組みと申しますか、市町村のほうに飛んでということでございまして、そのなかでのご案内となるような部分でございまして、おっしゃいましたように、やはり紹介する、無料につきましても、紹介できる部分がございますので、その辺ももっと見やすい部分について、内容をよく検討しながら変えていきたいというふうに考えてございます。

なお、この部分につきましても、先ほど、町長ご答弁申し上げましたように、今後については、効果的などいいますか、有料掲載部分へも検討してございますので、それらとあわせて変更していきたいというふうに考えてございます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 私のほうから、今後のことについてもう一度ご答弁申し上げたいと思いますが、ふるさと納税、私はいまの無料掲載だけでは、十分ではないなというふうに思っております。いわゆるふるさと納税の考え方を一新しないとだめだということで、いまいろんな準備をしております。ふるさと納税の市場というのは3,000億円だそうです。これがますます伸びていくというようなことから、やっぱりふるさと納税の額を多く集めているところというのは、その製品を利用して、

それが産業に結び付けるような仕組みを、いまやっているんですね。

ですから、やっぱりこれからの考え方としては、ただ単純に財政的な目的だけじゃなくて、その産品が産業につながるような、やっぱり仕組みと申しますか、そこまで考えた、やっぱりふるさと納税の仕組みを考えないといけないなということで、いま、今年は単なる有料サイトのポータルサイトに載せるというようなことも考えましたけれども、ただそれが載せるだけで終わってしまうので、その先のことがちょっとありませんでしたから、時間的な余裕がなくて。来年度からもっと、新たなふるさと納税の仕組みと申しますか、それをしっかり計画して、そして実施に移していきたいなというふうに思っております、これにかかる経費も少しかかりますけれども、その部分については平成30年度の当初予算をお願いをしたいなというふうに考えております。

とにかく、本当にこれから人口減少がどんどん進んで、財政的にも交付税も多くなれば別ですけども、だんだん少なくなっていくなかで、やっぱり財源をどこに求めるかという、私はその1つとしてふるさと納税というのは、本当に重要な財源の1つだと思っていますので、より積極的にこのふるさと納税を、多くの皆さんに西会津町の産品を求めていただくように、そういう魅力のあるふるさと納税の制度の仕組みをこれから考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 次、各種サイトについて、ちょっと私の調べた範囲内でお知らせをしてみたいと思います。

近隣の具体的事例であります、北塩原村、これは2016年度、42件、182万円、ネット掲載をしている結果でもこんな程度です。ただし、只見、件数が487件、783万円。そして、隣の会津坂下町ですが、6,208件、5,398万円。それで、皆さんご存知のとおり、湯川村であります、2016年、8,104件で3億2,800万円。これは、いずれもふるさとチョイスに掲載しておりました総務省調べというところのコーナーに掲載しておりますので、もし興味のある方いらっしゃいましたら、参考にさせていただきたい。

それで、特筆すべきは、会津美里町、2015年、76件で390万円だったんですよ。ところが、2016年に3,063件、6,600万円。でも、申し込みはふるさとチョイスのホームページからではなくて、会津美里のホームページを利用しないと申し込めないみたいな、そういうようなことなので、直接的に、西会津と同じように無料掲載という形で掲載をしているということでもありますので、この辺、町民税務課の課長含めて、美里へ、どのような形でもってこういうふうな結果になったのかというようなことを問い合わせしてみたいかと思いますが、どうですか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

議員おっしゃいました部分、私のほうでも調べさせていただいております、まさしくそのとおりでございます。ただ、情報が一部あれですけども、会津美里町は、楽天のほうをちょっと使っているというような情報もございましたので、その辺でちょっと確認をさせていただきたいと思えます。確かに会津美里町、大幅な伸びということで、6,600万円弱でございますけれども、ただちょっと情動的には楽天を使っているというような情報をいただいておりますので、後でなお、よく調べさせていただきたいと思えます。



○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 町長からの、先ほどの答弁で、次年度、しっかりと予算計上ということでお伺いをいたしましたので、また、この項目について、町が主催している、まち・ひと・しごと創生総合会議等で、しっかりと皆さん若い人たちの意見を聞き、そして、どんな返礼品が歓迎されるのか、若い人たちがどれだけ興味を持っているのかというようなこともやっていただきたいと思うんですが、その点、いかがですか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 お答えをいたしますが、私はやっぱり、贈る側のものの考え方だけじゃなくて、もらうほう、いただくほうの人たちのお話といたしますか、意見というのは、こちらはやっぱりもっともって考えた仕組みといたしますか、これをしないといけないと思っています。

あとはやっぱり、どの年代にターゲットを当てるかということか、その辺もやっぱり検討しないといけないということでありますので、とにかくいろんな方たち、人たちの意見を聞いて、より西会津町を愛してもらえるといたしますか、西会津町の製品のファンをどれだけつくっていくかということになると、やっぱりいろんな層の皆さんのお話を、特にやっぱり私はこれから重要な部分だなというふうに思っていますので、いま来年度に向けて、先ほども申し上げましたけれども、西会津町の経済の活性化につながるというか、経済効果につながるような、やっぱりそういうふるさと納税の仕組みをつくっていききたいなと、そんなふうに思っています。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 次年度に向けた新たな対応策について、町長からお伺いをいたしました。早急な見直し等、西会津をPRするという意味でも、しっかりとやっていただきたいと期待をしております。

質問を変えます。次の雪対策基本計画、これについて質問しますが、先ほど企画情報課長がお示しされた冬のくらしガイド、これが各戸に配布されております。この情報については、私が一般質問を提出するときには、いつになるかということ存じませんでしたので、先週配布され、これについても、若干、町民の皆さんが分かりやすいような形で、もう少し詳しく説明してほしいという項目もありますので、質問をさせていただきたいと思います。

昨日の同僚議員の質問にもありましたが、なかなか機械を借りても、オペレーターがいなくて難しいということでもありました。それで、このなかに、除雪に関する支援制度、社会福祉協議会で、見守り協力員やシルバー人材センター等に依頼してということありますので、ですから、これセットで考えるということではできないものではないでしょうか。借りる側が、シルバー人材センター等に依頼をしまして、家の前を除雪していただきたいんですが、人材センターの当然経費は払いますけれども、何とか、人がいないので、人を出していただきたいというようなことは可能でしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

社会福祉協議会の機械を貸し出すチラシのなかにも、そういった内容は入っております。見守り協力員ですとか、近所の方をお願いしたりとか、あと、シルバー人材センターをお願いして、利用してくださいというような内容は記載をして配布しているところでございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 そういうことでありましたら、活用する方は、それをしっかりとお願いすれば、シルバ

一人材センターでやっていただけるということでもありますので、町民の皆さんにそういうことを周知徹底していただくというようなことが必要だと思うので、その点はケーブルテレビ等を通じてお願いをしたいというふうに考えます。

次ですか、気象に関する情報、これに関しては、誠に見事でありました。昨日、議会が終わり、18時、早速警報が発令するというような内容で、皆さん、とりあえずは、今朝、早めに起きたのではないかというふうに考えております。今後も、やはりこういったことでしっかりと対応していただきたいというふうに思います。

それから、3項目目に移りますが、町が貸与している除雪機、これは11自治区に13台ということですが、除雪機貸与事業ということが、このくらしガイドのなかに載っておりますが、地域ぐるみで除排雪を行う除雪組合等が新たに組織された場合に貸出をしますよと、申し込んでくださいよというような項目がありますが、予備の除雪機というのは何台くらい、いま町として、ハンドガイドで結構ですが、あるのでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答え申し上げます。

この除雪機械につきましては、先ほど申し上げましたように、13台ということで、毎年更新ができるようにということで、1台ずつ新たに購入しているところでございます。13台動かしておりますが、やはりその機械にちょっと故障が起きたというようなことで、なかなか難しいところがありますので、1台だけは予備ということで手元のほうに残して、そういう場合、トラブル等に対処できるようにしております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 私も経済常任委員会に属してまして、この雪対策については、先進地であります山形県新庄市、こちらのほうも研修をさせていただきました。そのなかで、玄関先の滑りやすいところ、そういったところに電熱マットを町から貸与するというような事業がなされております。こういったことを、今後考えていくというようなことについてはいかがでしょうか。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

新庄市の電熱マットの事業ということでお話ありましたが、この事業、把握しておりませんので、調べまして検討させていただきたいと思えます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは、雪処理支援隊に関する質問に変えます。今年度の対象、若干広がったというようなことではありますが、昨年13世帯対象でありましたが、今年は何のくらいの世帯になりますでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 ご質問にお答えをいたします。

今年度の雪処理支援隊の支援世帯ですが、11月中に民生委員さん、それから地域の皆さんからちょっと名簿を提出していただいて、町と社会福祉協議会等、関係機関との調整の結果、今年度につきましては、いまのところ18世帯を対象世帯として、本日から活動しているというところでございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 この雪処理支援隊派遣事業に関して、対象者となるところが、まず高齢者世帯、障がい者世帯、母子世帯のいずれかであると。そして、自力での除排雪が困難であると。子どもや兄弟等からの支援が受けられない世帯。そして、町民税非課税世帯。年金収入148万円を超える場合は除くという、この4項目全てに該当しないといけないということでもあります。金額的に、この雪処理支援隊の予算というものが、当初予算で約330万円であります。このほとんどが、おそらく人件費ではないかというふうに思うんですが、18世帯に330万円、これはやはり支援を受ける方、またぎりぎりの方、やっぱり不公平感、こういったものが若干生じる可能性がゼロではないというふうな形ではありますが、この対象の4項目、例えば1項目ずつ外して、それでどれくらいの件数が増えるのかというような作業はなさったでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

この4項目のうち、1つずつ外してというような作業はしておりませんが、今回、民生委員さん等からのあがってきた名簿につきましては、全部で130世帯ほどの名簿があがってきております。そのなかを調査しまして、その地域での見守り協力員等での見守りができる世帯、それからまた、通常の雪ですと自分でできるけれども、大雪が降った場合はできない世帯とか、そういう一応3ランクに分けておまして、その分けて、どうしてもやっぱり自力では難しい、雪処理支援隊が必要だというような世帯について、今回18世帯というようなことで対象世帯にさせていただいたところでございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 よく分かりました。

最後ですが、夜間における緊急の場合の対応、今日みたいな警報というか、出ているときには、夜間も常駐するというようなことを伺いましたので、安心をいたしました。また、そういったことに連絡をしたときの、対応の連絡網、そういったものはシミュレーション的になされているのかどうか、その1点お伺いします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 夜間の対応ということで、そのシミュレーションといいますか、実際にきた場合には、どこにどういうふうに連絡をするということで、予め看板等を掲げておまして、そのなかで優先順位を付けてやっております。

また、町内はもちろんでございますが、町外の関係機関とも調整会議等、また連絡会議、よくあるわけですが、そういった会のなかでも、お互い連携して進めるようにということでやっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 これから豪雪が予想されて、今回、今日の新聞を見ましたら、ラニーニャ現象ということで、気温が下がり、豪雪が予想されるというようなシーズンだそうであります。これから高齢者宅、屋根の重みで戸が開かないというようなことなどもありますので、そういったときの対応の仕方、特に、やはり町としても個人的な対応は難しいと思います。自治区長を通して町にあげてくださるか、そういった一通りの手続き、そういったものをしっかりとケーブルテレビを通して、あ

るいは町のホームページなり、あとチラシを利用して、周知徹底していただけないでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

議員おっしゃいましたように、いま町でも、関係する課ございますけれども、それらが情報を共有しながら、そして関係者の皆さん、自治区長さんですとか、警察、消防等、連絡を密にして対応してまいりたいと思います。

その情報、連絡につきましても、その災害、例えば危ないときですとか、自治区長さんに緊急に電話でご連絡をするなり、そういった対策も取っておりますので、そういった情報共有を図りながら取り組んでまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 区長を通して、ちゃんとそういうシステムを周知しないさいと。

町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

その連絡網につきましては、除雪につきましても、除雪会議等で自治区長さんを通してというふうに申し上げておりますし、また、そのほかの部分につきましても、やはり自治区長さんを通していただいて、情報を提供いただいて、その対応をしてみたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 私が質問したものに対して、ある程度お答えがいただけたものと思っております。雪に関して、この冬が始まったばかりであります。この冬、昨年のような痛ましい事故がないような、しっかりとした対応をしていただきたいと。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 皆さん、こんにちは。7番、伊藤一男です。私は、今次定例会において、3項目にわたって一般通告をしておりますので、これから順次質問をいたします。

まず最初に、今後の工業団地の用途についてということで質問をいたします。町の工業団地は、平成17年以降、企業誘致などによる用地の売却はなく、分譲地全体の36.5パーセントにあたる2万6,871平米が未分譲になっております。今後、町の人口が年々減少するなか、企業誘致は大変厳しい状況であると考えられます。

そこで、この度、町の菌床シイタケ生産者が、県独自のFGAPを認証取得されたことにより、2020年開催の東京オリンピックやパラリンピックなどに食材提供の可能性も期待でき、ますます需要の増加が見込まれる菌床キノコの団地化による大規模生産に向けて、未分譲の用地を活用してはと考えるが、町の考えについてお伺いをいたします。

次、2つ目に、教育旅行に廃校や空き家活用について質問をいたします。町内の豊かな自然や文化を活かし、廃校や空き家を活用し、グリーンツーリズムや地域との連携により、教育旅行を通して人の流れを呼び込む、人の駅として、地域の活性化や体験型観光の振興を図る考えはないかお伺いをいたします。

それでは、大きな3つ目の質問に移ります。次は、ふるさとまつりについての町の対応についてお伺いをいたします。本年度で32回目を迎えるふるさとまつりは、10月28日、29日の2日間にわた

り、さゆり公園の多目的広場をメイン会場として開催されました。イベント内容も多彩で、町内外の皆さんに来場いただいて、盛会裏に終えることができたようであります。そこで次の点について、町の対応をお伺いをいたします。

まず1つ目は、一部イベントに規模の縮小や中止があったようですが、その内容についてお伺いをいたします。

2つ目として、2日目のふるさとまつりには、町長以下多くの幹部職員が町外での催しに出席されたようですが、ふるさとまつりでの責任体制には問題はなかったのかお伺いをいたします。

3つ目は、会場の多目的広場に多くの車両が出入りし、轍ができ、400メートルトラックが凸凹になってしまったが、降雪前に補修をしたのかどうかお伺いをいたします。

以上であります。明快な答弁をよろしくお願いを申し上げます。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 7番、伊藤一男議員のご質問のうち、今後の工業団地の使途につきましてお答えいたします。

菌床キノコは、本町における主要な農林産物であり、現在7名の農家と1法人が市場出荷等に取り組んでおられますが、来年度からの新規就農者も2名決定しており、また、ほかにも研修中の方もおられ、今後ますます生産規模は拡大するものと見込まれております。

特に、菌床シイタケの生産者のなかには、通年栽培に取り組むために本町では初めての冷房設備を導入したり、食品の安全や環境保全、労働安全等の持続性を目的とした県のF G A P 認証を県内第1号で取得するなど、様々な取り組みを行っておられます。

町でも今年度は、大規模産地化に向けての課題となっておりました菌床培養施設の整備を進めており、また、これまでの栽培用パイプハウスのリース事業の継続に加え、生産性の向上と通年栽培に向けて生産施設の団地化に取り組むこととし、平成30年度の補助事業採択にむけて、県へ事業要望をしているところであります。

ご質問の工業団地の未分譲地の活用についてであります。工業団地は昭和63年度に、農村地域工業等導入促進法に基づき整備したことから工業用地以外に利用はできないこととなっておりましたが、平成29年度に同法が改正されたことに伴い、菌床キノコの団地化用地として利用することも可能となりました。

一方で、今回の生産施設団地の補助事業要望にあたっては、現在の菌床生産施設付近の農地や旧小学校等の校庭など遊休地を中心に検討しておりました。工業団地につきましては、敷地造成等に要する経費が多額となり、補助事業として実施するには、費用対効果の採択要件上、難しいことから、また来年度の事業実施というスケジュールからも想定はしておりませんでした。

今後は、企業誘致施策との調整や工業団地活用方策の1つとしまして、十分な検討が必要と考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 7番、伊藤一男議員のご質問のうち、教育旅行に廃校や空き家活用についてのご質問にお答えをいたします。

教育旅行につきましては、農業体験などの同じようなプログラムに取り組む市町村が増えてきております。少子化が進むなかで市場規模は徐々に減少傾向にあるため、町では現在都市部の企業や

大学と農山村地域との交流事業である農都交流事業に取り組んでおります。

この農都交流事業は、都市部の企業や大学における人材育成や社会貢献活動などの課題と農山村地域における人口減少による担い手不足や地域活性化などの課題をマッチングさせ、企業側と農山村地域側の双方がお互いに持つ強みを活かしながら、継続的な関係の構築を目的とした事業であり、今後も交流人口拡大に向けた効果が期待できることから、引き続き事業を推進してまいりたいと考えております。

また、人の流れを呼び込むため廃校施設や空き家を活用することにつきましては、平成24年に策定された西会津町廃校施設等利活用計画で、各施設の利活用の方向性が決められております。その計画では、方向性が未定施設の耐震診断の結果がCランクからDランクの施設であり、改修費も多額になることから、不特定多数の方々の交流の場として活用することは、現段階では難しいと考えております。

一方、空き家の活用につきましては、所有者や管理者、地域住民のご理解を得ることが重要であります。現在町が空き家を取得・改修する計画はありませんが、空き店舗及び空き家利活用事業により、空き家や空き店舗を活用して起業される方を支援して行くなど、地域活性化を進めていきたいと考えておりますのでご理解願います。

続きまして、ふるさとまつりについてのご質問にお答えいたします。

ふるさとまつり2日目の29日は、台風22号の接近に伴い、終日雨模様の天候となりました。そのため、コンディションや安全管理などを総合的に判断しイベントの中止や内容の一部見直しを行い実施したところであります。その内容といたしましては、まず、にしあいづ紅葉ウォークにおいては、共催団体と協議のうえ、10キロ・8キロ・6キロの3コースを6キロコースのみで実施したほか、恒例の桐ゲタ投げ全国大会は中止、福島ホープス野球教室は野球場からすば一く西会津へ会場を変更しました。福島ホープスファン感謝祭については、運動会を中止してトークショー及びジャンケン大会を実施したところであります。

また、2日目は町長以下多くの幹部職員が町外の催しに出席していたため責任体制は問題なかったかとのことでありますが、現場の責任者として、ふるさと振興推進委員会事務局長、商工観光課長、私でございますが、会場から、安全面やコンディションなどについて実行委員長と電話で協議し、イベントの実施の可否を判断いたしましたので、特に問題はありませんでした。

次に、多目的広場の400メートルトラックの補修についてであります。例年、1年間の使用状況による損壊状況を考慮しながら、次年度の中体連耶麻大会などの陸上競技に十分使用できるよう、シーズンオフにロードローラーなどの重機により転圧作業を行っているところであります。今年度は例年より早く降雪があったことから、トラックの土が固まらなかったため、補修作業は行っていません。

今後、トラックの土の状況を見て補修作業を行っておりますが、現状では年度内の補修は無理と考えております。来春の施設オープン前には補修を完了したいと考えておりますのでご理解願います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 いま担当課長より答弁がありましたので、これから再質問を行いたいと思います。まず、いま企業誘致に関しての工業団地の用途について、農林振興課長から、いま答弁いただいたわ

けであります。そのなかで、今年、平成 29 年に菌床用キノコの栽培用ハウスが 4 棟、来年、平成 30 年度が 3 棟、そのほかに平成 30 年、来年についてはハウスの緊急整備として、ハウスが 5 棟、整備されると。そして、あとは平成 31 年には 2 棟を整備されるというような実施計画のなかの説明であります。これだけ栽培用ハウスができるということは、人の雇用もかなりあるというふうに思いますので、その辺の雇用の見込みについてはどのくらいになるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 それでは、再質問の雇用の見通し等につきましてお答えをさせていただきます。

いまほど議員おただしのとおりでありまして、菌床キノコのパイプハウスリース事業、町は昨年度まで 21 棟整備をしてまいりました。そこに、いまの議員のおただしのとおり、今年度 4 棟、それから実施計画上の数字ではありますが、来年度 3 棟と、再来年 2 棟、そこに集中整備、緊急事業ということで、集中整備の分が 5 棟掛ける、一応 2 年度分見込んでおります。合計しますと、今後 10 棟くらいの増になるわけではありますが、いままでの 21 棟、それから今後の増分も含めましての雇用の部分になります。いままでは、収穫、選別、出荷、こういった作業に、1 つの農家さんであります。最低でも 2 人から 3、4 人くらいは、パートさんだったり、雇用だったりという形でやっておられまして、その農家の方と一緒に合わせまして、先ほど申し上げました市場出荷を主にされている農家は 7 件と、それから法人が 1 件ですから、8 経営体がございます。

この 8 経営体で、家族と、それから、先ほど申し上げましたパートの方々、だいたい平均で家族とパートで 4 人としましても、8 経営体ですから 32 名以上の雇用には結びついているわけがございます。特徴的なのは、この雇用につきましては、キノコですので秋から冬、冬期の雇用があるというのが、すごくその特徴的な部分でありまして、夏場は普通の農家さんをやって、冬場はこのキノコ農家さんの手伝いというようなこともできるのが雇用の特徴でございます。

いま時点では、だいたい 30 名以上の雇用でありまして、今後増えるハウスで、さらに、まち・ひと・しごとの計画上は 10 名以上の雇用を見込んでおりますので、限りなく 50 名に近いような雇用になっていくように推進を図っているところでございます。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 いま課長の説明から、全体で 32 人、いままで 32 人くらいだと、これからについても、やはり 10 名以上の雇用が見込まれるのではないのかということでもあります。そうすると、やはりこれから、やっぱり 1 つの産業として育成していくためにも、やはり集中的に栽培をしていく。そういう場所が必要になってくると思うんですよね。

そうするとやはり、いまの商工観光課長の答弁であります。団地の造成は金がかかって、いまのところはやることはないというような答弁であったんですが、いずれ、企業誘致するにしても、この工業団地は、いずれ整備しなければならないところだと思うんです。だから、その辺の、本当に町がもし、いま企業誘致を本気になって考えているんだらば、そういうことはやらなければならない、計画して、いついつまでやるというようなことでなければ、企業誘致も、いまのキノコの団地化、そういうのについてもおぼつかないといえますか、やはりもうちょっと具体的にやっていってもらいたいし、やらなければならないと思うんですが、町長はどのようにその辺、考えていらっしゃるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 お答えをいたします。

工業団地の造成については、いろいろ課題があることも十分承知をしておりますし、できるんだったら、もう簡単にやっていますよね。なぜできなかったか、それはいろいろ課題があっただけできなかったわけですから、これから、ただ、将来に向けたときに、いまのままでいいということではありませんけれども、やっぱりあそこの造成、あるいはあそこの土地の利活用については、これからやっぱり十分検討しないといけないなというふうに思っていますけれども、それはどういう利用の仕方があるかというのは、これからキノコがあるのか、あるいは新しい企業が来てくれるような、そういうふうになるのか、いまの状況ではなかなか新しい企業というのは難しいとは思いますが、いろんな努力をしないとイケないなというふうには思っています。

それで、これまでできなかったわけですから、それはそう簡単ではないということだけは、ぜひご理解をいただいて、そうは言っても、これからの将来に向けての努力もしないとイケないなと、そんなふうに思っています。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 町長から、いま答弁いただきましたのであれなんですけど、やはり将来を見据えたときには、やはり絶対やらなければいけないあれだとは思っていますので、薄町長もまだ8月5日からですので、まだ日が浅いということもありますが、十分に検討をしていただいて、その企業誘致なり、菌床キノコの団地化なり、それによって若い人たちが、やっぱりキノコも、皆さん雇用されていると、また新規就農者ということで、若い人が、やはりそういう栽培にあたっているというようなことですので、やはりこれから、一番もしかして力を入れていかなければならない部分なのかもしれません。やっぱり西会津町において、やはりいま一番伸びしろのあるのは、やはりキノコの栽培だというふうに私は思っています。

そういうことで、ぜひ町長には、まず団地の整備といいますか、これをまずやって、いつでも企業が来てもらっても、また菌床キノコの団地化に向けて、いつでもできるような状態にすることが、まず大事なことではないのかというふうに思います。

そして、企業誘致についても、なかなか単独ではこれから難しいのかなと、そのように思いますが、やはりいままでの喜多方広域との連携による、その企業誘致といいますか、そういうものではなくて、これからは、坂下町、柳津町、そういうところとの広域連携を図りながら、やはり企業誘致を進めることによって、もしかすると企業誘致の道も開けてくるのかなと思いますので、町長にも、その辺の検討といいますか、考え方についても、ぜひ持っていただければなと思いますが、町長、どうでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 この問題も非常に難しい問題であって、いまどんどんどんどん人口が減って、生産年齢人口が減っていくなかで、はたして企業が来てくれるかという大きな問題があるわけでありまして。なかなかやっぱり、この西会津町という地域性からいって、非常に難しい問題ではありますけれども、ただ、やっぱりこれも視点を変えないといけないなというふうに思っています。

確かに福島県内だけで、あるいは会津方部だけでのものの考え方でしたけれども、ちょっとこれから、日本海側をやっぱり視点に入れられないといけないなというような、そんな思いをしているわけ



であります。高速道路が走って、国道が走ってということで、確かに豪雪地帯であって、なかなかいま日本の企業が、どんどん外国に進出している状況のなかで、じゃあはたして、こういうところに来てくれる企業があるのかなというような思いもありますけれども、そういうマイナスイメージだけじゃなくて、やっぱりできる限りの努力はしないといけないなというふうに思いますけれども、ちょっと考える視点といいますか、方向性は変えたやり方も、これからはちょっと考えていかないといけないなというような、そんな思いを持っております。

これから、どれだけの作業をできるか、とにかく前向きにやっていきたいなと、そんなふうに思っております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、この質問の最後に、もし町が単独で企業誘致できるような状況というか、そういうふうになりましたときに、町長として、そういう企業のイメージといいますか、どのような企業を誘致できたら、されたらいいのか、お尋ねをしてみたいと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 お答えをいたしますが、私は、私の本当に私見的な考え方でありましてけれども、私はやっぱり、西会津町の特徴といいますか、できれば情報網を使った企業、特にその情報網も、いまのインフラの整備だけでいいのかと、さらにその先の、やっぱり環境を整えたいというふうな情報産業か、もしくは、もうちょっと先端産業の企業といいますか、それはあまり地域性に関係ない企業、こういうところを考えていかないと、これまでの製造業とか、あるいは縫製業だとか、そういうふうになると、人の問題がありますので、ですから、私はもし企業が来てくれるようなことに考えるならば、やっぱり人も一緒に来てもらえるような、そういうものの考え方をないといけないのかなというふうに思っております。

いろんな条件が厳しい条件のなかで、企業を誘致するというのは、非常に難しいことではありますが、私がいま考えているのは、やっぱり西会津町の特長といいますか、そういう情報インフラを使った企業じゃないと、なかなか難しいかなというふうに思っておりますけれども、何かいいアイデアがありましたら、ひとつご教授いただければありがたいと思っております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、町長の思いについては分かりましたので、次の質問に移りたいと思います。

教育旅行についてお尋ねをしてみたいと思います。そうすると、今年度の町内での農家民泊や農業体験などの教育旅行で訪れた学校とか、生徒数はどのくらいであったのか、まずお尋ねしたいと思います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 再質問にお答えしたいと思います。

今年度ということですが、今年度は、いままで旅行業務取扱資格者がおりました振興公社が協力して行っていたという部分がございますが、今年度は、その資格者が退職されたということから、今年度は教育旅行の実績はございません。

ただし、平成28年度につきましては、2件ございました。2件で74名。その前の平成27年につきましては、4校で136名の実績があるということがございます。平成29年度につきましては、先ほども申し上げましたが、実績はありませんでした。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 いま、今年に限ってはなかったと、そういうようなことでありましたが、ちなみに、喜多方市においては、今年度は学校数にして39校、そして人数にして、生徒数6,200人というようなことで、やっぱりかなり、喜多方市については、蔵の町であったり、ラーメンの町であったりというようなことで、全国的にかなり知られていると、そういうようなことで、やはりその辺の比較といたしますか、単純にはできないので、やはりただ、もう少し教育旅行に対する、その考え方、それについて、これからもっとやっていかなければならないんじゃないのかというふうに思います。やはり、誘致のための、旅行会社もそうでしょうし、やっぱりその関係者のモニターツアーとか、そういうことも積極的にやらないと。

あとは、私は一番、まずやってほしいといたしますか、やっぱりいま町で友好都市がありますよね。埼玉県三郷市であったり、横浜市の鶴見区であったりというようなことで、やっぱりそういう友好都市の、そういう学校との、やはりもっとこう関係ですか、そういうものをしていくことによって、やはり増えてくるんじゃないのかと。なかなか、いま旅行会社にいっても、新しいところに来てもらおう、いくらそのネットで流したって、いまはどこでもやっています。やはり一番、まずやらなければならないというか、手始めには、友好都市とのそういう学校のつながり、また教育面ではあると思いますが、そういうことが、やはりいま一番大事なことではないのかと思いますので、これからそういうところでやってもらいたいと思います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 質問にお答えしたいと思います。

先ほど、喜多方市が今年度39校、6,210人ほどの実績があったという部分でございましたが、こちらのほう、喜多方のグリーンツーリズムサポートセンターからも、この規模ですと、喜多方市の農泊でも、なかなか対応しきれないということで、西会津にあります農家民宿さんのほうにも協力をお願いしたいということで、町の観光交流協会に依頼がありまして、そういう、もし対応ができない場合には受け入れいたしますという形で、協力体制は、連携しながら進めていこうということで、協力体制は取っているということは、まずご承知おき願いたいと思います。

2点目の友好都市との交流の実績ということでございますが、埼玉県三郷市、並びに横浜市鶴見区等につきましては、学校の規模感が大変大きゅうございます。これまで教育旅行で取り組んできた実績ある規模感、だいたい1学年40人から50人程度の学校ということで、福島市とかの学校もあったんですけども、だいたい規模感的に、その程度の小規模校にターゲットを絞りまして、これまで実施してきたという経過がございます。

したがって、いま人口が爆発的に増えております埼玉県三郷市関係については、大規模校で、1学年200人超の学校があるということで、町1つで、この200人規模を受け入れられる体制というのは、なかなか取れていないというような部分もございますので、もしそういう形で友好都市と教育旅行等やるとしましたらば、やはり喜多方市との連携も視野に入れながら組み立てていかなければいけないのかなというふうな形で認識しているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 喜多方市との連携もそういう意味では大事だと思いますし、また、友好都市とのそう

いう交流のなかから、教育旅行を増やしていく、そういうような努力をこれからしていただきたいなど。

あと、それでは西会津の、いま現在の民泊数といいますか、どのくらいありますか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 現在、農家民泊数につきましては、全部で12軒でございます。そのうち2軒については休業中ということで、実質対応できるところは10軒という形になっております。その他の施設といたしまして、一般の民宿というところが2軒という形になっておりまして、都合、受け入れられる態勢が整っているという部分で考えますと、そのいわゆる民宿でありますと、だいたい12軒程度という形になっております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 あと、農都交流ですか、奥川地区でこれやっていらっしゃいますよね。そうすると、宿泊なんかはどこにされているんでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 こちら、農都交流事業につきましては、昨年度から実施したという部分でございます。基本的には奥川地区を対象として実施しておりまして、平成28年度につきましては、サッポロビールほか、大学生を含めまして、だいたい10名が宿泊先といたしましては、みちのく山菜の、いわゆる奥川地区の旅館、あとは農家民泊で、3つのところに分宿しまして対応したという部分でございます。

あと、平成29年度、本年度につきましても、全部で14名、先ほど企業が2社、大学で1校ということで、全部で14名ですが、こちらのほうも昨年と同じように、奥川地区の民宿並びに旅館、あと農家民泊に分宿したという形です。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 農都交流については、そういうような宿泊の状況であったというようなことなんです。やはりこれから、そういう教育旅行、そういったものを増やしていくには、やっぱりもっと宿泊の大きいようなところとか、多く泊まれるような場所というのが、やっぱり必要かなと。そうすると、例えば奥川地区であったら、旧奥川小学校の寄宿舍、あそこは、ただ耐震の問題があるのかどうか分かりませんが、それがなければ、やはり改修をして、やはり泊まれるような施設、そういうことができないのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 農都交流に際しまして、奥川地区にあります遊休施設を活用できないかと、宿泊施設に活用できないかという部分でございますが、現時点のところ、農都交流という部分で、現在、だいたい規模感的には、最大でも20名程度かなという部分で考えているところでございます。そうしますと、だいたい奥川地区に今度、民宿、農泊といわれているところが、いままで全部で4つだったものが、今度新しく1つできましたので、全部で5宿泊施設でございます。そのなかで、まず対応できるのかなという部分は考えております。

そのほか、この農都交流、いわゆる資源探しとか、奥川地区の課題等を解決するための方策を検討するというところで、みらい交流館では、いろいろとその施設を使いながらやっているということで、現時点のところ、寄宿舍を改修して使うという部分は、現在のところ構想はございません。

○議長 何で使えないのかといこと。耐震の影響なのか、計画がないのか。

商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 奥川小学校の分につきましては、Cランクということでございまして、大地震のときに倒壊とか、崩壊の危険性があるという部分になっております。そういうところに宿泊施設となりますと、やはりちゃんとした避難経路から、防火設備等、全てが必要になってまいりますので、現時点のなかでは多額の改修費がかかるという部分でございまして、そちらのほうの転用、いわゆる改修というのは、なかなか現実的ではないのかなというふうに考えているところでございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 耐震の問題、Dランクかな、Cランクと言っていましたね。そういういろんな、ただ設備を整えれば使える施設になるのか、あくまでも、もうCランクだから、もうあそこは絶対改修してもだめなんだという、そういうものなのか、その辺についてはどうでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 耐震改修、いわゆる改修をしてできないのかという部分でございしますが、現状のままでは、確かにできないということでございますが、耐震補強となりますと、プレスと申しまして、筋交いの部分をしなければいけない。あと、いわゆる避難経路の拡充、並びに宿泊施設となりますと、やはりスプリンクラー装置とか、そういう形の設置になってしまうという部分になりますので、その改修費用だけでも大変多額になってしまうということから、こちらのほうについては、財源も伴うものでございますので、いまの現時点では、改修する予定はないということでお答えいたしました。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 町が、やっぱりそういう目的があつて、そういう改修する場合においての、そういう補助事業、そういったものはないのか、いまはそういうものはないのかどうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 改修に関しての各省庁からの補助事業はあるのかというご質問でございしますが、現時点では改修費に対する補助というのはございません。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 分かりました。この教育旅行に関しては、これから、まだ実績が、民宿はできていますけれども、民宿なんかはできていますけれども、実績が伴っていないことなので、これから、やっぱりもうちょっと力を入れてやっていただければ、やっぱり町の活性化につながってくると思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、ふるさとまつりのおける対応について、これから再質問をしてみたいと思います。まず、私もいままで、ふるさとまつりにおいて、1日、2日という日数であります。そのなかで、3役不在の、やはりそういうイベント、ふるさとまつりについては、私もあまり記憶がないんですが、その点と。

あと、多くの幹部職員の、役場の課長の皆さんが、担当の商工観光課長だけを残して、やはり別なそういう催しに出て、はたしてそれで町民の皆さんに説明できるのかなと、このふるさとまつりについては、町民の皆さんの協力があつて、ふるさとまつりが成り立っている。そういうなかで、いろんな事情があつたにせよ、やはり3役不在のなか、多くの役場の課長の皆さんが、ほかのとこ

ろに出席して、やはりふるさとまつりにいなかったなんていうことは、私はちょっと考えられないことなんですが、その辺の認識についてはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまご質問でございますけれども、確かに2日目、行事がございまして、私以下、課長のほとんどが不在でした。でも、私も、これ弁解するわけではありませんけれども、これが遠隔地だとか、あるいは外国だとかということだったら、それはそういう対応はしませんでした。2日目、たまたま雨でしたので、私も行く前にグラウンドをちょっと見たりして行きましたし、課長からもいろいろ報告いただいて、この雨ではいろんなイベントの一部を中止しないといけないと、そんな連絡がございまして、必ずしも、これ全行程、全て、全行事、全てやるということになれば、私もその時点で判断をしないといけないというふうに思っていましたけれども、そういうことで一部変更するような話がございまして、担当、事務局長の担当課長を残して、あとは近くにいるわけですから、携帯で連絡を取りながらやればできるなということでおりました。

それで、もし万が一があれば、私も挨拶終わって、すぐ、もしそういうことであれば帰らなければいけないなというふうに思っておりましたけれども、いろんな局長とのいろんな連絡のなかで、そこまでしなくてもいいなというような判断をいたしましたけれども、何かそのことで不都合があったり、あるいは問題が発生したというようなことではなかったもので、それは、見方によっては、何だと、誰もいないなかでというような見方もあるかもしれませんが、問題が発生すれば、私はすぐ、その時点で現場に戻るような、そんな考えでおりました。

それで、このふるさとまつり実行委員会のなかには、それぞれの役割とございますか、持ってそれぞれのイベントを、責任を持ってやっていたというわけでありまして、それから、それぞれの部署には担当課長のほうから指示をしているわけでありまして、そういう意味で、たまたまそういう結果になりましたけれども、今後はやっぱり、昨日の質問ではありませんけれども、副町長ができて、あるいは教育長ができれば、そういうことは決してないというふうには、してはいけないなというふうには思っていますけれども、この、今年のふるさとまつりについては、そういういろんなこと、総合的に判断したうえで、事務局長の商工観光課長だけを残したということでありまして、これもご指摘があれば、この次のそういうものについては考えないといけないなというふうには思っていますけれども、これはまた意見の分かれるところでありまして、近くの若松におりましたので、何かあったらすぐ跳んでこられるというような判断でありましたので、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 町長から、いまいろいろ答弁ございました。町民の、先ほど言いましたけれども、やっぱり町民の皆さんが、みんな各部門で協力なされてやっているときに、やはりそういうことというのは、やはりちょっと、私だけかも分かりませんが、ちょっと考えられない事態だなと、そういうふうにしたことでもありますので、やはりこれから、町長も言ったように、これから、そういうことはおそろくないようだと思いますので、この件については、この辺で終わりたいと思います。

それで、今年のふるさとまつりの来客数は、昨年あたりと比較してどうであったのか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 来場者数につきましては、昨年度が約9,000人ということになっておりまして、

今年度は、やはり若干2日目の雨の影響もあったということで、延べ約8,400人という形になっております。一応こちらのほうのカウントにつきましては、車の台数等を踏まえまして算出するというのでしておりますので、正確な数字かなというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 以前にもふるさとまつりには、大雪があったり、それから大雨があったり、台風等まではいきませんでした、風が吹いてというようなことで、いろんな、その時々ふるさとまつりというのはあったわけではありますが、ただ、私もその、いままで中止、イベントが中止になったというのはあまり聞かなかったんですね。聞かないというか、あまり見たことなかったんですが、その辺の状況については、もう一度どのような状況で、その中止にされたのか、もう一度お尋ねしたいと思います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 先ほどご答弁で申し上げましたが、一応中止したという部分につきましては、桐ゲタ投げ全国大会と申しまして、一般男子では13キロの重さがある桐ゲタを投げて距離を競うという競技でございます。女性と中学生については、7キロのゲタを投げるということで、こちら、やはり雨が強くなっておりましたので、基本的に持つ手のところが、やはり濡れてしまいまして、滑ってしまうという状況から、観客のほうに手元が狂って行ってしまっは大変だということで、その旨を連絡いたしまして、状況判断ということで、そのうえで中止したというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 理由については分かりました。ちょっと時間がないようですので、まず、この後は、私、今回のふるさとまつり、終わった後にいろいろあったものですから、さゆり公園の多目的広場に行ってよく見たんですが、やっぱりあの車両の轍の凸凹、そして、あの芝生の荒れた状態、あれというのは、いままで部分的にはありました、出入り口とか何かは、あれだけ1周、凸凹になっているというのは、私も初めて見たわけであります。

それで、やっぱり対応をちゃんとやらないと、使ったらやっぱりちゃんと、いくら役場といえども、やっぱりあそこは町民の使う施設なので、やはりちゃんと修理を、早く修理をするというのが、私は基本だと思います。

ただ、いま秋にちゃんとやって、転圧して、そして雪が降ってやれば、来春やらなくてもすぐ使えるような状態になったわけですね。また来春やるということになると、またあそこを、確かに使う人は少ないです、トラックは。だけど、やはり景観が悪い。そして、さゆり公園で、あれだけ広い施設をいつもきれいにしています。これは周りの市町村にはない、また西会津町においてもシンボリックな施設だと思うんです。そういうなかで、いつでも職員の皆さんが、隅から隅まできれいにしている。そういう人たちにとっても、やはり私は本当に残念だったんじゃないのかなと思います。

やってもいいから、やっぱりその施設はきれいに元どおりにする。早くやる。スピード感を持ってやるということが私は大切なことだと思いますので、その辺について最後にお伺いをしたいと思います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 ふるさとまつり会場となりました多目的広場についての、芝とトラックの件についてお答えしたいと思います。

まず、芝につきましては、修繕は一応終わっております、こちらのほう、芝の専門業者をお願いいたしまして、砂入れ等、芝の回復を行いました。4月の芝の芽の出るころに、修繕箇所の肥料化になれば、しっかりとした復元ができるということで回答を得ているということでございます。

また、トラックにつきましては、確かに議員ご指摘のとおり、今次、1周にわたって大変車を取り入れたということから、確かに2日目の雨で、大変、惨憺たる状態だということは認識しております。踏まえまして、本当は11月中旬に業者を入れまして実施する予定でした。ところが、そのときまた降雪があったということから、今年度は、大変申し訳なかったんですが、修繕ができなかったということになっております。また、天候が回復してからと考えておりましたが、この降雪になりましたので、実際のところは、もう完全に、今年度についてはなかなか厳しいものかなと考えております。

来年度早い時期に、こちらのほうは修繕していきたいと、しっかりした形の状態で修繕したいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 いずれにせよ、町民の使う施設でありますし、やっぱり町民を優先に、いろいろ物事を考えて判断していただきたいなど、そういうことをお願いということはないですが、して、私の一般質問を終わりたいと思っております。

○議長 暫時休議します。(11時46分)

○議長 再開します。(13時00分)

午前中に引き続き、一般質問を行います。

5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 皆さん、こんにちは。長谷川義雄です。今回の12月定例議会にあたり、今回は3つの項目で質問を通告しています。私は町民の皆さまが、毎日の暮らしのなかでの諸問題等や考えなどについて、町民目線で今回も質問いたします。

1つ目として、ごみの減量化についてですが、西会津町では、ごみなどにかかる経費として計上されているのが、清掃総務費、塵芥処理費、し尿処理費とあり、支払っているのは2年前の平成27年度決算では1億2,538万円。また昨年(平成28年度)の決算は1億2,904万円となっております。約400万円ほど増えている状況です。いろいろな要因はありますが、人口が減っても増えています。確かに買い物等をすれば使い捨て商品も多く、また、小型家電にあつては、修理をするのと買い替えるのと同じになる場合もあります。先ほども申し上げましたが、西会津町がごみなどにかかる支出を月当たり置き換えますと、毎月約1,100万円近くになっています。このような現状を少しでも支出を抑えるためにも必要であり、今回の質問といたします。

1つ目として、ごみの減量化推進として、平成28年9月の議会において、リサイクル・リデュース・リフューズ・リユースの4Rの取り組みについて質問したところ、今後は4Rを中心とした取り組みにより、さらなるごみの減量化を図るとの答弁がありましたが、その後の取り組みはどのように進めていますか。

また、使用済み小型電子機器の再資源化については、広域の喜多方市、北塩原村と十分協議を重ねながら、歩調を合わせて取り組むとの答弁がありました。その後どのように取り組んでいますか。

2つ目として、西会津中学校では、ペットボトル等のキャップの回収を生徒会活動の一環として実施していますが、より広く町民に周知し、支援する考えはありませんか、伺います。

2つ目として、防災についてです。東日本大震災から6年と9カ月となり、時が過ぎるのを早く感じられますが、いまだ県内をはじめ、西会津町においても、まだ風評被害は完全には消えていません。本町においては、津波等についてはないとは思いますが、地震、火事、水害など、いろいろな災害がいつ発生しないとも限りません。その際、町民の安心できる生活を確保するためにも、災害が起こった際、一時的にはどこに避難するのか、また、その後は、一時的にはありますが、どこで生活するのかなどについて、町はいろいろ対応策を考えているとは思いますが、災害発生時の緊急の際は、どこへ避難、集合すべきか、看板等で示すべきです。

この件については、平成27年の9月議会で質問しましたが、再度いたします。災害の際には避難するにしても危険箇所はないのか。自分の集落は安全などの確認のためや、ハザードマップの作成状況や、地区における説明会はあるのかなどについて伺いたいとのことから、質問として、避難場所の周知について、平成27年の9月議会で伺ったところ、地域防災計画のなかで指定避難場所、指定緊急避難場所を分けて整理、指定し、看板設置等について検討していくとありましたが、現在どのようなになっていますか。

また、ハザードマップの作成状況や自主防災組織の状況についても伺います。

3つ目の雪対策ですが、雪が多い西会津町ですが、本町には雪捨て場がありません。1つの雪対策の例として、会津若松市では、郊外に看板もあり、雪捨て場が指定されています。温暖化が進んでいますが、今日のように雪は多く降ります。集落などでは、特に雪捨て場ではあまり苦労しているようには見えませんが、町内では除雪や屋根の雪降ろしによる雪の処理に苦労しています。現状を見ると、除雪や屋根の雪降ろし等により発生した雪を、道路脇の川などへ捨てているのも、昨年も見かけました。町を通行するドライバーも不自由な思いをしています。それにもまして、川への転落の危険もあります。今後、高齢化も進み、雪処理を依頼する方も多くなることも予想されます。さらに商店などの前は、一般の家庭より雪の量も多くあります。

また、除雪に関しては、先ごろ配布になった西会津冬のくらしガイドでは、機械による融雪溝への投雪は絶対にしないと記載があり、特に雪の多い場合は、決められた融雪溝の通水時間だけでは、人力による片付けは無理も予想されます。

このようなことから、次のように質問いたします。

本町には排雪場所が整備されていません。今後も町内の商店等では除排雪に苦労します。今年の冬からでも、排雪場所を設置する考えはありませんか、伺います。

今回の質問は3項目といたします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 5番、長谷川義雄議員のご質問のうち、ごみの減量化についてのご質問にお答えいたします。

町では、昨年8月に新たなごみの出し方・分け方のパンフレットを各家庭に配布し、適正な処理



及び分別によるごみの減量化を推進しているところであります。リサイクル・リデュース・リフューズ・リユースの4Rの取り組みにつきましては、クリーン推進員会議や担当者が自治区へ出向いての出前講座などを通して、その取り組みをお願いしているところであります。

4Rの取り組みは、ごみの減量化を進めるうえで大変重要なことと認識しており、今後も広報紙・ケーブルテレビを活用し、さらなるごみの分別の徹底と減量化を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、使用済小型家電機器等の再資源化についてのご質問にお答えいたします。

平成25年4月1日から、使用済小型家電機器等の再資源化の促進に関する法律が施行されました。国では、対象品回収の開始時期については回収体制が整った市町村から順次、開始してほしいとしております。

今年6月に開催されました喜多方地方広域市町村圏組合廃棄物担当者会議において、喜多方市より回収量や費用を検討するため、今年度、市内で使用済小型家電を試験的に回収し、調査を行うとの話がございました。町としましても、廃棄物は広域圏での取り組みが基本であることから、喜多方市の結果を踏まえ、構成市町村との協議を重ね、歩調を合わせて取り組んでまいる考えでありますのでご理解願います。

次に、ペットボトル等のキャップの回収についてお答えいたします。

西会津中学校で実施しておりますエコキャップ運動は、ペットボトルのキャップを集め、運動を実施しているNPO法人の回収事業者団体に送り、買い取り業者からの売却利益をもとに、ポリオワクチンを購入し開発途上国へ送るというものであり、約2キロでポリオワクチン1人分相当の20円となるとのことであります。これは、中学校が資源ごみ回収で得ました奨励金などの生徒会費を財源とし送料等を負担しているものであります。報道では、キャップ売却で得られる利益よりも輸送費等の方が高いという問題点も指摘されております。

資源のリサイクル活動、また人道支援活動として大変素晴らしい取り組みであると思われませんが、運動主の費用負担が伴いますことから、今後、中学校の意向を確認しながら可能な部分の支援をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

続きまして、防災についてのご質問にお答えいたします。

町の指定避難場所・指定緊急避難場所につきましては、地域防災計画のなかで定めております。計画のなかで、新たに指定避難場所・指定緊急避難場所を記載する際は、現在作成しております防災ハザードマップとの調整が必要となることから、防災ハザードマップの作成に合わせて整理をしているところであり、地域防災計画の修正は、新たな防災ハザードマップ見直し後の作業となります。

また、指定避難場所看板等の設置につきましては、今年度さゆり公園に設置する予定であり、その他の指定避難場所看板につきましても、順次計画的に設置を進めてまいる考えでありますので、ご理解願います。

次に、町の新たな防災ハザードマップにつきましては、指定避難所・指定緊急避難場所・一時避難場所や避難情報などを記載し、町民の皆さんに周知することとしまして、平成28年度、昨年度と今年度、平成29年度の2年間で整備を進めております。現在、関係する自治区長の皆さんにハザードマップに記載します一時避難場所等についての説明を行い、2回目の確認作業が先月終了いたし

ました。その後、委託会社にデータ修正を依頼しているところであります。

今後、喜多方建設事務所の確認を受け、印刷・配布といった流れとなり、町民の皆さんへの配布は、来年3月を予定しておりますので、ご理解願います。

次に、自主防災組織の状況につきましては、昨年度まで、自治区等を主として18団体で組織されており、平成28年には役場消防隊が組織されました。その後、広報紙等での呼びかけによりまして、今年度、新たに中野自治区と大久保自治区で構成する中野区自主防災会が組織されたところでありまして、現在は19団体となっております。

今後も、引き続き自主防災組織の必要性を訴えながら、町民の防災意識の高揚に努め、特に消防団が不在の自治区などを中心に立ち上げを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 5番、長谷川義雄議員の雪対策に関するご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、本町には、会津若松市にあるような排雪場所の適地となる大きな河原などがないため、公設の排雪場所は指定をしておりません。排雪場所が欲しいという声は、これまでも度々出されており、特に、家屋等が連坦しているところや店舗などでは、駐車場が狭くなるなどの課題があり、町としてその必要性は認識しております。

しかしながら、現段階でも、安全で、そして容易に排雪できる場所は見つかっておらず、今後とも適地の調査を進めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 質問に対し、それなりの回答をいただきましたので、再質問に入ります。

前段でも述べましたが、確かに400万円ほど増えています。自治体によってはいろいろな要因があると思いますが、西会津町ではどのようなことが要因なんでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

先ほど議員おっしゃいましたように、平成27年と28年で400万円ほど増になっているという部分でございますけれども、ごみの量自体につきましては、逆に約100トンほど減っているような状況ではございます。ただ、この増えた要因につきましては、いままで業者への委託料、ちょっと見直していなかった部分がございます。それを平成28年ですか、見直して委託料の部分について、ちょっと増額したという部分もございますし、その他、要因はございますが、主たる要因はその部分でございます。

ただ、量自体につきましては、申し上げたように、不燃と可燃については、量自体は減っているというような状況でございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 ごみにかかる経費を少しでも抑えるのは、財源が決められているわけですので、皆さんの協力も必要だと思います。

それで、この会津のある町では、ごみの減量化に対して、ごみ減量化標語コンクールなどを行って成果をあげている自治体もあるんですが、本町ではそういったのを検討してみる考えはございませんか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

ごみの減量化の標語コンクールの部分でしょうか。確かに、その意識の高揚といえますか、意識を、ごみ減量化をやるうえで、大変素晴らしい取り組みだと思います。ただ、町単独でやるか、あとその構成、喜多方広域市町村圏全体での、そういったコンクールなんかもやれば、また効果的かと思しますので、今後検討させていただきたいと思えます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 ごみの減量化については、小さい子どものころからやれば、町をきれいにする意味でも有効だと思いますので、町独自でも進めてみるべきではないかと私は考えています。広域は大事でしょうが、揃うまでには何年も時間もかかる思います。町独自で、広域で相談しなくてもできる案件ではないかと私は考えています。

次に、その減量化についてですが、減量化で、今年もそれなりに減っているのはいいことですが、進めるうえには、何か目標の数値があってもよいのではないかと思います。成功している事例ですと、たまたまですが、私の調べた限りでは、例えば1人当たり1日10グラムとか、20グラムとか、小さな積み重ねが年間で相当な量になっていきます。そういった数値目標、努力するのは必要でしょうが、数値目標も必要と思えますが、どのように考えていますか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

数値目標という部分でございましたが、町の総合計画のなかでなんですけれども、基本計画の後期のなかの、その快適環境づくりという部分におきまして、一応数値の目標という、これは5年でございますけれども、平成30年において、目標値として1,436トンとするという数値が出されております。これは平成25年がその現状値ということで、1,508トンあったわけですが、これの5パーセント、5年で5パーセント減らしましょうというような、一応計画の目標がございます。

先ほどご答弁差し上げましたけれども、平成25年値は、不燃、可燃ごみで1,508トンございまして、平成28年の途中経過の数値でございまして、1,261トンということで、平成30年の目標値よりも、平成28年段階においても少ないような状況ではございます。いろんな要因あるかと思えます。人口減少というのは一番大きな部分ではございますけれども、いま過去の例を取りましても、必ずしも人口減少に比例して、そのごみの量が減ってきているわけではございませんので、やはりその努力といえますか、議員おっしゃいますように、その周知という部分が大切だと思いますので、その辺を徹底していきたいというふうに考えてございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 私がいま答弁を聞いて感じることは、確かに数値目標はあがっています。でも、自分の身に置き換えると、何トンといわれてもピンとこないと思えます。だから、機会があったら1人当たりのほうが分かりやすいのではないかと考えたわけです。今後、努力されるようお願いいたします。

それで、かつてごみの出し方、分別の仕方を保存版で全戸に配布されていますが、参考になんですけれども、ごみの量の、その保存版のなかで、後段でもよいと思えますが、例えば年間どのくらい出していたのかとか、あとは空き缶、空き瓶等によって、町民に還元されたのはいくらですよとい

うと、何となく、少しでもやればいいのかという心が芽生えるのではないかと思います。どうでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

昨年、配布させていただきましたごみの出し方、分け方のパンフレットということでございまして、これにつきましては、保存版といたしますか、今後、また何年か後には改正は必要かとは思いますが、議員おっしゃいました確かに素晴らしいことだと思いますので、年間どのくらい排出されていて、例えば、資源ごみで回収された金額はこれくらいですよというような部分につきましては、その広報紙ですとか、広報のお知らせ版、こういったものを使いながら、皆さんに周知をしてみたいというふうに考えてございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 そういった取り組みをしてもらえれば、町民の方も、町に少しでも関わっている、貢献しているんだという気持ちが芽生えると思います。

あと、ペットボトルのキャップの回収は、答弁のとおりいろんな事情もありますので、社会貢献の一環として無理のない程度に進めればよいかと考えております。

それで、同じリサイクルなんですけど、今日の新聞に、民報に出ておりました。普通、買い物をすると捨ててしまう、例えば1つの例はキャラメルなんですけど、その後ろにベルマークというのがあります。私の見たキャラメルは1点でした。でも、1点イコール1円です。それが功を奏しているのが、今日の新聞では美里町でした。2015年から16年かけて、1年間で各家庭などから出たやつが、ベルマーク7万点、7万円が町に寄せられ、学校の教材費として使うことができるようになっています。そういったことがありますので、負担にならないことだと思います、ちょっとしたことで、そういった点についてはどのように、採り入れはどうでしょうか。周知、PRで皆さんの協力をもらって、学校に関わって子どもたちを応援したいという気持ちができるんじゃないでしょうか、どうでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

議員おっしゃるように、1点、捨ててしまえばごみになりますけれども、それを取っておいて集めれば、立派な資源といたしますか、お金になるわけでございますので、大変素晴らしい取り組みだと思いますので、今後、学校ですとか、いろんな方にお話をしながら、既に取り組んでいるのかもしれないけれども、その辺をよく確認して、そういったベルマーク運動なんっていうのの周知も図っていったらというふうに考えてございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それでは、次、防災に移ります。西会津町では、防災に関しては、防災会議とありますが、防災会議というのは1年にどのくらい開催されているのでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

防災会議の回数ということでございますけれども、防災会議につきましては、町の防災計画を、

議員おっしゃいましたように、変更しますときですとか、そういったときに必要に応じて招集をさせていただいているということで、毎年開催ということではございませんので、その必要なときに防災会議を開催させていただいているというのが現状でございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 先ほども出ましたが、防災会議などを開いて、ハザードマップについてもやっているとします。それで、今後ハザードマップについては、確認作業が、2回目の確認終わって、来年度3月ころ、ハザードマップ配布というふうに説明を受けましたが、集会所などにハザードマップを設置すれば、一般的に集会所において老人クラブなど、サロン活動が実施されていることが多いとします。そういったところにもハザードマップを用意したらどうでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

ハザードマップにつきましては、議員申されましたように、今後、県の確認作業を経まして、来年3月に各世帯への配布を予定しております。それで、おっしゃいました、その集会所、自治区の集会所等への提示というの、大変有効だと思いますので、その部分についても配布をさせていただきたいというふうに思います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 ちょっと私分らないのでお聞きしますが、地域防災計画では選定とあり、今度は指定なんです、選定と指定はどのような違いがあるのでしょうか。地域防災計画を見ますと、全部、選定なんです。指定と書いていない、基本的には選定となっています。だから、選定と指定はどのくらいの違いがあるのでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

避難場所等の選定、指定という部分についてかと思われましても、その指定というような部分につきましては、避難場所の指定につきましては、町が指定ということになります。ただ、いま選定ということで、自治区の皆さんに、一時避難場所等の選定ということで、候補地をあげていただいて、それを選定させていただいて、町が今後、指定というような形で、その避難場所の指定ということになります。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 選定があつて指定するというふうに理解して大丈夫でしょうか。はい、分かりました。

それで、そういった指定、避難をする避難所なんです、そういったところの備蓄品は、現在は何名程度の用意をされているのでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えいたします。

災害用の備品ということでございますけれども、これにつきましては、現在、旧群岡中学校、あとは役場のほうで保管をしております、主たるものにつきましては、非常食の部分が多ございます。アルファ米、非常用のアルファ米であったり、あとは保存水、水ですね、水等、あとはクラッカーとかカレーとか、こういったものをやっています。アルファ米につきましては、約1,000食ぐ

らい、参考でございますけれども、クラッカーとかカレーについては、300 ぐらいずつ。あと水については、約 1,000 本くらいというような感じで備蓄しております。ただ、これも長期保存は可能だといいますが、消費期限がございますので、その辺はサイクルといいますか、年々、また新たなものというふうな形で更新しております。

あと、その衣類ですとか、そういったものにつきましては、東日本大震災の際もご寄附等いただきましたが、旧群岡中学校のほうに、衣類、毛布等を、これを備蓄といいますか、保存しております。

あと、やはり災害時応援協定を結ばせていただいている企業、自治体もございますので、そういった企業からの、特に食料品なんかにつきましては、保存がきかないものですから、そういったときに、災害時応援協定の、例えばスーパーであるとかからの援助をいただくというようなことになっております。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 備蓄品の提案なんですけど、西会津町にも病人や若いお母さん方もいるわけですよ。それで、ちょっと見たことがあるんですけど、段ボールによる間仕切りとか、ベッドか、プライバシーの保護にも配慮したのが、ある程度用意してもよいのではないかと考えますが、どのようなものでしょうか。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

議員おっしゃいますとおり、本当に避難の際はプライバシーの確保というのが、いま非常に注目といいますか、やはり必要だということがいわれてございます。結論から申しまして、その段ボールのそういったあれという部分は、町では持ってございません。私もこれ調べてみましたところ、2 畳相当で、ものによって違いますけれども、2 万円くらいするという、ちょっと高価なものもありますので、今後、例えば、その蓄えのなかに置いて、それを計画するとか、やはり災害時応援協定、例えばコメリさんですとか、ちょっと名前を申し上げてあれですけども、そういったところとも災害時応援協定をしておりますので、そういったところから応援が可能かというような部分もありますので、そういった部分で、今後そういった段ボールについては、段ボールの間仕切りと申しますか、そういったものを検討していかなければいけないというふうに考えてございます。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 避難所の場合は、プライバシーが非常に気にする方が多くて、車に寝泊まりして、体に不調をきたす人も出ている。今後、課長もおっしゃいましたが、十分、設置の検討はあると思います。

あと、自主防災組織なんですけど、西会津町は、確か 89 の自治区だと思いますが、現在では 19 団体。それで、全自治区とはいかないでしょうけど、今後も進めるとありましたが、あまり増えていないように思いますが、その点についてお願いします。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 お答えをいたします。

自主防災組織につきましては、いまほど申し上げましたように、現在は 19 団体ということでなっておりますが、やはりこれについても、やはり有事の際は、非常に有効な組織となりますので、事

あるごとに、例えばハザードマップの説明会ですとか、そういった際も、そう詳しくは説明はできませんが、呼びかけは、ちらっとはしているところがございますけれども、やはり今後はもうちょっと、もっと広報紙ですとか、ケーブルテレビも使ってはいるんですが、もっともっと呼びかけは強くしていかなければならないと感じてございます。

また、例えば、あと消防団も組織されてございますので、また、消防団と協力しながら、その自主防災組織の設立についても、一緒になって取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 自主防災組織が増えることによって、各地域における要援護者を見守るにも大変重要だと私は考えています。

次に、雪捨て場の件ですが、先ほどの課長の答弁でも、雪捨て場の必要性は認識しておりますと答弁がございましたが、私が先ほど前段で述べたように、ある一定の場所で、民間の方とか、業者の方が、川の近くで雪を捨てているのを見ていますが、そこは川のそばで危険でもあり、私が申し上げたわけです。

それで、そこに捨てていいかどうかは別な問題として、一般の方や業者は、そこに捨てているんですが、町が一斉雪降ろし等において、排雪している場所はどこなんでしょうか。例えば上原地区辺りは、一斉雪降ろし等が行われて、片付けはどこにされているんでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答え申し上げたいと思います。

議員おっしゃるように、本当に排雪場所、いわゆる雪を押し場所なり、置く場所というのがなかなかうちの町の場合、大変厳しい状況になっております。前、申し上げましたように、議員おっしゃったように、会津若松市のように河原が広ければ、本当に、ちょうど凹みですから、そこに置いてやるというのはすごくいいんですが、ご存知のようにうちの町、川もああいう感じですから、なかなか難しいということで、ただ、まちうちのように山みのところについては、団体で、皆さん一緒に雪降ろしをしませんと通行止めになってしまうということがあるので、一緒にやっていただくように、うちのほうも一緒に協力しながらやっております。

その雪については、押し込める場所があれば、そこに押し込んでおくなり何なりということで、その地区、地区、場所、場所によって、それぞれ工夫をしながら雪の置き場所、捨て場所についてはやっているようでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 課長の説明でも、確かに押し込んでいるのか、寄せているのか分かりませんが、結局、そういった場所は個人的にとか、業者の方はできないわけですよ。だから私は必要性があると思って聞きますが、そういった場所を早急に見つけるべきではないかと思いますが、再度。今後とも調査を進めるとありますが、いつごろまで結論は出ますか、出ませんか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 排雪場所の適地ということで、いわゆる町が指定をする排雪場所ということでございます。先ほどから申し上げておりますように、町としても、何か広い場所なり、またちょっと凹みがあって、しかも安全に捨てられる場所がないかなということで、鋭意調べてはまいりました。ですが、なかなかそういういいところが見つからないということで、さらにそういう場所を探しな

がら、また場合によっては工夫をすれば、もしできるというところがあれば、町としても、できれば、やはりこういう場所がないと、なかなか皆さん大変だなということを認識しておりますので、いろいろ皆さんからご意見もいただきながら、場所については選定をしていきたいと思いますが、いつまでという、なかなか期限については、ちょっとこの場では難しいのかなというふうに思っております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 先ほども述べましたが、個人の方や業者の方が捨てている場所は、道路のすぐそばで、通行するドライバーの方も、ちょっと苦慮しています。そういったことは認識されていますか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答え申し上げたいと思います。

本当に、町がもし指定をするのであれましたら、やはりそういう交通の支障にならないとか、やはり安全なところにそういう場所を設置したいというふうに考えております。実際にいま、個人の方なり、民間の方、やっておられますが、本当にうちから見ても、ちょっと危ないなというところがございしますので、町として指定するためには、やはりそういう安全で、しかも皆さん比較的容易にできる場所に指定をしたいなというふうに考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 いまの町民の方とか、業者が行っている場所は危険だと認識はしているというふう理解してよろしいでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 そのやっている場所、場所ございますが、私が見た範囲でも、やっぱりちょっと危なっかしいなということですので、町としては、できるだけ安全な場所をこれから十分に皆さんのご意見を聞きながら調べて、指定することでこれから進めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 課長も十分認識しているという説明でしたので、川に転落とか、それによってドライバーが巻沿いになる、冬だと凍って衝突事故などあるとまずいですので、認識されているのなら、早く安全な場所を選んでほしいと思います。

それで、本町においては、除雪に関しては、町民の理解を得ながら、田や畑に除雪をしているんですが、長年慣習的に除雪をしていると思いますが、何年か経つと世代が交代になったりしていますと、なぜ自分の畑に雪が入るのか、田んぼに雪が捨てられているのか分からない方もいるわけです。そして場合によっては、それによってテープを張ってしまう方もなかにはおります。だから、建設水道課として毎年慣習的に雪は捨てているが、何年かに一度は、挨拶程度はすべきではないかと私は考えます。どうでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 道路除雪の際の、いわゆる押す場所、雪の押す場所ということでございまして、毎年、除雪になる前に、除雪会議ということで、区長さんにお集まりいただきながら、今年の除雪の路線なり、また注意事項なり、お願い事項ということで会議を開催させていただいております。その際には、なかなか雪を押す場所というのは、そんなに多くないものですから、区長さんには、



できるだけ地元でそういう場所は見つけていただいて、そこについて、直営なり、業者なりで、そちらに押すことによって、円滑な道路除雪をさせていただきたいということをお願いしているところでございます。

やはり近年、私、見ても、だんだんこの赤旗が立つところが増えているということで、実際、地元の方も苦労していますし、また、道路を除雪する方々も、だいぶ苦労しておりますので、実際なかなか大変なところもありますが、やはり皆さん、一緒にやっついていかないと、この冬を快適に乗り越えることができないということでございますので、そういう点、皆さんご理解のうえ、ひとつよろしくお願ひしたいというふうに考えております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 雪捨て場については、町が指定する場所も大事ですし、町民の理解も必要です。そういう意味でも、今後も努力してほしいと思います。

それで、今年の冬も事故がなく過ごすためにも、建設水道課には十分努力されるよう希望します。

これで私の質問を終わります。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さん、こんにちは。10番、多賀剛でございます。今次定例会に3件の一般質問通告をしておりますので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。なお、昨日来、同僚議員の質問と一部重複する質問もありますが、角度を変えて私なりにお尋ねをしたいと思いますので、ご了承いただきたいと思ひます。

まずはじめに、新年度予算編成と新規事業についてお尋ねをいたします。薄町長が8月にご就任されて早5カ月となります。薄町長は、今回の選挙において、2,675票という大変多くの町民からの期待を込められた得票をいただき当選されたわけでありまして。この期待というのは、疲弊してしまったこの町を何とかしてくれるんじゃないか、人がどんどん減っていく、活力もなくなっていくというこの町を、少しでもいい方向に導いてくれるんじゃないかという思いであったと思ひます。

これらの大変難しい問題、誰がやっても王道はない。しかし放っておくわけにもいかない。その期待に答えを出していくためには、少しずつでも何らかの手立てを早急に打っていく。こういうことが必要であります。そして、残された時間もそう多くはないのも事実であると考えます。こういった多くの町民の期待、負託に応えるためには、新年度からの活動、動き方が大変重要になってくることと思ひます。また、町民も大変注視しているところであると思ひます。

さて、毎年この時期ともなれば、新年度へ向けての事業と町長査定や予算編成に向けての準備が着々と進んでいることと思ひます。今回、薄町長となり、はじめての予算編成となるわけでありまして、新年度予算編成と新規事業について、基本的小お考えについて何点かお尋ねをいたします。

まず1点目は、薄カラーを鮮明に出せるのが予算編成であり、新規事業であると私は考えます。町長ご自身がおやりになりたいことは、既存の総合計画等にあまりとらわれることなく、思い切った大胆なアクションで進めることが肝要であると考えますが、ご見解をお伺いをいたします。

2点目は、新規事業にあたっては、どのようなお考えなのかをお伺いをいたします。また、新規事業を効果的に進めるうえで、何が重要であるとお考えですか、お伺いをいたします。

3点目は、自主財源確保にあたっては、どのようにお考えになりますかお伺いをいたします。

4点目に、役場庁舎移転事業が完了すれば、現在進行中の大型事業は終了となります。次に早急

に手立てをしなければならない公共施設となれば、町公民館となるわけではありますが、町公民館は今後どのようにお考えになっているのかお伺いをいたします。また、今後の公民館のあり方を含めましてお伺いをいたします。

次に、縄文文化によるまちおこしと、交流人口拡大についてお尋ねをいたします。本町にはあまり周知されておりませんが、大変貴重な縄文土器が数多く出土されております。はるか5,000年前の縄文人の暮らしや風景に思いをはせながら、この縄文土器を眺めれば、この地に脈々と受け継がれてきた人々の暮らしや、日本人のルーツまで垣間見られる壮大なロマンを感じられるところであります。

昨年開催されました西会津縄文土器展や、10月に開催されました西会津町歴史文化講演会・シンポジウムには、町内外から多くの来場者があり、私自身も大変興味深く拝聴いたしました。改めて縄文文化や考古学に関心の高い方が数多くいらっしゃるものだと感じたところであります。本町から出土した縄文土器は、信濃川水域の遺跡から出土した火焰型土器と、県中通り地方から出土した縄文土器の特徴をあわせ持った縄文土器が数多く出土しております。

また、会津地方独特の装飾を持った縄文土器も出土しており、ほかに類を見ない独特の縄文土器であります。シンポジウムで指導助言をいただきました國學院大學名誉教授の小林達雄先生によれば、信濃川水域の遺跡から出土した火焰型土器も、そのルーツは会津にあったのかもしれないとの見解を示されております。

これだけ貴重な本町の縄文土器は、本町の宝としてもっと広く公開、周知すべきであり、これがまちおこしの一つの起爆剤にもなり得るものと考え、次の点についてお伺いをいたします。

1 点目は、これらの縄文土器が一堂に見られる常設展示場は不可欠と考えますが、ご見解をお伺いいたします。

2 点目として、本町の遺跡群の史跡認定、または指定に向けての活動が必要と考えますが、お考えをお伺いいたします。

最後に、西会津高校の活性化策についてお尋ねをいたします。本町は、西会津高校を本校として存続させるべく、各種の支援策と県教委への要望活動を行ってまいりました。ようやく本年、1 学年1 学級、定員40名で本校として存続できることが決定されました。いままでの活動が実を結び、町にとっても、関係者にとっても大変喜ばしいことであります。今後も引き続き西会津高校が、さらなる魅力ある学校となるための努力を、支援をしていきたいと考えております。

さて、町の支援策のなかで奨学金制度があります。この奨学金制度を導入する際の議論のなかでは、本町の高校生は西会津高校以外の学校へ通う生徒が多いなかにあつて、当面、西会津高校の定員の半数以上を確保するため、西会津高校生だけに特化した政策として取り組まれたものと認識しております。西会津高校が本校として存続できるようになったいま、この奨学金制度は、今後どのようにしていかれるのかお伺いをいたします。

また、西会津高校がさらに魅力的な学校として立ち立ちできるようになるには、中長期的なスパンでの何らかの取り組み、方策が必要と考えますが、ご見解をお伺いいたします。

以上の3件を私の一般質問といたします。明快なご答弁をお願いいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 10番、多賀剛議員の新年度予算編成と新規事業についてのご質問にお答えをいたします。

平成 30 年度当初予算は、私が町長に就任してはじめての予算編成となります。私は、公約として町民の皆さんに、本町に活気を取り戻し、将来に夢と希望の持てるまちづくりに全力で取り組んでいくことをお約束いたしました。

また、所信表明の中で、次世代を担う人材の育成と確保、若者の夢を実現できる仕組みづくり、安心して暮らせる老後、農林業と商工観光の振興、そして I C T のまちづくりの 5 つの基本政策を掲げましたが、その政策を実現するためには、新規事業の導入を含めた予算編成が重要であります。

現在、予算編成作業を進めておりますが、保育料の完全無料化をはじめ、政策の実現に向け、できるだけ多くの新規の事業を導入できるよう、鋭意努力してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、新規の事業を効果的に進めるうえで何が重要か、とのおただしでございますが、私は、町民・議会・行政がともに、目標に向かって一つになることが重要であると考えております。行政だけが進めるのではなく、町民の皆さんと議員各位のご理解やご協力があるこそ、事業効果が発揮されると思っております。そのためにも、今後、町民の皆さんと議員各位には、新規事業をはじめ各種施策を丁寧に説明してまいります考えであります。

次に、自主財源確保についてのおただしであります。各種施策を推進するうえで、自主財源は当然必要となります。本町におきましては、ここ数年、地方交付税や町債などの依存財源が決算総額の 70 パーセントを超えておまして、自主財源の確保が課題となっております。私は、この自主財源の確保を図るには、これまで以上の経費の節減とともに、最も期待できる一つとしてふるさと応援寄附金だと考えておりますので、今後、より積極的に進めてまいります考えであります。

現在、インターネットを含めた P R の方法や返礼品等について様々な角度から検討を進めており、自主財源の確保に向け、早急に対応してまいります考えでありますので、ご理解願います。

次に、町公民館の整備についてのおただしであります。財源などの関係もありますことから、平成 31 年度を初年度とする次期総合計画の中で、検討を進めてまいりたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。

次に、西会津高校の活性化対策についてお答えをいたします。

まず、修学資金貸与制度に関するご質問ですが、議員のご指摘のように、この制度は西会津高校存続のために設けられた支援策の一つであり、西会津高校を卒業し進学する生徒に対し、修学資金を貸与するものであります。これまでの利用者数は、制度が設けられた平成 25 年度から今年度までで 15 人となっております。入学確保のための支援策として効果をあげてきたところであります。

このようななか、県教育委員会から来年度より西会津高校を本校として維持する改革に取り組む方針が発表されました。さらに、11 月には新たな県立高等学校改革の方向性を示す基本計画の素案が公表されました。この素案には、過疎・中山間地域での例外的な措置として 1 学年 1 学級規模の本校化のほかに、1 学年 1 学級規模の本校において、入学者が募集定員の 2 分の 1 以下になるなど、教育の質の維持が著しく困難となる場合、存続について検討すると明記されております。このことから、本校として維持されたとしても入学者の確保に向けた取り組みが今後も必要であり、町の支援策も継続していかなければならないものと考えております。

なお、現在町には、西会津高校の生徒に対する修学資金貸付制度と将来保健師等の業務に従事し

ようとする者に対し修学資金を貸与する、トータルケア修学資金貸与制度が設けられています。どちらの制度も高校を卒業してから貸付を受けられるものであり、対象者についても限られたものとなっております。

このことから、私といたしましては、町独自の新たな奨学金制度を創設したいと考えておりますが、新たな奨学金制度については、その内容や財源等クリアすべき課題がありますので今後十分検討してまいります。

次に西会津高校が独り立ちできるようになるための取り組みについてのご質問ですが、これにつきましては、やはり高校自体が特色を持ち、魅力ある学校となることが大前提であると考えております。特に1学年1学級規模の本校となる西会津高校においては、生徒や地域の期待に応えられる学科や教育環境の整備が重要であり、これらの実現には中長期的な取り組みが必要であると考えております。

町といたしましても、今後とも県教育委員会や西会津高校と協力し合いながら、また、活性化協議会をはじめ同窓会、PTAなどと連携しながら魅力ある学校づくりへの支援を行ってまいりたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 10番、多賀剛議員の縄文文化によるまちおこし、交流人口拡大についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、本年10月に開催しました西会津町歴史文化講演会・シンポジウムにおいて、専門家の先生から芝草・小屋田遺跡及び上小島遺跡の土器は、縄文中期から後期まで1,000年を超える長期の土器群であることや、膨大な出土量、北陸や関東との文化交流の跡が伺えること、会津地方が火焰型土器の起源を裏付けるなど貴重な資料であること。さらに芸術面からも、卓越した完成度を感じさせるものが多く、県指定重要文化財として相応しいと高い評価を受けております。

ご質問の1点目、常設展示場についてでございますが、町としましては、先人から受け継いだ貴重な文化財を次世代に伝える責任と、公開・保存できる恒久的な施設の必要性を認識しております。常設展示場の検討にあたっては、町全体の事業計画や優先度、財政面などを考慮しながら、調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、遺跡群の史跡認定、指定について、お答えいたします。

現在、町では、2遺跡の土器等について、県指定重要文化財に相応しいとの評価をいただいていることから、その候補として関係書類を県に提出し、県指定に向け取り組んでおります。

一方、史跡の指定につきましては、専門家より2遺跡から出土した資料の多様性や、出土量、高い芸術性、保存状態などから、国指定史跡に匹敵する規模の可能性のある遺跡と評価をいただいております。史跡の指定を受けるためには、遺跡の範囲確認の発掘調査や地権者全員の賛同を得ることなど、いくつかの課題がありますので、課題解決に向け慎重に調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

町としましては、町内に存在する縄文土器をはじめ、有形・無形、指定・未指定に関わらず全ての文化財を地域遺産として後世に保存・継承するとともに、様々な催しや観光面などで活用し、地域活性化や交流人口の拡大による、まちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、ご理

解をいただきたいと思います。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは、順番に再質問をさせていただきます。まず、最初にご答弁いただきました町長にお伺いしますけれども、新年度予算編成と新規事業についてということでもあります。私自身は、本来であれば、どっしりと地に足をつけて、しっかり熟慮をして、いろんなものに取り組んでいただきたいという思いもあるんですが、やっぱり町民の皆さんの見方とすれば、やっぱり新年度からの町長の、どんなことをしてくれるんだろうかと、ものすごくそういうのに興味深々といいますか、注視しているということでもあります。

いまご答弁のなかで、いろいろ新年度に向かって作業を進めているということでありましたが、私もこう矛盾していることを言っているよう、私自身も心の中では落ち着いてやってほしいと思いながら、早くやっぱり取り組むことが必要だというジレンマのなかで言っているんですが、1つ、この前、先週でしたか、内堀知事の集まりがありまして、町長もご一緒されたので話、聞かれたと思います。内堀知事が3年前に初めて知事にご就任されたとき、3つのことを言ったんです。それは、ミッション、パッション、アクションだと、いまやらなければならないこと、いまずべきことを熱い情熱を持って速やかに行動する、実行するというのを彼は言われて、いまに至って、相当高い支持率を誇って、一生懸命やっておられるなという思いであります。

町長も、ぜひ新しくなった首長というのは、そういう意識で取り組むべきだなと思いますが、その点をお尋ねいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 お答えをいたします。

まさに、いま議員ご指摘のとおりでございまして、あれだけ町民の皆さんに公約してきたわけがありますから、それは、やっぱり4年間のなかで、しっかり形にしないといけないなど、その思いは、私はいまも変わっておりませんし、ただ、これからその作業をするうえで、やっぱりこれまでのいろんな継続事業、あるいは基本構想、基本計画のなかで継続されている事業もあるわけでありまして、そういう事業のなかにどれだけ、その新しい政策の部分を入れるかということになると、これはやっぱり財源が一番その課題になるわけですよ。

ですから、私やっぱり、政策を入れるためには、財源をどう確保するか、このことが私の最大の政策を実現するうえでの課題だと、そのためには、私は外交が大切だなということで、いろんな国、県との関係、あるいはいろんな町を支援してくださる方に対して、いろいろアドバイスや支援をしていただくような、そのいま作業をしている途中でございしますけれども、とにかく、来年度の予算編成には、できるだけ多くの政策の部分を入れたいなど、その覚悟というのか、その思いはいまも強く持っていますし、そうしないといけないなというふうに思っております。

特に町民の皆さんから相当な期待をされているわけでありまして、その期待に応えられるように努力をしてみたいと思っています。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 町長の力強い心構えをお聞きしましたので、あまりこの辺は深く言いませんが、要は、私はどうしても、いままでの既存の総合計画等にとらわれることなく、思い切ってやってほしいというのは、1つは、裏を返せば、いままで計画されていなかったことだからできないよという、1

つは言い訳に使ってほしくないということと、やっぱりご自身の描いたことは、フリーハンドで、私はやってほしい。

ただ、それにしても、この前の小学校プールみたいに、もうトップダウンで誰の話も聞かないのはだめ、必ず町民の皆さんにはよく説明をして、皆さんの理解を得ながらというのは大前提でありますけれども、そういう意味で、あまりいままでの、既存の総合計画等にとらわれない、フリーハンドで思い切ったことをやってほしいという思いでありますので、やるとおっしゃっていますから、その辺だけもう1回ご答弁ください。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 再度お答えをいたします。

西会津町は、これまで本当にいろんな取り組みをして、全国に評価されるような町になりました。それで、私はやっぱり、それがこの土台にあるわけですから、いいことは継続しないといけないと思っていますし、それに、さらに時代に対応した、新たな事業をそこにどう組み立てていくかということも、私はこちらのほうも大切だと、その思いはありまして、いま新しい西会津町を改革するための、その方策といたしますか、それをいま、いろんな方とその作業といたしますか、準備作業を進めているところでありまして、決して前の基本構想、基本計画にこだわっているわけではありませんけれども、その計画との整合性もとらないといけないというようなことでありますから、これから本当はじっくりという思いもありますけれども、もうそんな余裕は、いま私は西会津町にはないなというふうに思っておりますので、できるだけ精力的に取り組んでまいりたいなというふうに思っています。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 はい、分かりました。それで、新しいことに取り組むには何が必要かというなかで、町長は、当然のことながら財源は大変重要だということで、私もその辺は認識しておりますが、やっぱり新しいことをしようと思ったならば、やっぱりお金と人の問題だと思うんです。お金の部分に関しましては、私、正直あまり心配はしていない。町長が一生懸命やると言ってくださっているものもありますが、いままでこれまで優秀なプロの行政マンがいて、現にいままでも、いろんな形で財源を見つけてきたり、やってきているので、あまり心配していない。

それと、やっぱり一番必要なのは、国、県補助金、交付金がなくても、この町にとって本当に必要なものであれば、一般財源を使っても、財調を崩しても、私はやるべきことだなという思いから、お金の面はあまり心配していないといえば語弊ありますけれども、そういう思いであります。

ただ、もう1つの人の問題。これは難しい、難しいというか、私はみんな、うちの町の125人の職員、大変優秀な方、みんな揃っていると思います。ただ、そのなかで、新しいことをしようとか、いい仕事をしようとした場合に、やっぱり適材適所といいながら、実際、いまの体制が本当にそうなのかなと。もっと違うポジションにこの方がいったなら、もっと活躍できるんじゃないのかなと。そういうことも考えるときがあるんです。

ですから、新しいことに取り組もうとする場合は、やっぱり人の配置、人数の面もあるでしょう。あと、私はそれぞれのポジションで、いま一生懸命、皆さんやっていると思いますよ。でも、本当に、ここ苦手なだけけれども、やむなくというか、やっているようなケースがないのかなと、その辺も、やっぱりしっかり見直しながら、新しい事業には取り組んでいくことが必要だなという思い

でおりますが、これから年度末に向かってそういう作業もあろうかと思えますけれども、町長のお考えをお尋ねします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 お答えをいたします。

まさに私がいろんな施策を掲げても、それを実際に実行に移すのは職員の皆さんでありますし、また、町民の皆さんの理解をいただかないといけませんけれども、この役場の職員の皆さんを、いまおっしゃったとおり、本当に優秀な人が集まっているわけでありますので、その適材適所、いま現在どうかというのは、私も8年間のブランクがありましたから、その辺はこれからの確に判断をしないといけないというふうに思っていますけれども、これからいろんな事業で、職員の皆さんには努力をしていただくこととなりますので、その辺の人事配置といえますか、それは早急にちょっとやらせていただいて、来年の4月から即実行できる体制にしていきたいなど、そんなふうに思っております。

それともう1つは、やはりなかなか職員の皆さんは、従来の業務に、相当やっぱり、日常的に大変忙しい思いをしているわけであります。したがって、職員の人だけじゃなくて、そこに、やっぱりもっと外部の人たちも入れていかないといけないなという思いもしておりますし、またさらに、これからやはり、かなり専門的な業務といえますか、知識を借りないとできないこともあるわけありますから、そういう外部の人たちの意見も、やっぱり借りながら、やっぱりその政策の実現に取り組まないといけないのかなということで、いろんな考え方をいましているところでありますけれども、とりあえず、何といても、やっぱり職員の皆さんが先頭に立つわけですから、この職員の皆さんと適性を十分に検討しながら、その辺は体制をしっかり取っていきたいなというふうに思っています。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 第3次安倍内閣では、3次改造のなかで、いわゆる仕事人内閣というようなことで組閣をなさったということであります。いまこうざっと見ますと、本当に皆さん、一生懸命いまのポジションで成果を出しているなという思いであります。本当に、先ほど言ったように、本当に悩んで、悩んでというか、もっと違うところで活躍できる人、必ずいるはずですから、そういうところの配置もひとつ検討していただいて。

あともう1つは、本当に限られた人数のなかでありますから、町長おっしゃった、やっぱり外部の人間、あるいは別な人材等々の活用なんかも、やっぱり考えていかないと、なかなか難しい面もあるのかなという思いであります。それは、町長おっしゃるように、ぜひ実行してください。

あと、次の自主財源の確保に関しましては、ご答弁いただきました。先ほど4番議員もふるさと納税等々の話がありました。いわゆるポータルサイトのあり方、あるいは返礼品の見直し等々も考えるということではありますが、私、一番このふるさと納税が片手間と、それは失礼な言い方になるかもしれませんが、なかなか一生懸命になれないのは、どうしても、いまの人員で、いま相当忙しいわけですよ。そのなかでやらなければいけないと。やっぱり一番は、本当にふるさと納税、例えば1億円の成果をあげる、目標をつくってあげようとするれば、やっぱりそれなりの人の配置をしなければ、私は一生懸命、なかなか取り組めないのではないかなということでもあります。

それで、先ほど来、いっぱい集めている、集まっている自治体の話ありましたけれども、いっぱ

いふるさと応援寄附金が集まっている自治体というのは、やっぱりそれなりにみんなお金かかっているんですね。当然、人件費だったり、返礼品以外の経費だったり、いわゆる真水なんか、本当に残らないよなんていう自治体もなかにはあります。

だから、そういう意味でも、町長、先ほどの4番議員の答弁のなかでは、いわゆる返礼品の産品の産業振興だとかを考えれば、それはもう当然やっていかなければいけないということがありますから、この自主財源確保にあたって、ふるさと納税に力を入れるのであれば、やっぱりいまの体制でやるのはちょっと無理がある。やっぱり本当にある程度プロジェクトなり、人数、人を配置しないと、私は臨時職員とか、人を増やしたっていいと思うんです。そういうことを考えていく必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 お答えをいたします。

いまご指摘のとおりでございまして、現在の体制では、なかなかやっぱり難しいなということで、これはその都度、事務改善をしているわけでありまして、そのなかでどういう体制を取れるかなということ考えてはおりますけれども、私はやっぱり、このふるさと納税を有効に活用するには、やっぱりちょっとそこに、外部といいますか、その道の専門家といいますか、いろんな自治体で成功している事例というのはたくさんあるわけですね。そういう事例もありますので、ちょっとそこに、そういう仕組みをしっかりとつくるべきかなと、それで、一旦仕組みができれば、その仕組みによってどれだけの、いわゆる人員配置が必要なのか、あるいは現在の職員の数で対応できるのか、ちょっとそこら辺は、その作業をしている途中でございまして、これがある程度形になれば、その形によって必要な人員をどういうふうに張り付けていくのか、それは正規の職員なのか、あるいは臨時職員なのか、あるいは、また協力隊みたいな形にしたほうがいいのかという、いろんな考え方がそこに出てくると思いますので、まずやっぱり、ふるさと納税の、いわゆる多くの皆さんに寄附をいただける。その先には、産業に結びつけるようなことができるような仕組みを、やっぱり私は、これはつくりたいと、1年はいっぱい集まりましたけれども、2年目は集まらなかったというものの、そういうものの考え方ではなくて、やっぱり永続的に一定の金額が寄附いただけるような、そういう仕組みをやっぱり先につくりたいといけないなど、そんなふうに思っておりまして、いまその準備をしているところでございまして、もうしばらく、ちょっと時間をいただきたいなというふうに思っています。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。これはあんまりくどく言いませんけれども、私は、その考え方は、いわゆる自主財源として、真水を余計に残したい。でも、町長おっしゃるように、いわゆる産業の振興、経済の活性化という意味で、これを有効に活用してほしいなという思いでふるさと納税は、私なりの考えを述べさせていただきました。

次の質問になりますけれども、公民館等のあり方に関しましては、ご答弁いただいたように、次期の総合計画等々で考えていくということでもあります。今回、全員協議会で次期総合計画、1年前倒しで検討される、つくろうということでもありますから、少しは早くなるのかなという思いではありますが、そのなかで、いわゆる野沢まちなか再生プロジェクトも、いわゆる総合計画の計画を前倒しするために、それも1年先延ばしにされるというような話がありました。これは別々にするもの



いいし、昨日だか、誰かの一般質問の答弁でしましたけれども、やっぱり平行して進めることも必要だという考えもありましょう。ただ、はっきりしているのは、いまの公民館、あれは耐震強度Dランクですよ、前側。だから、あまりこれ時間もかけてられないという、私の思いであります。

そのなかで、昨日来、話ありましたけれども、いわゆるコンサートホールみたいな使い方のあり方、あるいは文化財の保存活用のあり方、展示するスペース等々の考えもありますので、やっぱりその辺は早く、総合計画も必要でしょうけれども、やっぱり野沢まちなか再生プロジェクトと並行しながら考えてもらってもいいのかなという思いがありますが、町長、お考えはいかがでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 公民館とまちなか整備についてのおただしでございますけれども、確かにいまの公民館、非常に使い勝手が悪いといえますか、特に高齢者の皆さんにとっては、非常に全ての利用する箇所が2階だということで、不便をきたしているわけでありまして、そんなことを考えると、早く整備をしないとイケないなというふうに思いますけれども、私の考え方は、いまいろんな大きなプロジェクトやってきましたよね。それで、そういうなかで、また建物を建てるということは、また、それなりの大きな財源が必要になってきます。

私はやっぱり、公民館の必要性は十分に認識しておりますけれども、その前にやらなければならないことというのは、私、本当に喫緊のことがたくさんあるなど。特にやっぱり人口減少をどうやって、この対策を立てるか、このことをやっぱり優先してやらないと、じゃあ公民館建てて、町のなかが活性化になって元気になれるか、それはなれる部分はあるかもしれませんが、私はどちらかという、それはやっぱりこの人口減少をどうやって食い止めるか、あるいは若い人たちがどうやってここに定着してもらえるかということ、やっぱり優先しないと、その順序は皆さんそれぞれ意見が分かれるところかもしれませんが、私はやっぱりそちらのほうを先に取り組みないとイケないのかなというふうに思っております。

これも将来に向けての財源をどう調整するかによって、早くなるかもしれませんが、またちょっと時間がかかるかもしれませんが、そういう全体のなかで少し考えさせていただきたいなど。それで、このことについては、そんなに急に結論を私は出さなくてもいいのではないのかなというような考えを持っておりますけれども、いずれにしても、公民館の必要性は十分私も、あそこ何度も利用させていただいておりますけれども、本当に大変な思いをして、あそこに、2階に上がる様子を見ているから、十分そこは理解できるわけですけども、そんなことで、これもまちなか整備とあわせて、やっぱりちょっと慎重に将来の、いわゆる財政計画を立てながら検討させてもらいたいなど、そんなふうに思っています。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひそうしてください。私が、先ほど冒頭言ったのは、いわゆる大型プロジェクトが、役場庁舎移転が終われば終了するというようなことで、次を考えれば、多くの町民の皆さんも、公民館、何とかしなければいけないなというような声もあります。以前は、役場、この庁舎の撤去後、町民文化センターなんていう構想もちらっとありましたけれども、いまさらこんな大きな箱物はいらないよという声もありますし、いまの公民館の場所に、いわゆるスモールタウン構想で、まちなかの人が歩いて行かれるような施設がいいんじゃないかと、いろんな構想がありますので、ぜひそ

の辺を、多くの町民の皆さんの話を聞いて、これは進めていただきたい。私も、来年やれとか、再来年やれなんていう話ではありませんので、町長のご意向、そうであれば、やらなければいけないことを先にしてやるということでもありますから、理解しました。

次、質問を変えます。生涯学習課長から、いわゆる縄文土器によるまちおこしについてのご答弁をいただきました。常設展示場のあり方等も検討していくということでありましたので、いま、私は、将来的には新しく、もし公民館等々ができれば、そんなところでもいいのかなという思いがありましたけれども、1つ、この前、生涯学習課長と話したなかで、お金がかからないで、この町の宝を多くの方に見てもらうにはどこがいいだろうかと相談したならば、いま西会津中学校の空き教室、あそこ開校当時、1学年3クラスで、3、3、3の9クラスのキャパでつくった学校であります。残念ながら、いま生徒数が少なくなって空き教室があります。

それで、教科、教室型の学校ではありますけれども、空き教室等を使えば、私は、せっかくあの縄文土器展で、アクリル製の箱をつくって見られるような素晴らしい状況の土器が何点かありますし、せっかくつくったわけですから、そういう空き教室等々を使って展示することも可能かなという思いではありますが、それはいかがでしょうか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 常設展示の関係で、中学校はどうかというようなことで、お答えいたします。

非常に1つのアイデアとしては、非常にいいアイデアかなというふうには感じました。ただ、やっぱり実際、中学校施設でありますので、例えば教育課程の関係ですとか、実際の利用状況、空き状況などをよく調査したうえで、関係者とともに慎重に検討すべき課題かなというふうに感じております。

また、先ほど来、次期総合計画の話も出ておりますとおり、全体的な計画、財政的な面、総合的に判断していくのがよろしいかなというふうに感じております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 総合計画、次期総合計画等々でご検討いただくのは当然でしょうけれども、まず、その前段として、いまこの状態で、あまりお金をかけないで、多くの方に見てもらうにはどうしようかなと思ったときに、よりっせ周辺だとか、廃校になった学校だとか、いろいろありますけれども、一番は、いま実際に中学生がいる学校、小学校つながっていますから、この、うちの縄文土器というのは、先ほど私、ちょっと話しましたけれども、できれば小中学生に、本当は多くの方にもっと見てもらいたいんですが、小中学生にも、ぜひこれ見てもらいたい。

話、ちょっと余談になりますけれども、いま学校では、道徳教育だとか、情操教育ということに力を入れられているということでもあります。この、いわゆる縄文人の文化というのは、いま全国において、いわゆる村が消滅したり、村がなくなったりしてきているのが、本町も例外ではありません。縄文人というのは、石器時代から、いわゆる木の実や獲物を追って移動してきた民族が、あるとき、ここに居を構えて、縦穴式の住居を構えて、そこに定住するようになる。その移動でしていた時期というのは、どうしても歳を取って足腰が弱くなってくれば、その移動にはついていけなくなって、途中でリタイヤしてついでしてしまう。当然、移動に耐えうる若い人たちだけが獵をし、木の実を採り、生活していたのが、あるところに居を構えて定住するようになる。その、いわゆる村、群の始まりというのか、それは縄文人だという話を聞きました。

そうすると、いままで移動についていけなかった年寄りも、そこにずっといられるとなると、自分の役割分担ができるんですね。うちの周りでできる作業、彼らがやったり、あるいは子どもの面倒をみるようになったり、狩りに行ける、猟に行ける人らは表に出て、食物をとってくるような、いわゆる村の始まりの原点というのは、私、縄文人にあるような気がします。

だから、いま、ずっと脈々と、こうずっと続いてきて現代に至って、そのいまは、役割分担どころか、やっぱり自分の都合が最優先されるような世の中になってしまって、どんどん人がいなくなって村が消滅しつつあるのかなと、そういう物語を考えたときに、ぜひ小中学生に、そんないまの自分のふるさとの成り立ちとか、生業とかを感じていただきたいなと、そんな物語をつくっていただきたいなという思いで、小中学校の皆さんに見てほしいなという思いであります。ぜひ、教育長職務代理人、その辺のお考えがあったらお聞かせください。

○議長 教育長職務代理人、五十嵐長孝君。

○教育長職務代理人 お答え申し上げます。

いまご指摘ありましたように、小中学生にも縄文の土器を見せたい。この面は私も全く同じであります。いま皆さま方のご苦勞によりまして、西会津物語をつくろうということで頑張っていたいております、小学校でも、その授業も始まっていて、歴史文化に関する興味が沸き起こっているのかなと、この火は消したくないなというふうに思います。

そういうなかで、土器を見ながら歴史のロマンを感じたり、先人の苦勞、生活ぶり、先人の知恵、こういうものを感じたり、脈々とそれを守り続けてきた人間の尊さ、こんなものも感じてほしい、そんなふうに思っておりますので、ぜひ、議員ご指摘のように、学校を、常設とかではなくて、子どもたちに身近なものとして触れる、見ることができる施設としてというアイデアについては、非常にいいアイデアだなというふうに思いますので、ほかのアイデアと、もちろんいろいろ検討して、慎重に考えていきたいと思いますが、本当に貴重な提案だというふうに思って感謝申し上げます。ありがとうございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 いわゆる情操教育というのは、感情や情緒を育み、創造的で個性的な心の働きを豊かにするということがありますから、私はもってこいだなと、縄文土器というのは、という思いであります。かの岡本太郎先生は、芸術は爆発だの岡本太郎先生は、いわゆる火焰土器を見て絶句したそうですよ。もう1日見ても飽きない。それほど5000年前の縄文人というのは、これほど素晴らしいものをつくる文化があったのかというようなことで、彼の後の作風に相当な影響を与えたということでもあります。そういう衝撃を感じられるのは、我々よりも、もしかしたら子どもたちなのかもしれないという思いでご提案をさせていただきました。

もし、空き教室、使えるのであれば、いまアクリルケースにつくった土器ありますよね、あれこの前、縄文土器展で何点だったか分かりませんが、ぜひ飾って、そういう村の成り立ち、現在に至る物語を語ってほしいなという思いであります。

それともう1つの質問は、史跡の指定、認定に関わることをお尋ねしました。これは、芝草小屋田の遺跡、あと上小島の遺跡ありますけれども、両方ともそこから出土された土器は、県の重要文化財に値するというようなことで、いま申請中だということでもあります。史跡に認定されるには、相当な手間暇、お金、かかるのは私も承知しておりますが、あのシンポジウムのなかでも話あった

かもしれませんが、芝草小屋田の遺跡に関しましては、もう住宅等々が建って、なかなか大がかりな調査はもうできないと。ただ、上小島遺跡に関しては、本当に道路の一角を掘っただけで、あれだけ素晴らしい土器が出てきている。それで、周りを見渡せば、一部畑ありますけれども、ほとんど山林原野であります。

ですから、上小島遺跡に関しましては、地権者の同意等々の話ありましたけれども、これ家が建ったり、何かできてしまえば、なかなかこれから、なお難しくなります。いまの状況であれば、私はまだまだ可能なのかなという思いであります。さっきのご答弁でありましたけれども、縄文遺跡というと、青森の三内丸山、私、この前行ってきました。あれはたまたま県の野球場整備をしようと思ったら遺跡が出てきた。それでこれは野球場どころではないというようなことで調査したら、あれだけ立派なものが出てきた。その三内丸山に匹敵するような遺跡群になるかもしれないということを知られている以上、いま山林原野である今のうち、道路1本走っていますけれども、何らかの調査はすべきでないのかなという思いがありますので、お尋ねしたわけでありまして。その点、もう一度ご答弁いただきたいんですが。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 三内丸山遺跡に匹敵するのではないかとというようなことでございます。前回の西会津町歴史文化講演会、それからシンポジウムのなかで、いま議員申されたとおりの話がございました。それで、皆さんにお配りしました先生方の発言集、緑のこういう横A3判、あそこにも実際、記録といいますか、発言集でございますので、その趣旨が記載ございます。あるこれ先生の写し、たまたま持ってきましたけれども、そこには、明確に、いま議員が申されたことが記されております。その面積、規模、それらについては、さらなる広大な規模が発見できる可能性は否定できないというようなこと。それから、固有名詞としましても、三内丸山遺跡を超える可能性というようなものを示唆されているというようなことでございますので、あの当時の発掘の範囲というのが、用水管のせいぜい2メートル幅で、数100メートル掘ったというふうに記憶しておりますので、いまお話あったとおりの、本当に狭い範囲であれだけの量、それから、あれだけの優れた価値の高い物が発見されたということが書かれておりますので、非常にこれから慎重に取り組んでいく課題の1つかなというふうに感じてございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 本当に建物が建って下になってしまえば、なかなかできないと。もう1つ言いたいのは、本町には、やっぱり考古学に詳しい先生が、いまご健在でございます。彼がいるうちとか、私は、あれだけ一生懸命、この前のシンポジウム、パネラーとして縄文土器のS字で20分も30分も熱く語る人というのは、ほかにいないと思うんです。本町、身近に、本当に考古学に精通する先生がいて、本当に町の中心部、近いところにそういう可能性のあることがあるということは、本当にじっとしていいのかなと、本当にこれは、行政というのは目の前にやらないといけない喫緊の課題が山積していますから、どうしてもそういうところには手を付けづらいのは私も承知しています。ただ、将来的にそういうことも考えて、いまだからできるということがあります。そういう時期的な問題もありますので、ぜひそれは検討してください。

それと、さっき言い忘れましたけれども、この本町の宝、あまり周知されていないようだというような、大変失礼なことを言ったかもしれませんが、先日の少年の主張大会のなかでも、この町は、

西会津町は本当にいいところ、いいものがたくさんあるんだけど、あまりみんなに周知できていないんじゃないかと、私なりにSNSとか、そういうようなことで広めたいというような話ありましたけれども、この周知の仕方もう少し考えれば、あのシンポジウムに集まった人を見れば、相当遠方からも来ているんですよね。だから、ああいう縄文というキーワードだけで、いろんなところから来てくれるのかなという思いがありますので、その周知の方法も、ぜひ検討してください。それご答弁いりません。

時間ありませんので、最後の質問に移ります。西会津高校の活性化について、最後にご質問しますけれども、町長からご答弁いただきました。いわゆる修学資金の貸与制度、回りくどく言いましたけれども、もうある程度の時間は、本校として西会津高校が存続できるとなれば、当時からいわれていた、ほかの学校に行っている高校生も西会津の町民なんだから、いわゆる奨学金、修学資金貸与制度、はめてほしいというような声があったんですが、そういうことはできないでしょうか。町長、お尋ねします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 奨学資金のことにつきましては、これまでも一般質問等で議論があったように聞いておりますし、西会津高校が存続するための対策として取ってきたわけでありましてけれども、これからどんどん子どもさんが少なくなっていくなかで、やはりもうちょっと全体的にものを考えないといけないのかなというふうに、私自身もそれは思っております。

問題はその原資をどう確保するかということに、みんなこれ金に最後は課題がいくわけでありましてけれども、高校も、西会津高校も、本校になったとしても、さっきもちょっとご説明申し上げましたけれども、定員の2分の1になれば、今度、いわゆる存続か廃止か、分校化にしないという方針なんですよね。ですから、さらにいままでよりも厳しい、そういう条件になったわけでありまして。

したがって、これからできる対策はしっかりやらないといけませんけれども、それとあわせて、今度、そのほかの高校生の皆さんについても、やはりこれから西会津町の将来を担う人材もそこから出てくるかも分からないわけですから、そのことについては、やっぱり財源の問題とあわせて十分に検討させていただきたいなというふうに思っております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 いま国では、その支給型の奨学金制度なんていうのも検討されていると思います。先ほど言ったように、本町の学生、子どもたち、そんなに多くないんです。当時も喜多方に行っているんだけど、若松に行っているんだけど、この修学資金貸与制度、奨学金、使えないのかなというような話がありました。ぜひ、その、どのくらいの、例えば西会津高校の割合をはめていいのかわかりませんが、そのくらいのシミュレーションは、ぜひしていただきたいという思いです。

あと最後に、これご答弁いりませんが、これも以前にも言いましたけれども、西会津高校、独り立ちって、大変失礼な言い回ししたかもしれないんですが、実際、独り立ちしているんですけれども、いわゆる普通科の県立高校というようなことで、いわゆる中長期的な見方をすれば、どういう生き残り策があるのかなということをやっぱり考えていく必要があるんじゃないかという思いします。いまの中身を見ると、西高魅力発信隊であったり、西高立志塾だったり、いろんな独自の取り組みはしているんだけど、さて普通高校であれば、最終的にはどこを目指すんだというのが、

やっぱり本当に本校として独り立ちして、よそからも生徒が集まるような学校になるのかなという思いがありますので、それだけ最後に学校教育課長にご答弁いただければ。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 確かに西会津高校、西会津町が全面的に支援をして、今回、めでたく1学級で本校になったというところがございますが、やはり学校の魅力化、これは学校と、あと県教委、こちらのほうが、まず一生懸命になって魅力化を進めていただき、それを町が全面的に支援をすると、そういった形でもっていくしかないのかなと思います。

あと、県教委の素案のなかにも1学年1学級規模の本校となった場合には、授業の質を向上させ、生徒の多様な進路希望に対応できるように、教員の適切な配置や教育内容の魅力化に努めると、このように記載してございますので、それを期待しながら、町のほうも今後、支援策を進めていく考えであります。

以上です。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 あと2つ、3つ言いたいことあったんですが、時間ですので私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 暫時休議します。(14時50)

○議長 再開します。(15時20分)

11番、青木照夫君。

○青木照夫 11番、青木照夫です。今回は質問を3項目提出しております。項目に従って順次質問いたします。

その前に、薄町長は町長に就任されて4カ月目となりました。町長として町の重要な予算を決定する立場におられます。12月は来年度の予算が町長査定で決まります。町民の皆さんは、新たな事業を期待する一方、事業内容によっては、いままでのことを見直しをする。場合によってはやり直し、リセットをする。そこには勇気と決断が求められます。それを町民は期待して町長を選んだのです。いついかなる場にぶつかっても、町民に分かりやすくぶれない政治姿勢を示すことはいまでもありません。私は町民の代弁者として、チェックする立場であると同時に、是々非々で今後臨んでまいります。

それでは質問に入ります。後継者対策事業についてお尋ねをいたします。町では、町内の後継者対策事業として、出会いの交流の場を提供する婚活事業を実施しております。そのことは、後継者の育成を含め、人口減少対策につなげる優先的な重要な取り組みであることから質問をいたします。

1つ、婚活事業が本年、春と秋の2回開催されました。男性10人、女性10人とされており、企画運営委託料として400万円の予算が組まれています。出会いの場として結果を急ぐものではありませんが、事業内容と、その成果などについて伺います。

2つ目、独身男女の年齢が25歳から39歳と限定されていますが、むしろ、それを超えた年齢層の方たちが縁に触れ合えずに多くおります。もっと年齢を超えた男女の出会いの場も必要かと思いますが、いかがですか。

3つ目、出会いの場は町外での開催となっております。参加する方たちの希望を含めた開催地なのか、事業内容は全て委託事業者任せなのかを伺います。

2つ目の質問です。介護保険制度の充実に向けてであります。高齢化社会になって、年々介護人が増加しております。そのなかに、現在、介護で家を離れられないで介護をしている人、働きながら介護制度を利用している人など、生活状況が目を追うように深刻化しております。

そこで、1つ、施設介護に頼らず、デイサービスやショートステイなどを利用して、自宅介護をしている人、施設介護を利用したいが自宅で待機している方の人数など、現在の状況を伺います。

2つ目、次に、在宅介護者にリフレッシュサービス事業などを提供していますが、内容はどのようなものがあり、介護者に対する支援策などは十分と思われませんか。

3つ目、第6期介護保険事業計画では実施できなかったものがあると聞きますが、その内容は。また、来年度から3カ年間の次期計画内容の主なものは何か。そのなかで、小規模、20人未満介護施設の整備やグループホームの増設、デイサービスの拡充などを盛り込む計画はないかを伺います。

3、まちなかまちなか再生と観光振興についてお尋ねいたします。本町は、古来から貴重な縄文土器などの出土や、阿賀川流域には風光明媚な県立公園があり、また、野沢町内には、明治時代初期から人材育成の場として研幾堂があり、政治、医学、教育などを学び、多くの偉人が全国に輩出し、活躍した歴史があります。それらの地域資源を活かした観光振興施策などを進めるためにお尋ねいたします。

1つ、まちなか再生プロジェクトチームにより、一部に実現されたものがあるが、今後の計画にはどのようなものがあるのかを伺います。

2つ、現在まちなかに食事を求め、町外からの客足が増えております。さらに誘客を図るには、史実に基づいた歴史館、あるいは資料館など、整備を進めることによって、まちなかの活性化につながると思いますが、いかがですか。

3、我が町の銚子の口は、早くから福島県の県立公園に指定されて久しく、他に勝るとも劣らない景勝地であります。阿賀川流域の歩道なども整備され、観光バスも増えているようです。西会津インターからの利便性を考え、今後、整備の推進とPRをすることで、西会津町の観光地の拠点の1つとして期待されると思いますが、いかがですか、お尋ねいたします。

以上、3項目が質問事項であります。よろしくお願ひいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 11番、青木照夫議員の、介護保険制度の充実に向けてのご質問のうち、介護保険事業計画に関するご質問にお答えをいたします。

私が、基本政策の一つに掲げた、安心して暮らせる老後は、高齢化率が44パーセントを超えた本町にとって、大変重要な施策であり、多くの方が望んでおります。介護が必要になっても、また、認知症になっても、できる限り住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らしていけるまちづくりを進めてまいります。

第6期介護保険事業計画のなかで実施できなかった内容はとのご質問ですが、町内の介護施設の待機者数が減少したことや、介護職員の確保が困難であったことなどにより、認知症専門棟の増設や小規模多機能型居宅介護サービス事業所の立ち上げなどは計画どおりには実施できませんでした。

反面、介護に関する相談の強化や介護予防サービスの構築のため、医療・介護相談員、認知症地域支援専門員、生活支援コーディネーターを新たに配置するなど、支援体制の充実を図ることがで

きました。

次に、現在策定を進めております第7期介護保険事業計画の主な内容であります。誰もが住み慣れた地域や自宅でその人らしく健やかに暮らし続けられるよう、介護や医療、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの体制を強化するとともに、健康寿命延伸のために介護予防事業や認知症対策のさらなる推進、高齢者への生活支援サービスの充実を図っていく内容としております。

また、第6期の計画において実施できませんでした施設整備につきましては、町民の皆さんが将来安心して老後を迎えられ、低料金で利用できる施設として、小規模多機能型居宅介護事業所や高齢者向け集合住宅等の整備のほか、認知症対応型のデイサービス事業について、計画期間であります3カ年の間に整備を検討してまいる考えでありますので、ご理解いただきたいと思っております。

その他のご質問については、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 11番、青木照夫議員の、介護保険制度の充実に向けてのうち、在宅での介護状況及びリフレッシュサービス事業のご質問にお答えします。

本町の高齢化率は、11月1日現在で44.3パーセントと年々上昇しており、高齢者1人世帯や高齢者のみ世帯も増加をしております。その多くの高齢者の方は、いつまでも住み慣れた地域や自宅で、暮らし続けたいと願っております。そのため町では、地域包括ケアシステムの構築強化を進めております。

ご質問の在宅で介護をされている方の人数であります。10月末現在、在宅介護サービスを利用しながら、自宅で介護されている世帯は約270世帯となっております。また、施設介護を希望する町内の待機者のうち、在宅で待機している方につきましては、これも10月末現在であります。特別養護老人ホームさゆりの園の待機者77名のうち29名、介護老人保健施設憩の森の待機者28名のうち11名となっております。

次に、在宅介護者リフレッシュサービス事業の内容につきましては、ロータス・インを利用した日帰り・宿泊サービスのほか、町内の理美容店で利用できる理美容サービス、要介護者が町内の介護施設で利用できるショートステイ利用サービスなどがあります。そのサービスの利用につきましては、予め利用者から希望を取って実施しており、利用者の実情に応じたサービス提供となっております。

在宅で要介護者を介護することは、とても大変なこととでありますので、介護をされている方への支援についても、今後も十分に配慮してまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 11番、青木議員の後継者対策事業についてのご質問にお答えいたします。

まず、後継者対策事業の内容と成果についてであります。昨年度から結婚支援を専門とする仙台市の業者に企画運営を委託しております。

今年度は、第1回目を10月8日に会津若松市の飲食店を会場として開催し、男性6名、女性8名の計14名が参加し、2組のカップリング、第2回目は11月19日に同じく会津若松市の飲食店で開催し、男性8名、女性7名の計15名の参加、4組のカップリングとなりました。これまで過去2年のカップリング率といたしましては、45パーセントと非常に高く、イベント後の交際についても、



委託業者による相談対応、アドバイスを行いながら、支援や交際の状況について調査を行っているところであります。

次に、後継者対策としての婚活事業の年齢に関する参加条件についてであります。イベントの参加対象年齢につきましては、昨年度は男女とも25歳から45歳までとしておりましたが、参加を希望する25歳までの女性からの問い合わせが多かったこと、年齢差による話題の齟齬などを踏まえ、今年度は試行的に年齢要件を男性25歳から39歳まで、女性は20歳から39歳までと変更して実施しております。その他の参加条件につきましても、今後も検証しながら、カップリング率や参加者の満足度を最優先に考え、事業を実施して行きたいと考えております。

次に開催場所についてのご質問であります。本事業の実施内容につきましては、委託業者が町との十分な協議と修正を行いながら、町の方針に則って企画運営し、イベント当日は町職員も運営状況を確認するため、オブザーバーとして参加しております。また、町外での理由については、これまでの男性参加者のアンケートにより、町内での開催は周囲の目が気になり、イベントに集中できないとの声が多数ありましたことから、プライバシーの保護や、女性の応募が多くなるよう、今年度実施する3回全てを町外での開催としております。

今後も、参加者アンケートやカップリング率の推移など、評価検証しながら、より効果的に事業を進めてまいりますのでご理解願います。

続きまして、まちなか再生と観光振興ご質問のうち、歴史館、資料館等の整備、及び銚子の口についてのご質問にお答えいたします。

まず歴史館、資料館等の整備についてであります。現在町では、にしあいづ観光交流協会と連携し、旧越後街道を活用した観光振興事業を進めております。本事業では、旧街道沿いに道標や標柱を設置するとともに、宿場の歴史や街道が栄えた当時の出来事などを記した説明看板を設置しております。また、去る11月26日に開催されました第3回越後街道サミットでは、会場内に宿場の変遷図や町内から出土した火焰土器、さらには国重要文化財の紙本著色・蒲生氏郷像の複製などを展示し、本町の歴史的魅力などを多くの皆様にご紹介したところであります。

ご質問のありました歴史館、資料館等の整備につきましては、今後策定される歴史文化基本構想や、次期町総合計画の内容を踏まえ、調査・検討してまいります。先ほど申しあげましたように、機会があるごとに本町の歴史的魅力を多くの皆様へPRし、ふるさと自慢館を中心としたまちなかへの誘客も含め、交流人口の拡大を推進していく考えであります。

次に、銚子の口の整備についてであります。平成23年7月に発生しました新潟福島豪雨により被害を受け、その後東屋や木道、バイオマストイレなどを年次計画にて大規模な整備を進めてまいりました。銚子の口は景勝地でありますので、地域の宝として地区住民の協力を得ながら、草刈りや支障木の伐採などの景観整備を行う考えでありますので、ご理解願います。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 11番、青木照夫議員のまちなか再生と観光振興についてのご質問のうち、今後の計画についてのご質問にお答えいたします。

9番、三留正義議員のご質問にもお答えいたしましたが、町では、野沢地区のまちづくりにつきまして、商店街の活性化や暮らしやすい環境づくり、空き家・遊休地対策などの課題に対応するため、野沢まちなか再生プロジェクトでの話し合いなどを基に、屋号板の設置や、まちなかマップの

作成などに取り組んでまいりました。また、都市再生整備計画事業により、ふるさと自慢館整備支援、たかはし桜公園や、野澤宿ポケットパーク整備、町道上原中央線整備などを実施し、今年度事業が完了したところであります。

おただしの、野沢地区のまちなか再生についての計画であります。今年度より、平成31年度を初年度とする次期総合計画の策定に着手していきたいと考えており、まずはそのなかで、野沢まちなかのあり方を、町全体から見た視点で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 私の質問に順じて再質問します。まず、後継者対策事業であります。これはカップリングの率にすれば、これは素晴らしい率だと思います。10月、11月にやられたそうですが、そのなかで、高いカップリングが成立というか、これからのお付き合いのなかでのことだと思いますが、町長は、先ほど人口減少に取り組む、これは優先的事項でありまして、この後継者対策事業は、最も優先すべき取り組みであろうかと思えます。

そのなかで、私が最初申し上げた、年齢を超えた、そういうふれあいの方が少ないということのただしであります。いままでの経験上を踏まえたなかでの年齢層の制限になったと思えますが、この私の質問に対しての年齢層の対象者は、どのようにこれからお考えですか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 それでは、参加条件の年齢の枠ということに関してのご質問にお答えしたいと思います。

先ほどもご答弁申し上げましたが、商工観光課といたしましては、後継者対策事業の一環として婚活事業を実施ということでございます。したがって、平成28年度につきましては、45歳までの方という形でやったんですが、なかなか参加者が、やはり20代前半の方が大変多かったということもございまして、大変話の内容がかみ合わなかったと。1人、最終的にぽつんと1人になってしまったという経験を踏まえまして、今年度からは6歳ほど下げまして実施したと、そういうことで実施した経過がございます。

その結果を踏まえまして、39歳になったとしましても、30代後半になりますと、やはり20歳代の前半の方が多くなりますと、やはり、また残されてしまう可能性もあるということから、今回は、企画運営しております仙台市の業者のほうに、その方もフォローするような形で、講師先生のほうにフォローして、会話に交ざっていただけるような形で工夫をしていったという形から、ああいうカップリング率の向上につながっているということでございます。

したがって、あくまでも後継者対策ということでございますので、後継者ができるような形で実施していきたいということから、なかなか年齢層を高めを設定するということは、私どもの担当としては、現在のところは考えていないということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 いまの答弁では、年齢層は考えていないということですが、ある会津管内では、年4回、20人、20人、40人集まってやっているところがあります。私もそこにボランティアで行っています。そこにはもちろん、金銭面的なことは、みんなボランティアの支援員がいるというこ

とでやっていますが、金銭的なことで申し上げますと、それ以上の大きな収穫があるわけですが、年2回（正しくは3回）で400万円、そういうなかで、個人にすれば、そのくらいの金額が、もちろんプロの団体に委託をされるわけですから、役場の人がそれだけの段取りをして、1つのことを成し遂げるということは、これは大変なことだと思います。そこに委託をされて実施されるというのは理解できます。

ただ、私が言ったことは、そのボランティアの結婚支援員というのがありまして、それで、主催している人も全く素人の方で、年4回もやれると。1回やって、本当、遊びごととか、今後そういうのが出たら集まりません。そういうなかでの、1つの例をあげましたが、私は、この報告書を見ると、10月と11月やっていらっしゃる。そのなかで、最初は10人に満たなかった。後半は10人、10人。その参加されたメンバーというのは、1回目と2回目は違うわけですか、一緒ですか、その点について伺います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 いわゆる回数、参加人数の部分の前に、一応いままで議員ご指摘の、いままで10月と11月に2回やったとっておりますが、この事業、もう1回ございまして、年3回ということで、3月に実施する予定でございますので、その結果をあとでまた踏まえて、またいろいろな形で評価検証していきたいと考えております。

その参加者でございますが、男性は、若干かぶっている方、同じような方いらっしゃいますが、ほぼ違う方でございますし、女性も違うメンバーだったということで報告を受けております。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 ここにチラシがございます。これは皆様のご承知のとおり、各家庭に配布されたチラシだと思います。これは秋の婚ということで、詳しくここには載っております。対象者として独身男女25歳から39歳まで、西会津町町内、または勤務の方、実家が西会津町の方、これ男女。女性は20歳から39歳まで、この方に対してには、居住地を問いません。そういう内容の募集案内だと思います。こういう立派なチラシをせっかくつくったという町のそういう応援でやられたわけですから、さっき言った、ちょっと10人未満といのうは少ないのではないかなと思います。それは金額の問題では、私は金額の問題ではありません。成立すれば100万円でも200万円でも、その方に、成立すれば、オーバーな話ですけれども、惜しみないと思います。

ただ、いまのことに對して、あと開催地もありましたが、男性の方、地元はやりにくいというけれども、最後の最後のゴールインになるには、私の町に来てください。この場所どうですか、見てください、そういうなかでの、そういうのも私は、傍から見ると期待するんですが、その点のアドバイザーとしての考えはどうお考えでしたか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 参加者の人数が少ないのではないかとご質問でございますが、確かに第1回目が全部で男女14名、第2回目は15名ということで、確かに定員は満たなかったということですが、女性は、大変申し訳ないんですが、定員を超えておりました。ただし、男性の参加者が少ないことから、そのバランスを取るために、申し訳ございませんが、女性の参加者には、もう締め切ったということでお断りしたというのが、経過がこの2回ともございます。大変もったいないことだなというふうに私ども考えておりますが、そのなかで、男性の参加率をどう増やすかとい

う部分に対しては、各企業にチラシを配ったり、あとその経営者の方に、ぜひ協力をお願いしたいということで、何とか2回目は、若干は増えましたけれども、そういう状況でございます。

また、西会津出身、実家がある方についても参加していただいたという部分もございますので、それなりに興味は持っていただいているのかなという部分を考えているところでございます。やはりもう少し、課題としては男性の参加者をもう少し増やしていかなければならないなという部分を課題として認識しているところでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 参加者を多くするためということですが、4、5日前の新聞に、ある自治体の長が公約としてこういうことを掲げています。結婚を支援する人材育成ということを公約として載せていらった方がいました。これは町長に伺いたいんですが、やはりプロの方もいいけれども、そういう結婚する人材、ボランティアでも何でもいい、そういう方たちの支援員というの、これは、いま商工観光課の課長が言われたけれども、集まらないという意味で、こういう制度もどうなのかなと思います。町長、その辺どうですか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 結婚を世話する人、昔は媒酌人制度というのがあって、かなりその役割があったわけですが、最近の事情は、もうそういう人たちを頼らないで、自分たちの合意形成のみでというような、そういう時代になりました。しかし、一方で、なかなかそういう機会に、特に男性の場合ですけれども、そういう機会に恵まれないといえますか、なかなか男性自身が積極的に、やっぱりそういう関わりをできないといえますか、機会がないんだと思いますけれども、そういう間を取り持つ世話人が、いま私は、いまの時代、特に必要なのかなと、そんなふうにならなくなってきてきました。選挙の期間中も、いろんな人たちの話のなかで、やっぱり昔のあれではありませんけれども、媒酌人制度みたいな、やっぱりそういう人たち、おせっかいではありませんけれども、なんかそんな応援する人がいないと、なかなかそういう縁に結び付かないというのがあるような気がしてきました。

やっぱり、いろんな人の話のなかで、やっぱりこれから、そういうふうに応援する人、世話をする人、そういうふうにして、みんなで結婚できるような環境といえますか、そういうことをやっぱりしていかないといけないなというふうに思っておりますし、それが、今度どういう形で制度までつくったらいいのか、ちょっとこれから具体的な検討をしないといけませんけれども、なかなかやっぱりその機会をどうやってつくるかということと考えておりますし、いま婚活の話も出ましたけれども、いまだどうしても、一般的な公募だけでやっていますので、これもいろんな企業の方のお話のなかで、企業同士のそういう婚活も、やっぱりもうちょっと考えれば、もっと効果があがるかもしれない。なかなか企業間だけでは難しい。お互いに企業同士のなかで、そういうふうな機会をつくることによって、また違った効果が出るかもしれないということで、ぜひそれを計画してほしいというような企業の代表者の方からもそんな話がありますので、いろんな形の機会というのか、それをちょっと考えないといけないなと、そんなふうに思っております。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 ぜひそういうボランティアでというか、支援する人、ここにも載っております結婚する心構えみたいなね、こういうセミナーというんですか、開いて、それからやっていращやる。これはやはり、結婚をする段階を踏まえて、これは重要だと思います。そういうことで、次、ぜひ

いまのことを踏まえて進めていきたいと思います。

質問、変わります。介護保険制度充実に向けて再質問いたします。私の質問のなかで、働きながら介護をしている方へのサービスに対してのことなんですが、ある方が、仕事をしながらお母さんを面倒みてられる。その支援の内容に対して、いろいろどういうことなのかなということがあったものですから、こう質問させていただいています。その介護されている、働きながらお母さんを面倒みていらっしゃる、そういう方に対しての制度というのは、いまどういうふうに進められていますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 働きながら介護をされている方への支援ということでございますが、それは自宅でということですね。先ほど言いました在宅介護者リフレッシュサービス事業については、自宅で介護されている人、ずっとみている人に対するサービスということで実施をしておりますし、あと、仕事をしながら、ほかに出て仕事をしながら在宅で介護されている方もおいでですが、そういった方については、日中1人になってしまう人に対して、ホームヘルプサービスですとか、デイサービスに行ってもらったりとか、ショートステイをうまく利用したりとかという形で、その家庭、家庭に応じたサービス提供ができるように、現在ケアマネージャー等が相談にのりながら実施をしているというところでございます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 いまの答弁のなかに、その方は、ほかの方は例えば、オムツ代とか、いろんな面で支給されているんだけど、その方は、たまたま低所得者で、それでお母さんを扶養されているという面からなのか、先月からオムツなんかは支給されるようになったと。あとそのほかに、ショートステイとか何かの場合には、そのお母さんが食事のこととか何かというのは、値段的には皆さんと同じなんですか。そういうあれは決まっているんですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 その低所得者というか、施設を利用する場合、ショートステイなんかもそうなんですが、そういった場合、町民税非課税世帯につきましては、その食事と居住費に対する助成がございまして、課税世帯については、その部分はございませぬので、そういったものもございまして。あと、在宅で寝たきりの方を介護されている人については、先ほど言いました在宅介護者リフレッシュサービス事業。それから、そのほかに、その要介護者については、いまほど議員おっしゃいましたオムツですとか、紙オムツですとか、散髪券を配布しているというようなことの支援をしているということでございます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 ということは、非課税世帯には、そういう手当というか、食事関係でも、普通の方よりも安くできるということですか。その方は、普通、みんなと同じだ、もっと安くできないかなんて問われたものですから、いまここで聞かせてもらっているんですが、そういう非課税、さっき言ったように、失礼なあれだけでも、低いなかで働いて頑張っているらっしゃるというならば、私もそういうところも対象なのかなと思って聞かせもらったんです。その辺どうですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 ご質問にお答えいたしますが、低所得者に対する料金の減額という部分では、先

ほど言いました、その入所施設に対する食費、居住費の支援のほかに、あと非課税ですと、その月の介護保険利用料が、ある程度の金額になれば、高額制度ということで、そのある程度の金額以上は減免になるという制度もございます。

それから、あとグループホーム等に入所されている方については、これもやはり非課税世帯については、入居費の助成もあるというような形で、それぞれのサービスによって、ちょっといろんなサービス、支援があるということでございます。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 次、今回、6期の介護保険事業計画のなかで、やれなかったと、実現できなかったという町の答弁のなかでは、介護員が少ない、待機者が少なかったと、それが主な原因だと伺いました。いろんな面で、確かにそういうことはあったかもしれないけれども、なんかその辺の原因というものは、最近やっぱり民間の事業者が2つ入りました。そのなかで、やはり町の人もそこに流れたという可能性もあるわけです。

そしてそのなかで、現在、先ほど待機者、人数が29名とか、11名ですか、そういうなかですが、もっと潜在的な待機者というのは、いらっしゃると思うんですが、その辺はあれですか、希望して入れなかった名前の待機者なのか、例えば、西会津の施設に入りたいが、ほかの施設にいる、そういう方も潜在的な待機者だとも思います。それと、あと経済的な理由で、入りたいけれども、入れなかった。そういう方の人数とか、把握とかはしていらっしゃいますか。この人数というのは、私、入りたいけれども、希望しているんだけど、待たされているという、この29名。また11名の数字なのか、その辺はいかがですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

待機者の問題でございますが、先ほど申しましたように、さゆりの園では、全体の待機者としては、先ほど私が答弁したなかで、さゆりの園では待機者77名いると、そのうち在宅におられる方が29名ということでありまして、それ以外の方につきましては、病院に入院している方、あるいはほかの施設に、もう入所されている方、そういう方もおいでになります。ただ、いまほど議員おっしゃいましたように、やはり西会津の施設に戻りたいので、さゆりの園のほうにも申し込んでおきますということで待機になっている方も、なかにはおいでであります。

そういったことで、あともう1つ、在宅で待機されている方のなかには、いまは何とか在宅でできるけれども、今後、自分が、介護されている方が大変になったら、ちょっとやっぱり施設にお願いしたいというようなことで、順番、来ましたのでどうですかという声をかけても、まだいいですというような方もなかにはおいでになるということで、その正確な待機者というようなことについては、ちょっとなかなか把握できないのかなということでございます。

あと、経済的に申し込みたいけれども申し込めないというような方については、ちょっとその辺の人数的なことについては、ちょっと町では把握していないというところございますので、よろしくお願いします。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 それと、介護施設はつくれませんでしたということの理由のなかに、前、全員協議会で聞かせてもらったんですが、4つの提起をされました。それは、1つは、待機者が少なくなりま

した。それから、介護員の確保が困難です。それから、お医者さんに負担がかかると、足りないということです。あとは財政上の課題という、この4つの課題があって、成立できなかったということですが、私はよくよく考えてみますと、介護員の確保、例えば、1つの例えていうと、いろんな面で介護員が足りないということでは、例えばグループホーム、ある人は1ユニットよりも2ユニットのほうが、この介護員の人が少ないと。それで、20床未満だと町独自でできますよというような方がいらっしゃいます。それ以上になると、いろんな制約なりあるというんですけれども、そういうグループホームでの2ユニット式ということは、お考えはありませんか、なかったですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 グループホームの2ユニットの考えはなかったかということでございますが、現在、西会津町には、グループホームのぞみ、にしあいつ福祉会が運営しておりますグループホームのぞみと、それから、しょうぶ苑が運営しております桐とおとめゆりと3つのグループホームがあるわけですが、しょうぶ苑が運営されております桐とおとめゆりについては2ユニットということで、現在、運営しております。のぞみについては、9人なので1ユニットということになります。

それで、その1ユニット、2ユニットにして、職員をどれだけ削減できるのかといいますと、管理人については兼務をすることができるということでありまして、それ以外の介護の方については、3人に1人という基準がございますので、それについては、その介護人数を、従業員を減らすということはできないということございまして、実質、1人だけ余裕が出るということで、そのほかに、のぞみですと、いま6人の介護員の方が仕事をされておりますので、6人の介護員の確保が必要になるというようなことでありまして、それほど、その人を減らすことができるということではないということをご理解いただきたいと思っております。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 医者の負担のことなんですが、いま3人体制から、また減るといような話を伺っております。当然そのなかで、いろんな施設を拡張するという事は難しいと思っております。しかし、私の友達で、ある大きな病院に勤めていらっしゃる方、去年のはじめの話、その方は、西会津町にたまたま来たときに、西会津町でお医者さんがいないから、どうですかと言ったら、前副町長に相談したことがあったんですが、その方は、私は診療所とか、病院に束縛されてやるのはやりません。じゃあ何をやるんですかと言ったら、私は個人で、個人診療というんですか、訪問診療というんですか、そういうことを私はやりたいんですと話を聞いたことあったんですよ。だから、個人であっても町のなかに来て、そういうことを介護していただければ、私はいいのかなと、ふと思ったことありました。

それともう1つ、お医者さんの負担の軽減については、西会津町はケーブルテレビ、これからは将来性にわたって、タブレットを使って、映像で診療するということが、私は最終的には構築できるのかなと。町長も、情報網を整備する、日本一にしたいと言っていらっしゃいます。私はそういうお医者さんが、個人的に訪問、診療したいという、あとはケーブルテレビのそういういろんなあれを使って、映像で診療できるようなことであれば、お医者さんの軽減も将来的にはできるのかなと思っておりますが、その辺はお考えになったことございますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 ケーブルテレビを利用した遠隔医療ということの検討をしたのかということですが、少し検討したことはございました。ただ、なかなか当時は、当時はというか、だんだん日進月歩でいろいろ機械等もよくなってきているという部分がありますが、やはり現在の先生方については、やはり患者さんの顔色を見ながらとか、そういうことでしっかり、そういう手厚い部分でやっていきたいというようなことがあって、そこまでには至らなかったという部分がございますが、今後そういった医療機器が発達して、本当に精度のいいものになってくれば、検討の余地はあるのかなというふうに考えております。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 将来検討するというわけですが、私の知っている人で、ある医療機関からタブレットを預かって、その方は末期状態の患者さんでした。自宅にタブレットを持ってきて、どういうことをするのかというと、ナースと主治医の2つのボタン、それで、自分が調子悪いときは、ナースのボタンを押すと出るんです。そうすると、顔色どうですか、脈はどうですか、向こうの方が判断する。それで、じゃあちょっと調子悪いからお医者さんに伺いますと、今度は主治医にボタンを押すと、映像、先生が出る。そういう時代で、私もそういう患者さんというか、友達、残念ながら亡くなりましたけれども、そういうもうシステムが進んでいます。

そういうことでありますので、私は今後、さらなるそういう検討をして、ぜひ町長の目指している、そういう情報網の日本一にしたいということをお願いしたいと思います。町長、その辺どうですか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。いまの西会津診療所の体制、3名体制で、医師が3名体制になっていますけれども、4名いた先生が3名になって、さらに2名になるというようなことで、ますます先生方に負担がかかってしまうなということで、いち早くいろんなところに医師の確保の要請をしてみました。昨日もちょっと喜多方医師会の会議がございましたので、そちらのほうにもいろいろお願いをしてみましたけれども、なかなかこの地方の医師の確保というのは、非常に難しいというか、簡単ではないというか、いま非常にそれで、どういう方法がより効果があるのかなということで、いろいろ作業をしているわけでありまして、これからますます、やっぱり高齢化が進んで、在宅医療というか、在宅介護の方向に進むわけでありまして、そのときに、医師の体制というのは、本当に重要な問題だなというふうに思っております。

したがって、限られた医師体制のなかで、しっかり町民の皆さんの健康といいますか、医療を確保するためには、いまご指摘ありましたような、いわゆる遠隔医療による、そういうやり方も、これは検討しないといけないなというふうに思っておりますけれども、やっぱり直接顔色を見ながらやるというのが、一番正確な、その診断ができるわけでありまして、いまは精度がよくなったとはいえ、なかなかそれが普及できないというのは、やっぱりいろんな条件があるわけでありまして、幸い西会津町には、そういうインフラが整備されておりますので、これをもっともっと、やっぱりもっと先端に行くような整備をしながら、将来に向けた新たな医療というか、そういうこともやっぱり検討しないといけないというふうに、必要があるだろうというふうに思っております。

いずれにしても、施設の問題も、当時、第6期の計画つくるときの経過を私も、ありますけれども、これから本当に介護老人保健施設もそうですけれども、やっぱり特別養護老人ホーム、や



っぱり終末、そこでしっかり看取られるような施設というのは、私はこれからそちらのほうが重要ではないのかなというふうに思います。確かに在宅医療、在宅で、家で安心して暮らしたいという希望もありますけれども、そうなると、なかなかやはり限られた先生たちの行動のなかに、全てが診られるかという、ちょっとそれも難しい状況にあるわけでありましてけれども、先ほど、友達のドクターが、いわゆる在宅医療を専門にやりたいというような、そんなお話ではありますけれども、もうそういうことが可能であれば、可能であればそういう方法も取られるかもしれませんが、詳しい話が分かりませんので、それ以上のことについては言及できませんけれども、これから将来に向けての、やはり西会津町の医療といたしますか、介護といたしますか、それはやっぱり第6期だけではなくて、これはみんなで知恵を出していかないといけないなど。特にこれから先生方にご負担をかけることになるわけでありまして、先生方のご意見を聞きながら進めさせていただきたいなど、そんなふうに思っております。

○議長 最後の質問になります。

11番、青木照夫君。

○青木照夫 最後の、まちなか再生のことと観光振興についてお尋ねします。まちなか再生については、策定後、平成31年の4月からやるという、全員協議会のなかでも課長からの説明がありました。私は、それは遅すぎると。1番議員が、それ全員協議会のなかで質問したと思いますが、私はやっぱり、もっと一緒に、平行したなかで進めていかないと、どうなのかなと。その点に対しては、あとこれで終わりということで、じゃあその1つ、遅くなるという思いがあるんですけども、やはり平成31年後からやるということですか。ことですか。その前に平行して、こういうまちなかもっと、ほかの議員も、同僚議員ももっと進めなければいけないというような質問もあったかと思えます。その点、1つ課長。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 総合計画のご質問にお答えいたします。

総合計画につきましては、1年前倒しをいたしまして、今年度から策定に着手いたします。今回、この議会の一般会計の補正予算に、その策定の経費も計上させていただくということにしておりますが、もう早速、策定に着手しまして、平成31年4月から、新しい総合計画のもとで、新しいまちづくりといたしますか、取り組みを始められるよう、今後、早速策定に着手するというようにしております。

野沢まちなかのご質問ですが、喫緊の課題、優先すべき課題が先送りにするというのではなくて、まちづくりがぶつ切りといたしますか、そういったことになるのではなくて、継続して検討していきつつ、総合計画の策定を進めるということですので、ご理解いただければというふうに思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 これで質問を終わらせていただきます。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(16時22分)

平成29年第7回西会津町議会定例会会議録

平成29年12月13日(水)

開 議 10時00分  
延 会 14時56分

出席議員

|            |            |             |
|------------|------------|-------------|
| 1番 三 留 満   | 6番 猪 俣 常 三 | 11番 青 木 照 夫 |
| 2番 薄 幸 一   | 7番 伊 藤 一 男 | 12番 荒 海 清 隆 |
| 3番 秦 貞 継   | 8番 渡 部 憲   | 13番 清 野 佐 一 |
| 4番 小 柴 敬   | 9番 三 留 正 義 | 14番 武 藤 道 廣 |
| 5番 長谷川 義 雄 | 10番 多 賀 剛  |             |

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職指名

|        |         |            |         |
|--------|---------|------------|---------|
| 町 長    | 薄 友 喜   | 会計管理者兼出納室長 | 長谷川 浩 一 |
| 総務課長   | 新 田 新 也 | 教育長職務代理者   | 五十嵐 長 孝 |
| 企画情報課長 | 矢 部 喜代栄 | 学校教育課長     | 会 田 秋 広 |
| 町民税務課長 | 五十嵐 博 文 | 生涯学習課長     | 石 川 藤一郎 |
| 健康福祉課長 | 渡 部 英 樹 | 代表監査委員     | 佐 藤 泰   |
| 商工観光課長 | 伊 藤 善 文 |            |         |
| 農林振興課長 | 玉 木 周 司 |            |         |
| 建設水道課長 | 成 田 信 幸 |            |         |

会議に職務のため出席した者の職指名

|        |         |         |       |
|--------|---------|---------|-------|
| 議会事務局長 | 渡 部 峰 明 | 議会事務局主査 | 物 永 毅 |
|--------|---------|---------|-------|

## 第7回議会定例会議事日程（第6号）

平成29年12月13日 午前10時開議

### 開 議

- |       |        |                                   |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第1  | 一般質問   |                                   |
| 日程第2  | 議案第1号  | 西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例      |
| 日程第3  | 議案第2号  | 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例        |
| 日程第4  | 議案第3号  | 議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例       |
| 日程第5  | 議案第4号  | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例             |
| 日程第6  | 議案第5号  | 西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例             |
| 日程第7  | 議案第6号  | 本町財産区財産の管理及び処分に関する条例等を廃止する条例      |
| 日程第8  | 議案第7号  | 平成29年度西会津町一般会計補正予算（第5次）           |
| 日程第9  | 議案第8号  | 平成29年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第3次）    |
| 日程第10 | 議案第9号  | 平成29年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3次） |
| 日程第11 | 議案第10号 | 平成29年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第3次）   |
| 日程第12 | 議案第11号 | 平成29年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）    |

- 日程第13 議案第12号 平成29年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）
- 日程第14 議案第13号 平成29年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次）
- 日程第15 議案第14号 平成29年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第3次）
- 日程第16 議案第15号 平成29年度西会津町水道事業会計補正予算（第1次）
- 日程第17 議案第16号 地方創生拠点整備交付金事業菌床培養施設整備工事請負契約の変更契約について
- 日程第18 議案第17号 西会津町ケーブルテレビ施設の管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第18号 西会津国際芸術村の管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第19号 喜多方地方広域市町村圏組合規約の変更について

散 会

（一般質問順序）

1. 荒海 清隆
2. 清野佐一



○議長 おはようございます。

平成 29 年第 7 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席につき、発言を求めてください。

12 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 皆さん、おはようございます。12 番、荒海清隆でございます。この度の議会に 2 つほど質問を行っております。1 つは農政の課題について、もう 1 つは、地域の活性化と観光資源の発掘。そういうことについて質問をしたいと思っております。

まず、去る 11 月 24 日、25 日の降雪で、本町において大変大きな園芸ハウスの被害がありました。この雪害について、本町のその被害規模と町の対応策をお伺いいたします。

それと、この雪に強いハウスもあるようでありますので、それに切り替える考えはないかということでお伺いいたします。

2 つ目は、いまの農業政策についてでございますが、国でまだはっきりした政策の話が出ておりませんので、私も本当に分からないなかでの、町として一番新しい情報があれば、これをお伺いしたいと思っております。

3 つ目として、町の鳥獣対策についてであります。残念なことに、年々鳥獣被害が増えておりまして、農地の荒廃が進んでおります。そのために、農家の生産意欲が減退するのではないかというふうに考えておりますので、本年度の町の対策と実績についてと、猟友会への支援策もあると思っておりますが、その現在、行っておられます支援策と、また新たな支援策などがあればお伺いしたいと思います。

続いて、地域の活性化と観光資源についてであります。本町には、飯豊山と鏡山という観光資源があります。まだまだ整備が行き届かない面があると思っております。祓川山荘の老朽化がその 1 つであります。山荘の移転と新築を望んでおります登山者も多くおります。町としての観光資源の掘り起こしとして整備する考えはないかお伺いをいたします。

以上、2 問が私の一般質問とさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 12 番、荒海清隆議員のご質問のうち、農政課題につきましてお答えいたします。

1 点目の去る 11 月 25 日の園芸ハウスの雪害についてであります。県による 11 月 28 日現在の会津農林事務所管内の被害状況調査では、全体で 184 棟、市町村別では喜多方市 94 棟、会津坂下町 31 棟、会津美里町 17 棟などで被害が大きくなっております。本町では 21 棟のハウスにおいて倒壊や一部損壊の被害が発生し、全壊が 3 件で 15 棟、半壊が 2 戸の農家で 2 棟、一部損壊が 4 戸 4 棟ありました。今年秋の天候不順により、水稻、夏秋キュウリなどの収穫作業やその後の後片付けが全般的に遅れ、ビニールが未撤去だったことが大きな要因でありました。

町では過去の雪害の経験を踏まえまして、毎年 11 月、ハウス使用者に対して、降雪前の事前対策、降雪時・降雪後の対応方法等と、補強支柱の使用例写真なども添付したチラシを配布し注意喚起を行っております。今回はさらに、前日の 24 日夜に電話連絡や直接自宅へ伺うなどして大雪に対する

警戒と対応を促していたところでありました。

また、当日の 25 日には被害ハウスの状況把握にあたりまして、12 月 2 日からは撤去作業への支援を行っているところであり、関係機関とも連携し、さらなる支援と災害復旧補助金などについても検討を進めているところでもあります。

次に耐雪性の強化についてのご質問であります。現在の町耐雪ハウスは園芸品目全般の栽培に適した標準規格であり、作業効率と収量確保などの生産効率を考慮したものであります。耐雪性についても、平成 27 年度から対応している補強用支柱を適切に使用し、事前対策等の管理を行っていただくことで対応できる規格となっておりますのでご理解をお願いいたします。

2 点目のご質問の、今後の農業施策についてであります。国では平成 30 年以降、これまで行ってきました主食用米の生産数量目標の配分をやめ、生産者自らの経営判断・販売戦略に基づき需要に応じた米の生産が行えるようにし、あわせて平成 29 年産をもって 10 アール当たり 7,500 円の米の直接支払交付金を廃止することとしました。

しかしながら国内の米需要は毎年 8 万トンずつ減少すると予想されており、米の需給環境は依然として厳しい状況が続くことから、今後も需要に応じた米づくりが必要であります。

このことから県では、米余りによる米価下落を防ぐため、国が示してきました生産数量目標の代わりとなる、新たな生産数量面積の目安を定め、各市町村に通知することとしており、併せて各地域農業再生協議会における水田農業の今後の見通しの作成を示したところでもあります。

今回の米政策改革は、水田農業における大きな変換点であり、本町農業の柱の 1 つである稲作における重要な問題であることから、6 月から 7 月にかけて、水稻作付面積 2 ヘクタール以上の認定農業者、水稻作付面積 3 ヘクタール以上の農業者及び J A や町内集荷業者を対象とした意見交換会やアンケート調査を実施いたしました。これらの結果と県のガイドラインを踏まえまして本町における水田農業の今後の見通しを作成いたしました。その主な内容としましては、1 点目は、主食用米の需給調整を図りつつも売れる米づくりとミネラル野菜の推進を図ること。2 点目、備蓄米や W C S など非主食用米については減少すると予想され、3 点目、高齢化や後継者不足により町全体として水稻作付面積の自然減少が毎年見込まれるなど、実態に即しており、町農業再生協議会においても承認を得たところでもあります。

さらに今後は、特に中心的担い手となる若手農業者との意見交換会を実施し、稲作のあり方や水田を守るための手法について模索する考えであります。また、県から本町に対する生産数量面積の目安の通知は 12 月、今月下旬の予定であり、その内容を踏まえまして配分通知方法を町農業再生協議会で十分に協議し、各生産者へお知らせする予定であります。

3 点目の町の有害鳥獣対策についてのご質問のうち、例年行っております町猟友会と連携した捕獲対策やサルの行動域調査、未利用果樹木の伐採や電気柵購入費補助等の対策のほか、本年度新たに実施した、また、強化した対策について申し上げます。

まず捕獲体制の強化についてであります。昨年度 3 名の方が新規に狩猟免許を取得し、町猟友会に加入しましたことから、新たに鳥獣被害対策実施隊員として任命し、本年度は過去 10 年で最も多い 28 名体制で捕獲作業を行ってまいりました。また、平日のパトロールにつきましても、昨年度までの 1.5 人体制から、毎日 2 人体制に拡充し、町民の皆さんから目撃等の連絡があった場合には、速やかに対応できるように取り組んできました。その結果、ニホンザルの捕獲頭数は 12 月 1 日現在



で昨年比、9頭増の36頭で、うち16頭を、このパトロール隊員が捕獲しております。

そのほか、サルやクマなどの被害対策を地区の皆さんと共同で行うため、県と合同で集落環境点検を3つの自治区で実施し、1自治区では、水田へのイノシシ対策として、共同での電気柵設置に取り組むこととなりました。

さらに、捕獲隊員のイノシシの捕獲技術向上のため、福島市から講師を招き、わな設置の講習会を開催し、本町で初めてくくりわなでの1頭捕獲につながったところでございます。

また、被害地域の拡大に伴い、隣接する市町村との情報共有の緊密化と対策の連携を図るため、喜多方市と北塩原村、磐梯町、猪苗代町で構成しております会津北部地域鳥獣害防止広域対策協議会へも新たに加入し、効率的、効果的な対策を進めていくことといたしました。

次に猟友会への支援についてのご質問ですが、現在行っている支援策としましては、猟友会の会員増にもつながる新規の狩猟免許取得者に対しての取得経費の一部補助であります。このほか、直接的な支援ではありませんが、年間を通した捕獲活動をお願いするため、捕獲業務委託事業を実施しているほか、有害鳥獣を捕獲した場合は、1頭当りサル、イノシシが8千円、クマが1万円の報奨金をお支払いしております。また、町の実施隊員として活動することにより、1シーズン1万6,500円の狩猟税が減免となり、銃の所持許可の更新時には、教習射撃が免除になるなどの負担軽減も受けることができます。

今後の新たな支援策としましては、狩猟税の減免措置が平成30年度までとなっていることから、国・県に対し制度の継続を要望しております。また、現在わな免許所持者は、各分会に1名程度であることから、イノシシの捕獲強化に取り組むためにも、わな免許取得の支援を行うとともに、新たに個人でわなを購入する場合の補助制度を検討してまいりますのでご理解をお願いいたします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 12番、荒海清隆議員のご質問のうち、地域の活性化と観光資源についてお答えいたします。

祓川山荘につきましては、雪解け水や雨水などにより、飯豊登山道に流れる祓川が増水し、渡ることが危険な場合の避難小屋として、昭和47年に設置された施設です。これまで雪害に伴う屋根のトタンの張り替えや、窓ガラスの交換などを行ってきたところでありますが、施設は老朽化していると認識しております。また、移転新築を望む登山者の声があることも聞いております。

しかし、移転新築につきましては、これまで調査等を行ってまいりましたが、祓川山荘は磐梯朝日国立公園内の第2種特別地域に設置した公園事業上の避難小屋として位置付けられた施設であります。自然公園法による制約をはじめ、福島県自然環境整備計画の変更手続き、さらには国有林野内であるため森林管理署との原状回復、新設等の協議をしなければならず、具体的な事業計画や設計図書などが必要となります。

このように、祓川山荘の移転整備には、クリアすべき課題が多く十分な検討期間が必要となりますので、ご理解願います。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただいま農林振興課長と商工観光課長にご答弁をいただきましたが、まず、ハウスの倒壊についての、きめ細かな対策をしていただいたことに対して、心から感謝申し上げます。そして、まず、1つお伺いしたいことは、耐雪型ハウスと、それから、あとになって町で夏秋用のハウ

スですか、それなんかも補助の対象としてリース事業にはまっていると思いますが、その辺は、内訳はお分かりになりますか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 被害に遭ったハウスの内訳ということでよろしいでしょうか。被害に遭いましたのは、先ほど答弁で申し上げましたとおり、合計で、全壊、半壊、一部損壊、全部入れまして 21 棟になるわけでありますが、このうち、パイプの直径 25 ミリの夏秋型というハウスにつきましては 2 棟でございます。2 棟全壊でございました。

○議長 12 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 夏秋型は、やっぱり細いというようなことで、倒壊もしやすいと思いますが、耐雪型ハウスについては、支柱の補助から、いろいろやってきておられます。それは私も承知しておりますし、それにも関わらず、やっぱりあれだけのハウスが倒壊したという、一番の要因というようなことについてお話がありましたが、支柱の取り替えが、使い方が遅かったというようなことが要因だというようなことでお話がありましたが、やっぱりこれは、そのハウスの作付けしているなかの作物によっても、今回かなり遅れたんじゃないかというようなことがうかがえます。ということは、ハウスのなかのキュウリですか、そういうのは、やっぱり作れば支柱を立てるのに、なかなか難しいというようなこともあります。

その点を踏まえて、今回、潰れたんじゃないかなというふうに考えておりますので、それじゃあどうするかということになると、やっぱり雪に強いハウスもあるというようなことも、私も以前お話ししたことがあります。これについて、切り替えをしたらどうかなというようなことでお話したんですが、もう一度、ちょっと確認しておきたいと思います。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。

いまほど議員ご指摘のとおりでありまして、今年は、1 回目の答弁でも申し上げましたとおり、やはり水稲とキュウリが、特に秋作業が遅くなったと。一方で、キュウリにつきましては、それだけ秋、遅くまで収穫ができて、単価の高い時期に出せたものですから、それで生産者の方が、できるだけ長く引っ張ってといたしますか、そういう収穫作業をされていたと。基本的には、キュウリの方につきましては、ビニールを剥がすつもりでおったわけでありまして、11 月中旬まで収穫をされておられて、その下旬の、今回の降雪に対応できなかったというのが大きな要因になっているところでございます。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、最初の降雪でハウス被害が発生しますよというような注意喚起の文章を皆さんにお配りして、その事前対策等については周知徹底していたところではあります。そういう結果になったところでもあります。

一方で、その耐雪用ハウスの強化の部分、これも議員ご指摘のとおり、そういった特別な規格といたしますか、そういった部分では、ハウスはございますし、会津方部でも入れられている農家さんもいるというふうにお聞きしております。

ただ、一方で、いま町のほうで推進しておりますハウスについては、基本的に標準規格ということで、例えばキュウリだったら、2 つのベッド、トマトだったら 6 列が入るような、作業スペースも含めまして、そういった幅広い、3 間半の幅を持っていると。それをやることによりまして、

日当たりも確保できたり、あとは作業効率があがったりと、そういったいいところがあるわけでございます。

一方で、耐雪を強化したようなハウス、特別規格につきましては、3間というような、ちょっと幅が狭くなるような規格だったりすることによって、屋根の傾斜が変わってくるということもありますので、いまほど申し上げましたメリットが、逆な部分が出てくるというようなところがありますし、また、標準型ではないことから、やはり設置費につきましても、若干変わってくるのかなというふうに考えております。また、答弁の繰り返しになりますけれども、そういったこともありましたので、その平成27年から全部のハウスに対しまして、支柱の配付をしたわけでございます。

今後とも、その支柱による事前対策をしっかりするよう、または、適期にビニールを剥がするよう指導をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただいまご答弁いただきましたが、確かに課長おっしゃるとおりなんですけど、標準型というようなこともありますけど、農家としては、やっぱり一番高いものが売れるとき、そういうとき、一番やっぱり作りたいですね。そのための耐雪ハウスだと思います。それで、一番ギリギリまで作っておられたということのようで、ハウスのビニールを剥がすことができなかつたというようなことで、今回の倒壊につながったように思われます。

そのために、そういう、なかなか支柱を補助していただいても、そういう状態であれば支柱を立てることができないということならば、やっぱり強化型のハウスが必要ではないかというふうに思います。

これは以前にも申し上げたことがあるんですが、もう4、50センチ高い、高さのあるハウスであれば、傾斜も角度、急になるということによって、雪の滑りもよくなる。いまのハウスですと、やっぱりある程度重量がかかれば下がります。下がることによって勾配も変わってきます。勾配が変わらないようにするには、中に線を張って、引っばっておくというようなことも考えられますが、それでも、またやっぱり、下の作物を作るものによっては、大変なことではないかなというふうに思います。

それで、やっぱり一度試験的にでも、そういうもっと強化できるハウスを設置してみてもどうかというふうに思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

説明につきましては、先ほどの説明のとおりでありますけど、ただ、近年の雪の降り方をみますと、本当に想定を超えるというような豪雪が多々起きております。そういったことで、今回の件も含めまして、関係機関と、それから農家の方々と、そういった部分の検討、研究はしてみたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 いろいろな面で検討していただければというふうに思います。

そして、町の対応策なんですけど、いろいろな面でやっていただいたようございまして。私も1棟潰した経験がありますので、よく分かります。この度は12棟というような、大変な数のハウスが一度に潰れたということで、また考えてみると、本当にその農家さんは大変だなというふうに思っ

おります。

それで、そのハウスの撤去から、また建てなければならないというようなことで、大変な苦労があるわけなんです、ハウスのリース事業においては、共済加入が1つの契約の条件になっております。保険には入っておられたかどうか、その辺は分かりますか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 先ほど申し上げましたとおり、今回は、全壊、半壊、一部損壊で8戸の農家の方が被害に遭われたわけでありますが、このなかには、共済保険に加入されていない方もおられたというふうに聞いております。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 共済に入れば、それなりのお金も落ちてくるわけなんです、リースのハウスでありますから、リース期間中は全面復旧して返すのが、これが当然なわけであり、保険に加入されていないというのは、契約違反のような形になるわけなんです、これらは今回、12棟という、その大きな被害があったことに鑑みれば、何か町でできることがないのかなというふうに考えるんですが、どうでしょうか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 共済加入についてのご質問でございますが、確かにパイプハウスの管理運営要綱、町の管理運営要綱ですね、それから、パイプハウスの利用契約書、このなかには、契約してパイプハウスを借りた後、速やかに加入することというような条項がございます。こういったこともございまして、先ほど申し上げました、毎年11月に注意喚起を出している通知のなかにも、その文言は、必ず加入してくださいという形で、町長名で通知はしております。また、巡回指導の際にも、そういうことで指導しているところではございます。そういった努力は、町のほうではしているということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 注意喚起、それから町の指導ということでやっておられるというようなことでありますので、これ以上、質問することはないんですが、1棟潰れると耐雪ハウスの場合は、かなりの金がかかります、正直言って。それに対して、町では金銭面ではどのくらいの補助ですか、そういうのをさせていただけるのか、できる範囲で結構です。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 町の農林振興事業補助金交付要綱によりまして、これは町単独事業の部分であります、耐雪型リースハウスの災害復旧事業という項目があります。これはご承知のとおり、平成21年に町全体で12棟潰れたことを契機として、その後3回ほど潰れた被害が出ておりますので、この事業の要綱で対応しておりますが、これは、今回のような形で警報が発令しまして、使用者の管理責任を超える災害の場合ということですが、再設置費、修繕して直した設置費ですね、その設置費から農業共済相当額を引いた部分、その引いた部分の残金の2分の1を町が補助するというような制度になっております。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 町のそれなりの復旧に対して補助があるというようなことで、了解いたしました。

それで、その次に移ります。今後の農政なんです、本当のところは県のほうからもそういう具

体的な指示が来ていないということで、分からないということなのですが、7,500 円のお金はこないということなんですよ。それで、このままで西会津の米づくりができていくかどうかというようなことで、大変危惧するところでございます。町では、自然減でどんどん減っていくんじゃないかというようなことも踏まえておられるようですが、この辺はちょっとどのような考えだか、再度質問いたします。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 米制度改革につきましての再質問にお答えをしたいと思います。

県のほうからそういった、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、今月末には面積の数値が示されることとなります。それに基づきまして、町も各生産者に対して、こういった方法でお示ししていくかというような議論を本格的にすることとしておりますが、こういった取り組みは、実は全国47都道府県のうち、45都道府県でこういった方法で、やはり県として独自の目安を作って、それで生産者に通知するというふうになっているところがございます。

当然そのなかで、町については、毎年毎年自然減少という部分がありますので、そういった部分を差し引いて通知といいますか、目安をお示しするような形で考えております。だいたいその目安の数字、主食米用を作ってもいいですよという数値が、県から、だいたい毎年、西会津町に対しては6町歩分くらい減っていくような形になっております。実はここ5年くらいの西会津町の水田の減る面積を勘案しますと、それ以上に減っている部分もあるというのが実情でございます。毎年5町歩から10町歩の間で増減はありますが、減っているのが現実であります。

ですから、県から毎年6町歩ずつ減らされるわけではありますが、同じような形で、町の作付面積も減っていくのかなというような見通しはしているところがございます。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただいまの課長のご答弁ですと、自然減で6町歩、それから、県からも毎年6町歩くらいの減反ですか、そういう数字が来るんだろうというようなことで、結果的に今年、来年ですか、来年はどのくらいの面積をつくることができるのかということなのですが、その辺は、ある程度分かったら教えていただきたいと思っております。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 その見通しのなかでの、いまのところは予測という形になるわけではありますが、主食用米、食べる米の部分でいいますと、599ヘクタールが今年度の現状の数値でありまして、それに対して県のガイドラインから言いますと、来年度は3町歩くらいの減になるのではないかなというような。それで、それ以降、平成31年度以降は6町歩ずつ減っていくのではないかなというふうに見込んでおりますので、来年度の県からの予測の数値としましては、596ヘクタールが主食用米として作る面積として目安が示されるのではないかなというふうに考えております。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 なかなか分からないことなのですが、主食用米が596ヘクタール、そしてあと、飼料米ですか、飼料米というのはいくらかの配分で来るんでしょうか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 実はその飼料用米といいますのは、本当にその飼料用米にする部分と、WCSという形で、要は青刈りをして牛の餌にする部分と、その2つに分かれているわけではありますが、本

町の場合は、そのWC Sのみで5町歩くらいを想定しているということでございます。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 農政のこと、まだ県からの指示もこないということで、分かりづらいんですが、今後、町に来たら、いろいろな関係機関と協議をいただいて、早めにお知らせいただければというように思います。

続いて、鳥獣被害に移ります。実績等、いろいろ支援策やらやっておられることがよく分かりました。それで、最近、特に問題になっているイノシシなんですが、奥川地域でいえば、大変な被害になっているわけなんです。これがサルと同じように、奥川だけでなく、今後、全町的に広がってくるんじゃないかなというような危惧をしております。そのためには、やっぱり殺傷ですか、ちょっと言葉が悪いんですが、殺傷処分をしていくしかないんじゃないかなというふうに考えております。

そんななかで、イノシシの専門家を招いて講習をしたり、何とかとやっておられるわけですが、そのやり方もいろいろあるんでしょうけれど、もっと何か進歩的な捕獲できるということはないんでしょうか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 イノシシ対策につきましてのご質問にお答えいたします。

先ほどの答弁で申し上げましたように、特に奥川地区、かなりイノシシ被害が広がっているということで、いままでは個々の農家が、自分の畑だったり田んぼだったりを守っている取り組みを、やっぱり集落でまとまった団地で守っていかなければいけないと、そういうような必要性に迫られて、今般、2回の打ち合わせをもとに、来年からはちょっとそういうことで、1集落、モデル的に取り組んでみたいというふうに考えております。

そういったことで、防ぐところは防ぐ、そういった対策を進めるとともに、一方では、議員ご指摘のとおり、捕獲対策という部分になります。これ実は、先ほどのとおりくくり罠というほかに、箱罠のやり方があります。大変警戒心が強い動物でありまして、本町におきましては、箱罠での捕獲はまだできたことはないわけでありまして、先ほど申し上げました会津地域でも、北部地域の協議会でいろいろお話を伺いますと、猪苗代町が、かなりそのイノシシ被害がひどいと、また会津で言いますと、南会津町と美里町がひどいということで、周辺部からどんどんこう迫ってくるような形になっております。

今後、そういった関係町村と連携する機会ができましたので、その箱罠対策についても、十分に勉強させてもらって、捕獲隊、猟友会の皆さんと一緒に勉強に行ったりして進めてまいりたいというふうに考えております。

また、全国的な部分で申し上げますと、そのIoT技術を利用しまして、箱罠にスマホで見られるような、監視装置を付けているというような、全国的な先進事例も普及し始めております。本町におきましても、友好的な企業との連携関係がございますので、部分も検討する価値はあるかなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 イノシシに対しても積極的にやっていたらいいということですので、これからはお一層、猟友会とともにやっていたらいいなというふうに考えます。

それで、もう1つなんですが、捕獲したサル1頭につき8千円ですか、これは報奨金というですかね。イノシシも8千円、クマが1万円というようなお話を聞きましたが、猟友会の人もなかなか大変だろうと思うんですが、捕獲すれば埋めなければならないというようなことで、その作業が大変だというような話も聞こえてくるんですが、その辺のことについてはどうでしょうか、もう少し報奨金ですか、それを上げるとか、何かその手立てがあれば教えていただきたいと思います。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 先ほどの1回目の答弁で申し上げました、そういった有害鳥獣対策を猟友会の皆さんにお願いするために、捕獲業務の委託事業というものを実施しております。今年度につきましては、年額で75万円になるわけですが、これにつきましては、そういった有害鳥獣の捕獲にかかる出役料といいますか、例えば檻の設置だったり、撤去だったり、それから見回りだったり、それから捕獲作業だったりということで、これを年額でお支払いしております。これ実は、うちの町は、猟友会の会員が、若干ではありますが毎年増えておりますので、この金額も毎年見直しをしまして、やはり皆さんにお願いする分、増額をしてくれて、今年度は75万円というような形になっておりますので、今後ともそこら辺を検討していきたいというふうに考えております。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 そうすると、猟友会さんへの支援は75万円。そのほかに、サル、イノシシ、クマを捕獲したときは、それなりの報奨金というようなことですか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 そういうことでありまして、まずは年間の委託料は75万円あって、そのほかに1頭当たりいくらという形でお支払いをすることになっております。

また、イノシシの場合につきましては、県から直接入ってくる、別な捕獲報奨金もありまして、そういった部分もプラスの要素ではあるところであります。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 分かりました。イノシシは県から入ってくるというようなことなんですが、クマの場合は、そういう制度はないんですか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

イノシシだけは県下全体で被害が拡大しているということでありまして、イノシシの、入ってくるといいますか、別な事業、県直営の事業という形になるんですけれども、そういう支援はありませんが、クマ、サルについては、市町村のなかで対応しているというのが実態でございます。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 イノシシは全県的にやる。クマは市町村で対応するというようなことですが、サル、クマについても、もう少し報奨金ですか、を上げていただくというようなことも必要かなというふうに考えております。今後、検討していただければというふうに考えております。

それでは、次に移ります。地域の山を利用して、地域の活性化と観光資源の掘り起こしなんですが、ただいま課長の答弁によりまして、祓川山荘は昭和47年にできて、老朽化も著しいという認識を持っておられます。それで、それを移転するというようなことも各省庁関係ですか、またがって大変なことも承知しておりますが、昨年ですか、祓川山荘の屋根が壊れて、修復されたというよう

なことは承知しておりますが、それだけ修繕費もかけてあるんですが、いまの駐車場周辺に山荘ですか、山荘といういろいろな文言的にうまくないということもあるらしいんですが、避難小屋ですか、避難小屋と山荘は違うという話も聞いておりますが、避難小屋にせよ、山荘にせよ、いまの駐車場周辺に、その山荘だけではなくて、キャンプ場ですか、子どもたちでも誰でも来て、キャンプができるというような、そういうのと一緒にやればというふうに考えているんですが、山都町の川入ですか、あそこはよく整備されております。いいなというふうに感じていたんですが、あのくらいなキャンプ場ができればというような、そういう考えはないんでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 質問にお答えしたいと思います。

山都側の川入登山口のような、キャンプ場のような施設が、町の祓川駐車場周辺にあつたらよろしいのではないかなというふうなご質問でございますが、こちらのほうにつきましても、そちらに工作物、そういうキャンプ場というような部分ありましても、やはりあそこは国立公園という部分がございます、やはりその国立公園のなかには、都道府県が定める自然環境整備計画というのがございます。そのなかに、公園事業として、やはり計画を加えないとそういう整備もできないというような形になっておりまして、具体的な整備規模とか、そういう部分をあらかじめ町で、本当に実施するというような形があれば、そういう形で協議に入っていけるような形になります。

また、その後に、あそこいわゆる国有林でございますので、森林管理署とのいわゆる協議とか、そういう部分が、様々な部分が出てまいりまして、そちらのほうも本当に実施するのであれば、いろんな設計図書から、いわゆる切土、盛土の関係、全て揃えながら協議を進めていかなければいけないという部分で、相当の時間はかかるという部分で認識しているところでございます。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 先ほどから課長の答弁にありますように、大変なことは十分に承知しております。あそこの川入も確か国有林であると思います。そういう川入でもやってできたということを西会津でもできないはずはないんじゃないかなというふうに、また考えるものであります。あそこを整備することによって、鏡山と飯豊山の両方を登山道を整備するというようなことも考えられるので、これはやっぱり、町をあげてやっていただければと、観光資源の発掘につながるんじゃないかなというふうに考えておりますが、改めて、そのやる意思ですか、大変なことではあると思いますが、やっていただきたいなというふうに考えております。

それで、最後になりますが、毎年、ちょっと質問の枠からはみ出るのかなとも思いますが、いいでの集いなんです、何か観光業法の改正で、いいでの集いができなくなるんじゃないかなという、その心配する声もありますが、この辺のことについてご答弁いただければと考えております。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 いいでの集いの実施方法ということで、昨今、問題となっております旅行業法に抵触する恐れがあるのではないかなという部分でございますが、いま現在、いままでの方式でありますと、やはり広く募集をしているというところで、旅行業法には抵触するというような形で、県からも回答を得ているところでございますが、いま現在、第56回目のいいでの集いを実施できるような形で、いま事務局で検討しておりまして、実施する方向で、その旅行業法に抵触しないような形で、いま検討しているというところでございますので、もうしばらく、少しお時間をいただければ



ばなと思っております。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 そうしますと、いいでの集いは実施できるんだというようなことで理解してよろしいですか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 実施する方向で、いま調整しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 12番、荒海清隆君。

○荒海清隆 実施できる方向という方向性だけでなく、できるんだというようなことで言うだけならばありがたいんですが、できるように努力していただきたいなというふうに思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 皆さん、こんにちは。13番、清野佐一でございます。私は今定例会に3つの項目について通告をしておりますので、順次質問いたします。

それと、今回のこの定例会の一般質問につきましては、皆さん、同僚議員と相談したかのごとく、いろいろ重複しているのが結構多くあります。再質問、1つ、2つの再質問をしていく関係上、予定通り質問をさせていただきます。

本年8月に薄町政が誕生してから、早や4カ月が経過をいたしました。ケーブルテレビで毎日、町長の予定が放映されておりますが、日々の仕事の内容が町民にも伝わり、大変好評のようであります。また、この定例会の終了後には、本格的に新年度予算の編成に着手されるものと思われませんが、公約実現に向けて、どのような薄カラーを出されるのか期待をしているところであります。

まずはじめに、農業政策についてお伺いをいたします。平成30年度より、米の生産調整が見直され、新たな制度に変わるとしております。1970年より続けられてきた国による都道府県への転作の配分が廃止され、需給調整は国指導から産地主導に転換するとの報道がされております。まだまだ不透明なところもありますが、今後の町の対応をお伺いをいたします。

次に、本年度の農業は春の低温により、アスパラガスの収穫量の減少や、日照不足による水稻やキュウリの生育遅れなど、大変厳しい年でありました。加えて、例年よりも早いこの度の降雪により、耐雪型パイプハウスの倒壊被害が発生しております。基本は自己管理、自己責任と考えてはおりますが、毎年のように被害が繰り返されていることから、さらなる補強を加えるなど、改良が必要と考えますが、どのように考えておられるか、被害防止対策をお伺いいたします。

次に、私は鳥獣被害対策の1つとして、3月議会定例会に、トラクターにセットして使うモアという草刈り機の購入を提案し、実施するとのことでありました。そのモアの使用実績と成果はどうであったのかお伺いをいたします。

次に、旧尾野本小学校周辺の利活用についてお伺いをいたします。平成24年に小学校の統合により、閉校になった旧尾野本小学校の跡地についての管理状況について、以前からも申し上げてきたところであります。幸いにして講堂については、町の若い方たちが、いろいろなジャンルのアーティストを招へいし、コンサートを開催していますが、今後に向けて講堂の活用について、どのように考えておられるのかお伺いをいたします。

次に、植木の活用についてお伺いをいたします。この植木については、子どもたちの健やかな成

長を願う、心温かい方からの寄附によるものもあり、他の場所への移植等も含めた活用はされる考えはないかお伺いをいたします。

次に、旧尾野本小学校跡地には、野口博士やクラーク博士の石像や二宮金次郎の銅像（石像）がありますが、草の生い茂ったなかに立っております。今後の管理のあり方についてお伺いをするものであります。

次に、人口減少対策についてお伺いをいたします。町長は9月議会定例会の所信表明において、人口減少に歯止めをかけることが最大の責務であると言われております。いままでも、町では後継者対策や子育て支援策、そして健康で長生きをしてもらうための高齢者福祉政策など、それぞれに成果をあげてきました。今後、新年度予算編成に当たり、事業の見直しや新規事業への取り組みなど、構想があればお伺いをいたします。

以上で私の一般質問といたします。明快なご答弁をよろしくお願いします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 13番、清野議員の人口減少対策についてのご質問にお答えをいたします。

私は、9月議会定例会の所信表明におきまして、町の最重要課題は人口減少対策であり、その課題を解決するため、将来に夢と希望の持てるまちづくりに全力で取り組み、次の世代にバトンタッチすることが自分の最大の責務であると申し上げてまいりました。人口減少に歯止めをかけるためには、私が基本政策として掲げる、次世代を担う人材の育成と確保、若者の夢を実現できる仕組みづくり、安心して暮らせる老後、農林業と商工観光の振興、そしてICTのまちづくりの5つの政策の実現が必要であります。

このことから、今後、私が長年培ってまいりました行政経験と、国・県等とのパイプや人脈のネットワークを最大限に活用し、政策の実現に向け、誠心誠意努力してまいりたいと考えております。

さて、新年度予算編成についてのおただしであります。私が掲げる政策の実現に向け、保育料の完全無料化をはじめとした新規事業を予算化するための編成作業を現在進めているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、おただしの事業の見直しにつきましては、新規事業を実施するうえで、財源確保は必要であることから、第16次行財政改革大綱に基づき、今後しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 13番、清野佐一議員のご質問のうち、農業政策につきましてお答えいたします。

1点目の平成30年度からの米政策改革についてであります。12番、荒海清隆議員にお答えしましたとおり、国ではこれまで行ってきた主食用米の生産数量目標の配分をなくし、生産者自らの経営判断・販売戦略に基づき、需要に応じた米の生産が行えるよう制度を変更したところであります。町では生産者や米集荷業者からの意見等の聴取やアンケートの調査結果と県からのガイドラインを踏まえ、本町における水田農業の今後の見通しの作成を行ってきたところであります。

なお、県では、国からの生産数量目標の代わりとなる生産数量面積の目安を12月下旬に各市町村に示すこととしております。これまでの所有する水田面積を基本とした配分方法から、前年度の主食用米作付面積を基本とした配分方法に変わることから、通知方法などについても町農業再生協議会において十分協議しながら各生産者へお知らせする予定であります。

2点目の雪害による被害防止対策についてであります。このことも12番、荒海清隆議員にお答えしているとおり、これまでの被害を教訓に平成27年度に補強支柱資材を配布しており、その資材の活用方法を含め降雪前の対策や、降雪時、降雪後の具体的な対応方法を記載した通知を、毎年、11月に配布しているところであります。

さらに、農業施設に被害が予想される時などは、電話などにより事前に雪害対策を講ずるよう注意喚起を行っておりますが、今回は予想を超える水分を含んだ大雪であったことから被害発生となってしまいました。

現在、関係機関と連携し、撤去作業への人的支援と復旧費用の補助金の検討などを鋭意進めているところであります。今年の降雪期はこれからが本番であり、引き続き注意喚起に努めるとともに、来年度以降につきましても、町リースハウス利用者による施設園芸生産振興組合の降雪前研修会の開催や、町専門員の巡回指導により、対策の徹底を推進してまいりますのでご理解をお願いいたします。

3点目のトラクターに装着する草刈機についてであります。本年度は、その導入に向けて検討してまいりましたが、農道や林道などの除草作業の効率化と、高齢化等で除草作業が困難となっている集落への貸し出しにより支援をしていくため、さらに、農道や林道沿いを幅広く刈り払うことで、有害鳥獣の出没抑制対策にもつながることを期待いたしまして、平成30年度の実施計画に計上する考えでありますのでご理解をお願いいたします。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 13番、清野佐一議員のご質問のうち、旧尾野本小学校講堂の利活用のご質問にお答えいたします。

旧尾野本小学校の講堂につきましては、町長が、1番、三留満議員にご答弁申し上げましたとおり、老朽化の進行や、コンサートが行える施設に改修するには、消防法や建築基準法に適合させる必要があり、多額の改修費用が見込まれること等により、有効な活用方法がない場合は、廃校施設等利活用計画に基づき、解体することも視野に入れ検討するとしていただいております。

しかしながら一方では、木造である講堂の建造物としての希少性や、音楽ホールとして優れている点に価値を見出し、有効活用を図りたいという音楽に関する活動団体からの要望もあることから、利活用の可能性についても十分に調査・検討したうえで判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 13番、清野佐一議員のご質問のうち、旧尾野本小学校周辺の利活用についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、昨年6月及び本年6月議会定例会で清野議員から同様のご質問がありました植木の活用についてお答えをいたします。町では旧尾野本小学校の敷地内に植栽されております植木の有効活用を図るため、移植先を検討してまいりました。その結果、本年7月、こゆりこども園の出入り口付近に、ドウダンツツジ計16本を移植したところであります。今後も引き続き、植木の有効活用を図るため、既存施設などへの移植先の検討を進めてまいりますので、ご理解をお願いします。

次に、各種石像の管理についてお答えをいたします。旧尾野本小学校の敷地には、町名誉町民で

ある故新田正夫氏より寄贈をいただいた野口英世博士像やクラーク博士像などの石像が設置されております。旧尾野本小学校敷地につきましては、閉校されてから現在まで使用されていないことから、町では草刈り等の管理は行ってきませんでした。

しかし、旧尾野本小学校の卒業生やPTAの皆さまにとりましても、また、寄贈された故新田正夫氏にとりましても思い入れのある石像であると考えておりますので、今後は周辺の草刈りなど、適切な管理に努めてまいる考えでありますので、ご理解をお願いします。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは、農業政策のことについて再質問させていただきます。いろいろ配分とか、見込み、これからの予想というのは、先ほどのお話を伺って承知をしたところでありますが、これから、やはり産地間競争がますます激しくなるんじゃないかということが考えられます。それで、それにはやはり、それに勝ち抜くには、いち早く、本町この西会津の米、それらのブランド化というか、を図ることが大事だと思います。

ただ、いろいろなことで、国際米食味コンクールで入賞した何だって、それはPRはされていると思いますが、まだまだそういうことが皆さんに知れ渡っていないのではないかなという感じはします。

そういうなかで、やはり町のイベント、ふるさとまつり等で食味コンクールの表彰なり何かやっています。だから、そういうときに抱き合わせといいますか、そのイベントのなかに米独自の、米まつりとか何かというような、その部署を設けて、本当に西会津の米はおいしいんだよということで、食べていただくコーナーとか、あるいは、やはり9月の議会ですか、同僚議員が食味計うんぬんの話もされました。そういう食味計も含めて、ちゃんとしたレッテルを貼って販売をしていくということが、このブランド化に、さらに近づくんじゃないかというふうに思いますが、その辺のお考えはいかがですか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 西会津産米のブランド化等の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、そのブランド化を図るためのPR方法、周知方法等についてでございますが、いまほど議員ご指摘のとおり、町のイベント等につきましても、今年につきましては、新しい企画ということで、米フェスというようななかで、いままであった新米の大食い大会等とは別に、ステージ脇に1ブースを設けていただいて、米を、西会津産米を米コンテスト1位の米を食べていただく機会なんかもつくっていただいたところでございます。

そういった町におけるPRとあわせまして、やはり生産者団体と一緒に町外へのPR活動、これも積極的に行っておりまして、先月、それから今月と、生産者団体が東京の卸、関西の卸までPRに行っているところでございますが、これに対しても、町としましても職員を派遣するなり、公用車で一緒に同行するなりということで支援を行っているところでございます。

また、名称につきましても、これも先の機会にお話しておるところでございますが、西会津うまい米コンテストの入賞米につきまして、昨年度の入賞米から、今年度も引き続きということで、米の卸会社さんが、極みコシヒカリという名前を付けていただいて、仙台三越、それから県内のスーパーで、西会津のベスト米をプレミアム販売ということでつながっているところでございます。これも大手の米の卸売会社、それから生産者団体と連携した取り組みでありますので、引き続きそ

ういった活動ができるよう、町としてもPR活動に努めていきたいというふうに考えております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 いろいろやってもおられるということで、成果を期待したいと思いますが、やはり前に食味計ですね、を購入してやってはどうかという同僚議員からの提案があったわけですが、それはライスセンターをつくるときに、それに一緒に、そのときに導入しようというような話だったと思います。やはり一日も早くブランド化というか、いろいろ周知徹底、このくらいのおいしい、普段の米というか、60から70の食味だといわれているわけですが、それが70以上、80、90もある、食味のある本町の米ですから、それらをやはり食味計を通して販売しているという、本当にレッテルを貼るには、やはりちゃんとした実績というか、このようにやっているんだよということで、1回1回農業センターというか、そういうところで測るんじゃないかと、やっぱりそのぐらいの力を入れるといいますか、でやるべきではないかというふうに思うんですが、ライスセンターをつくるにも、ここ1年、2年では到底無理な話だと思うんです。だから、このような、いますぐこの制度が変わる、またいろいろな競争、販売競争が激化するというなかで、やはりできることは早めに取り組むべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 食味計の再質問につきましては、9月議会のなかで申し上げましているとおおり、議員ご指摘のとおり、ライスセンター整備構想のなかで整備をしていきたいというふうなご答弁を申し上げます。

そのほかに、先ほど申し上げました米コンテストのために、毎年1回、必ず農業総合センターに、去年で108点、今年は98点ということで、生産者の皆さんから出していただいた米を測りに行っているわけですが、これも話を聞いてみますと、町の米コンテストに出すという目的もありますが、自分で、ご自分の田んぼの状況を知りたいからということで、こう出されている農家の方もいらっしゃいます。

そういうことで、毎年1回この米コンテストで、町が持参して測りに行くわけでありますので、当面、整備するまでの間は、そういった機会を利用していただくことで、どんどん生産者の皆さんに出していただければ、町のほうで持って行って測ってきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 ライスセンターという話でありますので、町長に、今年、来年というわけにはいきません、今年もあと終わりですから。ですけれども、だいたい遠からず何年ぐらいの目標を持ってやりたいということであれば、それに食味計というには、食味計、町で、値段、安いので170万円くらいだったですかね、あともう高いのはまだまだあるようには聞いていますが、そのくらいの値段というか、それが高いか安いかは別としても、やはりそういう金額で買うことができるということもありますので、まして議会と農業後継者の方々との話し合いのなかでも、そういうのを切望しているということでありましたので、やはりできることであれば、生産意欲向上にもつながりますし、そういうことで前向きのご検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 お答えをいたします。

私も西会津の米、このブランド化というのは、本当に大切だなというふうに思っています。先ほど農林振興課長からも答弁いただきましたけれども、いろんな対策といいますか、取り組みはしておりますけれども、まだまだ私は、西会津の米のPRはちょっと足りない、十分ではないなど、そんなふうに思っております。

やっぱり、そのブランド化にするには、町あげて取り組む必要はありますけれども、私はその1つとして、やっぱりふるさと納税の返礼品に米をもうちょっと有効活用しないといけないなど、そんなふうに思っております。やっぱり今日の新聞にも出ておりましたけれども、磐梯町さんでは、里山のつぶだかということで、大々的にPRを今しているようでありまして、そういうことで、ちょっと、もう少し西会津の米のPRをしていかないといけない。そのための方策は、これからやっぱり十分に農家の皆さんと検討してまいりたいなというふうに思っております。

それから、ライスセンターでありますけれども、私もずっと政策のなかに、この部分については申し上げてきました。できるだけ早く設置をしたいなというふうに思っておりますが、この後、またご質問あるんだと思いますけれども、私の政策もいろんな計画のなかに、まず入れないといけませんので、その辺のその調整と、それからやっぱり財源調整、全体的に町の財源が限りあるわけですから、そのなかで、どの部分まで盛り込めることができるかというようなこともございますので、その辺の財源調整のなかで検討してまいりたいなというふうに思います。

そのなかで、また食味計については、いろいろ9月の議会からいろいろお話がございました。そのことが本当にこれからの西会津町の農業を守り、育てていくために、絶対必要だということになれば、これは早急に、ライスセンターと同時でいいのか、ライスセンターがすぐできればいいですけども、その前にという、そういう皆さんの強い要望があれば、ちょっとまたみんなで検討させていただきたいなと、そんなふうに思っております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 私、ライスセンターというお聞きしたのは、そのときに食味計が一緒だということの話でしたから、少しでも早くという思いでお聞きしたんですが、いま町長が言われた、ふるさと納税に使いたいということであれば、なおのことそこに食味何ぼですと、そういうレッテルを1つ加えることができるわけです。だから、いまのところいろんな町村でそういうことをやっているところ聞いていないですよ。だから、いち早くそういうことをやって、もう西会津は米を自信を持って売っているんだと、これだけの味がいいものがあるんだと、そういうことをいち早くPRすることが、そのブランド化につながるものだというふうに思いますので、その辺のお考えはいかがですか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 お答えをいたしますが、やっぱり基本は、いまのところは、やっぱりライスセンターの整備のときにということで、いま考えているわけでありまして、これから西会津の米のブランド化を図るうえで、もう何が何でも必要だということであれば、それはちょっとこれから検討させていただきますけれども、いま現時点では、ライスセンターの整備をできるだけ早くしたいなと、そのことで、そのときに一緒に整備をしたいなということで考えておりますが、これからいろいろ皆さんとご相談をさせていただきたいなと、こういうふうに思っています。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一　これは販売の、味も食味がいくらあるという販売の仕方もありますし、これは1つの事例ですけれども、山形県のほうでは、つや姫があり、最近になっては、雪若丸というような新しい品種も開発されて、食味もいい。あと、ひとめぼれとも合わせて3合ぐらいのパックにして、これをセットにして売るといったような販売もしているというようなことで、やはり買いやすい、お客さんに買ってもらうような販売の方法も、そういうことがあるということもちょっと聞いていますので、それらも工夫していただいて、より多く人に食べていただけるようなことも必要かなと思いますので、その辺は、一応参考までに申し上げておきたいと思います。

次に、パイプハウスについてであります。まず、ミネラル野菜で冬期間パイプハウスで栽培をされているという方は何件くらいあるんですか。

○議長　農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長　町のパイプハウスのリース事業につきましては、基本的にミネラル栽培をやっている方々ということになっておりますが、そのビニールハウスを借りている方々の生産振興組合、この組合員は42戸の農家で組織されております。

○議長　13番、清野佐一君。

○清野佐一　ちょっと質問が悪かったのかもしれませんが、ミネラル野菜等を栽培されている農家で、冬期間栽培をされている方が何名くらいおられるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長　農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長　冬期間であります。現状でお答えをさせていただきたいと思いますが、いまの時点でビニールがかかっておりますのは、25戸、42棟のハウスがビニールをかぶっている、いまの時点ではありますが、毎年これは多少増減いたしますが、だいたい毎年40棟前後、20戸前後の農家の方が冬期栽培に取り組まれているということでございます。

○議長　13番、清野佐一君。

○清野佐一　この雪国のなかで農業をやるということについては、やはり同僚議員も常々話しておられますが、やはり冬期間の収入をどう確保するかというようなことだと思います。だからそういうなかで、この、いまのところは42棟の方、やっている方々については、本当にこの雪の被害というか、それはいつも背中合わせでやっておられると思います。それなりの雪が降れば、夜も寝ないでということになるんでしょうけれども。

ですから、先ほど12番議員が話されたように、全部でなくても、やっぱりそういう冬期間もやるという方については、ある程度、もっと補強した形のハウス、いまのあるところに、私もそういう専門的な取り扱いをしているところでちょっと聞いたんですが、一番いいのは支柱、サポートが一番いいんだと話がありましたけれども、今年の今回の雪で、支柱を立てたけれども、それが曲がったという事例もあるんですね。潰れはしなかったけれども、曲がったと、支柱立てていてもね。

ですから、やはり、さっき課長も言われた想定外というか、そういうこともやっぱり起きるわけですから、それらについては、もっととりあえず支柱を増やして補強するかというようなことと、あとなかに太いやつで補強する方法もあると思いますので、そういう形でやれば、冬期間、栽培をする農家も同じやるなかでも、その不安がいくらかは解消できるのかなという部分もありますので、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長　農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長　　ハウスについての再質問にお答えいたします。

先ほど12番議員にもお話ししましたとおり、平成27年度、過去の雪害の経験を踏まえまして、平成27年度に数百万の予算を使いまして、支柱、補強用の支柱を配布したわけでございます。それで、平成28年度、昨年度は何もなかったということでございますが、今回、またその支柱をしていたにも関わらず、部分的に損壊をしてしまったという農家が出てきたわけでございますので、先ほどの答弁のとおり、やはり関係者の皆さんともう1回これは検討する必要があるのかなというふうに、現時点では考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長　　13番、清野佐一君。

○清野佐一　　あとは、今回、倒壊したというか、被害に遭われた方々への、また町としての支援もされるというようなことでありますので、本当に生産者が意欲を失わないようなフォローが大事かと思っておりますので、その辺はお願いしておきたいと思っております。

次に、草刈り機械のモアですか、それについてお聞きしたいと思っております。前町長とお話をさせていただいたときに、もうすぐ試験的にやってみるといような話もありましたし、あとはカタログ等も取り寄せて検討されたという、そこまでは私、確認しているつもりですが、なぜできなかったのかというのは、いろいろ時期的なこととか何か理由があったわけですか。

○議長　　建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　　草刈り機械、いわゆるトラクターやバックホー等に付けられる草刈り機械ということで、昨年度の話のなかでは、試験的にちょっとやってみようかということで、その導入について、だいぶ検討させていただきました。見たなかで、結構機械が金額的に大きいということもございまして、また、その機械を購入するには、実施計画に計上しながら、やはりやっていくことが必要だということで、昨年については購入関係については、来年度の実施計画に計上することによって、実施をしたいということで進んでまいりました。

先ほど答弁のなかにもありましたように、農道、林道、特に距離が長い道路については、やはり手刈りではなかなか大変だということで、この機械を導入することによって、少しでも労力を減らしていけるだろうということで導入を図るものでございます。

○議長　　13番、清野佐一君。

○清野佐一　　そのようなことで、先ほどのご答弁でも平成30年度には実施をされるというようなことでありますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次、旧尾野本小学校の利活用ということでありますが、これについては、やはり若い人たちが、いままでも何回もああいうコンサートをやって、そして、あの講堂を残してほしいというような皆さんからのメッセージかなというふうな感じで見えておりますし、聞いてもあります。私もあそこでコンサートというか、行って聞いたときに、なるほどあの音の響きといいですか、それらも本当に、そんなに専門的なことも持ち合わせておりませんが、聞いて心地よい感じて聞いてきたわけでありまして、これらについても、今後いろいろな問題もあるというようなことでありますが、そこを貸し出すにあたって、どのような手続きでやっておられるのかなと、お貸ししているというか。というのも、先ほどからも答弁のなかでもありましたけれども、いろんな法的な部分もあつたりしてありますので、そこら辺については、いろいろなこと、了解というか、したなかでやっておられるのか、その辺の内容等分かりましたらお聞きしたいと思っております。



○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

尾野本小学校あったときには教育財産ということでしたが、閉校になったということで、現在では普通財産になってございます。普通財産につきましては、総務課が所管してございまして、例えばコンサート等をやりたいというお話でしたら、総務課のほうに使用申請を出していただいて、許可をしているということでございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 先般、1番議員のお話にもありましたように、トイレの問題とかいろいろな問題あるわけですね。それらについては、使用する方々が、それを前提に、承知したなかで、それなりの対応をしてやっておられるということでしょうか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

現在の状況、トイレが使えないとか、そういったことは申請が出された時点で、きちんとお伝えをして、それでもよければというようなお話をしております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 たぶんこれからも、若い方々が継続されてきて、やっていかれるのかなというようなことを思いますが、やはりいろんな、こういう不便さというか、そういうのがある部分については、やはり早くできることを、ちゃんとした見通し立てないで、その部分的にとすることはできないと思いますが、ある程度の見通しを立てながら、そういうなかで使い勝手のいい、みんなに喜んで使ってもらえるようにするのもどうかとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 お答えをいたしますが、講堂の件につきましては、1番、三留議員にお答えしたとおりでございます。あの上までは継続して使用することは、これは難しいですね。そうするとやっぱり、そのために、皆さんに使ってもらうためには、相当な財源を投入して、あそこの施設を整備しないとイケないわけでありまして、はたしてそれがどれだけの財源が必要なのか、全くいまの時点では、まだそこははっきりしていないわけですね。その辺も調査をしながら、本当にこれからあの施設を有効活用を図るために、そこまでの財源を投資する必要があるのかということも含めて検討しないとイケないということで、1番議員にはお答えをいたしました。

ただ、私は、なぜ若い人たちがあそこの施設を使いたいのか、ほかに統合中学校の多目的ホールがある、公民間の施設もあるにも関わらず、あそこの施設を使いたいのかと、ここはやっぱり、私は尊重といいますか、大事にしてやらないとイケないなど、そんな思いを持っておりますけれども、なにせ、ああいういま現在、建物ですから、ちゃんとした整備をしないと、貸て何か事故があったときに対して、町が当然責任を負う形になるわけですから、その辺を含めて、やはりしっかり今後、検討して、最終的な判断をしたいなというふうに思っております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは、次に移ります。先ほど植木なり、石像については、これから草刈りをしたり、管理をしていくというようなことでありましたから、お願いしたいと思いますが、やはり何百万円も、植木については、お金をかけた、本当に子どもたちのためにということで寄附をされたも

のだと聞いておりますし、そしてあと、周りの垣根もそうですけれども、あの旧尾野本小学校のあの周辺、今後どのような形になるのかも分かりませんが、何かで使うときに、やはり手入れさえちゃんとしていれば、そのままきれいな状態というか、本当に生垣というか、それがそっくりそのまま使えるわけです。それが、傷んだり、枯れたりということになれば、またそこにお金がかかるわけです。管理するにもお金はかかりますけれども、それだけいろんな思いで寄附をされた方の、やっぱり心というのは汲みとっていただいて、やはり大事に管理というのは必要ではないのかなというふうに思います。

そして、あの石像もそうですが、後ろに、これは前にもお話したことがあるんですが、いろいろ子どもたちの将来に向けてメッセージが書かれています。頑張っ、て、艱難辛苦のいろんなことにも負けないでやってくれみたいなこと書かれています。だから、そういう寄附をしてくれた方の思いも、ちゃんと子どもに伝わるように、きれいにしておけば人が寄ってきます。だから、その辺は管理のほう、これからも、お話ありましたように、とにかく実行していただければと思いますが、その辺をもう一度よろしく願います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

先ほど答弁申し上げましたとおり、いま清野議員がおっしゃったこと、町もそのとおり考えてございますので、できる限りの管理は今後してまいる考えでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 次、人口減少対策のなかで、後継者対策といいますか、昨日、同僚議員が質問されておりました。それだけ成果があがっているということは、大変喜ばしいことでもあります。あと加えて、昔ですと、昨日、町長もお話されましたけれども、最近は何人さんがいないというようなこともあります。でも、かつては仲人された方に謝礼というか、謝礼金というか、そういうのが支払われているわけですが、ここ最近というか、そういうことはもうどうなんでしょう、そういう事例はあるんでしょうか、ないんでしょうか。

失礼しました。そういう昔はあったんですが、そういうのも1つの役割を果たしたと思うんですが、今後に向けて何かお考えはございませんか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 お答えをいたします。

人口減少対策の一環として、後継者対策、昨日でしたか、質問のなかでもありましたとおり、町はいろんな婚活の、いわゆる事業をして、ある程度の効果をあげているわけでもありますけれども、そのなかでも申し上げましたけれども、私はやっぱり、いまの対策だけじゃなくて、企業間の、やっぱりそういう婚活事業も必要だなということも、昨日申し上げました。さらに、やっぱり、なかなかいま出会いの場が少ないというようなことで、その間を取り持っていただける人、昔は媒酌人制度ということで、町内同士だといくらとか、町外の場合はいくらとか、そういう制度がありましたけれども、いまその制度はなくなりました。

したがって、これからどういうやり方がいいのか、ちょっとこれから検討しないとイケませんけれども、やっぱり世話人が必要だなというふうに思っています。いまの結婚は全て仲人を立てる結

婚式はほとんどなくなりまして、それはいいか悪いか、ちょっと私はなかなか判断難しいと思えますけれども、やっぱりいろんな、結婚したあとのいろんなことも相談できるような、やっぱりもうちょっとそういう世話人の助けをいただかないと、なかなかこれは後継者を育てるといいますか、その解決の方法はないのかなと。それだけではありませんけれども、その1つになるのではないのかなというふうに思っていますので、これからどういうやり方がいいのか、ちょっともう少し検討させていただきたいなど、そんなふうに思っています。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 ちょっと私の認識が不足しております、失礼をいたしました。やはりいろいろな出会いの場を多く設けていただくというのが、大事なことかなというふうに思っています。

次ですが、子育ての支援策ということで、町長は保育所の無料化も、この新年度の予算で検討中というような話をいただきましたけれども、やはり、本当は私も、こゆりこども園の開園のときに、もう新しく体制も変わる、そういう状態で新しい保育園に入るのに、西会津町は無料だというようなことの、そのことであれば、またPR効果、またインパクトも強いのかなと、いろんなことを思って提案というか、お話したことがあります。結果そこまでは至りませんでしたけれども。

やっぱり1つの事例を申し上げますと、北海道の上士幌町では、やはりこれも財源はふるさと納税であがったきたやつを使って無料化したと。そしてまた、その保育園のスタッフに外国人の方も採用したというようなこと、いろんなその相乗効果があったのかもしれませんが、いままで減少を続けてきた町が、今度は増に転じた。80人くらい人口が増えたというようなこともありますので、やはりこの無料化というのはものすごくインパクトがあるのかなというようにも考えておりますので、やはり、それに期待をしたいと思いますが、町長いかがですか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 お答えをいたしますが、子育て支援対策として、保育料の完全無料化ということで申し上げてきました、そのことについては、できるだけ早く実施を、導入をしたいということで、来年度の当初予算に何とか盛り込みたいということで、いま編成作業をしている途中でございますけれども、そういう考えで、これから調整をさせていただきたいなど。これにはやっぱり財源が必要でございまして、その財源は、やっぱりいまの財源調整のなかで、新たな、やはり私は1つの方法としてふるさと納税ということをお願いしてききましたけれども、全てその財源をふるさと納税というようにではなくて、1つの方法としてということで申し上げてきました。

そんなことで、やっぱり新しい事業を導入するには、何といたってもやっぱり財源が必要でありますので、この財源の確保に、これからやっぱりもっともっと鋭意努力をしないといけないというふうに思っております。

ただ、保育料無料化したから、じゃあ、いろんな人が外部から入ってきてくれるかということ、私はそれだけでは、それだけではやっぱり外部から若い人たちが入ってくるということではないと思えますし、これには、これまでいろいろ一般質問のなかで出ましたように、若い人たちが住める住宅、若者定住住宅とか、あるいはいろんなことをやっぱり総合的に進めないと、西会津町に行くと、安心して子育てができるよと、そういうやっぱり環境を整備することが必要でありますから、その1つとして、私は完全保育料の無料化ということで申し上げてきましたので、これから総合的にいろんな対策をしながら、町外からもいろんな若い人たちが来てくれるような、いまお話のように、

北海道の上士幌町のように、そういうふうにも子どもさんがどんどん増えるような、そういう対策を取っていききたいなというふうに思っておりますので、とりえあず、平成30年度には、ぜひこの無料化を予算化したいなというふうに考えております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 町長の選挙公約の1つの保育所の無料化というのが一歩近づいて、実現に向かっているというようなことでもありますし、そして、いろいろ公約されたことについては、町民の方は、もう明日にでもやってもらえるのかなというように思っていると思います。このほか、いろんな、いままでお話をされてきたこともあろうかと思いますが、一日でも早く実現に向けて頑張るといっか、いろいろ町政運営をお願いしたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いして、私の一般質問を終わります。

○議長 以上をもって一般質問を終結いたします。

暫時休議します。(11時59分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第2、議案第1号、西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案1号、西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に係る人事院規則の改正に伴い、非常勤職員の育児休業について、特別の事情を考慮して、特に必要と認められる場合には、例外的に2歳に達するまで休業することができるよう、所要の改正を行うものであります。なお、現在、本町には非常勤職員はおりませんので、この改正による影響はございません。

それでは、改正条文についてご説明申し上げますが、あわせて条例改正案新旧対照表の1ページをご覧ください。

第2条は、育児休業をすることができない職員の規定であります。第4号は育児休業をすることができる職員の規定であり、非常勤職員については新たに追加する第2条の4に該当する場合は、その養育する子が2歳に達する日までとするものであります。

第2条の3は、育児休業法第2条第1項の条例で定める日の規定であり、新たに追加する第2条の4を加えるものであります。

第2条の4は、育児休業法第2条第1項の条例で定める場合の規定であり、1歳6カ月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が、当該子の1歳6カ月到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合の特別の事情を新たに追加するものであります。

これに伴い、現行の第2条の4を第2条の5に繰り下げるものであります。

次に、第3条は、育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情を規定しており、新たに第2条の4を加えるものであります。

次に附則であります。この条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決

賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10番、多賀剛君。

○多賀剛　今条例の改正案に直接関係はないかもしれないんですが、このいわゆる地方公務員になっている非常勤職員というのは、あんまり本町にはいないし、周辺にもあまり例がないということではありますが、臨時職員でもない、委託職員でもない、特別職でもない、この非常勤職員というのは、一体これはどういう仕事をして、仮に本町で導入しようとするれば、どういうポジションというか、どういうことをされるような人になるのか、その点をお尋ねします。

○議長　総務課長、新田新也君。

○総務課長　お答えをいたします。

本町には、先ほどご説明申し上げましたとおり、非常勤の職員はおりません。県のほうにもちょっと確認したんですが、県もたぶんないはずです。国等の機関では、当然いるということですが、基本的に本町ですと、臨時職員の方とか、あと委託職員の方ということで、臨時職員につきましては賃金で支払っている。委託職員については委託料で支払っていると、それでこの非常勤の職員につきましては、給料で支払われる職員でございまして、かつ非常勤ということございまして、本町にはおりませんけれども、国では、たぶん専門職みたいな方で、フルタイムではなくて、例えば週に2日とか、3日出ていらるような、そういった職員、たぶん専門的な技術のある方が多いかと思われま。

○議長　10番、多賀剛君。

○多賀剛　だいたい、おぼろげながら、どういう人を想定しているのかなというの分かりましたけれども、私も昨日の一般質問来、お話していますが、やっぱり人の手当というのは、これ私、大切なところであって、いま総務課長がおっしゃったように、専門的な分野の知見を活かした方を非常勤職員として本町に置くことができるということで認識してよろしいですか、その点をお尋ねします。

○議長　総務課長、新田新也君。

○総務課長　お答えいたします。

本町に非常勤の職員、それは置くことはできます。ただ、週のうちフルではなくて、2日とか3日勤務ということなので、なかなかその普通の若い方ですと、普通だとそういう専門職的な知識があっても、フルでの雇用は考えられますけれども、なかなか若い方で非常勤、2日、ないし3日の勤務体系となると、該当する方は、例えばリタイヤされた方とか、そういった方だと考えられますけれども、とにかく、本町において非常勤の職員を雇用することは可能であるということでございます。

○議長　12番、荒海清隆君。

○荒海清隆　まさにいま非常勤の問題なんですが、いまほど昼休みに読売新聞ですか、そこに非常勤の職員のことを書いてあったので、ちょっと目を通したんですが、正規の職員と何ら変わらない仕事をしていても、就業時間が5分間短いだけで非常勤の扱いだとか、あと、ちょっと気になったんですけども、15年間保育士でやっているんですが、給料は全然上がらないというような、そんな話で、それを総務省が変えるというような記事であったんですが、その辺になると、例えば本町

でいらっしゃる保育士の方々、そういうところまで及ぶんですかね。その辺ちょっとお願いします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

いまほど5分間、勤務時間が短いから非常勤だというようなお話でしたが、本町でそういった時間を5分、10分短くして非常勤の職員扱いするようなことはしてございません。

それから、保育士さんのお話が出ましたけれども、保育士さんは町の職員ではなくて、福祉会の職員ということでございますので、いまの町職員の育児休業の条例改正では該当はしないということでございます。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号、西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第2号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第2号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明の中で申し上げましたとおり、人事院勧告及び県人事委員会勧告による職員の給与改定に準じ、内閣総理大臣等の国の特別職、知事等の県の特別職の期末手当が引き上げとなることから、本町におきましても国・県と同様に町長等の特別職の期末手当を0.05月分引き上げるものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、あわせて、条例改正案新旧対照表の5ページをご覧ください。

まず、改正条例案第1条の町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。

第4条は、その他の給与を規定しており、12月に支給する期末手当の支給率について、100分の160を100分の165に改め、0.05月分引き上げるものであります。

次に、本改正条例案第2条につきましても、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正であ

ります。

条例改正案新旧対照表の6ページをご覧ください。

第4条は、その他の給与を規定しており、今回の改正で引き上げとなった0.05月分を改正前の6月及び12月の支給月にそれぞれ0.025月ずつ上乘せするための改正であります。

次に、本改正条例案の附則であります。第1項及び第2項は施行期日でありまして、第1項の改正条例案第1条の規定は、公布の日から施行し、平成29年12月1日に遡及して適用するものであります。

また、第2項の改正条例案第2条の規定は、平成30年4月1日から施行するものであります。

第3項は、期末手当の内払いの規定でありまして、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第2号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第3号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第3号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、先の議案第2号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でもご説明申し上げましたとおり、人事院勧告等による職員の給与改定に準じ、内閣総理大臣等の国の特別職、知事等の県の特別職の期末手当が引き上げとなることから、本町におきましても国・県と同様に町議会議員の期末手当を0.05月引き上げるものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、あわせて、条例改正案新旧対照表の7ページをご覧ください。

まず、改正条例案第1条の議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正であります。

第7条は、期末手当を規定しており、第2項の12月に支給する期末手当の支給率について、100分の160を100分の165に改め、0.05月分引き上げるものであります。

次に、本改正条例案第2条につきましても、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正であります。

条例改正案新旧対照表の8ページをご覧ください。

第7条第2項は、期末手当を規定しており、今回の改正で引き上げとなった0.05月分を改正前の6月及び12月の支給月にそれぞれ0.025月ずつ上乘せするための改正であります。

次に、本改正条例案の附則であります。第1項及び第2項は施行期日でありまして、第1項の改正条例案第1条の規定は、公布の日から施行し、平成29年12月1日に遡及して適用するものであります。

また、第2項の改正条例案第2条の規定は、平成30年4月1日から施行するものであります。

第3項は、期末手当の内払いの規定でありまして、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第3号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第4号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第4号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明の中で申し上げましたとおり、職員の給与改定等に係る一部改正であります。ご承知のように、公務員の給与につきましては、その職務の性格上、労働基本権の一部が制約されており、民間企業のように労使交渉によって自らの給与を定めることが



できないことになっており、そのための代償措置として、国においては人事院、県においては人事委員会による給与勧告制度が設けられているところであります。

また、市町村職員の給与改定にあたりましては、地方公務員法第24条に、職員の給与は、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業者の給与等を考慮して定められなければならない。と規定されていることから、本町における給与等の改定につきましては、従来から勧告制度の意義を尊重し、国の人事院勧告及び県の人事委員会勧告に準じて改定を行ってきたところであり、今次の改定にあたりましては国・県の勧告等に準じて行うものであります。

今次の改正内容についてであります。本年8月8日、国の人事院は、民間給与と公務員給与の格差を解消するため、国家公務員の俸給について、平均0.2パーセントの引上げと、勤勉手当0.1月分の引上げ、扶養手当等の諸手当などの見直しなどの勧告を政府に対し行ったところであり、

これを受け、県人事委員会は10月3日、人事院勧告に準じて職員の給料について、平均0.1パーセントの引上げと、勤勉手当0.1月分の引上げなどについての勧告を、県及び県議会に対し行ったところであり、

本町におきましては、これらの勧告の意義を尊重し、職員の給料について、平均0.13パーセントの引上げと勤勉手当0.1月分の引上げ、さらには、職員の扶養手当の見直しの改正を行うものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、あわせて、条例改正案新旧対照表の9ページをご覧ください。

改正条例案第1条の職員の給与に関する条例の一部改正であります。

まず、第21条は、職員の勤勉手当にかかる規定であります。第2項第1号は再任用職員以外の支給率について100分の85を100分の95に改め、0.1月分引上げるものであります。

第2号は、再任用職員の支給率について100分の40を100分の45に改め、0.05月分引上げるものであります。

なお、今次の支給率の改正にあたりましては、平成29年度の引上げ率を12月支給分で一括して調整を行なうものであります。

次に、附則第15項の改正は、行政職6級で55歳以上の職員に対する勤勉手当の減額率を100分の0.765を100分の0.855に、100分の85を100分の95に、それぞれ引上げるものであります。

次に、別表第1は行政職の給料表、別表第2は医療職の給料表でありまして、それぞれ改正するものであります。

次に、本改正条例案第2条につきましても、職員の給与に関する条例の一部改正であります。

条例改正案新旧対照表の20ページをご覧ください。

まず、第9条は、職員の扶養手当にかかる規定であります。第3項は、区分ごとの扶養手当の月額でありまして、配偶者については1万円を6,500円に、子については8千円を1万円に改めるものであります。

なお、その他の父母や兄弟等の扶養手当については、現行の6,500円のみで、改正はありません。

また、職員に配偶者がいない場合については、子のうち1人は1万円、その他父母等のうち1人は9千円でありましたが、その規定は廃止されました。

第21条第2項第1号は、再任用職員以外の勤勉手当の支給率100分の95を100分の90に引き下げるものであります。この改正は、平成30年度以降の支給率を6月・12月とも同じ率とするための改正であります。

第2号は、再任用職員の勤勉手当の支給率であります。第1号と同様に6月と12月の支給率を同じにするため、100分の45を100分の42.5に引き下げるものであります。

附則第15項の改正につきましても、行政職6級で55歳以上の職員に対する勤勉手当の減額率を6月・12月とも同じ率とするため、それぞれ引下げるものであります。

次に、本改正条例案の附則であります。第1項及び第2項は施行期日でありまして、第1項では、改正条例案第1条の規定は、公布の日から施行し、平成29年4月1日に遡及して適用するものであります。

ただし、第21条第2項第1号及び附則第15項の規定は、平成29年12月1日から適用するものであります。

また、第2項の改正条例案第2条の規定は、平成30年4月1日から施行するものであります。

第3項は、給与の内払いの規定でありまして、改正後の条例を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすものであります。

第4項は、町長への委任規定でありまして、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

7番、伊藤一男君。

○伊藤一男　それでは、2つほど質問をいたします。

今回の人事院勧告に基づいて、給料改定されるわけでありまして、それによって、年間どのくらいの予算増になるのか。

あともう1つは、その財源ですね、財源については、町の財政調整基金からか、それとも地方交付税の普通交付税に参入されてくるのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長　総務課長、新田新也君。

○総務課長　お答えをいたします。

今回の職員の給与改定に伴う影響額でございますが、まず給料では、総額で37万2千円でございます。それから勤勉手当の部分でございますが、総額で447万円。給料、勤勉手当、合わせますと484万円ほどが上がったということでございます。

この484万円ほど増になったということで、この財源手当でございますが、交付税措置はございませんので、今回、12月の補正予算でこの分は計上させていただきましたが、財源につきましては、財政調整基金、12月補正、ほかにも補正の項目あるわけでございますけれども、基本的には不足分は財政調整基金で充当したということでございます。

○議長　10番、多賀剛君。

○多賀剛　私も何点かお尋ねします。

まず、影響額については、いまご説明いただきましたので分かりました。そのなかで、いわゆる扶養手当に対しても改定されております。配偶者が1万円だったのが6,500円になって、子どもは8千円だったのが1万円になったということであります。これは子育て世代に手厚い対策というのか、策なのかなという思いがありますが、これによって、総じてこの扶養手当については、多くなるのか、少なくなるのか。あとは、この扶養手当の改定に至った背景等が分かれば教えていただきたいと思っております。

もう1つは、必ずこの給与等の改定のなかで、若年層を中心に引き上げたというようなご説明をいただくわけでありますが、単純にこれは年齢ばかりではないと思っておりますが、具体的には、どのくらいの方から、いわゆる上がるようになるのか、その点、分かればお示しください。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

まず、扶養手当の改正につきましては、人事院勧告、県の人事委員会の勧告に従いまして、昨年引き下げがありまして、今年は2年目、段階的に引き下げということで、全国共通の引き下げということでございます。

本町におきましては、配偶者の扶養手当は減額、子どもの扶養手当は増額ということで、本町におきましては、子どもの数が多いといいますか、扶養手当を支給している子ども数が多くて、配偶者が少ないということで、総体では扶養手当は増加ということでございます。

それから、若年層に考慮した引き上げということでございますが、おおむね40歳以下の職員は若干上がると、かつ若い、もっと若いというか、二十歳ほど上り幅が大きいということでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 若手職員に手厚くというのは、中身はある程度分かりました。そのなかで、いわゆるその若手職員以外のベテラン職員にあっては、以前、下がる時は人一倍下がってしまっていて、それからずっと上がっていない、給与改定やってもずっと上げられていないというような、私イメージあるんですが、そういうのは国の人事院、あるいは県の人事委員会あたりからは、是正というのが適切かどうか分かりませんが、私、知っている限り、もう何年も上がっていない人が確かにいるわけですね。そういうことは、特別、指摘というか、何か指示等はないんですか、お尋ねします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

人事院勧告、県の人事委員会勧告のなかに、高齢、高齢といっちはあれですけども、ある程度の年齢にいった職員の給与については、そういったベースアップといいますか、そういったものは勧告は、ここずっとございませぬ。職員の給与ですと、55歳過ぎますと、昇給は停止ということで、55歳以上の職員については昇給もないと、ベースアップもずっとないですし、昇給もないということでございます。特段、人事院、人事委員会の勧告はないということでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第4号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第5号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 議案第5号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

一定の要件を満たす新規の設備投資等に伴う固定資産税の課税免除は、現在、過疎地域自立促進特別措置法などにより行っております。

今般、農村地域工業等導入促進法及び、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部が改正され、法律名も農村地域への産業の導入の促進等に関する法律及び、地域経済けん引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律と変更となり、町条例においても法改正による法律名の改正など、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますが、議案書とあわせて条例改正案新旧対照表の22ページをご覧くださいと思います。

第2条は、用語の定義についての規定であります。第2号につきましては、農村地域工業等導入促進法の一部が改正され、支援業種を工業等5種のみ限定せず、農村地域での立地ニーズが高いと見込まれる業種にも拡大されたため、課税免除の規定を削除するものであります。

第5号につきましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部が改正され、法律名も地域経済けん引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律と変更となったことから、同法に規定する促進区域の規定を追加するものであります。

第3条は、過疎地域における課税免除についての規定であります。法改正による文言の整理をするものであります。

第4条は、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律が施行され、特別工業導入地区内における課税免除の規定が削除されたことにより、同条を削除するものであります。

第5条は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が、地域経済けん引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律となったことによる見出しの変更と、法改正による文言の整理と課税免除の期間を平成31年3月31日まで1年間延長するものであります。

次に附則であります。この条例は、公布の日から施行するものであります。第2条第5号及び第5条の規定は、平成29年9月29日、これは県の基本計画が国に同意された日でございますけれども、その日から適用するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議のうえ、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

12番、荒海清隆君。

○荒海清隆　1点だけお伺いいたします。文言はともかく、課税する免除措置が1年間延長されるというような解釈でよろしいのかということと、その課税免除されるということに対しての、本町におけるメリットはどのようなものなのかをお伺いいたします。

○議長　町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長　お答えをいたします。

まず、期間の延長という部分についてでございますけれども、これは第5条の企業立地、いままでの企業立地促進法に関する部分で、これの適用期間を1年間延長ということでございます。課税免除につきましては、当町におきましては、第3条による過疎地域の関係での課税免除でございまして、条例上は、ほかのいろんな法律による課税免除でございますけれども、当町では、現在まで過疎法による課税免除で対応をさせていただいております。それによりまして、この課税免除になった金額につきましては、交付税のほうで、その4分の3ですか、が補填されるというようなことになってございます。過疎法による課税免除は、毎年のように出ておりまして、今年度も1件で180万円ほどの課税免除を実施しているところでございます。

○議長　ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第5号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第6号、本町財産区財産の管理及び処分に関する条例等を廃止する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長　議案第6号、本町財産区財産の管理及び処分に関する条例等を廃止する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、木材需要の減少や価格の低迷に伴う、厳しい財政状況などにより、本町財産区が平成30年3月31日をもって廃止されることとなったことから、その関係する条例について

廃止するものであります。

それでは、議案書をご覧願います。

本町財産区財産の管理及び処分に関する条例等を廃止する条例。

次に掲げる条例は、廃止する。

第1号、本町財産区財産の管理及び処分に関する条例。

第2号、本町財産区手数料条例。

第3号、西会津町本町財産区管理会条例。

第4号、西会津町本町財産区特別会計設置条例。

を廃止するものであります。

次に附則であります、施行期日でありまして、平成30年4月1日とするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

8番、渡部憲君。

○渡部憲　この本町財産区の面積はどのくらいあるのか、現在ね。それで、宅地もあるのか。それで、管理は町が直接やるのか、それとも、どこかの、早く言えば森林組合のような業者に委託するのか。そして、年どのくらいの経費がかかると思われますか。

つまり、作業道の管理や山の管理、堤、それから作業道、こういう管理はどうするのか。

○議長　総務課長、新田新也君。

○総務課長　お答えをいたします。

まず、本町財産区の所有する土地でございますが、145万7,810平米、山林でございますが、ですから約146町歩ほどの面積を、いま現在、本町財産区で所有してございます。

それから、廃止になった場合、作業道等の管理は誰がやるのかというご質問でございますが、本町財産区が廃止されれば、土地、それから立木等は、全て町に無償譲渡されます。ということで、平成30年4月以降の作業道等の管理につきましては、町の一般会計で、それにかかる経費を予算化いたしまして、町が実施すると。ただしその作業につきましては、例えば森林組合に委託する部分も出でくるでありましょし、そういったことで、平成30年度以降は町が予算を取って維持管理をしていくということでございます。

○議長　8番、渡部憲君。

○渡部憲　つまり、作業道、それから堤もあるんですよね、あそこに。そうすると、あの下で田んぼもあります。そういう水の管理もちゃんとできますか。

○議長　総務課長、新田新也君。

○総務課長　堤は財産区の堤ではないと思います。ですから、それは受益者といいますか、農家さんの管理になると思います。財産区、いま現在の本町財産区の作業道等につきましては、町が管理をしていくということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長　8番、渡部憲君。

○渡部憲　そうすると、堤は町の管理ではないと。だから、受益者の負担になるから、農家やっている人たちは自分たちでやれと、そういうことですか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

いまでも、その堤の管理等は受益者の方でやられていると思いますので、そのとおり変更はないと。財産区の作業道等については、財産区が、本町財産区が廃止されれば、町に無償譲渡されますので、町が予算を取って管理をしていくと、そういったことですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第6号、本町財産区財産の管理及び処分に関する条例等を廃止する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、本町財産区財産の管理及び処分に関する条例等を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第7号、平成29年度西会津町一般会計補正予算(第5次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第7号、平成29年度西会津町一般会計補正予算(第5次)の調製について、ご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。歳入におきましては、利用者及び対象者が増えたことによる障がい福祉費負担金等の国・県支出金の増や、役場新庁舎移転整備事業に係る経費に対する庁舎整備基金繰入金などを計上いたしました。

一方、歳出におきましては、人事院勧告及び県人事委員会の勧告に準じた職員の給与等の改定に伴う人件費の増額、役場新庁舎移転整備事業に係る駐車場の舗装工事費や備品購入費を計上したほか、1年前倒しで策定することとした町総合計画の策定に係る経費、利用者等が増えたことによる障がい福祉サービス費の追加などを計上したところであります。

それでは予算書をご覧ください。

平成29年度西会津町の一般会計補正予算(第5次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,743万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億2,533万8千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の補正は、第2表債務負担行為補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。8ページをご覧ください。

まず歳入であります。13款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金は1,054万4千円の増であります。これは、利用者及び対象者が増えたことによる障がい者福祉費負担金の追加であります。2項6目総務費国庫補助金297万6千円の増は、社会保障・税番号制度いわゆるマイナンバー制度のシステム整備費補助金166万円及び個人番号カード交付事業費補助金131万6千円の追加であります。

14款県支出金、1項1目民生費県負担金527万2千円の増は、利用者及び対象者が増えたことによる障がい者福祉費負担金の追加であります。

9ページをご覧ください。

2項2目民生費県補助金116万4千円の増は、乳幼児医療費助成事業補助金などの追加であります。

10ページをご覧ください。

17款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金1,777万円の増は、今次補正において不足する財源を繰り入れるものであります。

なお、今次補正後の財政調整基金の残高見込みは、7億2,648万円であります。

2項2目庁舎整備基金繰入金8,591万3千円の増は、役場新庁舎移転整備事業に係る駐車場の舗装工事費や備品購入費などの財源として繰り入れるものであります。

19款諸収入、5項4目雑入266万8千円の増は、確定による後期高齢者医療・療養給付費負担金過年度分の償還金であります。

11ページからは歳出であります。まず12ページをご覧ください。

2款総務費、1項3目電算管理費337万4千円の増は、社会保障・税番号制度システム改修委託料205万8千円及び個人番号カード交付金131万6千円の追加計上であります。5目財産管理費8,617万3千円の増は、役場新庁舎移転整備事業に伴うケーブルテレビ局舎までの光ケーブル線敷設工事211万8千円、駐車場舗装工事5,300万円、議場等の机等の備品購入費2,930万1千円の追加計上などであります。6目企画費561万8千円の増は、13ページに記載の1年前倒しにより策定することとした町総合計画策定に係る委員報償金56万7千円、アドバイザー委託料199万円などの計上。さらには、地域経済の活性化や新たな雇用創出を図るための新産業創出調査委託料378万円の新規計上などあります。

15ページをご覧ください。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費401万9千円の減は、人事異動及び給与改定に伴う職員給料及び手当合わせて401万7千円の減、結婚祝金64万2千円の追加などあります。3目老人福祉費667万1千円の増は、16ページに記載の後期高齢者医療費療養給付費負担金630万円の追加などあります。4目障がい者福祉費2,221万8千円の増は、利用者及び対象者が増えたことによる障がい福祉サービス費2,109万円の追加などあります。2項1目児童福祉総務費282万7千円の増は、見込みによる子育て医療費サポート事業助成費162万7千円及び国民健康保険特別会計事業勘定繰出金120万円の追加計上であります。

17ページをご覧ください。



4 款衛生費、1 項 1 目保健衛生総務費 415 万円の減は、人事異動及び給与改定に伴う職員給料及び手当合わせて 340 万 2 千円の減額、18 ページにいきまして事業費精査による簡易水道等事業特別会計繰出金 150 万 9 千円の減額などであります。

6 款農林水産業費、1 項 1 目農業委員会費 288 万 6 千円の減、19 ページにいきまして 2 目農業総務費 146 万 9 千円の減は、人事異動及び給与改定に伴う職員給料などの調整であります。

20 ページをご覧ください。

5 目農地費 231 万円の減は、事業費精査による農業集落排水処理事業特別会計繰出金の減額であります。

21 ページをご覧ください。

7 款商工費、1 項 1 目商工総務費 908 万 6 千円の増は、人事異動及び給与改定に伴う職員給料などの調整であります。

23 ページをご覧ください。

8 款土木費、3 項 2 目公共下水道費 517 万 3 千円の減は、事業費精査による下水道施設事業特別会計繰出金の減額であります。3 目公園費 141 万円の増は、野球場ナイター照明基盤交換などの修繕料の追加であります。

9 款消防費、1 項 2 目非常備消防費 241 万円の増は、人事異動及び給与改定に伴う職員給料などの調整であります。

24 ページをご覧ください。

3 目消防施設費 178 万 8 千円の増は、消防屯所や防火水槽などの施設修繕料の追加であります。

10 款教育費、1 項 2 目事務局費 117 万 9 千円の減は、人事異動や給与改定に伴う職員給料及び手当合わせて 371 万 2 千円の減額、25 ページに行きまして、教職員住宅の修繕料 88 万円の追加、さらには、本町の新たな教育を目指すための教育改革サポート事業委託料 240 万円の新規計上などあります。2 項 2 目小学校教育振興費 116 万 1 千円の減は、教育支援員に係る臨時職員賃金 110 万円の減額などあります。

5 ページにお戻り願います。

第 2 表債務負担行為補正・追加であります。

債務負担行為とは、将来にわたり支出の義務を伴う場合に設定するものであります。今回設定する事業は、総合計画策定事業でありまして、期間は平成 29 年度から平成 30 年度までの 2 年間、限度額は 596 万 8 千円であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

3 番、秦貞継君。

○秦貞継　合計で 4 点質問があります。

まず、13 ページ、1 項 6 目の、先ほど説明ありました新たな新規計上で、新産業創出調査委託料 378 万円があがっていますが、これはどういったものを目指して、どういう方向性を考えて、この補正を取ったのか、いま初めて聞いたものですから、すみませんが、分かりやすく、金額も大きいので分かりやすく説明してください。これが 1 点です。

次、24 ページ、消防費、1 項 2 目の施設修繕料の 178 万円は分かったんですが、その下の設計管理委託料というのは、どういった内訳、内容、使い道だったのか、これも分かりやすく教えてください。

あと、先ほどの 1 番目の質問と同じなんですが、新たな新規計上で、教育改革サポート事業委託料で、これもまた 240 万円あがっているんですが、何を狙って、どういう方向性をサポートするのか、これもいま初めて聞いたものですから、内容がよく分かりません。分かりやすく説明してください。

あと、最後なんですが、10 款 2 項 2 目臨時職員賃金が 110 万円マイナス、補正で戻っているんですけども、これはどういった要因で 110 万円戻ったのか。

以上、4 点を教えてください。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 私のほうから、まず 1 点目の新産業創出調査委託料、これについてのご説明を申し上げたいと思います。

いま、町の課題は人口減少をどう止めるかと、これが最大の課題になっているわけでありまして、そんななかで、まち・ひと・しごと創生総合戦略計画できているわけでありまして、そきなかで、特にやっぱり仕事をどうつくるかということだと思っております、いま町にはいろんな企業があるわけでありまして、その既存企業の支援はしっかりしていかないといけませんけれども、そのほかに、新たな、いわゆる仕事、新産業をやっぱりつくっていかないといけないのかなど、そんなふうに思っております。

そのために、いま西会津町の置かれている状況、あるいは町の特徴、それから環境、これらを活用した新しい産業としてはどういうものがあるのか、あるいは町の雇用を最優先した、できるような産業はどういうものがあるのか。さらには、超高齢化時代に向けて、どういう仕事をつくることができるか、そして、過疎町村のモデルになるような、そういう産業ができないのかというようなことで、この新しい産業を創出するための、いわゆる調査をしたいと。

なぜ、いま 12 月の補正かということでもありますけれども、このことについては、やっぱり急がないといけないというようなことで、来年、平成 30 年度から、やっぱり即行動に移せるように、この 12 月で補正をお願いして、その前段の準備作業をしたいと、そういうことで、今回、378 万円の補正額をお願いするわけでもありますので、これによって、西会津町に新たな仕事をつくるのにはどういふものがあるのかという、ここをやっぱりしっかり見極めないと、その先に行けないなど、そんな思いで、この経費を計上させていただきました。

それから、3 点目の教育改革サポート事業ですが、これについては、教育委員会とちょっと調整をさせていただいて、これについては私のほうからちょっと説明させていただきたいと思います。

ご承知のとおり、西会津町の教育環境、統合中学校、統合小学校、それから認定こども園ということで、素晴らしい環境が整っているわけでもありますけれども、いまいろいろ、その学力向上に向けて、いろんな取り組みがされていますけれども、さらに西会津町の教育を前進させなければいけないなど、そんなことで、いまグローバル化、あるいは情報化が進んで、非常に変化の激しい社会になっています。そのなかで生きていく力を、西会津町の子どもに身に付けさせ、そして、将来の西会津町を担う人材を養成するために、単なる知識の詰め込みということではなくて、産業界、そ

れから大学、あるいは国、県との連携によって、その問題解決する能力や思考力、あるいはコミュニケーション能力などを育成するための教育改革をサポートしてもらう事業であります。

これからいま考えたいといいますか、どういう方向で行くかということで、まずやっぱり、これから、近くに会津大学もありますし、あるいは国、県の研究機関との連携も必要となってくるし、あるいは産業界、企業との連携、そして、この事業は特別地方交付税の対象事業にもなっております、とにかく、これも平成29年に12月で補正をいただいて、来年の3月まで、しっかり準備をさせていただいて、平成30年度から事業に着手できるように、今回の補正をお願いをしたということでもあります。

とにかく西会津町の教育をもっともっと、やっぱり前進することによって、西会津町の将来を担う人材を育成していきたいと、こういうことでもあります。

○議長 町民税務課長、五十嵐博文君。

○町民税務課長 3番、秦議員のご質問にお答えいたします。

9-1-4の防災費の関係でございますけれども、これにつきましては、緊急通報装置、通称Jアラート、Jアラート自動通報装置の設定、ちょっと変更に伴う委託料ということでございます。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 それでは、10-2-2、小学校費、教育振興費の賃金の減につきましてお答えいたします。

この臨時職員賃金につきましては、小学校に配置しております学校教育支援員の賃金の減であります。今年度は、小学校に5人の支援員を配置するという事で予定して、進めておったんですが、前年度から継続して勤務していただける方が3人ということで、あと2名を公募いたしました。1名の方はすぐに見つかったんですが、もう1名の方がなかなか応募していただかず、7月まで引っ張ってしまったということがあります。ですので、3カ月間いなかったということと、あと、この方、現在、教員免許を失効中でございます、支援員につきましては、免許書は特に必要はないんですが、免許を持っていない方も採用しているんですけれども、その賃金の単価の差がございまして、免許を持っている方は9千円、持っていない方は、通常の臨時職員の賃金ということで、その分も減額になりまして、110万円と。その賃金の減となったところであります。

以上です。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 先ほどの設計管理と臨時職員の賃金に関しては理解いたしました。

ただ、いま新しくということで、急にいまここで説明されて、町長の意向は分かりました。どういうことをやりたくて、どういう方向性を目指してというのも分かりましたが、どちらも非常に大事な内容で、それこそ、こういうものというのは、例えばいま、町長が目指すこういうことが大事だから、こういう予算をあげて、今後検討したいということでもあります、そのいまの説明で、どちらもそうですけれども、よく分かるんですけれども、この378万円と240万円を使って、どういったことをやるのかということも、方向性は分かるんですけれども、何のためにこの金額がはじき出されたのかとか、そういった根拠も私、いま聞いていて分からなかったんですね。こういったことって、普通、どうなんでしょう、全員協議会とかで説明があつて、こういう方向で、こういうふうにしたいんだという話があれば、私もこんなところでこんな質問をしなくていいと思うんですけ

れども、もうちょっと、金額も2つ合わせると600万円を超える金額になるわけですよ。こういったことというのは、事前にもうちょっと分かりやすく、しかも資料1枚もないんです。ここに金額があがっているだけなんです。これで、いまちょっとこれを理解してといわれても、ちょっと私は、いまお話聞いている、あまりにも唐突だったんですけれども、具体的にどのようなこと、この金額、このお金、予算で、補正予算で行いたいと、先ほどの新産業と教育改革、どちらもすごく大事なことなのはよく分かります。私も同感なんですけど、どういったことをしようとされているか、もう一度分かりやすく、そのお金の使い道等も含めて教えてもらってよろしいですか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 どういう方向、どういうお金の使い方かと、あるいは、いきなり突然だというお話ですけれども、これはやっぱり提案されてきて、こういう方向でやりたいですよという、いわゆる皆さんに提示をして、そこでご意見をいただく、その前段の作業として、私もこれからこれ、いろいろ提案していただくわけですから、その提案が皆さんに納得できるようなものにしていきたいと思っていますけれども、まだ具体的なものはありません。具体的なものはありませんから、これからそういう調査をして、提案をしていただいて、その提案に基づいて、次の、議会のなかで、あるいは全員協議会になるか分かりませんが、皆さんご意見をいただきたいと、そういうことでありまして、こうこう、こういうことで、こういう方向でというのは、いま申し上げたように、とにかく教育改革をサポートしてもらおうと、それと新しい産業を生み出すには、こういう事業がいいですよ。そういう、その調査の委託であるわけですから、その調査結果が出ないうちに、どうのこうのという議論は、私はこれはできないと思いますし、その出てから皆さんのご意見をいただきたいと思っています。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 確かに、この資料というのは事前に配付されて見られるものではありますが、いま町長、提案をいただきたいというお話だったんですけれども、そういうことに関しても、例えば、町側はこういう、出してきたのは町側ですから、町側がこういう考えをしています。それで、それに対して、こういうふうに、いま最初にあった説明もありましたけれども、新産業のほうでお話すれば、町がこういうふうな考えを持って、こういう予算で、こういうふうにしたいと思うので、それには皆さんの意見をいただきたいので、どうでしょうかというような話の前段があるのであれば、我々も、じゃあこうしようしようという話が出てくると思うんですけれども、ここでいま、金額のお話を聞いて、いま、最後の質問になってしまいますけれども、ここでその提案をと言われても、私の頭が悪いのか何だか分かりませんが。

あと、その先ほどの教育のほうでですか、調査してからということですが、例えば町長は、どういう方向性を、いま学力向上とともに教育を前進とか、将来を担う人材を育成ということですが、例えば、具体的に、もう一回同じことを聞くようで申し訳ないですが、大まかな方向性は見えるんですけれども、その先のどういったことを目指すかというのが、私はいま聞いて分からなかったんです。できれば事前に説明いただきたいんですが、最後にその辺に関してもう少し、調査すると言われちゃえばそれまでですけれども、もう少し分かりやすく教えてもらえませんか、分かりづらくて申し訳ございません。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 皆さんから提案をしていただくということじゃなくて、こういう、例えば新しい産業を創出するために、どういう産業が西会津町にとって可能かと、あるいは、これからの西会津町の目指す教育をするうえで、どういう教育をもっともっと前進させるためには必要かと、そういう調査をサポートをしてもらおうわけです。それで、そこからあがってきたものについて、皆さんでご意見を、これはいただかないと、それは私単独とか、教育委員会単独でできるわけではありませんから、何にもないところで、皆さんと議論はできないわけです。こういう方向で進めたいというのは、いま申し上げたような、私の考え方であって、その考えに基づいて、いわゆるどういう提案をしていただけるか、これは業者から提案していただくわけですから、その委託料ですよ。

それで、皆さんのほうから提案していただくことではなくて、まず、いわゆる調査の結果を待って、その調査に基づいて、今度は実際にそれを実行するかどうか、その時点で皆さんからご意見をいただくと。それは、全て最初にそういうものが全部できていること。じゃあそれは、お金がかかることです。町でできることとできないことがあるわけです。このことについては、私は専門家の、調査をしないと、なかなかそう簡単なことではないなというようなことです。このことについての調査を外部に委託をしたいと、そういうことです。まだ具体的な内容は、方向性はこういう方向で調査をしたいという方向性は、皆さんにいまお話したとおりですから、皆さんにとっては初めてのことで、全員協議会でなぜしゃべらないんだということですけども、全員協議会で話したとしても、ここまでしかしゃべれないんです、私も。その先のものというのは、調査の結果出たもので、全員協議会で議論をしていただきたいと、こういうことです。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 私も何点かお尋ねします。

これは歳入歳出ともにあるんですが、歳出からいったほうがお尋ねしやすいので、16ページの社会福祉費の障がい福祉費、今回、障がい福祉サービス費が利用増というようなことで、2,100万円ほど増額補正になっています。これは利用者が増えたというようなことなんでしょうけれども、こうなった要因は何なのか、お示してください。

それと、前後しますけれども、歳入においては、8ページの部分ですね。民生費国庫負担金、あるいは民生費の県負担金、これの説明のなかで、障がい者福祉費負担金の、この追加、両方とも追加がありますけれども、これ利用者が増となったというようなことでありますが、私の聞き間違いだったらご容赦いただきたいんですが、対象者も増となったというような説明があったようなんですが、対象者増となったのであれば、利用者増は分かりますが、対象者増というのはどういうことなのかと、その点をお示してください。

それと、先ほどの16ページの歳出に戻りますけれども、民生費の児童福祉総務費のなかで、子育て医療費サポート事業、これも増額補正になっております。これは見込みによって、子どもたちの医療費が、今年度これだけかかりそうだということだと思うんですが、これだけ子育て医療費サポート事業、増額しなければならなかった特別な要因があるのか、例えば、何か流行病等があったとか、そういう要因が分かればお示してください。

以上です。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 多賀議員のご質問にお答えします。

まずはじめに、障がい福祉サービス費でございますが、これにつきましては、歳出のほうでございますと、2,109万円ということで、大変大きな補正となっております。それで、この大きな要因でございますが、障がい福祉サービス、居住介護からいろいろグループホーム、あるいは就労支援ということで、授産所の支援ですとか、サービスの的には、本当に15、6のサービスがございまして、それが全体的に利用が増えているという部分がございます。そのなかで特に、生活介護ということで、施設の入所者が16名、当初16名で考えておりましたが、19名になったということ。それから、グループホームの入所者につきましては、11名で見積もっていたものが13人になったと。それから、就労支援費ということで、授産所等の就労されている方の支援につきましても、当初29名で見積もっておりましたが、33名になったというようなことが大きな要因でございます。

現在、障がいをお持ちの方に対しては、いま相談事業所も設置いたしまして、いろいろな支援をしておりますので、そういった方が、いままで在宅でいらった方が、いろんな、その就労支援だったり、そういったことで、だんだん外に出てきたり、いろんなサービスを使うようになったというようなことで、今回、大きく増額になったところでございます。

歳入につきましても、その歳出が増額になるということで、その増額になった分の、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1、その負担をするということでありまして、歳入も増額になったというところでございます。

それから、子育て医療費サポート事業費の増額であります。これにつきましては、今年の4月、5月であります。今年についてはインフルエンザの発生が3月、4月、5月と、例年よりもずれ込んで発生しております。その月の医療費が大変高額だったというようなことで、不足を生ずるということで、今回、補正をさせていただいたというところでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 1つ答弁漏れ、私の聞き間違いかどうかという点、要は障がい者福祉を受けるうえで、利用者増は分かりますが、対象者が増えた、私、間違いだったら、対象者が増えたということ聞いたので、その対象者増というのはどういうことなのかと、それお答えください。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

先ほども言いましたように、人数が増えたなかには、いままで障がい者でなかった人が障がい手帳をもらったりしましたし、いままでサービス対象者でなかった人がサービスを受けるようになったということで、対象者についても増えているというところでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 そうすると、いわゆる施設に入所される、あるいはいろんなサービスを受けられる機会が増えて、その分いろんな方が受けられたから増えたと理解しました。そうすると、いわゆる施設は、いままで行きたかったけれども、入れなかった。そういう人が施設に行けるようになった。あるいはサービスを、いろんなサービスを受けなかった人が受けられるようになったというのは、何か特別なことがあったのでしょうか。それでけお尋ねします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 再質問にお答えをいたします。

特別なことがあったのかというようなことでございますが、先ほど言いましたように、昨年

福祉会のほうに障がい者の相談事業所ということで設置をしまして、障がい者の各種相談を専門に相談支援にのる方を設置しております。その方への、そういう相談業務が3年経ちまして、円滑にいくようになって、いろんな相談がスムーズに、それぞれサービスにつながるようになったというのが大きな原因かなというふうに思っております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 支出のほうで、22ページの一番上の段で、補助金、町内企業支援補助金30万円とあるのは、増えた要因をお聞きしたいと思います。

あと、23ページの住宅建築物耐震改修促進費で、42万円あって、42万円減になっているということは、やらないということなんでしょうか。

あともう1点なんですが、25ページの西会津高校修学資金貸付返還金10万円と、単純に人数が増えただけなんでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 5番、長谷川議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、町内企業支援補助金の30万円の増額の件でございますが、これまで6社で約93万円ほどの補助金の申請ございました。資格取得が6件、新規学卒者が1件、あと展示会出展費用が1件ということで、だいたい93万円ほどがございました。この予算、当初150万円取っております、これから見込みが、研修関係で6社で70万円、あと新規学卒者で10万円ということで、あと80万円ほど必要になるということで、差額約30万円ほどございますので、その分増額補正ということで計上させていただいたということでございます。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 私からは土木費の住宅建築物耐震改修促進費の耐震診断委託料ということで、今回42万円を減額しております。この耐震診断については、希望者を募りまして、希望者があれば診断をするということで行っておりました。当初、2件あればということで見込んでいたんですが、結果的に現在までゼロ件ということでございましたので、今回、全額減額をさせていただいたところでございます。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 それでは、西会津高校活性化対策修学資金貸付金の返還金につきましてご説明を申し上げます。

今回のこの10万円につきましては、貸付金の元金をお返ししていただいているその金額が10万円ほど多くいただいたということで、お返しする部分であります。この貸付金につきましては、返還免除という規定がございまして、本人が亡くなった場合には全額、あと、町内に住所を有して居住する場合には半額免除という規定がございまして、この方につきましては、当初、町内におられて、若松等の仕事場に行っていたんですが、年度途中で、またこっち戻ってこられたんですが、その状況の把握が後になったということで、後ほど判明したことから、その多くいただいた分を今回お返しするというところで補正したところです。

以上です。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 商工観光課のほうで、企業の補助金なんですが、申請があつて増えたと、申請があ

って増えれば、そういった場合、上限というのは設けてあるのでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 その企業支援補助金に上限はあるのかという部分でございますが、それぞれ上限ございまして、資格取得費につきましては、上限はいくらかかったとしても10万円まで。あと新規学卒者につきましても、1件1人当たり10万円。あと展示会補助につきましては、上限が20万円。あと研修費でも、いわゆる工業会等が団体で行う場合については、その一般企業については10万円なんです、その団体の場合については20万円ということで、上限を設定しております、その関係で、いくら出しても、いくらといたしますか、いくら研修費かさんだとしても上限は10万円。あと団体では20万円という形で設定しておりますので、上限は設定してあります。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは2点ほど質問したいと思います。

それでは、先ほどの秦議員と同じ、歳出の2款の1項なんです、新産業創出調査事業なんです、この期間でありますね、先ほど町長よりいろいろ説明があったと思うんですが、調査の期間についてはなかったような気がしたんですが、予定というか、見込みは、期間。

それから、もう1点、10款教育改革サポート事業の委託料、この事業であります、先ほど町長は、すぐ委託に入って、来年の4月から実施したいというようなお話であったように、私、記憶したんですが、間違いなかったら、来年4月から本当にこれ実施できるのかなというふうに思うんですが、大丈夫でしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 それではお答えをいたしますが、新産業創出調査委託料の期間でございますけれども、平成29年度は、どういう産業が西会津町に可能性があるかという調査ですよ。それで、その調査を受けて、提案されたものを、いわゆる議会の皆さんに十分議論していただいて、それを今度、いわゆる平成30年度から取り組めるようにしたいということでもありますけれども、これは、ものによっては2年かかるか、3年かかるか分かりませんし、あるいは1年目からできるものも、提案できてくるかもしれません。それはやっぱり結果を見ないと分かりませんが、私はそんなに時間かけていたのでは、やっぱり遅れてしまうなと思いますから、来年度、平成30年度のいつの時点からできるか分かりませんが、これもちゃんと予算が伴うわけですから、その予算については、3月の定例議会には提案したいと思いますし、また、間に合わないときには途中の補正ということもあるかもしれませんけれども、できるだけ短期間のなかでやりたいなということでもあります、その産業の中身によっては、ちょっと1年ではできない、あるいは2年かかるかもしれませんし、ほかとの関係とかいろんなこともこれから出てくると思いますので、そういうことで、はっきりした期間までは申し上げることはできませんが、できるだけ短期間のなかで新しい仕事を創出していききたいなと、そんなふうに思っています。

それから、教育サポートですけれども、これも全くいまの新産業と同じでございます、来年の3月までの、議会前までには提案をしていただいて、それで、こういう方向で西会津町の教育を改革したいという提案が出て、その提案をまた議員の皆さんに議論していただいて、じゃあ西会津町の教育改革はこういうふうに行きましょうというゴーサインが出れば、私は、これもまた予算が伴うわけですから、それは4月から取り組めるというか、すぐ事業に着手ということではなくて、4



月からその作業ができるように、いわゆる今年度で準備をしたいということでもありますから、これもそんな1年やそこらでできるものではないと思っておりますから、将来にわたる教育改革ですから、じっくりやっぱり学校の現場もありますし、あるいは教育委員会、学校、それから県の関係も出てきますので、しっかりその辺はこれから議論を深めながら作業をしていきたいなど、そういうふうに思っています。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 そうすると、両事業とも平成29年度の3月いっぱいまで調査終わりたい、4月からは実施になるかならないか分からないけれども、とにかく3月いっぱいまで計画をしたいと、そういうことでよろしいですね。分かりました。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 1件お聞きします。商工観光関係なんですが、商工総務費で人事異動と総務課長が説明がありましたけれども、この年度途中における人事異動の、この人数、それから、その要因となるものは何かということをお聞かせください。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

まず、当初予算を編成する際、12月まで総務課に見積りを提出しまして、その後、最終的には1月の末には町長査定を終了し、3月議会の定例会に当初予算として提案するわけでございます。今回、私、説明のなかで、人事異動等によるということ、当初の人件費の予算を計上する際、12月の時点の職員の数、それから職員の給料をベースに積算をするわけです。商工観光課の場合は、人事異動で職員も変わりました。1名増となっています。仮に、さっき職員の給与改正ありましたが、年の取った給料の高い職員が異動して、若い職員がその代りに入ったという場合、かなり額も違いますので、そういった異動プラス職員数が変わったといった要因で7-1-1の商工総務費はこれだけの補正になったということでございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 人数的には1名ということよろしいですか。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

7款の商工総務費の職員数は1名増になってございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第7号、平成29年度西会津町一般会計補正予算(第5次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、平成29年度西会津町一般会計補正予算(第5次)は、原案のとおり可

決されました。

日程第9、議案第8号、平成29年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第3次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 議案第8号、平成29年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第3次）の調製について、ご説明を申し上げます。

今次の補正予算は、下水道浄化センターのストックマネジメントの補助事業費確定に伴う減額と人件費の調整などによるものでございます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成29年度西会津町の下水道施設事業特別会計補正予算（第3次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ729万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,350万3千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。5ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入でございます。

2款国庫支出金、1項1目下水道事業費国庫補助金は200万円の減額です。

次に3款県支出金、1項1目下水道事業費県補助金は12万円の減額です。

4款財産収入、1項1目利子及び配当金は2千円の増額です。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金は517万3千円の減額です。

いずれも事業費の確定に伴う補正であります。

次に歳出であります。

1款総務費、1項1目一般管理費は11万8千円の増額です。人件費の調整と下水道排水設備工事費貸付基金の利子の見込み増によるものでございます。

2款施設整備費、1項1目下水道施設費は469万3千円の減額です。人件費の調整と浄化センターストックマネジメント計画策定委託料の確定によるものです。

4款予備費、1項1目予備費は271万6千円の減額です。事業費精査に伴う減額であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 一度は説明を受けていると思うんですけども、再度、下水道ストックマネジメントですか、もう一度お願いします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 下水道ストックマネジメントの説明ということでございます。この公共下水道は、野沢処理区、大久保処理区ということで、いずれも供用し、現在までやっておりますが、建設をし

ましてから、だんだん年数が経ってまいりまして、いわゆる施設の長寿命化、また補修、こういったものが必要になっております。

そういったなかで、ストックマネジメントというこで、現在あります施設、設備、電気関係、これらを全て、まず全体を見ながら、どういうものから修繕をしていくかというものをつくるのがストックマネジメント計画でございます。

○議長　ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第8号、平成29年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第3次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、平成29年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第3次）は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第9号、平成29年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　議案第9号、平成29年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3次）の調整について、ご説明を申し上げます。

今次の補正につきましては、人件費の調整によるものでございます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思っております。

平成29年度西会津町の農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ231万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,015万6千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にてご説明申し上げます。4ページをご覧いただきたいと思っております。

まず歳入ですが、2款繰入金、1項1目一般会計繰入金は231万円の減額です。これは人件費の調整によるものでございます。

歳出ですが、1款総務費、1項1目一般管理費は93万9千円の減額です。

3款予備費、1項1目予備費は137万1千円の減額です。いずれも人件費の調整によるものでございます。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第9号、平成29年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、平成29年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3次）は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第10号、平成29年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第3次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　議案第10号、平成29年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第3次）の調製についてご説明をいたします。

今次の補正につきましては、人件費の調整などによるものでございます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思っております。

平成29年度西会津町の個別排水処理事業特別会計補正予算（第3次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,855万2千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にてご説明申し上げます。4ページをご覧いただきたいと思っております。

まず歳入です。

6款諸収入、2項2目消費税還付金は5万8千円の減額です。確定による減額であります。

次、歳出です。

1款総務費、1項1目一般管理費は22万7千円の増額です。これは人件費の調整によるものです。

4款予備費、1項1目予備費は28万5千円の減額です。人件費の調整と消費税還付金の減によるものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第10号、平成29年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第3次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、平成29年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第3次）は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会いたします。（14時56分）



平成29年第7回西会津町議会定例会会議録

平成29年12月14日(木)

開 議 10時00分

閉 会 14時02分

出席議員

|            |            |             |
|------------|------------|-------------|
| 1番 三 留 満   | 6番 猪 俣 常 三 | 11番 青 木 照 夫 |
| 2番 薄 幸 一   | 7番 伊 藤 一 男 | 12番 荒 海 清 隆 |
| 3番 秦 貞 継   | 8番 渡 部 憲   | 13番 清 野 佐 一 |
| 4番 小 柴 敬   | 9番 三 留 正 義 | 14番 武 藤 道 廣 |
| 5番 長谷川 義 雄 | 10番 多 賀 剛  |             |

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職指名

|        |         |            |         |
|--------|---------|------------|---------|
| 町 長    | 薄 友 喜   | 会計管理者兼出納室長 | 長谷川 浩 一 |
| 総務課長   | 新 田 新 也 | 教育長職務代理者   | 五十嵐 長 孝 |
| 企画情報課長 | 矢 部 喜代栄 | 学校教育課長     | 会 田 秋 広 |
| 町民税務課長 | 五十嵐 博 文 | 生涯学習課長     | 石 川 藤一郎 |
| 健康福祉課長 | 渡 部 英 樹 | 代表監査委員     | 佐 藤 泰   |
| 商工観光課長 | 伊 藤 善 文 |            |         |
| 農林振興課長 | 玉 木 周 司 |            |         |
| 建設水道課長 | 成 田 信 幸 |            |         |

会議に職務のため出席した者の職指名

|        |         |         |       |
|--------|---------|---------|-------|
| 議会事務局長 | 渡 部 峰 明 | 議会事務局主査 | 物 永 毅 |
|--------|---------|---------|-------|

## 第7回議会定例会議事日程（第7号）

平成29年12月14日 午前10時開議

### 開 議

- 日程第1 議案第11号 平成29年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）
- 日程第2 議案第12号 平成29年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）
- 日程第3 議案第13号 平成29年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次）
- 日程第4 議案第14号 平成29年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第3次）
- 日程第5 議案第15号 平成29年度西会津町水道事業会計補正予算（第1次）
- 日程第6 議案第16号 地方創生拠点整備交付金事業菌床培養施設整備工事請負契約の変更契約について
- 日程第7 議案第17号 西会津町ケーブルテレビ施設の管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第18号 西会津国際芸術村の管理に係る指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第19号 喜多方地方広域市町村圏組合規約の変更について
- 日程第10 報告第1号 委任専決処分事項
- 日程第11 政策提言調査特別委員会の設置について
- 日程第12 政策提言調査特別委員会委員の選任について
- 日程第13 陳情第3号 町道向原川口線の改良工事に関する陳情



日程第14 陳情第4号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書採択に関する陳情

日程第15 総務常任委員会の継続審査申出について

日程第16 議会運営委員会の継続審査申出について

日程第17 議会広報特別委員会の継続審査申出について

日程第18 小中一貫教育調査特別委員会の継続審査申出について

日程第19 政策提言調査特別委員会の継続審査申出について

閉 会

(全員協議会)

(議会広報特別委員会)



○議長 おはようございます。

平成 29 年第 7 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 11 号、平成 29 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第 11 号、平成 29 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 次)についてご説明申し上げます。

今次の補正は、平成 28 年度決算により、繰越金が確定したことや、会議等の回数の増加により旅費を追加計上したものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 29 年度西会津町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 万 2 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,881 万 8 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。4 ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入であります。3 款繰越金、1 項 1 目繰越金 8 万 2 千円の増額です。これは、平成 28 年度からの繰越金であります。

次に下段、歳出であります。1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 1 千円の減額は、旅費の不足分を増額し、その分消耗品費を減額するものであります。

4 款諸支出金、2 項 1 目一般会計繰出金 8 万 3 千円の増額ですが、前年度からの繰越金について全額一般会計に繰り出しするものであります。

なお、後期高齢者医療特別会計の事務費につきましては、全て一般会計より繰り入れしておりますので、繰越金につきましては毎年一般会計に繰り戻しをしております。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 11 号、平成 29 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号、平成 29 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 12 号、平成 29 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第 12 号、平成 29 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 次）についてご説明申し上げます。

今次の補正につきましては、事業勘定では、人件費の調整と一般被保険者の高額療養費の追加など、診療施設勘定では、年間を見通した診療収入の減額と医師人件費の調整などが主なものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 29 年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 263 万 5 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 7,285 万 3 千円とする。

診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 372 万 3 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 9,722 万 3 千円とする。

第 2 項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思います。

5 ページをご覧ください。事業勘定の歳入であります。

3 款国庫支出金、2 項 1 目財政調整交付金 142 万 8 千円の増額は、普通調整交付金の内示による増額であります。

9 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 120 万円の増額は、国保加入者の子育て医療費サポート事業の増額のため、一般会計より繰り入れしてもらうものであります。

6 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 14 万 9 千円の減額は、職員の人件費の調整による減額と、旅費の増加などであります。

7 ページをご覧ください。

2 款保険給付費、2 項 1 目一般被保険者高額療養費 277 万 2 千円の増額は、支出の増加によるものでありますが、交通事故に係る医療費が、今までは第 3 者行為ということで、民間保険からの賠償であった事例が、症状が固定したことから民間保険による賠償期間が終了しましたが、まだ治療が継続しているということでもありますので、今回、増額となりました。

9 款基金積立金、1 項 1 目国保基金積立金 7 千円の増額は、基金に係る利息の増額であります。

次に 14 ページをご覧ください。

診療施設勘定の歳入であります。

1 款診療収入、1 項 1 目国民健康保険診療報酬収入から、6 目その他の診療報酬収入までの合計で 1,722 万 6 千円の減額です。これは、当初予算では医師 4 名体制により前年度より 1 割程度の増額で見積もっておりましたが、現在までの状況と今後を見込み減額の調整をするものであります。2 項 1 目諸検査等収入 354 万 5 千円の減額も、現在までの状況と今後を見込み減額の調整をするものであります。

7 款繰越金、1 項 1 目繰越金 2,449 万 4 千円の増額は、9 月議会でご議決をいただきました平成 28 年度決算による繰越金の確定によるものであります。

15 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 1,883 万 8 千円の減額は、当初予算では医師 4 名分を計上しておりましたが、現在まで増員の見込みがありませんので、1 名の 9 カ月分の給料等を減額するもの、それから修繕費であります。西会津診療所の床の張り替えの修繕費 180 万円を増額するものであります。

2 款医業費、1 項 1 目医療用機械器具費 40 万円の増額は、医療機器の修繕料 30 万円と、在宅酸素の使用の増加による 10 万円の増加によるものであります。

16 ページをご覧ください。

以上の調整の結果で残った繰越金につきましては、予備費としておくため、5 款予備費、1 項 1 目予備費を 2,216 万 1 千円増額するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、本案につきましては、去る 11 月 21 日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

1 番、三留満君。

○三留満　何点かお伺いいたします。

まず、7 ページの高額医療費に関してなんですが、この事故処理の後、固定化して保険のほうになったと、その区切りといいますか、その区切りはどのところにあるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

あと、14 ページ、医師が 4 名体制ということで、町のほうが大変な体制整備に努力をされて、いまでもおられるわけですが、現在 3 人の体制が、さらに 1 人欠けるというようなことになると聞いておりますけれども、これの見通しといいますか、医師の確保の、私も診療所におじゃましますと、本当に先生方、大変お忙しいなか、されております。そして、どうしても 3 人でも足りないというのは、本当に私もよく分かります。

しかし、そこになおかつ、もう 1 人欠けるということになると、今後、例えば群岡とか、そういう奥川の出張診療等については、どのように、方策は何か考えておられるんでしょ

うか。もちろん最低でも3人、あるいは4人体制になれば、これはもちろん望むところでありませけれども、最悪の場合、2人でやっていかなければいけないということも、やはり考えておかなければいけないのかなと思っておりますけれども、その点はどうなんでしょうか、お伺いいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 1番、三留議員のご質問にお答えいたします。

まず、高額医療費の部分でございますが、交通事故の症状が固定したのを、いつの段階で確定したかということでありませますが、この交通事故につきましては、今回、障がい認定を受けられまして、障がいの認定が降りた段階、それを今回につきましては、症状が固定したというようなことで捉えて、保険会社のほうで終了したというところでございます。

それから、医師の確保の見通しと、今後の対策ということでございませますが、現在、町では、国の自治体病院協議会ですとか、県のドクターバンク福島、そういったところに何回か足を運んで、医師の依頼をしているところでありませますが、なかなか具体的な話にはならない。そのほかに、地域医療振興協議会ですとか、日本医師会の医師バンクですとか、いろいろなところ、雑誌ですとか、ホームページなんかにも、求人ホームページを載せたりとかというようなことでしてございませますが、やっぱりなかなか、ちょっと何件か問い合わせはございませましたが、具体的なところまでは進んでいないというような状況でございます。

議員もおっしゃったように、現在3人体制でやってございませして、3人でも、なかなかやはり、その診察だけでなく、施設の往診とか、そういうものもございませるので、やっぱり大変な状況であるということ考えてございませ。

町としましても、いろいろ、さっき言った取り組みはしてございませますが、本当に最悪の状況も考えておかなければいけないという部分もありませ。

あともう1つ、県からの派遣ということで、現在、会津医療センターのほうから月2回だけですが、派遣をいただいておりますが、この派遣につきましても、来年度からの派遣について、要望があれば出してくださいということでありませるので、当然、町としましても、そちらのほうに派遣依頼ということで、医師1名の派遣依頼、あるいは週何回かの派遣というようなことで、その辺の派遣の依頼もしているところでありませ。それにつきましては、今後、いま調整というところでありませ。

今後、その2人体制には当然したくないわけでありませますが、そういった場合につきましても、やはり医師の負担を軽減するというか、これ以上の負担は無理だと思ひませるので、そういった場合は、いまほど議員おっしゃいましたように、出張診療の回数を減らすとか、そういったことは検討していかなければいけないのかなというようなことでは考えているところでございます。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 先生方がなかなか地方に行きたがらない理由の1つには、やはり現在のように、医療が専門化して、先生方も専門医療という分野を担当する機会が多いというなかで、やはり診療所のようにオールマイティなことを求められるというのは、大変、先生方にとっては厳しいというふうなお話を伺ひませ。また、いわゆる先生のニーズが足りなくて、本当に多忙を極めるという、この2つが、その地方への先生方が行きたがらない理由だと

というような、私は伺っておるわけですが。

これが、本当に2人体制になってしまうと、ますますそういうことになる危険性もある。そして、なおかつ、その2人の先生方が、本当に何らかの理由で病気とか、そういうことになってしまったら、本当に大変なことになりますので、本当にこれについては、本当に大変なことは分かりますが、対策をひとつよろしくお願いいたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 大変ご心配をいただいております。本当に私も、いま健康福祉課長が申し上げましたとおりの、いろんなところをお願いをして歩いているわけですがけれども、私も個人的には、いろんなところをお話をさせていただいております。議員がご心配されるような状況にならないように、とにかく来年の3月で1人お辞めになることは、もう確実に決まっているわけですから、そういうなかで、しっかり最悪の想定までしなくてもいいように、これからさらに鋭意努力させていただきたいと思っています。

先日、ある方とお話しましたら、必ずしも地方に先生が行く人がいないわけではないんだそうですね。ですから、やっぱり何が原因で、何が、いわゆるどういう環境を整備すれば来てもらえるのか、その辺もしっかり、これから検討しないといけないなというふうに思っております。

本当にいま、3人の先生が一生懸命頑張っておいでになりますし、これ以上負担をかけることになると、またいろんな心配が出てまいりますので、そのようにならないように、これから本当に、このことについては一生懸命努力させていただきたいと思っています。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 いま三留議員がおっしゃいました医師の確保につきましては、西会津町も5、6年前、10年くらいになりますか、自治医大のほうから来ておられたお医者さんがいますよね。磐梯町は自治医大のほうから、公設医療の関係で、特別な契約ですかね、結んでおられる思うんですけれども、西会津町も自治医大のほうには医師の要請などはしておられるのでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 8番、渡部議員のご質問にお答えいたします。

自治医大への派遣依頼ということではありますが、特別その病院なり、大学なりを通して直接派遣という、依頼というようなことはしておりません。なお、自治医大につきましては、岡崎先生は自治医大出身というようなことではありますが、そういう具体的に医師の派遣とか、そういったことは働きかけしていない状況でございます。

そういう直接医大とか、そういうところにはやっておりませんが、自治体病院協議会ですとか、それは全国の病院を取りまとめしている機関ではありますが、そういったところには、その申し込みをしております、何かあったら西会津に声をかけてくださいというようなことでの依頼はしているところでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 私も1番と8番と同じところをお尋ねしようと思ったんですが、1つ確認の意味でなんですが、高額医療費の部分に関しましては、これはいわゆる限度額を超えたしま

ったからというような説明があったと思うんですが、それは、確認なんです、要は自動車事故といえば、対人、対物等々の保険が入っていて、対人に関しては死亡後遺障害等の限度額が、いまは無制限というのは結構多いんですが、無制限であればこれは必要なくて、例えば1億円とか、1億5,000万円の制限が付いているなかで、それを越えてしまったので、国保で面倒をみななければいけないということになったのか、それは確認だけでいいですけれども、教えてください。

あと、先ほど来、医師の派遣に関しましては、3月で退職されるドクターがいるということで、大変残念であります、鋭意、町長からのご答弁でも、医師確保に向けては努力している。会津医療センターからの医師の派遣数、あるいは派遣日数を増やすようお願いをするというようなことでありますから、それはそれでいいです。

私、以前も提案したんですが、この医師の代わりはできないにしても、看護師の増員ということは、あの業界というか、看護師もなかなか人材不足で大変な状況なのは承知しておりますが、医師の代わり、ドクターの代わりはできないにしても、やっぱり看護師をある程度、数を採用しておけば、多少いまのうちの町の在宅医療だとか、介護施設のケアなんかを考えたときに、そういうことも考えられないかなという思いでおりますが、いかがでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 10番、多賀議員のご質問にお答えをいたします。

まず、高額医療の関係であります、保険の限度額を超えたかどうかというのは、ちょっと確認していないところでありますが、今回の事例につきましては、先ほど言いましたように、症状が固定をしたということで、保険会社と、今回は弁護士さん等も入っているみたいですが、その話し合いによって、固定した時点で補償は終了し、こちらの医療保険のほうに移譲するというようなことで、今回、移動になったものでございます。

それから、看護師の増員でございますが、当然、看護師の増員につきましても考えているところでございまして、今年度も看護師について、職員募集ということで募集をしたところではあります、残念なことに、職員としての応募がなかったような状況であります。

ですので、現在は臨時ですとかの部分での、職業安定所、ハローワークですとか、そういったところには常に出している状況ではあります。あとは、町内の看護師さん、資格を持っている人がいるよなんていうときは、声をかけたりとか、いろいろ対応はしているところではあります、看護師についても、やはり不足している、会津管内的にも不足しているという状況がございまして、看護師もなかなか採用できないというような状況であるところでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 看護師の件は分かりました。

高額医療の交通事故の件に関してですが、私もちょっと分かりづらいので、いわゆる交通事故に関しては、ご自分の入っている自賠責保険だとか、任意で入る自動車保険等々から医療費は支給されるという、私、認識なんです、国保、限度額を超えて症状が確定したから、これ国保で面倒をみななければいけないというのは、これはルール上そうなっているんですか。私の認識だと、いわゆる交通事故に関しては、第三者行為うんぬんの話ありま



したけれども、限度額を超えてしまったから、国保で面倒みるという失礼ですけども、医療費の支払いになっているのかなという感覚でしたが、弁護士等との話で確定したから、今度、国保で出るようになったみたいな話だから、その辺はどうなんでしょうか。それも確認です。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 再質問にお答えいたしますが、今回の場合、今回というか、第三者行為、交通事故の場合とか、第三者行為の場合につきましては、その原因でなったものが、その治療が、その原因でなった治療が固定した場合については、症状が固定したという言い方するみたいなんですが、そうした場合は、その時点で保険からの賠償は終了するということであります。

ただ、治療を続けなければいけないんですけれども、固定した場合は、その時点で賠償が終了して、その後はそれぞれの保険での治療をしていくというようなことだということなので、今回、調べたところ、そういう話でありましたので、今回この増額計上をさせていただいたということでございます。

症状が固定した段階で、もをその時点で保険の賠償は終わるといようなルールであるというところでございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 先ほど来、4人目の先生ということで話が出ています。町でも、いま一生懸命ドクターバンクとか、自治体病院協議会とか、照会をして確保に努めてこられたというのは分かります。ただ、今回、年度的には、まだ年度途中ですよ。そういうなかで、これを減額されるというその根拠というか、理由は何でしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。

今回、減額しましたのは、12月までの9カ月分の減額でございます。まだ、いま現在探しておりますので、今後どうなるか分かりませんが、とりあえず12月までは採用の予定がもうないということで、12月までの9カ月分だけは減額させていただいたということでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第12号、平成29年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、平成29年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第13号、平成29年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第13号、平成29年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次）についてご説明申し上げます。

今次の補正は、職員の人件費の調整と、保険給付費の介護サービスのデイサービスやホームヘルプサービスの居宅介護サービス給付費を減額し、地域密着型介護サービス費や施設介護サービス費を増額するなどサービス費の調整をするものであります。

それでは予算書をご覧ください。

平成29年度西会津町の介護保険特別会計補正予算（第3次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ212万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,976万8千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

5ページをご覧ください。まず歳入であります。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料39万9千円の増額から、7ページの7款繰入金、1項3目地域支援事業繰入金27万4千円の増額までの増減につきましては、歳出の各種介護サービス給付費の増減による財源の調整であります。その下、5目その他一般会計繰入金15万7千円の減額は、職員給与等繰入金116万1千円の減額と、システム改修にかかる事務費繰入金100万4千円の増額によるものであります。

次に、8ページをご覧ください。歳出であります。

1款総務費、1項1目一般管理費30万3千円の増額は、職員給与の調整と介護保険法改正によるシステム改修にかかる委託料を計上したものであります。

2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費4,550万円の減額、2目地域密着型介護サービス給付費2,200万円の増額、3目施設介護サービス給付費1,580万円の増額は、要介護1から5の認定を受けている方への介護サービスの給付費であります。当初予算での見積りの後に在宅介護サービスから地域密着型サービスと施設介護サービスへ移動した方が多かったことにより、増減するものであります。

9ページをご覧ください。

2款2項1目介護予防サービス給付費200万円の増額は、要支援1、2に認定された方のデイケアや訪問看護サービスが増加しているものであります。6項1目特定入所者介護サービス費500万円の増額は、住民税非課税の低所得の利用者が施設サービスを利用する際の居住費や食費を軽減するものであります。該当者の増加によるものであります。

10ページをご覧ください。

4款地域支援事業費、3項4目任意事業費144万7千円の増額は、認知症対応型共同生活介護事業所利用者家賃助成費の対象者が増えたことによるものであります。なお、認知

症対応型共同生活介護事業所は、グループホームのことです。グループホームの助成対象者が増えたということでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10番、多賀剛君。

○多賀剛　1点お尋ねします。8ページ、歳出の2款保険給付費なんですけど、いわゆる居宅介護サービス給付が減って、地域密着型介護、あるいは施設介護サービスに移動されたというようなご説明でしたけれども、これは単純に要因とすれば、要介護度が上がってしまったという要因なんですか。その要因をお尋ねします。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　お答えをいたします。

要介護度の状況もありますが、まず地域密着型、これグループホームでありますけど、このものにつきましては、西会津の施設、しょうぶ苑の施設が2ユニット、完全に動くようになったということになります。

それから、介護施設サービスにつきましては、今年度に入って、坂下、会津若松、他町村で大きな施設が開所したということでありまして、そちらへ入所された方が増えているというところでございます。

○議長　10番、多賀剛君。

○多賀剛　そうすると、いままでこの施設になかなか入りたくても、在宅で介護されていた方が、入れる施設が稼働したとか、オープンしたということで増えたので、こういう状況になったということで認識しましたが、いままで本町においては、要介護、介護度が進まないようにいろんな対策を打ってきておりましたよね。そんななかで、少しは私は、改善されるとか、そんなことがあってもいいのかなという思いでありましたが、これだけ、いわゆる需要とか、施設があれば入りたいという人がいたということなんですか。2ユニットオープンした、ほかの町村で施設が入れるようになったということで、こうなったということありますから、その点、まだそういう需要があるとか、待機している方まだまだいらっしゃるのか、それをお尋ねします。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　お答えをいたします。

介護予防につきましては、当然、力を入れてやっているところでありまして、介護認定者数につきましては、前の介護保険の事業計画の説明のなかで申し上げましたが、認定者数は減っている状況でございます。ただ、在宅でその施設を待っております待機者につきましては、待機者も減ってはおりますが、まだまだいるのは間違いございませんので、そういったところで、今回、施設ができれば、そちらのほうに入所する方が出てくるということになります。

介護予防につきましては、これからはしっかりやっていきたいということで、介護保険事業計画のなかでは、介護予防の強化というようなことも載せておりますし、介護認定者数が増えない対策というようなことで、しっかり対応してまいりたいというふうに考えて

おります。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第13号、平成29年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、平成29年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次）は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第14号、平成29年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第3次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　議案第14号、平成29年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算（第3次）の調製についてご説明を申し上げます。

今次の補正予算は、消耗品の追加と人件費の調整によるものでございます。

それでは予算書をご覧いただきたいと思っております。

平成29年度西会津町の簡易水道等事業特別会計補正予算（第3次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ220万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,476万8千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にてご説明を申し上げます。

4ページをご覧いただきたいと思っております。

まず歳入であります。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、150万9千円の減額です。これは事業費精査によるものでございます。

4款諸収入、3項2目雑入は、70万円の減額です。これにつきましては、工事の区間変更による水道管移設補償費の減でございます。

次に、歳出です。

1款水道費、1項1目一般管理費は25万9千円の増額です。人件費の調整と消耗品の増額によるものでございます。

3款予備費、1項1目予備費は246万8千円の減額です。これは事業精査によるものでございます。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　いま説明がありました70万円の減額についてなんですが、これは漏水に伴うものなのか、それとも老朽管交換によるものなんですか。

○議長　建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　70万円ということございまして、これは、実は老朽管更新ということで、奥川簡易水道の老朽管更新を進めております。そのなかで、実は道路改良事業と一緒にやることで見込んでおりましたが、そちらのほうの進捗により、違う区間に変更したために、この70万円については歳入で見込めなくなったものですから、今回、減額させていただいたということございまして、いわゆる老朽管更新でございます。

○議長　5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　ちょっとよく分かりませんでしたので、再度お願いします。

○議長　建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　水道管、今回、老朽管の更新ですが、本来、老朽管更新は、全額、自分のところの金額でやるわけですが、道路の改良工事が実はあつたりします。その場合には、そちらの改良工事で減耗分ということで、ある一定のお金をいただけるわけなんです。ところが、今回は、その区間については外しまして、本来の何も無いところの老朽管更新ということでございまして、全額、自分のところの会計でやったため、この歳入については見込めなくなったということございまして。

○議長　ほかに。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第14号、平成29年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第3次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、平成29年度西会津町簡易水道等事業特別会計補正予算(第3次)は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第15号、平成29年度西会津町水道事業会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　議案第15号、平成29年度西会津町水道事業会計補正予算(第1次)の

調製についてご説明を申し上げます。

今次の補正につきましては、ポンプ更新の追加と人件費の調整によるものでございます。それでは予算書をご覧いただきたいと思っております。

第1条、平成29年度西会津町の水道事業会計補正予算（第1次）は、次に定めるところによる。

第2条、平成29年度西会津町の水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず、収入についてはございません。

支出は、第1款水道事業費の1項営業費用の既決予定額を13万4千円増額し、1億1,965万9千円とし、3項予備費の既決予定額を同額の13万4千円減額し、36万6千円とするものでございます。

第3条、予算第4条本文中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,318万7千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額417万3千円、過年度分損益勘定留保資金3,901万4千円で補填するものとするを、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,718万7千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額417万3千円、過年度分損益勘定留保資金4,301万4千円で補填するものとするに改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入についてはございません。

支出は、第1款資本的支出の1項建設改良費の既決予定額を400万円増額し、4,268万2千円とするものです。

第4条、予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費の既決予定額を13万4千円増額し、1,139万1千円とするものです。

詳細につきましては、実施計画によりご説明申し上げます。3ページをお開きいただきたいと思っております。

収益的収入及び支出のまず支出ですが、第1款水道事業費の第1項営業費用のうち、1目原水及び浄水費と2目配水及び給水費の修繕料を組み替えるとともに、人件費として4目総係費を13万4千円増額し、3項予備費で同額を減額するものでございます。

次に、資本的収入及び支出のうち支出ですが、第1款資本的支出の1項3目施設改良費の工事請負費を小島取水ポンプ更新のため400万円増額するものです。

以上で説明を終了させていただきますか、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　支出の部で小島のポンプを交換ということですが、当初は約4,000万円みておいたと、そして追加の要因と、あとポンプというのは、何年くらいで交換するんでしょうか。

○議長　建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　お答え申し上げます。

このポンプにつきましては、実は2台ございまして、この更新については、互い違いと

いいですか、まずこっちをやってから次やってという形でやっておりますが、その交換の時期でございます。これについては、ポンプのへたり具合、いわゆる老朽化具合をみながら、特に何年というふうに年数は決まっていなわけですけれども、その状況をみて、お互いに交換をしているということで、支障のないように進めさせていただいております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 いまの説明ですと、交換時期は、はっきり使ってみないと分からないということですか、簡単に言いますと。でも、その追加の要因についてを、まだお答えいただいているように思います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答えを申し上げます。

実はこのポンプ、あともう1年くらいはもつだろうということで、ある程度見込んでいたんですが、かなり性能が落ちてきてしまったということで、今回、ちょっと早めに、今回1台を更新するというので、今回させていただきたいということでご提案申し上げたものでございます。

以上です。

○議長 ちゃんと説明しないと。何で400万円追加したかということですか。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 追加ということで書いておりますが、実際は2台でありまして、金額的には追加をいたしておりますが、ポンプ自体更新をするということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 一般的に追加というと、付加価値を上げるために追加というふうに考えるのが一般的なんですが、いまの説明ですと、ポンプを追加ということは、1台400万円と推測できるんですが、そういうふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 ちょっと書き方の関係もあって、1台増やすのかなというふうに思われたのかなと思いますが、更新する工事を追加するというので、あくまでもポンプを更新する、古いものを新しいものにするということで、今回、計上させていただいたもので、これ1台分の金額でございます。

○議長 もう少し分かるように説明してください。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 もう一度ご説明いたします。

ポンプは2台ございまして、今回はその1台を更新するというのでございます。それで、工事を追加するという意味で、追加と載っていますので、ただ、ポンプ自体は増やすのではなく、そちら老朽化した1台を更新する工事を追加するというのでございます。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 15 号、平成 29 年度西会津町水道事業会計補正予算(第 1 次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号、平成 29 年度西会津町水道事業会計補正予算(第 1 次)は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 16 号、地方創生拠点整備交付金事業菌床培養施設整備工事請負契約の変更契約についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 議案第 16 号、地方創生拠点整備交付金事業菌床培養施設整備工事請負契約の変更契約の締結について、ご説明申し上げます。

本工事は、キノコ栽培規模拡大のため、9 月町議会定例会でご議決をいただきまして、地方創生拠点整備交付金により、この施設を整備しております。

今回の変更は、外壁の張り替え工事等の追加であります。当初、外壁につきましては現状のまま利用する方針でございました。しかし、鋼材の腐食防止効果を高めることや将来的な維持管理経費を考慮すれば、足場が組まれている現在、張り変えるのが有利であることから、外壁を全面張り替えるものでございます。

変更設計書を調製し、請負率をかけた金額 818 万 2,080 円の増額で、去る 12 月 1 日に、武田土建工業株式会社代表取締役、須藤研二氏と、請負金額 1 億 3,772 万 8,080 円に変更請負仮契約を締結いたしました。

なお、工期につきましては、この追加工事に伴いまして、平成 30 年 3 月 15 日に変更いたしましたしております。

これにて、説明を終了させていただきますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 2 条の規定によりまして、議会のご議決をお願いするものでございます。

よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

3 番、秦貞継君。

○秦貞継 1 点お伺いいたします。この間の全協でも追加予算、菌床培養施設の整備工事に関して追加予算が出たと思ったんですが、またここにきて外壁で約 800 万円ですか、700 万円ですか、これ最初の見積りや、外壁なんていうのは、もうぱっと見ても外部から分かるものですし、だめかどうかというのは、最初に判断できなかつたんですかね。これ後から追加しなくちゃいけなかつた理由に関して、もう少し分かりやすく説明していただいてよろしいですか。



○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答えを申し上げたいと思います。

今回の増額につきましては、818万2,080円ということでございます。内容につきましては、先ほど申し上げましたように外壁ということで、当初、外壁につきましては、既存のまま使うということで考えておりました。そういった点で、特に支障がないということでやっておりましたが、この工事を進めているなかで、やはり今後の鋼材の腐食等、そういうものを考慮すれば、ましてや足場が組まれておりますので、将来的にやるよりも、現在やっておいたほうが効率的ですし、また、維持管理、将来的な面を考えても、そのほうが有利であるということから、今回判断をさせていただきます、追加をさせていただいたものでございます。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 そういったものも調査して、調べたうえで見積りや設計を行えば、最初からこういった、後からこういったものが追加、追加で出てくることもなかったし、我々の判断もまたやりやすかったと思うんですが、そういったその設計書をつくるとか、見積りをつくるときに、そういったものを十分調査されてからいつもつくられているんですか、いつもといった、ごめんなさい。今回のことに関して聞きますが、ちゃんと調査されなかったんですか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 培養施設の設計の部分のおただしでございますので、私のほうからご説明をさせていただきたいと思います。

いまほどご指摘のとおり、当初の部分で、この事業を実施するにあたりまして、設計者の方に概況を見ていただいて、見積りをつくっていただいて、その後、事業を申請して、今回の工事というような流れになってきたわけでございます。今回の建物であります、基本的には改修ということで、いまあるものをなるべくそのまま使うといいますか、必要な部分だけは改修するというような目的でこの事業は実施しております。

あの建物は、古いたばこの育苗施設の丈夫な鉄骨造りを利用しようと、再利用しようということでありまして、まずはその鉄骨を使って、もう屋根は完全にだめでありまして、屋根を張り替えて、そのなかに断熱パネルで部屋といいますか、をつくるような構造になっております。つまり、鉄骨の屋根の下に、また別な鉄骨フレームをつくって、そのなかに断熱パネルで完全な建物をつくるというようなつくりになっておりまして、当初、そういった部分で支障がないということで、横の外壁までは想定はしておりませんでした。屋根は全部張り替える。それから、入口、出口の側面は張り替える。そういうことでしたが、脇については、部分的な補修で対応しようと、そういうような設計で進めてまいりましたので、今回、工事を進めるなかで、下地材、屋根とか脇のパネルを止めるような下地材の鉄骨を1本、1本調べていくなかで、腐食が進んでいると。この後、維持経費、長寿命化を図るためには、やはり足場があるうちに脇も調整したほうが良いという、整備したほうが良いということで変更になりましたので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 3番、秦貞継君。

○秦貞継 先ほど来、出てきていますけれども、将来を見込んでという話だったんですけ

れども、そういったものも含んで、ちゃんと設計業者も、例えば内部に入って調べてから、これは将来、こういうふうには壊れるよとか、影響を及ぼすようであれば、じゃあ今回、この見積りにみましようかとか、こういうふうにやりましようかとか、いつもそうですけども、工事を進めたらどうのこうのというのが、あまりにも多いような気がするんです。これに関して、設計者の言ったことを、そのまま鵜呑みにして、これで大丈夫だと進めた結果がこれじゃないんですかね。今回の菌床培養に関わらず、ほかのことにもやっぱりあると思うんですけども、そういった設計者、今回に関して言えば、設計者の出したものに関して、役場側が十分、例えばチェックしたりとか、設計業者がちゃんと十分調査して、最初の当初の見込みを行ったかどうかというのは、役場側ではチェックしなかったんですか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 再質問にお答えいたします。

見積りを取る時点で、設計者の方、見積りを出していただいた設計者の方には、見積りを出していただいたわけでありましたが、鉄骨、細い部分も含めて、1本、1本細部まで全部、その腐食具合まで確認していただいたわけではございません。おおよその外観、それから主な、主たる鉄骨、そういったところを見ていただいて、今回の概算の見積りを出していただいたということでございます。それで、2月に補正予算でご議決をいただいて、改修工事を含む工事費、予算をいただいたわけでございます。

それで、その予算の範囲内、それから、今回この拠点整備の補助事業は、1市町村2億というような上限が決まっております。そういった補助事業の上限、それから、ご議決いただいた予算のなかでできることを、こうやっていきたいということで、今回、この改修事業をやることになったということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 同僚議員と同じで、いつも工事すると、当初は当初はと、何度もおっしゃいます。ということは、当初の調査や説明、またはそれをされる方との話し合いがないように見受けられます。いま、補助の上限を超えない範囲、それに徹するんですか、そうすると、多少長持ちしなくてもいいというふうにとられます。

それで、約800万円ですが、当初は判断できなくて、足場がかかって判断できたと、それはどなたがやっているんですか。

それと、はっきり言っている頃、その判断されたのか。

あと、入札に関してですが、積算はどなたが行って、その比率はどのようなものですか。

9月議会では請負率を掛けた金額で出されると申していますが、説明をお願いします。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 ご質問のうち、設計にかかる部分につきまして、私のほうからご答弁を申し上げたいと思いますが、当初の段階で見積りをつくっていただいた業者さんとは、現地に何回か足を運んで、いろいろ協議をしながら打ち合わせは行っております。その現状を踏まえた見積りをつくっていただいている努力はしております。

ただし、今回の菌床培養施設につきましては、先ほど来、申し上げましているとおおり、新築ではなくて改修という部分がありますので、どうしても当初の見積りの段階で想定で

きなかった腐食だったり、不具合だったりというのが、工事を進めるなかで散見されたと、そういうことで、今度は工事請負業者と工程会議という形で、設計者、町、それから請負業者等で、3者で打ち合わせをやっておりますが、そのなかで、ここはこういうふうにしたほうがいい、ここはああいうふうにしたほうがいい、お互いに意見を出し合いながら調整した結果、改修することになったということでございます。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 私からは、積算等についてお答え申し上げたいと思います。

この設計積算につきましては、いわゆる市町村支援機構というところでやっていただいております。現在進めているところでございます。

請負率につきましては、91.96パーセントということで、今回の変更設計におきましても、その掛け率を掛けた金額で算定をさせていただいております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 いまの説明ですと、新築なら、そのようなあまりないんですが、改修だからと、改修だからこそ現場をきちんと見て、あとは何箇所か剥がすなり、掘ってみるなり、詳しくやらないと積算はできないんじゃないんですか。だから、こういった現状がいつも起きるんじゃないんですか。

あと、ちょっと強い言葉で言いますと、入札率は90.何パーセントだけれども、見積りは何点ですかというふうになりますよ、大きな目で見ますと。そういうふうに捉えます。もうちょっと現場の確認を今後は続けてもらわないと、いつも変更が出ると思います。

実際、現場に何回も行って打ち合わせしていますといいますが、現場に、設計を起す前にどのくらい行っているんですか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 当初、見積りを書いていただく前の段階で、3回ほど町と設計業者で行って、現場を確認しながら打ち合わせをしてきたところでございます。

それから、その後、今度は設計段階に入ってから、また別に数回行っております。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 落札率ということで、設計額に対する落札率ということで、91.96パーセントということで、今回なったところでございます。

○議長 パーセンテージは前の見積りと同じかということ。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 ちょっと見積りと設計と、話がごちゃごちゃになっておりますが、いわゆる今回、設計をしていただいた、要するに見積りというのは設計のこととございまして、設計をさせていただいて、その設計に対して入札をいたしましたところ、91.96パーセントということで落札されたというところでございます。

それで、今回の変更につきましても、その率を掛けた金額で変更をしております。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それで、ちょっと遡れば、小学校を役場にするとき、床とかを見なくて追加になったと、変更契約を行った。今後はこのようなことがないようにするというふうで説明を受けていますが、今回もまた同じことだと私は思っています。

あと、もう1点なんですけど、補助の上限ということもありましたが、これに基づいて、補助に対して何割くらいになっていますか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 再質問にお答えいたします。

設計の段階で何回か足を運んで、打ち合わせをしながら、設計の前の段階ですね、見積りの段階からそういうふうにしてきましたが、その後、例えば建築確認申請にかかる協議のなか、またはそういった腐食の度合い、そういったところまでは想定できなかったことから、こういう変更になったということがございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、補助のということでございますが、基本的にこの補助は2分の1でございます。補助対象事業費の2分の1が国費ということでございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 補助については、補助と、私の言いたいのは、補助もあります。当初の予算のどのくらいに収まっていますか。

あと、もう1点、答弁で、建築確認については現場のことは関係ありません。現場を見るのは、あくまでも積算の場合です。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 最初のご質問であります。補助対象事業費につきましては、今回の総事業費のなかで、いま今回、この議案でも変更出ておりますが、まだボイラー棟の改修工事をやっております。そこの部分の細部も詰まっておりますので、流動的ではありますが、今回、町の一般財源、この補助対象経費のほかに、一般財源が900万円ほど予想されておりますので、それ以外の部分になりますが、それは、補助対象事業費ということでございます。

それから、建築確認申請の部分のご質問についてでありますけれども、建築確認を受けるために協議を行っているなかで、見積りをいただいてから設計ができあがるまでの間で、その建築確認の協議を行っているなかで、ここはこうだ、ここはああだというような指摘事項がありまして、それに伴って設計が変わってきた部分もあったと、そういうことでございます。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 いま国は、長寿命化とか、あるいは施設の改修をして、なるべく今後の人口減少を考えれば、なるべくハード施設はつくるなというような、たぶん指導がされていると思うんですね。今後いろんな形で、やはりこういう改修工事や長寿命化というものが出てくると思います。やはりそれに対しての、やはり1つのルールづくりといいますか、そういうものを持っていないと、やはりなかなかそのたんびにいろんな追加、実際に出てくるを得ないところが相当あると思います。

私も先般、ちょっと一般質問で言いました旧尾野本小学校の講堂についても、あそこ実際に、本当に改修工事やろうとしたら、私は想定外のことが、それこそ数多く出てくるだろうというような危惧を持って質問をしたわけなんですけど、やはりそういうことも含めて、やはり将来利用されるかもしれないというような施設については、やはりあらかじめその

調査とか、仮に改修をする場合のコストがどのくらいかかるのかとか、その費用対効果については、やはり行政側であらかじめ調査をしていくというようなことが、今後求められるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 それではお答えをしたいと思います。実は私も、これまでのいろんな事業、事務処理を見てきて、何でこう毎回毎回、補正が出てくるのかなというような思いをしてきました。その原因はいろいろあります。それで、やっぱりもうちょっと将来的に、しっかりした考え方を持って、本当にこれでいいのかどうかと、将来これから、いわゆる長寿命化を図るときに、どこまでやったらいいのかと、どうもその辺の考え方が、私ちょっとどうだったのかなと。私も8月になって、前に計画された事業が、いまいろいろ着手されてきているわけですが、それには設計の問題もあります。

それで、それはやっぱりその当時、その当時はやっぱりそういう前提でといいますか、初めからみんな完璧なものを求めて設計はするわけですよ。そのための調査は、それは私は、役場の職員は事務屋ですから、なかなかそこまでは想定できない部分は、これは設計屋さんの専門的な立場で判断をしてもらって、そして設計を組んで、それで入札をして業者が決まって工事に入るわけですが、さっきいろいろ答弁申し上げましたけれども、改修の場合は、実際に工事に入るといろんなことが、やっぱり出てくるわけですよ。

ですから、そこはぜひご理解をいただきたいなと思いますけれども、ただ、これから私は、いろんな事業を計画して実施するうえで、これまでの反省はしっかりやらないといけないなと、変更はあり得ますけれども、そういうことがあまりにも、ちょっと私は多すぎるなというような感じをずっと持ってきましたので、これからの計画する部分については、皆さんがいろいろご指摘ありましたようなことのないように、しっかりやっぱり対応しないといけないなというふうに思います。

まして、新しく建てるものはまあまあいいですけども、なかなかいまある施設の改修とか、工事をする場合には、やっぱり実際に入ってみたいと分からないというのがあるものですから、そこはひとつ、ぜひご理解をいただきたいなというふうに思います。

これから、いろいろこれまでの反省を踏まえたうえで、しっかり対応させていただきたいと思っております。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 いま町長から返答いただきましたように、やはり改修工事というのは、そういう本当に想定外のことが起きるんだという前提でやるしかないと思うんですよ。ですから、そのことに対して、あとはどう対応していくのかということと、さっきおっしゃいましたように、やはり今後、利用が可能といいますか、町として利用を考えているようなところについては、あらかじめ調査を早めに進めておくということをぜひお願いをいたします。

以上です。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 私は既存の建物を直す、それは当然、いま町長が話したように、開けてみる、分解してみたら当然変更が出る。これは私は全く同感です。その部分はいいんですけども、お聞きしたいことが、長寿命化を図るいまの工事、これを後でやった場合は補助が付

くのか付かないのか。そういったケースでちょっとお聞きしたいのが1つそれ。  
あとは足場、足場が総額でどのくらい、その部分だけでどのくらいになるのか。  
まずこの2点をお伺いしたいと思います。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 ご質問のうち、まず1点目の部分につきましてご答弁させていただきます。

国の地方創生拠点整備事業につきましては、平成28年度、昨年度の繰越事業ということで、補正予算でできた事業でございます。今回の工事はそれ限りということでございますので、後からというような長寿命化の事業はできないということでございます。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 私は2点目の足場の額について申し上げます。

足場はだいたい250万円くらいということで、結構な金額でございますので、ご了承ください。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 そうすると、足場をやって、後から工事したとすると、だいたい1,000万円くらいな感じですかね。私、いまこの長寿命化を、いまやってしまうというのは、私、大賛成です。これを後日やるというのは、ちょっとないだろうと。10年とか一定の期間でこれ改修するという話になったときに、いまの菌床の、実際に運営が始まっていたとすると、それ止めなければいけないとか、一部停止とか、そういったことを考えるならば、やはり最初からロングランで、もう町の力を傾注して、どっとやってもらう。そのほうが町にとってはプラスだろうと。だから私は、いまこの時期に全てをやっていく、変更しながらやっていく、私は大賛成です。

以上です。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 3番議員の件に関して、私もちょっと疑問に思うんですが、やはり設計、実施設計、これをしていくのであれば、事前の調査、それから予算組、そういったものを、今後しっかりやっていってもらわないと、我々議会で議決した事項、これの変更があまりにも多すぎるから、今後もしっかりやってくれよというような提言というか、提案というか、そういったものも含んでいると思うんですよね。あまりにも予定金額の内場であれば、何回でも変更できる、契約変更する、これが増えた。そうじゃなくて、ちゃんとしっかりはじめから、県の、その土木の賃金が上がったから、しょうがなくて上がるというのだったらまた別なんですけど、そうじゃなくて、今後はしっかりと、そういった方向でやっていただきたいというふうに考えますが、いかがですか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 お答え申し上げます。

実際、設計をするということで、現地を見ながら、またそういったなかで、ただ、見える範囲内、どうしても見えない部分というのは当然あるわけでございますが、見えるなかでは、しっかりと見ながら設計を組んでやっていきたいというふうに考えております。

ただ、変更につきましては、やはりどうしても変更もなしで最後までいけるとい

はございませんので、そういったなかで、先ほど議員おっしゃっていましたように、どうしても労務単価が上がったりとか、資材費が上がったりというような、やむを得ない事情も随分ございますので、変更については、その内容によってさせていただきたいというふうに考えております。

○議長 変更がだめだと言っているのではないのです。別なほうの変更をなるべく少なくしろと言っているのだから、そこをちゃんと説明してください。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 もう一度ご答弁申し上げます。

しっかり設計をして、できるだけそういう変更は少なくするように努力をいたしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 2点ほど伺ひます。

変更したということは、工期が延びるということですが、何日くらい延びるのか。

あと、当初、設計するにあたり、役場が設計者に指示する特記仕様書というのがありますけれども、その内容というのはどのようなものだったのか、お伺ひいたします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 今回の工期の延長でございますが、2月28日ということで、当初見込んでおりました、今回3月15日ということですので、15日間延長させていただくということでございます。

あと、特記仕様書につきましては、建築関係でございますから、それに従います様々なもの今回やっておりますが、ただ、特に特別なものということではなく、建築一般にかかるものということで、今回の特記仕様書は書かせていただいております。

以上です。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 役場からはどういうものをつくりますよという指示みたいなのは、特記仕様書には付けていないということですか。内容を指示して、それを設計するわけですがけれども。

変更でも、当初の設計でも、はじめどういうものを設計しますよというのは。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 先ほど建設水道課のほうからは、工事にかかる特記仕様書のお話をさせていただきましたが、設計の段階のことにつきましては、私のほうからご答弁させていただきますが、先ほど来、申し上げておりますとおり、設計、見積りの段階、設計の段階で、設計者の方と複数回にわたって打ち合わせをして、町からも仕様書という形では出してあります。ただ、特記という部分ではなくて、打ち合わせに基づいて、こういう仕様でお願いしたいというような仕様書を出して、それで設計をつくっていただいているということでございます。

○議長 2番、薄幸一君。

○薄幸一 仕様書ということですから、建物についてある程度、建築基準法ありますけれども、それにある程度詳しい方も一緒に立ち会って打ち合わせしたのでしょうか。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 お答えいたします。

何回か事前の見積りの段階から、そういうことで専門家の方と打ち合わせをしながらつくってまいりましたので、そういう意見を踏まえて仕様をつくっております。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第16号、地方創生拠点整備交付金事業菌床培養施設整備工事請負契約の変更契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、地方創生拠点整備交付金事業菌床培養施設整備工事請負契約の変更契約については、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第17号、西会津町ケーブルテレビ施設の管理に係る指定管理者の指定について、日程第8、議案第18号、西会津国際芸術村の管理に係る指定管理者の指定についてを一括議題とします。

なお、審議の方法は、議案の説明終了後、総括質疑を行い、1議題ごとに質疑・採決の順序で行いますので、ご協力をお願いします。

指定管理者の指定にかかる選定方針等の全体的な説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第17号、西会津町ケーブルテレビ施設の管理に係る指定管理者の指定について、及び、議案第18号、西会津国際芸術村の管理に係る指定管理者の指定についての2議案の説明に先立ち、これら、公の施設の指定管理者の候補者選定に至る全体の総括について、ご説明を申し上げ、皆さまのご理解をいただきたいと思います。

まず、公の施設の管理につきましては、平成15年6月に地方自治法が改正され、新たに指定管理者制度が創設されたところであります。この新たな制度の創設に伴い、公共団体、公共的団体及び町の出資団体等に限られていた公の施設の管理の委託が、民間業者やNPO法人等にも委託可能となったところであります。

本町におきましては、平成17年9月に西会津町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例を制定し、平成18年4月から各施設の指定管理者を指定してまいりました。

今次の指定にあたりましては、4回の選定委員会を開催し、慎重に選定作業を行ったところであります。その選定作業の内容であります。まず、今回は2期目の指定となる西会津町ケーブルテレビ施設につきましては、平成27年4月の新規指定から現在までの事業実績等の評価検証を行った結果、現在管理している団体が蓄積している専門的スキルなどにより、管理運営状況が良好と判断できたことから、今回は公募によらないで選定することと



いたしました。

また、今回の指定管理者選定において、初めての指定管理施設となる西会津国際芸術村につきましては、指定管理者選定の原則であります公募により選定手続きを進めることといたしました。

次に、施設ごとの審査結果を申し上げます。

まず、西会津町ケーブルテレビ施設でありますが、現在、管理運営を委託しております一般社団法人西会津ケーブルネットは、平成9年の開局から業務に携わってきた職員を従業員としており、施設の設置目的の理解や管理運営の経験と実績、ノウハウを十分に有しております。また、ハード面の伝送路をはじめとするケーブルテレビ施設及び設備の保守管理や、ソフト面の放送番組制作においても十分に熟知していることから、引き続き遅滞・遺漏なく事業を実施できるとともに、新たな事業展開、施設・設備の付加価値の創出など、情報インフラのさらなる活用も期待できるところであります。これらのことを踏まえ、引き続き一般社団法人西会津ケーブルネットを指定管理者の候補者として選定したところであります。

指定期間につきましては、指定管理者の人材確保や安定継続した管理運営を図る観点や、2期目の指定であることを踏まえ、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間としたところであります。

なお、管理運営上の問題ではないものの、ケーブルテレビ使用料やコマーシャル、ダビングサービス等の収入については、現在、町の収入となっております。指定管理制度の趣旨からいえば、本来、指定管理者の収入となるべきものでありますので、今後、町と一般社団法人西会津ケーブルネットが協議し、早急に体制の整備を図っていく考えでありますので、ご理解願います。

次に、新たに指定管理施設となる西会津国際芸術村であります。申請団体である一般社団法人BOOT（ブット）の団体としての経営理念や施設の管理運営体制、取り組み方針などについてヒアリングを実施いたしました。その結果、代表者がこれまで西会津国際芸術村の運営をはじめ、同施設に開設している定住移住相談支援センターの中核的な役割を担っていることから、施設の設置目的の理解や管理運営の経験と実績を有しており、芸術・文化の振興や地域の情報発信を通じた交流人口の拡大と地域の活性化に資する事業展開が十分に期待できる内容でありました。これらのことを踏まえ、一般社団法人BOOTを指定管理者の候補者として選定したところであります。

なお、指定期間につきましては、新規の指定であることから従前どおり、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間としたところであります。

以上で説明を終了させていただきますが、指定管理制度導入の趣旨は、住民サービスの向上や民間のノウハウを活かした施設の幅広い活用、さらには、経費の節減であります。このことから、町といたしましては、指定管理制度の導入趣旨及び施設の設置目的に沿った管理運営が行われるよう、これまで以上に指定管理者との連携を強化するとともに、全員協議会で皆さまからいただきましたご意見を反映できるよう、しっかり対応してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 議案第17号の説明を求めます。

企画情報課長、矢部喜代栄君。

- 企画情報課長 議案第 17 号、西会津町ケーブルテレビ施設の管理に係る指定管理者の指定について説明させていただきます。

西会津町ケーブルテレビ施設につきましては、平成 27 年度より指定管理者制度を導入し、管理・運営を行っているところであります。

このたび、平成 29 年度末をもって、1 期目 3 年間の指定管理期間が満了するため、改めて指定管理者の選定作業を進めてきたところであります。選定経過と結果につきましては、ただいま総務課長から説明があったとおりでありまして、西会津町ケーブルテレビ施設につきましては、一般社団法人 西会津ケーブルネットを指定管理者候補として選定したところであります。

それでは、議案書をご覧ください。

指定管理者となる団体の名称は、一般社団法人西会津ケーブルネットであります。指定の期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

以上で説明を終わります。

- 議長 議案第 18 号の説明を求めます。

商工観光課長、伊藤善文君。

- 商工観光課長 議案第 18 号、西会津国際芸術村の管理に係る指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

西会津国際芸術村につきましては、平成 14 年に廃校となった旧新郷中学校の施設を活用し、平成 16 年 9 月に開村しました。これまで公募展や芸術・アートの催事等を開催するなど、本町における交流人口拡大のための拠点施設として位置付けしているところであります。これまで町直営で管理運営を行ってまいりましたが、地域の活性化と交流人口の拡大を一層推進するため、このたび指定管理者制度を導入することといたしました。指定管理者選定の経過と結果につきましては、先ほど総務課長からご説明申し上げたとおりであります。西会津国際芸術村につきましては、一般社団法人 B O O T を指定管理者候補として選定したところであります。

それでは、議案書をご覧ください。

指定管理者となる団体の名称は、一般社団法人 B O O T であります。指定の期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長 これから総括質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

- 多賀剛 総括でお尋ねをいたしますけれども、この指定管理者制度、これは導入することによって、いろいろ町はメリットがあるということで、全国的にも指定管理者制度が導入されてきていることと思います。総じて、町は指定管理者制度をすることによって、分かりやすくどんな効果を期待しているのか。2 期目以降の施設に関しましては、その期待したとおりの効果が実際あらわれているのか、そんなことをお尋ねします。

あと、初めて指定管理をされる団体におきましては、いわゆる現在も一生懸命活躍をし

て、成果を出していると、私、認識しておりますが、交流人口拡大や移住定住という町の重要施策の一端を担うというようなことでありますので、今以上にどんな効果を指定管理をすることによって期待されているのか、その点をお尋ねいたします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 答えをいたします。

まずはじめに、町が指定管理者制度に何を期待しているのかというご質問でございますが、先ほど議案説明のなかで申し上げましたとおり、指定管理者制度の導入の趣旨でございますが、まず1点は、住民、町民サービスの向上であります。2点目につきましては、行政ではなかなかできない民間のノウハウを活かした、その施設の幅広い活用、さらには経費の節減と、様々あるわけでございますが、実際、西会津町におきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入いたしまして、公の施設、公園施設、温泉施設、あと福祉施設、様々な施設を指定管理として実施してきたわけでございますけれども、確かに、直営で、町が直営で施設管理をするよりも、まず経費の面ではかなり抑えられる。施設管理につきましても、それぞれ経験のある団体でございますので、そういった管理についても、町が直営でやるよりは、かなり行き届いた管理ができると、そういった面で、町は今後もそういった施設につきましては、指定管理制度を継続しながら、よりよい住民サービス、施設管理をお願いしていきたいと考えてございます。

それから、芸術村、新規の指定ということでございますが、多賀議員おっしゃるとおり、町の最重要課題は人口減少に歯止めをかけると、そういった課題がございます。そのなかで、国際芸術村の果たす役割というのは、近年、来場者もかなり増えてございまして、ただ単なる施設の管理だけではなくて、移住定住支援相談センターも兼ねてございます。この前の全員協議会でも申し上げましたが、今回、申請された団体につきましては、かなりそういったノウハウも、かなり有してございまして、どんどんどん町外から西会津町に来ていただける可能性が、期待がかなり高かったということでございまして、大いに町としましても、人口減少対策の歯止めとして期待をしているわけでございます。そういったことで選定をさせていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 分かりました。私は指定管理者制度を否定するわけではありませぬので、いま言ったような効果を最大限出していただけるように、今後もやっぱり指定を受けられた方は努力してほしいなという思いであります。

1つ、先ほどのケーブルテレビ施設に関しましては、総務課長の説明のなかで、いわゆる使用料、手数料の話がありました。ただ、いま現状の段階でいうと、いわゆるケーブルテレビの視聴料、利用料とか、インターネットの使用料等々は、全部その指定管理者がやるというのは、実質的に不可能だと私は思うんです。だから、この公設民営のあり方というのは、いろんな私も考えるところがあるんですが、まずできることは、ダビングサービスとか、CM手数料、彼らの営業努力によって稼げたというか、収入に関しては、新年度以降でも、私は前倒してでもね、やっぱり営業努力によって上がるものだなという認識がありますので、その点の手数料収入は、やっぱりケーブルネットにやってもいいのかなと

いう思いがあります。そんなことも検討していただけるということでもありますから、その点をお願いします。

あと、いわゆる国際芸術村に関しては、いまでも私、一生懸命やって、相当な効果が出ていると思いますから、それ、町の重点施策の一端を担う、最重要施策の一端を担うというようなことでありますから、いま以上の効果を私は期待、町も期待しているんでしょうけれども、あまりプレッシャー、重圧にならないような形で、ぜひやっていただきたいという思いであります。その点だけお話しておきます。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 答えをいたします。

まず、ケーブルテレビの関係でございますが、いまほど多賀議員がおっしゃったとおり、いま私、説明のなかで、ケーブルテレビ使用料、インターネット使用料、そのほかダビングサービスですとか、コマーシャルですとか、そういった収入、いま現在、町の収入になっておまして、そこらの見直しも当然必要だということでご説明を申し上げました。いま議員おっしゃるとおり、ケーブルテレビの使用料、それからインターネットの使用料の賦課徴収まで、すぐには、当然なかなか無理はあると、それは町も認識してございます。そこら辺は将来的な部分も含めまして、今後検討はさせていただきますが、先ほどのダビングサービスですとか、コマーシャルのサービスですとか、そういったものについては、できれば来年4月から見直しをしたいということで、現在、作業は進めてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、国際芸術村でございますが、あまり大きなプレッシャーといいますか、それはかけないようにというようなおただしでございますけれども、町としましても、基本はいままでやってきたこと、それに少しずつ広げていっていただければというようなことで考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 国際芸術村についてお尋ねをしたいと思います。

○議長 いま総括ですから。

総括ではありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで総括質疑を終わります。

日程第7、議案第17号、西会津町ケーブルテレビ施設の管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第17号、西会津町ケーブルテレビ施設の管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、西会津町ケーブルテレビ施設の管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第18号、西会津国際芸術村の管理に係る指定管理者の指定についての質疑を行います。

7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、いままで芸術村の職員に関しては、身分といいますか、町の振興公社の身分になっていたと思うんですが、またそれによって給料も出ていたというようなことになるわけですが、これから一般社団法人というようなことで、身分は変わってくるのかなと思うんですが、給料とか、そういう体系といいますか、それについてはどうなるのか。

もう1つは、何人でこの社団法人がスタートするのか。

2点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 芸術村の、いわゆる職員の身分と申しますか、まずお答えしたいと思います。

まず、議員ご指摘のとおり、いままでは、現在平成29年度までにつきましては、西会津町振興公社の職員という形の身分になりますが、4月1日からは完全に身分は移管となりまして、一般社団法人のB O O Tという形になるということになります。

あと、体制ということで、芸術村を運営する体制ということでよろしいでしょうか。現在、計画では全部で普通の社員としては3名で、あと委託契約者1名で計4名で運営をしていくということですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 給料とか、そういう保障の面では、いままでどおりなのか、それについてお尋ねしたいと思います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 すみません、確かに答弁漏れておりました。給与体系につきましては、一応、その一般社団法人B O O Tの決める給与体系に基づいて支給されるということで、待遇的な部分につきましては、まだ具体的な部分では伺っておりませんが、公社とそれほど変わらずというような形では思っております。

以上でございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 新たに指定管理をして、そして町からの委託料というものが発生するわけですが、今後、次年度に向けて委託料、町の一般財源から出ると思うんですが、どのくらい見込んでいるのかお知らせください。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 委託料についてのご質問にお答えしたいと思います。

現在のところは、だいたい町の一般財源から維持管理経費とか、いろんな委託事業という形で、いまだいたい、いま現在の平成29年度の当初予算規模で、だいたい1,400万円ほど予算になっております。これから来年度、これから予算編成という形になりますが、だいたい概ね、それよりは若干増えまして、200万円程度増加するのかなということで、いま積算作業を進めているというところでございます。したがって、だいたい1,600万円程度の予算規模になるかということをご予想しております。

以上でございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 指定管理に関しましては、その決算内容、そういったものに関して、町からも報告、町が報告を受けるというふうなことであろうと思いますが、その対象となる方はどなたが管理をするというか、監査的な人もいるわけですよ、町側から。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

指定管理をしております各施設につきましては、1年間、管理運営業務を行いまして、終わりましたら、報告書を各担当課に提出いたします。各担当課は、その報告書を出された報告書をチェックして、きちんとした管理運営がなされたのか、経費については適正な経費だったのかというチェックをしてございますので、各担当課でしているということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 決算書というような形ではないということですか、決算書というような形で、きちっと出てくるのか、それ1点だけお願いします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 各組織は、それぞれ決算書というのは作ると思っておりますけれども、例えば振興公社ですと、4つの施設を指定管理してございまして、それぞれの実績報告は出しますが、それぞれの施設に対する決算書というのは出ません。会社としての全体の決算書は当然あると思っておりますけれども、そういうことをご理解をいただきたいと思っております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第18号、西会津国際芸術村の管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、西会津国際芸術村の管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

暫時休議します。(12時04分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第9、議案第19号、喜多方地方広域市町村圏組合規約の変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 議案第19号、喜多方地方広域市町村圏組合規約の変更について説明させていただきます。

町長の提案理由の説明でもありましたが、喜多方地方広域市町村圏組合が管理・運用しております、あいづふるさと基金につきましては、平成8年に当時の会津地方全28市町村と福島県が出資・造成し、その果実を活用して広域的な地域振興事業に取り組んできたところであります。

しかしながら、近年の基金利子の大幅な低下や、出資団体から基金原資返還の提案があったことなどにより、事業実施主体である、あいづふるさと市町村圏協議会において協議を重ねた結果、あいづふるさと基金の廃止と、あいづふるさと市町村圏協議会の解散が同協議会の総会において決定されたところであります。

このことに伴いまして、基金を管理・運用しております喜多方地方広域市町村圏組合の規約の変更が必要になりましたことから、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、議案書並びに、お手元に配布しております議案第19号関係資料、喜多方地方広域市町村圏組合規約の変更新旧対照表をご覧ください。

喜多方地方広域市町村圏組合規約の変更について。地方自治法第286条第1項の規定により、喜多方地方広域市町村圏組合規約を下記のとおり変更することの協議があったので、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

記。

喜多方地方広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約。喜多方地方広域市町村圏組合規約の一部を次のように改正する。

まず、第3条は、組合の共同処理する事務を規定しておりますが、あいづふるさと基金の廃止に伴い、列举された共同処理事務のうち、第8号の喜多方地方広域市町村圏組合あいづふるさと基金事業の実施及び連絡調整に関するものを削除し、第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げるものであります。

続いて、第5章は、基金に関する規定であります。あいづふるさと基金の廃止に伴い、章ごと削除し、そのあとの第6章と第16条を1章もしくは1条繰り上げるものであります。

別表の改正については、本則の改正に伴って号番号等を整理するものであります。

附則であります。この規約は、平成30年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わりますが、地方自治法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議くださいまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

10番、多賀剛君。

○多賀剛 あいづふるさと基金が廃止されて、本町には8,400万円ほどの返還金が出るということですが、これは、詳細はこれから詰められることになると思いますが、この8,400万円、新しい基金をつかって本町で運営するようになるようになると思いますけれども、どんなことに使われるのが想定されるのか、いま現時点でお答えできることがあればお示しいただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、矢部喜代栄君。

○企画情報課長 お答えいたします。

返還される、このあいづふるさと基金の今後の使い道と申しますか、基金設置する目的と申しますか、についてのご質問だと思いますが、まだ具体的に、基金設置となれば条例化が必要ですので、その条例案については、まだこれから検討ということですが、現時点においては、現在、まち・ひと・しごと創生総合戦略、進めておりますが、それらにかかる取り組み、それから、将来を担う人材育成ですとか、子育て支援、そうした未来につながる事業に充当するような基金ということで、いま検討を進めております。

以上です。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 これから詳細は、私、先ほど言ったように詰められて、いまご答弁いただいたような形で進められると思いますが、いまの新しい事業というか、時代が、地方創生に關しまして、いろんな動きというか事業があります。そんななかで、平行していろんな事業を新しく進めるようになると思うんですが、せっきくこの8,400万円ほどの返還金が町に入ってくるということですから、何かそういう事業に取り込まれて、埋もれてしまっただけは、また何かもったいないような気がするんで、せっきくこういう8,400万円という金額が入るんですから、これはこれとして後に残るような、そういう使い方をぜひ検討していただきたいなという思いで、埋もれるのが悪いとかそういうことではないんですが、これは、この基金が返還されたからこういう事業ができたよというようなことが、後に、後世に残るようなことがあれば、私はなおいのかなという思いでおりますので、町長、その辺はご答弁いただけますでしょうか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 お答えをいたします。

いまほど基金の利用の考え方を申し上げましたけれども、やっぱり将来につながるものに基金を利用したいなというふうに思っております。いま返還されるのは8,400万円ですから、そこに、これを一般財源に入れてしまったのでは、もう形に何も残らないでしまいますので、さらに8,400万円にどれだけ一般財源を足して、基金の額を設定しようかと、8,400万円ではちょっと足りないといいますか、将来に向けての金額としては、ちょっと少ないのかなというふうに思っておりますので、そこにどれだけ一般財源を足して基金を設置するかということで、いま、これからの検討作業をしまいたいと思いますけれども、いずれにしましても、せっきくの基金ですから、つくるわけですから、将来につながる、継続的に使えるような、そういう基金にしていきたいなと、そんなふうに思っております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。



(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 19 号、喜多方地方広域市町村圏組合規約の変更についてを採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号、喜多方地方広域市町村圏組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 10、報告第 1 号、委任専決処分事項の報告を行います。

本件の報告・説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 報告第 1 号、委任専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、昭和 53 年 6 月 30 日にご議決をいただいております、町長の専決処分事項の指定に基づき、損害賠償並びに和解に関することについて、委任専決処分を行ないましたので、その内容についてご報告を申し上げます。件数は 1 件で、事故に係るものであります。

それでは、報告第 1 号の報告書をご覧ください。

まず、事件の発生日月日につきましては、平成 29 年 7 月 24 日であります。その内容であります、西会津町野沢字下小屋乙地内の J R 野沢駅前の交差点において、町公用車が町道を芝草方面から役場方面へ直進で進入したところ、県道から右折しようとする交差点に進入してきた相手方車両と衝突し、双方の車両が損傷したものであります。なお、双方とも身体の負傷はありませんでした。

次に、損害箇所等及び事件の相手方は記載のとおりであります、和解の年月日及び賠償額につきましては平成 29 年 9 月 12 日、2 万 3,879 円であります。過失割合は、当方 15 パーセント、相手方 85 パーセントであります。

以上をもちまして、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく委任専決処分事項の報告を終了させていただきます。

○議長 ただいまの報告に対し質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛 ただいまの委任専決処分の内容については、特別物申すことはございませんが、日々役場庁舎内でも交通安全には努力、啓蒙活動をやっているのと、私、承知しております。折しも今週からは年末年始の県民総ぐるみ交通安全の運動が始まったところでもあります。

そのなかで、私、以前もご提案したことあるんですが、最近のこの事故の事例を見ると、今回は 15 対 85 パーセントで過失割合が決まったと、和解、示談に至る日数もそう長くかかっておりませんが、このいわゆる過失割合において、やっぱり長期にわたる双方の言い分があつて、わたるケースがあるというようななかで、最近ではテレビ報道なんかでも、自分が無茶な運転しなくても、いわゆるもらい事故だったり、危険運転を周りでする方がい

るといようななかで、ドライブレコーダーの設置というのが結構取りざたされております。昨日の新聞なんかでも、県の公用車に関して、いわゆるドライブレコーダーの試験的運用なんかも検討したいというような話がありました。

私は役場の公用車、全部でなくても結構ですけども、やっぱりこれからは、値段もいまはドライブレコーダー、数千円くらいから出ておりますので、いわゆる示談、和解に至るまでの時間を短くするうえでも、ご自分の運転の、危険運転の抑止ばかりではなくて、周りの状況なんかもいろいろありますから、公用車へのドライブレコーダーの設置なんていうのは、以前は、今後検討していきたいというご答弁いただきましたけれども、その後のようなお考えでいらっしゃるのかお尋ねをいたします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

役場の公用車、町内を走ったり、あとは町外、さらには県外まで走るような場合もございます。いま議員が申されたドライブレコーダーにつきましては、やっぱり長距離、福島ですとか、そういった長距離の車にはドライブレコーダーを設置するような考えで、現在進めてございます。全車配備ということになりますと、なかなか大変な部分ありますけれども、とりあえず長距離走るような公用車につきましては、設置を検討しているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 これで報告第1号、委任専決処分事項の報告を終わります。

日程第11、議長発議による政策提言調査特別委員会の設置についてを議題とします。

地方分権に伴い、地方公共団体の処理する事務の増大とともに、責任範囲も拡大され、これに対し、議会もさらなる監視機能や政策立案機能の充実強化が求められております。議会は町民の立場に立ち、町民の福祉向上と持続的で豊かなまちづくり実現のため、政策提言及び政策立案の強化に取り組む必要があることから、特別委員会を設置したいと思います。

議長を除く全議員で構成する定数13名の政策提言調査特別委員会を設置し、政策提言及び政策立案に関する事項の調査をこれに付託して調査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、定数13名の委員で構成する政策提言調査特別委員会を設置し、政策提言及び政策立案に関する事項の調査をこれに付託して調査することに決定しました。

日程第12、政策提言調査特別委員会委員の選任についてを議題とします。

政策提言調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第4条第3項の規定によって、1番、三留満君。2番、薄幸一君。3番、秦貞継君。4番、小柴敬君。5番、長谷川義雄君。6番、猪俣常三君。7番、伊藤一男君。8番、渡部憲君。9番、三留正義君。10番、多賀剛君。11番、青木照夫君。12番、荒海清隆君。13番、清野佐一君。以上の諸君を政策提言調査特別委員会委員に選任したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、以上の諸君を政策提言調査特別委員会委員に選任することに決定しました。

このあと、直ちに政策提言調査特別委員会を開催し、委員長及び副委員長を選任してください。会場は、議員控室、第1会議室であります。

暫時休議します。(13時18分)

○議長 再開します。(13時49分)

先ほど設置された政策提言調査特別委員会の委員長に青木照夫君、副委員長に長谷川義雄君を選任した旨の報告がありました。

日程第13、陳情第3号、道向原川口線の改良工事に関する陳情を議題とします。

委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、荒海清隆君。

○荒海清隆 それでは、経済常任委員会に付託されました陳情報告をいたします。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告をいたします。

受理番号、陳情第3号。

付託年月日、平成29年12月8日。

件名であります。町道向原川口線の改良工事に関する陳情であります。

審査の結果、採択すべきものと決定しました。

以上でございます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第3号、町道向原川口線の改良工事に関する陳情を採決します。

お諮りします。

陳情第3号、町道向原川口線の改良工事に関する陳情は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号、町道向原川口線の改良工事に関する陳情は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、陳情第4号、「所得税法第56条の廃止」を求める意見書採択に関する陳情議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、多賀剛君。

○多賀剛 総務常任委員会に付託されました陳情1件の審査報告を行います。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告をいたします。

受理番号、陳情第4号。

付託年月日、平成 29 年 12 月 8 日。

件名、「所得税法第 56 条の廃止」を求める意見書採択に関する陳情。

委員会の意見、継続審査を要する。

以上であります。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第 4 号、「所得税法第 56 条の廃止」を求める意見書採択に関する陳情を採決します。

お諮りします。

陳情第 4 号、「所得税法第 56 条の廃止」を求める意見書採択に関する陳情は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第 4 号、「所得税法第 56 条の廃止」を求める意見書採択に関する陳情は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 15、総務常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

総務常任委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

総務常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 16、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 17、議会広報特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会広報特別委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の

申出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 18、小中一貫教育調査特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

小中一貫教育調査特別委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

小中一貫教育調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、小中一貫教育調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 19、政策提言調査特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

政策提言調査特別委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

政策提言調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、政策提言調査特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、薄友喜君。

○町長 12月町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、平成 29 年度補正予算並びに町政が当面する重要な案件について、ご審議をいただいたところではありますが、議員各位におかれましては、特段のご精励を賜り、全議案について、原案のとおりご承認を賜り、厚く御礼を申し上げます。

会議を通して皆さまからいただきましたご意見等に意をもって、町政に反映できるものは誠意をもって反映してまいり所存でありますので、議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

今年もあと残り少なくなってきました。例年になく大雪のなかで、年末年始を迎え

ることとなりましたが、議員各位におかれましては、ますますご自愛のうえ、町勢伸展のためにご尽力、ご協力を賜りますよう衷心よりお願いを申し上げます、ごあいさついたします。ありがとうございました。

○議長 閉会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は去る12月8日以来、本日まで7日間にわたり、条例の一部改正及び廃止をはじめ、平成29年度の補正予算、指定管理者の指定など、多数の重要案件について議員各位の終始きわめて真剣なご審議をいただき、議事進行に各位のご協力を得ましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

また、町当局におかれましても、審議の間、実に真摯な態度をもって審議に協力されましたことに対し、深く敬意を表しますとともに、本会議において議員各位から述べられました意見、要望事項につきましては特に留意され、適切なる執行に十分反映されますよう切望し、町勢伸展のため一層のご努力をお願い申し上げます。

議会は、議会基本条例をより具現化し、身近なものとするため、定例会において、政策提言調査特別委員会を設置したところであります。これからの議会に第3の機能として求められている政策提言及び政策立案機能に関する調査を行い、町民の皆さまと一体となって、安心して住みよいまちづくりに向けた取り組みをしていくこととしております。

議会といたしましては、町民の皆さまと議会、町と議会の絆をしっかりとつなげながら、町勢伸展のため、今後も継続して議会活動に取り組む所存でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

今年も残り少なくなり、寒さも厳しさを増してまいりました。議員の皆さま方、執行部の皆さま方におかれましては一層ご自愛の上、よいお年を迎えられますようご祈念申し上げますとともに、今後とも、町政の積極的な推進にご精励賜りますようお願い申し上げます、閉会のあいさついたします。

これをもって平成29年第7回西会津町議会定例会を閉会します。(14時02分)